

資 料 編

1. 野菜価格安定事業の変遷

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
昭和37	(財)青果物生産安定資金協会	青果物生産安定事業実施要領 (振興局長通達)	たまねぎの価格補てん事業
38	(財)野菜指定産地生産安定資金協会	野菜指定産地推進事業実施要領 生鮮食料品流通改善対策要綱 (野菜指定産地制度及び野菜価格安定事業の拡充)	野菜指定産地制度の発足 キャベツの価格補てん事業
40		野菜指定産地生産安定事業実施要領 青果物生産安定事業実施要領 (振興局長通達→農林事務次官依命通達)	
41	野菜生産出荷安定資金協会 (両資金協会を継承)	野菜生産出荷安定法 (野菜需要見通しの作成・公表 野菜指定産地の指定 生産出荷近代化計画の樹立と実施 野菜生産出荷安定資金協会の設立)	指定野菜の価格補てん事業
45		野菜生産出荷調整強化対策事業実施要領 野菜の標準規格設定事業実施要領	市場隔離 (産地廃棄) の実験事業
46		野菜生産出荷安定法一部改正 (野菜法第15条第3項を追加) 野菜価格安定対策要綱 (野菜の価格補てん事業の充実 需給調整機能の強化 秋冬露地野菜の計画的出荷の推進 たまねぎ・ばれいしょの端境期に対する緊急対策の実施)	秋冬野菜生産出荷対策事業 (生産出荷計画の作成 特別補給交付金の交付)
47	(財)野菜価格安定基金	秋冬期重要野菜計画生産出荷特別事業実施要綱 野菜生産出荷調整事業実施要領 野菜価格安定緊急対策事業及び大規模低温貯蔵庫設置事業実施要領 青果物安定販売指定店制度推進事業実施要領	秋冬期重要野菜計画生産出荷特別事業 (生産・出荷計画の作成・承認 市場隔離事業特別価格補てん事業) 野菜生産出荷調整事業 (出荷計画の作成・承認 市場隔離市場特別価格補てん事業) たまねぎ等売買保管事業 緊急輸送助成事業 大規模低温貯蔵庫の設置・保管事業
48		生鮮食料品消費者情報提供事業実施要領 野菜標準規格普及指導事業実施要領	野菜消費者情報提供事業 野菜標準規格普及指導事業
49		市場隔離対象野菜の有効利用事業実施要領 野菜供給確保対策価格差補給事業	市場隔離対象野菜有効利用事業 野菜供給確保対策価格差補給事業 新産地育成緊急対策価格差補給事業

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
50		野菜高騰時対策実験特別事業実施要領	野菜高騰時対策実験特別事業
51	野菜供給安定基金 (資金協会と(財)基金を継承)	野菜生産出荷安定法一部改正 (指定消費地域、野菜指定産地の要件の改正 野菜供給安定基金の設立 都道府県野菜価格安定法人に対する助成事業の制度化) 特定野菜等価格安定対策事業実施要領 生鮮食料品等消費地需給調整施設設置事業実施要領 「野菜供給安定基金が中央卸売市場の卸売業者に出荷するたまねぎ等に係る出荷奨励金の交付について」制定	特定野菜等価格安定対策事業
55		重要野菜需給調整特別事業実施要領	重要野菜需給調整特別事業
57		食品等流通対策事業実施要領	
58		食料品等流通対策事業実施要領	
63		野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領 加工用トマト生産安定対策事業実施要領制定	野菜需給均衡総合推進対策事業
平成5		野菜生産出荷安定法施行規則一部改正 (複合指定産地制度の創設)	野菜予備苗供給事業 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 (複合産地育成型 野菜指定産地計画育成型)
8		特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 (中山間産地育成型)
10		野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正	指定野菜緊急出荷調整事業
11		特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正	価格回復緊急出荷調整事業 野菜供給確保需給調整事業
12		特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正 野菜需給均衡特別推進事業実施要領	野菜需給均衡特別推進事業
13		野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜の標準規格設定事業実施要領廃止	生鮮野菜輸入先国生産出荷動向等調査事業
14		野菜生産出荷安定法一部改正 (契約野菜安定供給事業の創設 指定消費地域の廃止と大規模生産者の対象化 需要及び供給の見通しに基づく野菜指定産地の指定と計画的な育成) 「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領	契約野菜安定供給事業 野菜情報総合把握システム構築事業 契約取引推進円滑化事業 野菜構造改革促進特別対策事業 野菜農家経営維持安定利子補給事業

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
14		一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜構造改革促進特別対策事業実施要領 野菜農家経営維持安定利子補給事業実施要領 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正	
※15 年度 以降 は全 規程 の制 定・ 一部 改正 ・廃 止を 記載	独立行政法人農畜産業振興機構 (野菜供給安定基金と農畜産業振興事業団が統合)	(4月1日) 青果物安定販売指定店制度推進事業実施要綱廃止 「野菜供給安定基金が中央卸売市場の卸売業者に出荷するたまねぎ等に係る出荷奨励金の交付について」廃止 加工用トマト生産安定対策事業実施要領廃止 野菜需給均衡特別推進事業実施要領廃止 指定野菜における出荷数量の認定について一部改正 野菜需給調整関係事務処理要領一部改正 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構法施行 (4月1日及び10月1日) ・機構の業務等 ・野菜生産出荷安定法一部改正 (9月29日) 指定野菜価格安定対策事業実施要領施行 指定野菜価格安定対策事業の推進について施行 契約指定野菜安定供給事業実施要領施行 契約指定野菜安定供給事業の推進について施行 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜構造改革促進特別対策事業実施要領一部改正 野菜価格安定対策費補助金等交付要綱一部改正 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
15		による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正 指定野菜における出荷数量の認定について一部改正 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正 野菜需給調整関係事務処理要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正 (9月30日) 野菜価格安定緊急対策事業及び大規模低温貯蔵庫設置事業実施要領廃止 野菜農家経営維持安定利子補給事業実施要領廃止 (10月1日) 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令施行 野菜生産出荷安定法施行規則第8条の規程に基づき農林水産大臣が定める野菜を定める件(告示)施行 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則制定 特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱制定 契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱制定 野菜農業振興事業補助実施要綱制定 (3月15日) 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正	
16		野菜価格安定対策費補助金等交付要綱一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正	野菜需給安定促進事業 自由貿易協定推進に伴う野菜の影響等調査事業 野菜需給安定促進事業
17		野菜生産出荷安定法施行規則一部改正 野菜価格安定対策費補助金等交付要綱一部改正 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
17		<p>正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p>	
18		<p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金等交付要綱一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
18		<p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p>	
19		<p>野菜価格安定制度及び需給調整制度の見直しについて</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて施行指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p>	
20		<p>野菜生産出荷安定法施行規則一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について制定</p> <p>野菜価格安定対策費補助金等交付要綱一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
20		<p>綱一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領制定</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業に係る負担金及び賦課金の納入期限について施行</p>	
21		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正</p> <p>野菜契約取引等推進事業実施要領施行</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施についての制定について施行</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について施行</p> <p>緊急需給調整費用交付金の単価について一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p>	
22		<p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱制定</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
22		<p>改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業実施要領制定</p> <p>緊急需給調整費用交付金の単価について一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業に係る負担金及び賦課金の納入期限について一部改正</p>	
23		<p>野菜生産出荷安定法施行規則一部改正</p> <p>〔登録生産者の面積要件緩和 ・ねぎの共同出荷要件の特例〕</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領制定</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の交付予約希望数量等の取扱いについて施行</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p>	<p>契約野菜収入確保モデル事業</p>

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
23		野菜農業振興事業の実施について一部改正 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正 契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正	
24		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正 契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正 野菜の産地強化計画の策定について一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正	
25		契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正 野菜生産出荷安定法一部改正 〔生産出荷近代化計画の農林水産大臣への提出の努力義務化〕 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正 指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正 契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
25		正 契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 緊急需給調整費用交付金の単価について一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業実施要領施行加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領施行 野菜の産地強化計画の策定について一部改正 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業実施要領一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正	加工・業務用野菜生産基盤強化事業
26		独立行政法人通則法一部改正 〔 ・業務の特性を踏まえた法人の分類 ・PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組み構築 ・法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入 〕 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業実施要領一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施についての制定について一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正 契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
26		一部改正 野菜需給調整関係事務処理要領一部改正 野菜生産出荷安定法施行規則一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正	
27		指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正 契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正 契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正 緊急需給調整費用交付金の単価について一部改正 野菜の産地強化計画の策定について一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施についての制定について一部改正	
28		野菜生産出荷安定法施行規則一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正 新しい野菜産地づくり支援事業実施要綱施行 新しい野菜産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱施行 新しい野菜産地づくり支援事業実施要領施行 加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正	加工・業務用野菜生産基盤強化事業

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
28		正 特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正 野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 野菜農業振興事業の実施について一部改正 加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正 契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正 新しい野菜産地づくり支援事業実施要綱一部改正	
29		野菜価格安定対策費補助金交付要綱 指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正 契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱一部改正 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業に係る負担金及び賦課金の納入期限について一部改正 野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正 指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正 契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正 野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正 野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正 野菜農業振興事業の実施について 野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正 契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正 契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
29		<p>特定野菜等供給産地育成価格差補助事業体制推進助成金交付要綱制定</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助事業実施要領一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第90条の規定に基づく登録生産者の取消しに関する事務処理要領制定</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱一部改正</p> <p>加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正</p>	
30		<p>新しい園芸（野菜）産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱一部改正</p> <p>新しい園芸（野菜）産地づくり支援事業実施要綱一部改正</p> <p>新しい園芸（野菜）産地づくり支援事業実施要領一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p>	
31		<p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助事業の適正な実施についての制定について一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助事業実施要領一部改正</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
31		<p>特定野菜等供給産地育成価格差補助事業の推進について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱施行</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について施行</p> <p>加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第90条の規定に基づく登録生産者の取消しに関する事務処理要領一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>端境期等対策産地育成事業補助実施要領制定</p>	
令和2		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び業務方法書実施細則一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第15条第1項、第20条第1項、第50条第1項及び第53条第1項に関する特例について制定</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p>	



年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
2		<p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の対象市場等の指定に係る事務手続要領制定</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要綱一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱一部改正</p> <p>端境期等対策産地育成事業補助実施要領一部改正</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p>	
3		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第90条の規定に基づく登録生産者の取消しに関する事務処理要領制定</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
3		<p>菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の交付予約希望数量等の取扱いについて一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付要綱一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>緊急需給調整費用交付金の単価について廃止</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業に係る負担金及び賦課金の納入期限について廃止</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要綱一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p>	
4		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付等要綱制定</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付要綱廃止</p> <p>指定野菜価格安定対策事業実施要領廃止</p> <p>指定野菜価格安定対策事業の推進について一部改正</p> <p>契約指定野菜安定供給事業実施要領廃止</p> <p>契約指定野菜安定供給事業の推進について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
4		<p>供給事業の実施について一部改正</p> <p>指定野菜における出荷数量の認定について一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の交付予約希望数量等の取扱いについて一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正</p> <p>野菜指定産地関係市町村の廃置分合等に関する報告について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領廃止</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施についての制定について一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領廃止</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領廃止</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業の実施について一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業実施要領一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱制定</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱廃止</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要領制定</p> <p>大規模契約栽培産地育成強化事業補助実施要領制定</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要綱廃止</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第15条の2、第15条の3、第50条の3及び第50条の4に関する特例について制定</p> <p>野菜生産出荷安定法施行規則一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
4		<p>部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業実施要領一部改正</p> <p>大規模契約栽培産地育成強化事業補助実施要領一部改正</p> <p>野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱一部改正</p>	
5		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>野菜価格安定対策費補助金交付等要綱一部改正</p> <p>野菜の産地強化計画の策定について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定および同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について一部改正</p> <p>野菜指定産地関係市町村の廃置分合等に関する報告について一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて一部改正</p> <p>野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p> <p>指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正</p> <p>野菜価格安定対策事業の推進について制定</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施についての制定について一部改正</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱一部改正</p> <p>野菜農業振興事業補助実施要綱一部改正</p> <p>野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領一部改正</p> <p>契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領一部改正</p> <p>野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱について一部改正</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正</p> <p>持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱一部改正</p> <p>契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱一部改正</p> <p>大規模契約栽培産地育成強化事業補助実施要領一部改正</p> <p>野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について廃止</p>	

年度	組織の沿革	法及び要領・要綱	主要事業の開始
5		<p>持続的生産強化対策事業実施要領一部改正  指定野菜価格安定対策事業の推進について廃止  契約指定野菜安定供給事業の推進について廃止  特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について廃止  契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について廃止  指定野菜における出荷数量の認定について廃止  契約野菜収入確保モデル事業実施要領廃止  指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について廃止  独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第15条第1項、第20条第1項、第50条第1項及び第53条第1項に関する特例について廃止  独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第15条の2、第15条の3、第50条の3及び第50条の4に関する特例について廃止</p>	
6		<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則一部改正  指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について一部改正  野菜価格安定対策事業の推進について一部改正  野菜需給調整関係事務処理要領一部改正</p>	



(2) 指定野菜の指定経過

年度	指 定 野 菜
昭和 41	春キャベツ（4月）、初夏キャベツ（5～6月）、夏秋キャベツ（7～10月）、冬キャベツ（11～翌年3月）、春きゅうり（4～6月）、夏秋きゅうり（7～11月）、冬きゅうり（12～翌年3月）、夏だいこん（7～9月）、秋冬だいこん（10～翌年3月）、たまねぎ（周年）、春トマト（4～6月）、夏秋トマト（7～11月）、冬トマト（12～翌年3月）、夏はくさい（8～9月）、秋冬はくさい（10～翌年3月）を指定
42	春夏にんじん（4～7月）、秋にんじん（8～10月）、冬にんじん（11～翌年3月）、秋冬ねぎ（10～翌年3月）を指定
43	春なす（3～6月）、夏秋なす（7～10月）を指定
44	春レタス（4～5月）、夏秋レタス（6～10月）、冬レタス（11～翌年3月）を指定
45	夏秋ピーマン（6～10月）、冬春ピーマン（11～翌年5月）を指定
46	秋冬さといも（8～翌年3月）、冬春ほうれんそう（10～翌年5月）を指定
48	春だいこん（4～6月）を指定、冬春ほうれんそう（10～翌年5月）→冬春ほうれんそう（9～翌年6月）に対象出荷期間を拡大
49	ばれいしょ（周年）を指定
51	春きゅうりと冬きゅうり→冬春きゅうり（12～翌年6月）に統合 春トマトと冬トマト→冬春トマト（12～翌年6月）に統合 春なす（3～6月）→冬春なす（12～翌年6月）に対象出荷期間を拡大 夏秋なす（7～10月）→夏秋なす（7～11月）期間延長
52	春はくさい（4～6月）、夏ねぎ（7～9月）を指定 春キャベツと初夏キャベツ→春キャベツ（4～6月）に統合 夏はくさい（8～9月）→夏はくさい（7～9月）に期間延長
平成 2	レタスの範囲の拡大（非結球型を含める。）
4	夏ほうれんそう（7～8月）を指定、トマトの範囲の拡大（ミニトマトを含める。）
6	夏ほうれんそう（7～8月）と冬春ほうれんそう（9～翌年6月）→ほうれんそうに統合
8	秋冬さといも（8～翌年3月）→秋冬さといも（6～翌年3月）に対象出荷期間を拡大
9	春ねぎ（4～6月）を指定
14	加工専用品種の対象化（きゅうり、だいこん、トマト、ばれいしょ及びピーマン）
23	ねぎの範囲の拡大（こねぎを含める。（8月申込み以降））
25	冬春トマト（12～2月）→冬春トマト（11/21～2月）、冬春なす（12～2月）→冬春なす（11/21～2月）、春夏にんじん（4～5月）→春夏にんじん（3/16～5月）、春はくさい（4～6月）→春はくさい（3/16～6月）、夏秋ピーマン（6～7月）→夏秋ピーマン（5/16～7月）にそれぞれ期間延長 夏はくさい（7～10/15）→夏はくさい（7～8/10、8/11～10/15）に分割
27	春だいこん（4～6月）→春だいこん（3/16～6月）に期間延長

年度	指 定 野 菜
30	冬春きゅうり（11/21～2月）→冬春きゅうり（11/21～12月、1～2月）、たまねぎ（即売）（8～4月）→たまねぎ（即売）（8～12月、1～4月）、冬春トマト（11/21～2月）→冬春トマト（11/21～12月、1～2月）、冬春なす（11/21～2月）→冬春なす（11/21～12月、1～2月）、冬レタス（12～2月）→冬レタス（12月、1～2月）に分割

(3) 事業の推移

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額
37		(たまねぎ)	たまねぎ 〔 京 浜 〕 〔 中 京 〕 〔 京阪神 〕	品種群、市場群、出荷期間ごとに計算、過去5カ年間の市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{2}{3}$
38		(キャベツ)	キャベツ (京 浜) たまねぎ (北九州)	月ごとに計算 過去5カ年間の市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{2}{3}$
39			キャベツ 〔 中 京 〕 〔 京阪神 〕 〔 北九州 〕	出荷期間ごとに計算 キャベツ：過去6カ年のうち異常年を除いた市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{2}{3}$

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
平均価格の $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	国：県：生産者 $\frac{1}{3} : \frac{1}{3} : \frac{1}{3}$	・保証基準価格>市場価格 ・保証価格>保証価格の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率 ・保証価格>市場価格の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率 ・保証基準価格+ (保証基準価格-保証価格) $\times$ 補てん率	5年(実験事業)	脚野菜生産安定資金協会設立
平均価格の $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3} : \frac{1}{3} : \frac{1}{3}$	同 上	同 上	脚野菜生産安定資金協会設立
キャベツ：出荷経費相当額	キャベツ $\frac{7}{10}$	同 上	キャベツ ・保証基準価格>市場価格 ・保証価格>出荷経費相当額の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率 ・出荷経費相当額>市場価格の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率 ・出荷経費相当額>市場価格の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率	同 上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額
40				出荷期間ごとに計算 たまねぎ：過去5カ年のうち異常年を除いた市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{2}{3}$
41	キャベツ(春、初夏、夏秋、冬) きゅうり(春、夏秋、冬) だいこん(夏、秋、冬) はくさい(夏、秋、冬) トマト(春、夏秋、冬) たまねぎ	春キャベツ 初夏キャベツ 夏秋キャベツ 冬キャベツ たまねぎ 秋冬はくさい	京 中 京 北 京 阪 九 州	38年までの5カ年または6カ年の市場価格を物価指数で修正し、標準偏差により異常年を除いたものの加重平均価格の $\frac{2}{3}$
42	にんじん(春、夏、秋、冬) ねぎ(秋冬)			同 上
43	なす(春、夏、秋)			36~41年度(一部品目に差異)の市場価格を物価指数で修正したも

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
たまねぎは過去の最低市場価格	たまねぎ $\frac{7}{10}$	同 上	たまねぎ ・保証基準価格>市場価格 ・保証価格>最低価格の場合 (保証基準価格-市場価格) $\times$ 補てん率 ・最低価格>市場価格の場合 (保証基準価格-最低価格) $\times$ 補てん率	5年(実験事業)	野菜生産出荷安定法 野菜生産出荷安定資金協会 設立
たまねぎは過去の最低価格 キャベツ・はくさいは最低価格と出荷経費相当額を勘案	$\frac{7}{10}$	$\frac{1}{2} : \frac{1}{4} : \frac{1}{4}$	・保証基準額>平均販売価額>最低基準額の場合 (保証基準額-平均販売価額) $\times$ 補てん率 ・最低基準額>平均販売価額の場合 (保証基準額-最低基準額) $\times$ 補てん率 平均販売価額は対象出荷期間で算定	5年	野菜生産出荷安定法 野菜生産出荷安定資金協会 設立
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
36~41年度の最低価格	同 上	同 上	同 上	同 上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額				
43				の加重平均価格の $\frac{3}{4}$				
44	レタス(春、夏秋、冬)	冬にんじん	札幌	36～42年度(一部品目に差異)の市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{3}{4}$				
45	ピーマン(夏秋、冬春)	夏秋きゅうり 秋冬ねぎ	仙台	36～43年度の市場価格を物価指数で修正したものの加重平均価格の $\frac{3}{4}$				
46	秋冬さといも 冬春ほうれんそう	夏だいこん 秋冬だいこん 夏秋レタス 夏秋トマト	台島	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重要野菜</th> <th>一般野菜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の<math>\frac{8.5}{10}</math></td> <td>36～44年度の市場価格を物価指数で修正し加重平均したものの<math>\frac{3}{4}</math></td> </tr> </tbody> </table>	重要野菜	一般野菜	36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の $\frac{8.5}{10}$	36～44年度の市場価格を物価指数で修正し加重平均したものの $\frac{3}{4}$
重要野菜	一般野菜							
36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の $\frac{8.5}{10}$	36～44年度の市場価格を物価指数で修正し加重平均したものの $\frac{3}{4}$							

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
たまねぎは保証基準額を2回以上下回るものはそれらの加重平均価格	$\frac{8}{10}$	同上	同上	3年、5年 [新業務対象年移行するもの及び新たに開始のものも3年とはした]	
36～42年度(一部品目により差異)の最低価格					
物価修正後の加重平均価格の $\frac{1}{2}$	同上	同上	同上	同上	
物価修正の加重平均価格の $\frac{1}{2}$ (但し、秋冬期重要野菜はすう勢値の $\frac{1}{2}$ )	一般補給交付金 $\frac{8}{10}$ 特別補給交付金 $\frac{1}{10}$ 以内	国：県：生産者 (秋冬期重要野菜) $\frac{3}{5} : \frac{1}{5} : \frac{1}{5}$ (一般野菜) $\frac{1}{2} : \frac{1}{4} : \frac{1}{4}$	同上	同上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額				
47	夏秋冬	夏秋ナス 冬レタス	沢山山	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重要野菜</th> <th>一般野菜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の<math>\frac{8}{10}</math></td> <td>36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による47年すう勢値の<math>\frac{8.5}{10}</math></td> </tr> </tbody> </table>	重要野菜	一般野菜	36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の $\frac{8}{10}$	36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による47年すう勢値の $\frac{8.5}{10}$
重要野菜	一般野菜							
36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による46年すう勢値の $\frac{8}{10}$	36～45年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による47年すう勢値の $\frac{8.5}{10}$							
48	春だいこん	春きゅうり 秋冬さといも 春トマト 冬春ピーマン	新潟 鹿島	38～最近年度の市場価格の3カ年移動平均値から1次回帰式による47年すう勢値の $\frac{9}{10}$				
49	ばれいしよ	冬きゅうり 春なす 春夏にんじん 夏はくさい ばれいしよ	高松	36～47年度の市場価格から前年と同様の方式による49年のすう勢値価格を農村物価指数で修正して算出した値の $\frac{9}{10}$				
50		冬トマト 夏にんじん 秋レタス 春ピーマン	仙台に盛岡、金沢・富山に福井及び高松に徳島を追加	同左方式による値の $\frac{9}{10}$				

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
すう勢値の $\frac{1}{2}$	一般補給交付金 $\frac{8}{10}$ 特別補給交付金 $\frac{2}{10}$	(秋冬期重要野菜等) $\frac{3}{4} : \frac{1}{8} : \frac{1}{8}$ (一般野菜) $\frac{3}{5} : \frac{1}{5} : \frac{1}{5}$	同上 (平均販売価額は月別算定(たまねぎは除く))	3年	
同上					
同上	同上	同上	同上	同上	
同上(選択制により $\frac{4}{10}$ )	同上	同上	同上	同上	特例申込み「甲」の導入(最低基準額40%の選択)
同上(施設野菜につき選択制により $\frac{6}{10}$ )	同上	(秋冬期重要野菜等) $\frac{3}{4} : \frac{1}{8} : \frac{1}{8}$ (一般野菜) $\frac{70}{100} : \frac{15}{100} : \frac{15}{100}$	同上 (平均販売価額は月別算定(たまねぎは除く))	同上	特例申込み「乙」の導入(施設野菜につき最低基準額60%の選択)

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準野菜	基準額
51		冬春なす	秋山福都静松高	秋冬期重要野菜 40～49年度の市場価格の3カ年移動平均値から一次回帰式による51年のすう勢値価格の $\frac{9}{10}$	同 左
52	夏ねぎ 春はくさい	冬春きゅうり 冬春トマト	函青水甲大	40～50年度の市場価格の3カ年移動平均値から一次回帰式による52年のすう勢値価格の $\frac{9}{10}$	同 左
53		夏ねぎ 春はくさい 冬春ほうれんそう	鉦前長宮	41～51年度の市場価格の3カ年移動平均値から一次回帰式による53年のすう勢値価格の $\frac{9}{10}$	同 左
54		春だいこん	八鳥	同 上	同 左

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	野菜供給安定基金設立
同 上	同 上	同 上	同 上 (たまねぎ：平均販売価額を月別算定)	同 上	
同 上	一般補給交付金 $\frac{9}{10}$ 特別補給交付金 $\frac{1}{10}$	同 上	同 上	同 上	全国を9ブロック別に区分し保証基準額等をブロック単位に設定
同 上 (施設野菜につき選択制により $\frac{7}{10}$ )	同 上	同 上	同 上	同 上	国費の造成は、 $\frac{1}{4}$ を県經由 $\frac{1}{4}$ を基金に直接交付、 $\frac{1}{4}$ を国庫債務

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準野菜	基準額
54				秋冬期重要野菜	
55				需給調整野菜	同 左 但し、キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、冬レタス、冬春ピーマン(11月～12月)についてすう勢値価格を10%引下げ

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	負担行為基金直接交付の $\frac{1}{4}$ は相当額は共通業務資金として管理し特別申込み「丙」の導入(施設野菜について最低基準額70%の選択)特別申込み「乙」を全野菜に拡大
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	需給調整野菜について一般補給交付金に一部交付を実施 道府県の補助負担分の4分の1につ





年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額	
				重要野菜	一般野菜
63				56～61年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の <sup>9</sup> <sub>10</sub> 5%の引下げ 82業務区分 10%の引下げ 51 " 15%の引下げ 24 " 20%の引下げ 45 "	同 左
平成元年				同 上	同 上
2	レタス (非結球型を含める。)	同 左		同 上	同 上
3				56～元年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の <sup>9</sup> <sub>10</sub> 10%の引上げ 107業務区分 5%の引上げ 83 " 据え置き 204 " 5%の引下げ 32 " 10%の引下げ 49 "	同 左
4	夏ほうれんそう トマト (ミニトマトを含める。)	同 左		同 上	同 上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
同 上 (全野菜につき選択制により <sup>7</sup> <sub>10</sub> )	同 上	同 上	同 上	同 上	特例申込み「丙」を全野菜に拡大
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額	
				重要野菜	一般野菜
5				同 上	同 上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
同 上 (選択制により <sup>65</sup> <sub>100</sub> )	同 上	同 上	同 上	同 上	特例申込み65の導入
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	(最低基準額65%の選択) 特例申込みの名称を変更 「特例申込み甲特例申込み40特例申込み70」

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額	
				重要野菜	一般野菜
6	夏ほうれんそうと冬春ほうれんそうのほうれんそうへの統合	夏秋レタス(結球、非結球に区分)	59～4年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 30%の引上げ 25%の引上げ 20%の引上げ 15%の引上げ 10%の引上げ 5%の引上げ 据え置き 5%の引下げ 10%の引下げ	同 左 2業務区分 1" 9" 20" 116" 260" 88" 6" 2"	同 左
7			同	同	同
8			61～6年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 据え置き業務区分 引き下げの業務区分	414業務区分 100業務区分 16業務区分	同 左
9	春ねぎ	春ねぎ	同	同	同
10			同	同	同

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
平均価格の55% (全野菜につき選択制により $\frac{60}{100}$ ・ $\frac{65}{100}$ ・ $\frac{70}{100}$ ・ $\frac{100}{100}$ : 重要野菜につき選択制により $\frac{50}{100}$ )	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	指定消費地域の指定	保証基準額	
				重要野菜	一般野菜
11			平成元～9年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 据え置き業務区分 引き下げの業務区分	267業務区分 232業務区分 33業務区分	同 左
12			同	同	同
13			同	同	同
14	未設定業務区分の新設 167業務区分		廃止	秋冬ねぎ(1～3月)について見直し これに係る引き上げの業務区分 28業務区分 据え置き業務区分 20業務区分	同 上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年	その他
平均価格の55% (全野菜につき選択制により $\frac{45}{100}$ ・ $\frac{50}{100}$ ・ $\frac{60}{100}$ ・ $\frac{100}{100}$ ・ $\frac{65}{100}$ ・ $\frac{70}{100}$ )	同上	(重要野菜) 国・県・団体等 $\frac{650}{1000}$ : $\frac{175}{1000}$ : $\frac{175}{1000}$ : $\frac{1000}{1000}$ : $\frac{45}{100}$ の(特例申込み45の45と100の間) 国・県・団体等 $\frac{2}{4}$ : $\frac{1}{4}$ : $\frac{1}{4}$ (一般野菜) 国・県・団体等 600 : 200 : 200 : 1000 : 1000 : 1000 (特例申込み45の45と55の間、100の特例申込み50の50と100の間) 国・県・団体等 $\frac{2}{4}$ : $\frac{1}{4}$ : $\frac{1}{4}$	同上	同上	①国補助金の国庫債務負担行為限度額の割合の拡大( $\frac{1}{4}$ を県経由、 $\frac{3}{4}$ を基金に直接交付、 $\frac{2}{3}$ を国庫債務負担行為) ②大規模生産者の対象化 ③買付集荷の対象化 ④全野菜の特例申込み45と一般野菜の特例申込み50の導入 ⑤共同計算要件の廃止 ⑥交付金算定に当たって未加入農協分を除外 ⑦平均販売価額の計算において複数月・単月の業務区分の合算 ⑧再計算に一定の基準導入 ⑨補てん価格の一部見直し
同上	同上	同上	同上	同上	月別の業務区分の設定
同上	同上	同上	同上	同上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	保証基準額	
			重要野菜	一般野菜
15			同 上	同 上
16			同 上	同 上
17		春レタス及び冬レタス(結球、非結球に区分)	平成7～15年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 据え置き業務区分 引き下げの業務区分	182業務区分 447業務区分 28業務区分
18			同 上	同 上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年間	その他
同上	同上	同上	同上	同上	①国の県經由の間接補助金の廃止 ②県補助金を県から補助を受けた県法人からの納付金の受け入れに変更
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	①大規模生産者の要件見直し ②一般野菜(春だいこん等)について一般補助交付金に一部交付を実施
同上	同上	同上	同上	同上	

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	保証基準額	
			重要野菜	調整野菜
19			同 上	同 左

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年間	その他
平均価格の60% (全野菜につき選択制により) 50/100、55/100、65/100、70/100)		(重要野菜) 国 : 県 : 団体等 65 : 17.5 : 17.5 (特例申込み50/50/100と55/100の間) 国 : 県 : 団体等 50 : 25 : 25  (調整野菜・一般指定野菜) 国 : 県 : 団体等 60 : 20 : 20 (特例申込み50/50/100と60/100の間、特例申込み55/100と60/100の間) 国 : 県 : 団体等 50 : 25 : 25	同上	同上	①産地を区分に分類して補てん率に格差を導入 ②調整野菜及び一般指定野菜に選択制で特別補助交付金を導入 ③調整野菜で需給調整対策に不参加の場合は補てん率を10%カット ④最低基準額を平均価格の60%に改正 ⑤重要野菜及び調整野菜の交付金の一部交付措置の強化 ⑥一般指定野菜に交付金の一部交付措置の導入(8月申込みから)

産地区分	一般補給交付金等	特別補給交付金等
I	9/10	1/10
II	8/10	1/10
III	7/10	1/10

(ただし、調整野菜で需給調整対策に参加の場合)

産地区分	一般補給交付金等
I	8/10
II	7/10
III	6/10

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	保証基準額	
			重要野菜	調整野菜 一般指定野菜
20			同上	同上
21			同上	同上
22			同上	同上
23	秋冬ねぎ(こねぎを含める)	同左	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 145業務区分 据え置き業務区分 397業務区分 引き下げの業務区分 147業務区分	
24			同上	同上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年間	その他
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	①種別負担率の導入 ②冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンについて、資材費高騰の特例の選択 ③調整野菜の需給調整参加が必須 ④こねぎ(関東、東海、近畿)の追加 ⑤国補助金の国庫債務負担行為限度額の割合の拡大(50%から70%へ) ⑥都道府県の債務負担行為限度額の見直し(資金造成割合と現金納付割合の差)
同上	同上	同上	同上	同上	

産地区分	一般補給交付金等	特別補給交付金等
I	9/10	1/10
II	8/10	1/10
III	7/10	1/10

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	保証基準額	
			重要野菜	調整野菜 一般指定野菜
25			同上	同左
26			同上	同左
27			平成20～25年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 425業務区分 据え置き業務区分 317業務区分 引き下げの業務区分 14業務区分	

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年間	その他
同上	同上	同上	同上	同上	①産地強化計画の加工・業務用推進タイプを策定した産地にあつては最低基準額の引き下げに係る特例の導入 ②夏はくさいについて対象出荷期間の分割 ③冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン、夏秋ピーマン、春はくさい及び春夏にんじんについて対象出荷期間の延長
同上	同上	同上	同上	同上	重要野菜 国：県：団体等 65：17.5：17.5 軽減(特定造成) 国：県：団体等 65：17.5：17.5 (特定造成) 国：県：団体等 50：25：25  調整野菜・一般指定野菜 国：県：団体等 60：20：20 軽減(特定造成) 国：県：団体等 60：20：20 (特定造成) 国：県：団体等 50：25：25
同上	同上	同上	同上	同上	生産資材費高騰時の特例の対象品目に、夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタスを追加
同上	同上	同上	同上	同上	①はれいしょ(即売もの)の対象市場群をブロック毎に分化 ②春だいこんの対象出荷期間を延長

年度	指定野菜の指定	価格補てんの開始	保証基準額	
			重要野菜	調整野菜 一般指定野菜
28			同上	同上
29			同上	同上
30			平成23～28年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 263業務区分 据え置き業務区分 469業務区分 引き下げの業務区分 16業務区分	
令和元			同上	同上
2			同上	同上
3			平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格の $\frac{9}{10}$ 引き上げの業務区分 382業務区分 据え置き業務区分 378業務区分 引き下げの業務区分 37業務区分	
4			同上	同上
5			同上	同上

最低基準額	補てん率	負担割合	補てん方式	業務対象年間	その他
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	①春ねぎの近畿市場を白ねぎ・青ねぎに分割 ②レタス(非結球)の全対象出荷期間に北海道市場を追加
同上	同上	同上	同上	同上	たまねぎ(即売)対象出荷期間8～12月の6月20日申込期限を廃止し、5月20日申込期限に変更
同上	同上	同上	同上	同上	種別負担率の見直し 認定区分等及び交付率の見直し
同上	同上	同上	同上	同上	緊急需給調整への参加 促進措置導入に伴う産地の区分の見直し
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	資材高騰係数の算出式の変更

(4) 国庫補助金等の推移

年度	交付 予約数量	交付金額	国庫補助金					計
			業務資金	共通 業務資金	特別資金	市場隔離補 給資金	千円	
昭和37	113,104 <sup>t</sup>	千円	千円 たまねぎ 50,000 (予備費)	千円	千円	千円	千円	千円
38	たまねぎ 150,894 キャベツ 44,277	124 80,370	たまねぎ 50,000 キャベツ 50,000 (予備費)					50,000
39	たまねぎ 156,048 キャベツ 74,705	149,760 30,198	キャベツ 25,000 122,687 (予備費)					147,687
40	たまねぎ 134,144 キャベツ 92,774	0	たまねぎ 77,000					77,000
41	225,806	0	159,572					159,572
42	307,487	0	81,250		200,000			281,250
43	323,305	512,866	121,016					121,016
44	363,267	220,318	127,546					127,546
45	383,302	757	377,524		277,050	※ 24,270		678,844
46	479,607	715,016	761,785		89,055			850,840
47	572,559	1,224,850 (1,230,579) 市場隔離を含む	2,625,758				112,468	2,738,226
48	723,648	269,946	3,299,547		753,380	100,000		4,152,927
49	841,518	1,696,923	4,069,565		1,000,000			5,069,565
50	940,842	1,211,850 (1,234,473) 市場隔離を含む	4,109,817		1,000,000			5,109,817
51	996,482	2,231,282 (2,267,787) 市場隔離を含む	4,505,534		400,000 800,000 (予算流用)			5,705,534
52	1,140,616	10,746,613 (10,792,571) 市場隔離を含む	6,178,314					6,178,314
53	1,364,578	20,479,139	8,822,260 2,907,743 (予備費)		6,927,807 (補正) 471,397 (予算流用)			19,129,207
54	1,672,334	14,128,250	5,650,520	2,825,259	3,000,000 5,749,017 (補正) 906,315 (予算流用)			18,131,111
55	1,916,714	7,255,577	2,681,089	1,340,544	4,000,000 2,990,523 (補正) 1,000,000 (予算流用)			12,012,156
56	2,121,019	12,913,990	3,602,242	390,411	4,000,000 423,000 (予算流用)			8,415,653

注. 「市場隔離補給資金」の欄の※は旧廃棄補てん資金である。

年度	交付 予約数量	交付金額	国庫補助金				計
			助 業務資金	成 業務資金	共 業務資金	通 業務資金	
57	2,244,893 <sup>t</sup>	千円 16,081,755	千円 2,626,116	千円 1,313,058	千円 5,300,000	千円 9,239,174	
58	2,344,754	4,391,659	2,409,559	1,204,779	4,440,000	8,054,338	
59	2,440,003	17,293,106	2,218,413	1,109,206	4,300,000	7,627,619	
60	2,461,025	19,386,921	1,970,541	985,271	3,800,000	6,755,812	
61	2,482,610	25,897,995	1,873,230	936,614	3,650,000	6,459,844	
62	2,504,293	12,669,217	1,834,176	917,088	3,300,000	6,051,264	
63	2,501,384	7,995,175	1,310,539	655,270	4,400,000	6,365,809	
平成元	2,490,770	5,776,084	1,133,641	566,821	4,350,000	6,050,462	
2	2,496,566	2,561,168	1,133,640	566,821	4,083,000	5,783,461	
3	2,467,515	3,698,177	1,162,294	581,147	3,857,000	5,600,441	
4	2,425,580	14,900,451	1,162,294	581,147	3,360,000	5,103,441	
5	2,420,813	5,309,363	1,162,294	581,147	2,886,000	4,629,441	
6	2,400,928	5,259,868	1,188,242	594,121	2,747,000	4,529,363	
7	2,402,836	6,435,671	1,188,242	594,121	2,747,000	4,529,363	
8	2,395,193	14,454,904	1,278,707	639,353	2,747,000	4,665,060	
9	2,403,576	11,314,439	1,278,707	639,353	2,747,000	4,665,060	
10	2,452,995	10,369,189	1,278,707	639,353	2,377,000	4,295,060	
11	2,537,385	14,846,795	1,278,707	639,353	2,169,094	4,087,154	
12	2,541,816	16,639,939	1,278,707	639,353	2,119,094	4,037,154	
13	2,544,010	26,594,382	1,278,707	639,353	2,119,094	4,037,154	
14	2,571,740	14,792,407	2,373,119	2,750,118	376,999	5,500,236	
15	2,652,348	19,294,788		337,831	7,740,489	8,078,320	
16	2,718,742	13,202,399		546,137	6,553,084	7,099,221	
17	2,747,264	20,329,611		143,320	7,426,060	7,569,380	
18	2,745,372	20,583,137		0	9,526,099	9,526,099	
19	2,715,620	16,127,952		0	10,207,000	10,207,000	
20	2,679,707	11,726,152		0	9,999,206	9,999,206	
21	2,678,348	12,990,855		0	8,019,753	8,019,753	
22	2,687,293	9,034,067		0	7,731,803	7,731,803	
23	2,716,651	9,810,967		0	0	0	
24	2,770,099	15,860,387		0	8,676,792	8,676,792	
25	2,771,861	7,769,164		0	3,449,728	3,449,728	
26	2,793,547	8,977,800		0	3,962,593	3,962,593	
27	2,816,922	9,602,695		0	3,300,000	3,300,000	
28	2,824,515	6,614,272		0	0	0	
29	2,823,312	11,718,293		0	0	0	
30	2,821,243	15,713,092		2,000,000	0	2,000,000	
令和元	2,773,939	19,301,909		3,000,000	0	3,000,000	
2	2,714,398	18,728,846		5,300,000 5,596,649 (補正)	0	10,896,649	
3	2,652,652	15,988,148		6,600,000 6,170,000 (補正)	0	12,770,000	
4	2,601,334	9,290,437		5,600,000 5,814,228 (補正)	0	11,414,228	
5	2,555,772	6,008,825		4,500,000	0	4,500,000	

注：平成15年度より国からの間接補助が廃止されたため、指定共通業務資金に統一された。  
：令和5年度交付金額は、令和6年4月末現在のもの。

(5) 年度別、品目別交付予約数量、資金造成額及び交付金交付額

対象野菜	年度 種別	昭和41年度			昭和42年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	※ 21,340	98,212	0	21,340	95,508	0
	夏	※ 27,694	42,703	0	27,944	43,783	0
	冬	※ 43,536	427,767	0	43,936	434,035	0
	計	92,570	568,682	0	93,220	573,326	0
きゅうり	夏						
	冬						
さいとうもろこし	秋						
	冬						
だいこん	春						
	夏						
たまねぎ	秋						
	冬						
トマト	夏	※ 146,744	428,788	0	146,744	428,788	0
	冬						
なす	夏						
	冬						
にんじん	春						
	夏						
ねぎ	秋						
	冬						
はくさい	春						
	夏						
ばれいしょ	秋	※ 42,237	173,298	0	67,523	315,075	0
	冬	42,237	173,298	0	67,523	315,075	0
ピーマン	春						
	夏						
ほうれんそう	秋						
	冬						
レタス	春						
	夏						
合計	秋	281,551	1,170,768	0	307,487	1,317,189	0
	冬						
交付率		-			-		

注1: ※印は、対象野菜の事業対象年度開始を含む。

2: 千円未満を四捨五入して整理したため、合計と内訳が一致しないところがある。

(単位:t、千円、%)

対象野菜	昭和43年度			昭和44年度			昭和45年度		
	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
キャベツ	21,340	114,482	62,642	21,700	129,665	0	13,810	109,337	757
	27,944	43,783	7,175	48,044	67,502	0	47,977	273,421	0
	44,586	439,827	200,141	47,118	405,301	16,143	59,778	514,648	0
	93,870	598,092	269,958	116,862	602,468	16,143	121,565	897,406	757
きゅうり							※ 10,920	128,313	0
							10,920	128,313	0
さいとうもろこし									
だいこん									
たまねぎ	159,112	553,693	200,672	162,112	567,563	159,435	158,186	1,220,118	0
トマト									
なす									
にんじん				※ 9,840	45,800	0	10,140	47,031	0
				9,840	45,800	0	10,140	47,031	0
ねぎ							※ 5,967	55,980	0
							5,967	55,980	0
はくさい	70,323	329,682	42,236	74,453	353,955	44,740	76,524	363,177	0
	70,323	329,682	42,236	74,453	353,955	44,740	76,524	363,177	0
ばれいしょ									
ピーマン									
ほうれんそう									
レタス									
合計	323,305	1,481,467	512,866	363,267	1,569,786	220,318	383,302	2,712,025	757
交付率		34.6			14.0			0.0	



対象野菜	年度 種別	昭和46年度			昭和47年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金額
キャベツ	春	13,810	109,337	0	14,833	153,537	17,628
	夏 秋	48,077	274,152	0	48,077	361,458	51,170
	冬	61,378	607,051	472,609	73,355	1,054,386	838,850
	計	123,265	990,540	472,609	136,265	1,569,381	907,648
きゅうり	夏 秋	32,915	385,406	0	34,260	581,589	51
	冬 春						
	計	32,915	385,406	0	34,260	581,589	51
さいとうもろこし	秋 冬						
だいこん	春						
	夏 ※	6,000	35,911	0	6,540	57,327	0
	秋 冬 ※	28,775	222,063	92,176	46,785	510,751	1,040
	計	34,775	257,974	92,176	53,325	568,078	1,040
たまねぎ		159,936	1,229,589	0	166,436	1,844,249	57,301
トマト	夏 秋 ※	10,140	122,715	0	12,700	216,248	0
	冬 春						
	計	10,140	122,715	0	12,700	216,248	0
なす	夏 秋				※ 3,830	58,218	0
	冬 春						
	計				3,830	58,218	0
にんじん	春夏						
	秋						
	冬	12,440	58,923	0	13,695	146,764	4,259
	計	12,440	58,923	0	13,695	146,764	4,259
ねぎ	春夏						
	秋 冬	7,769	73,063	28,672	12,629	194,786	0
	計	7,769	73,063	28,672	12,629	194,786	0
はくさい	春						
	夏						
	秋 冬	86,367	420,209	121,559	116,236	937,344	216,221
計	86,367	420,209	121,559	116,236	937,344	216,221	
ばれいしょ							
ピーマン	夏 秋						
	冬 春						
	計						
ほうれんそう	冬 春						
レタス	春						
	夏 秋 ※	12,000	158,912	0	12,340	231,565	27,314
	冬				※ 10,843	387,431	11,015
	計	12,000	158,912	0	23,183	618,996	38,329
合 計		479,607	3,697,331	715,016	572,559	6,735,653	1,224,850
交 付 率		19.3			18.2		

(単位:t、千円、%)

対象野菜	年度 種別	昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金額
キャベツ	春	15,233	178,250	0	16,711	292,695	4,152	17,711	359,187	266,580
	夏 秋	61,800	605,683	1,919	58,947	934,739	1,456	63,907	1,158,928	484,807
	冬	85,882	1,239,025	17,260	99,588	2,044,783	987,349	152,047	3,021,090	0
	計	162,915	2,022,958	19,179	175,246	3,272,217	992,957	233,665	4,539,205	751,387
きゅうり	夏 秋	41,310	862,017	1,297	48,242	1,354,310	640	49,672	1,602,497	148,124
	冬 春	※ 7,780	226,452	9,505	15,880	697,021	13,189	18,100	804,254	48,348
	計	49,090	1,088,469	10,802	64,122	2,051,331	13,829	67,772	2,406,751	196,472
さいとうもろこし	秋 冬	※ 2,130	46,543	0	2,750	64,100	0	4,250	114,410	0
だいこん	春	9,340	114,369	7,514	10,285	162,579	0	11,185	201,555	28,974
	夏 ※	60,805	656,527	0	67,725	1,008,978	305,662	69,674	1,041,128	506
	秋 冬	70,145	770,896	7,514	78,010	1,171,557	305,662	80,859	1,242,683	29,480
	計	200,886	3,080,104	0	214,337	4,091,783	0	215,744	4,741,440	0
たまねぎ	夏 秋	13,540	298,176	10,270	14,350	393,019	0	14,570	461,678	1,205
	冬 春	※ 7,585	221,909	0	9,169	343,677	740	10,119	402,329	17,263
	計	21,125	520,085	10,270	23,519	736,696	740	24,689	864,007	18,468
なす	夏 秋	5,740	109,374	0	5,740	131,188	0	4,890	127,117	1,018
	冬 春				※ 9,500	582,730	165,159	11,800	715,687	1,472
	計	5,740	109,374	0	15,240	713,918	165,159	16,690	842,804	2,490
にんじん	春夏				※ 3,900	94,861	6	4,620	127,325	5,367
	秋							※ 850	19,944	0
	冬	13,795	185,445	0	13,895	218,661	0	14,335	262,567	0
	計	13,795	185,445	0	17,795	313,522	6	19,805	409,836	5,367
ねぎ	春夏									
	秋 冬	13,633	251,091	0	15,133	315,983	0	13,586	319,096	733
	計	13,633	251,091	0	15,133	315,983	0	13,586	319,096	733
はくさい	春									
	夏				※ 6,000	84,525	0	11,000	176,051	25,386
	秋 冬	138,157	1,112,894	90,154	160,153	1,808,661	45,071	161,489	1,808,922	25,256
計	138,157	1,112,894	90,154	166,153	1,893,186	45,071	172,489	1,984,973	50,642	
ばれいしょ				※ 16,910	267,638	0	18,450	336,954	12,587	
ピーマン	夏 秋							※ 1,600	57,156	6,893
	冬 春	※ 10,040	544,359	109,700	11,890	795,796	3,706	20,520	1,438,482	90,727
	計	10,040	544,359	109,700	11,890	795,796	3,706	22,120	1,495,638	97,620
ほうれんそう	冬 春									
レタス	春							※ 1,435	54,330	0
	夏 秋 ※	12,340	282,529	22,325	15,620	458,402	0	21,240	739,423	43,380
	冬	23,652	1,031,644	0	24,793	1,279,831	169,793	28,048	1,643,964	3,225
	計	35,992	1,314,173	22,325	40,413	1,738,233	169,793	50,723	2,437,717	46,605
合 計		723,648	11,046,391	269,946	841,518	17,425,960	1,696,923	940,842	21,735,515	1,211,850
交 付 率		2.4			9.7			5.6		

対象野菜	年度 種別	昭和51年度			昭和52年度		
		交 付 予約数量	資 金 造 成 額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造 成 額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	19,671	479,889	0	25,442	714,550	116,797
	夏 秋	72,000	1,356,320	470,178	73,890	1,498,132	50,773
	冬	115,219	2,782,508	302,626	124,984	3,533,176	3,291,621
	計	206,890	4,618,716	772,804	224,316	5,745,858	3,459,191
きゅうり	夏 秋	59,364	2,250,787	127,984	67,914	2,946,570	1,072,308
	冬 春	26,620	1,198,184	34,711	29,865	1,580,201	262,761
	計	85,984	3,448,971	162,695	97,779	4,526,771	1,335,069
さといも	秋 冬	5,180	183,536	22,357	8,035	375,078	66,014
だいこん	春						
	夏	15,660	333,376	29,660	20,300	482,241	32,121
	秋 冬	77,350	1,256,259	91,394	97,060	1,835,548	394,510
	計	93,010	1,589,635	121,054	117,360	2,317,789	426,631
たまねぎ		235,569	5,614,508	0	250,149	6,850,593	102,213
トマト	夏 秋	15,704	611,050	49,005	25,591	1,138,340	183,411
	冬 春	9,510	398,639	16,759	11,445	543,374	56,088
	計	25,214	1,009,689	65,764	37,036	1,681,714	239,500
なす	夏 秋	5,200	167,810	8,806	7,790	304,199	53,466
	冬 春	12,750	767,753	3,564	13,270	811,157	95,872
	計	17,950	935,563	12,370	21,060	1,115,356	149,338
にんじん	春 夏	5,820	200,934.5	826	7,520	295,895	3,098
	秋	1,778	41,434	217	2,460	67,801	2,891
	冬	15,107	343,442.5	104,371	19,101	516,046	379,668
	計	22,705	585,811	105,414	29,081	879,742	385,567
ねぎ	春						
	夏						
	秋 冬	13,499	381,698.5	1,509	14,114	493,956	52,995
	計	13,499	381,698.5	1,509	14,114	493,956	52,995
はくさい	春	14,400	260,484	28,118	23,000	452,168	88,170
	夏						
	秋 冬	170,888	2,081,349	334,891	188,678	2,663,403	1,516,411
	計	185,288	2,341,833	363,009	211,678	3,115,571	1,604,582
ばれいしょ		19,400	417,712.5	54,883	27,255	722,498	48,825
ピーマン	夏 秋	4,160	176,730	18,342	4,510	230,340	84,295
	冬 春	23,445	1,580,352	189,174	29,475	2,208,101	1,064,960
	計	27,605	1,757,082	207,516	33,985	2,438,441	1,140,255
ほうれんそう	冬 春						
レタス	春	4,290	175,778.5	23,165	7,781	334,861.5	161,406
	夏 秋	22,230	783,822	126,773	23,565	913,166	174,157
	冬	30,568	1,900,666	191,970	37,422	2,686,522	1,391,870
	計	57,088	2,860,267	341,908	68,768	3,934,550	1,727,433
合 計		995,382	25,745,021	2,231,282	1,140,616	34,197,916	10,746,613
交 付 率		8.7			31.4		

(単位:t、千円、%)

昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度		
交 付 予約数量	資 金 造 成 額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造 成 額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造 成 額	交 付 金 交 付 額
27,797	903,484	96,158	44,147	1,370,377	1,211,800	59,224	1,657,258	246,083
77,385	1,685,859	28,625	90,382	2,008,372	784,448	113,157	2,310,171	24,355
144,648	4,813,298	4,316,571	179,108	5,183,704	271,873	196,263	5,100,320	275,077
249,830	7,402,641	4,441,354	313,637	8,562,453	2,268,121	368,644	9,067,749	545,514
85,087	4,697,987	654,267	98,834	5,471,580	1,216,938	109,305	5,916,868	328,821
35,840	2,407,115	985,249	48,459	3,249,920	248,828	61,398	3,897,653	525,033
120,927	7,105,102	1,639,516	147,293	8,721,500	1,465,767	170,703	9,814,521	853,854
13,380	875,132	9,075	20,283	1,225,542	552,197	25,100	1,512,739	1,136,555
			※ 4,400	109,768	6,449	7,850	184,666	4,873
23,730	718,298	1,485	27,040	819,734	255,619	31,806	957,617	11,419
115,025	2,501,769	1,720,091	137,113	2,888,343	2,343	155,961	2,988,758	132,874
138,755	3,220,067	1,721,576	168,553	3,817,845	264,411	195,617	4,131,041	149,166
269,264	8,642,298	3,168,980	314,720	9,059,929	5,800,612	331,209	8,561,769	425,600
38,420	2,198,795	100,108	43,117	2,486,711	521,239	57,078	3,305,980	432,102
12,955	804,682	199,389	20,063	1,105,832	195,762	26,374	1,308,370	326,649
51,375	3,003,477	299,497	63,180	3,592,543	717,001	83,452	4,614,350	758,750
13,941	733,064	177,642	19,590	1,025,359	311,531	24,320	1,272,195	66,261
18,600	1,275,268	124,215	23,250	1,604,326	72,137	31,951	2,159,363	56,459
32,541	2,008,332	301,857	42,840	2,629,685	383,669	56,271	3,431,558	122,720
8,210	413,325	190,033	10,250	603,082	41,732	13,900	818,006	196,983
3,425	122,235	17,514	8,144	285,648	6,866	8,144	285,648	5,291
29,493	990,931	19,839	38,171	1,302,495	117,797	47,361	1,601,850	594,638
41,128	1,526,491	227,386	56,565	2,191,225	166,395	69,405	2,705,504	796,912
※ 1,100	70,246	0	3,164	202,053	88,019	3,839	248,990	3,935
12,840	591,716	373,153	17,668	952,528	19,415	25,312	1,332,695	12,581
13,940	661,962	373,153	20,832	1,154,581	107,435	29,211	1,581,685	16,516
※ 5,582	125,191	104,589	11,732	266,392	123,267	12,869	292,680	168,346
28,620	696,721	125,744	36,120	881,694	246,002	41,920	1,016,955	133,636
225,042	3,628,848	2,763,790	243,390	3,651,263	91,146	260,925	3,511,445	385,552
259,244	4,450,760	2,994,123	291,242	4,799,349	460,414	315,714	4,821,080	687,534
37,703	1,295,577	205,164	61,489	1,895,074	767,796	72,410	2,260,386	0
5,850	377,839	12,513	10,780	707,197	229,933	13,855	921,898	177,539
36,670	3,493,281	981,717	41,410	3,856,299	391,824	41,730	3,780,069	425,000
42,520	3,871,120	994,230	52,190	4,563,496	621,757	55,585	4,701,967	602,539
※ 4,500	341,125	203,499	10,768	806,756	2,410	16,465	1,225,466	21,283
13,043	683,457	235,779	17,698	930,731	285,380	19,932	1,044,567	415,841
29,664	1,482,486	94,330	38,325	1,886,957	264,881	47,146	1,862,166	495,053
46,764	4,132,540	3,569,620	52,719	4,643,520	6	59,850	4,725,955	227,741
89,471	6,298,483	3,899,729	108,742	7,461,208	550,266	126,928	7,632,688	1,138,634
1,364,578	50,702,567	20,479,139	1,672,334	60,481,186	14,128,250	1,916,714	66,062,503	7,255,577
	40.4			23.4			11.0	

対象野菜	年度 種別	昭和56年度			昭和57年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	68,756	1,913,797	724,101	77,456	2,132,658	803,317
	夏 秋	122,102	2,499,148	244,648	128,367	2,629,745	50,413
	冬	213,758	5,555,946	1,607,949	220,402	5,724,926	2,041,351
	計	404,616	9,968,891	2,576,698	426,225	10,487,329	2,895,081
きゅうり	夏 秋	113,683	6,150,060	1,767,087	118,281	6,390,434	241,270
	冬 春	70,408	4,349,703	839,087	73,738	4,535,172	631,446
	計	184,091	10,499,763	2,606,174	192,019	10,925,606	872,716
さいとうもろこし	秋 冬	29,662	1,794,741	69,894	33,209	2,011,124	82,956
だいこん	春	13,608	332,610	207	14,078	342,695	26,625
	夏	38,251	1,125,518	142,703	40,896	1,207,197	181,737
	秋 冬	166,169	3,211,765	82,429	166,689	3,228,208	222,381
	計	218,028	4,669,893	225,339	221,663	4,778,100	430,743
たまねぎ		351,240	9,694,190	0	369,159	10,170,894	4,400,102
トマト	夏 秋	65,275	3,792,834	202,013	72,007	4,202,770	918,769
	冬 春	31,524	1,581,494	87,703	35,618	1,806,597	175,020
	計	96,799	5,374,328	289,716	107,625	6,009,367	1,093,789
なす	夏 秋	27,113	1,423,552	398,419	30,139	1,589,794	114,001
	冬 春	33,884	2,282,763	199,039	35,278	2,375,183	68,460
	計	60,997	3,706,315	597,458	65,417	3,964,977	182,461
にんじん	春夏	18,450	1,093,856	132,292	20,023	1,176,993	257,374
	秋	8,474	291,188	1,179	9,914	338,869	80,935
	冬	55,162	1,866,413	302,166	58,711	1,989,606	355,352
	計	82,086	3,251,457	435,637	88,648	3,505,468	693,661
ねぎ	春	3,899	248,990	0	5,399	344,780	58,551
	夏 秋	27,125	1,428,210	896,633	29,497	1,571,457	16,728
	計	31,024	1,677,200	896,633	34,896	1,916,237	75,279
はくさい	春	15,538	356,233	90,738	18,486	427,803	154,218
	夏	54,720	1,331,912	193,733	70,640	1,332,031	169,304
	秋 冬	283,601	3,798,528	1,335,301	280,787	3,751,193	1,559,723
	計	353,859	5,486,673	1,619,771	369,913	5,511,027	1,883,245
ばれいしょ		87,503	2,809,946	0	93,033	3,005,420	1,068,654
ピーマン	夏 秋	16,450	1,090,576	252,120	18,301	1,220,821	41,165
	冬 春	43,137	3,898,714	813,839	45,417	4,109,885	334,652
	計	59,587	4,989,290	1,065,959	63,718	5,330,706	375,817
ほうれんそう	冬 春	19,790	1,457,893	78,840	23,037	1,703,806	229,417
レタス	春	21,930	1,145,905	191,578	23,548	1,228,569	26,531
	夏 秋	55,889	2,224,423	388,484	66,224	2,609,632	421,451
	冬	63,918	5,030,307	1,871,810	66,559	5,245,018	1,349,852
	計	141,737	8,400,635	2,451,872	156,331	9,083,219	1,797,834
合 計		2,121,019	73,781,215	12,913,990	2,244,893	78,403,280	16,081,755
交 付 率		17.5		20.5			

(単位:t、千円、%)

昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度		
交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
82,866	2,289,481	227,560	84,321	2,311,784	396,301	87,401	2,596,706	15,209
135,297	2,712,893	19,251	145,743	2,931,787	241,830	150,695	2,927,381	525,967
220,783	5,745,662	2,927	224,336	5,839,326	3,858,889	222,178	6,265,723	91,309
438,946	10,748,036	249,738	454,400	11,082,897	4,497,020	460,274	11,789,810	632,485
118,851	6,391,447	100,654	121,185	6,505,852	1,549,261	118,587	6,386,914	325,855
76,017	4,693,684	758,868	76,315	4,716,283	236,557	76,939	5,187,736	1,219,735
194,868	11,085,131	859,522	197,500	11,222,135	1,785,818	195,526	11,574,650	1,545,590
35,187	2,128,757	277,908	34,505	2,112,952	248,513	33,646	2,030,190	634,321
16,916	416,271	5,709	17,916	441,354	67,729	18,179	437,744	43,175
43,415	1,286,669	94,678	44,510	1,308,051	116,753	45,660	1,413,421	49,124
167,616	3,248,909	7	170,393	3,302,892	153,609	153,845	3,103,001	22,568
227,947	4,951,849	100,394	232,819	5,052,297	338,091	217,684	4,954,166	114,867
384,290	10,497,426	335,257	395,285	10,794,479	0	409,253	11,155,300	8,841,799
74,812	4,389,611	149,470	78,546	4,585,372	70,737	78,088	3,995,234	166,287
38,731	1,987,991	134,164	41,477	2,133,703	337,443	44,637	2,546,350	53,798
113,543	6,377,602	283,634	120,023	6,719,075	408,180	122,725	6,541,584	220,085
30,443	1,599,124	80,794	30,796	1,620,213	476,789	31,975	1,710,560	124,640
36,768	2,470,804	102,923	37,677	2,531,380	31,254	40,298	2,669,585	114,858
67,211	4,069,928	183,717	68,473	4,151,593	508,043	72,273	4,380,145	239,498
22,652	1,323,082	231,234	32,033	1,784,983	8,811	37,768	2,097,314	1,365,880
10,565	359,578	2,530	11,574	402,592	63,277	11,457	379,480	70,372
68,936	2,311,661	127,257	70,590	2,364,493	1,012,974	77,518	2,506,685	54,726
102,153	3,994,321	361,021	114,197	4,552,068	1,085,062	126,743	4,983,479	1,490,978
5,399	344,780	0	5,499	351,166	9,228	5,499	304,809	0
33,020	1,740,174	38,118	35,781	1,887,254	518,966	34,629	1,958,869	23,869
38,419	2,084,954	38,118	41,280	2,238,420	528,194	40,128	2,263,678	23,869
26,511	576,034	152,817	28,816	621,150	142,438	30,296	600,440	123,690
70,640	1,332,029	0	71,990	1,358,169	141,373	71,990	1,598,648	107,757
279,829	3,728,952	66,707	282,227	3,781,086	1,747,079	278,116	3,894,366	472,543
376,980	5,637,015	219,524	383,033	5,760,405	2,030,890	380,402	6,093,454	703,990
99,032	3,222,472	289,354	110,563	3,600,664	26,779	109,313	3,550,920	414,959
18,986	1,264,679	9,279	19,959	1,332,210	237,477	20,360	1,360,412	32
45,647	4,131,041	871,307	45,820	4,145,651	1,108,414	45,750	4,608,241	2,118,071
64,633	5,395,720	880,586	65,779	5,477,861	1,345,891	66,110	5,968,653	2,118,103
26,623	1,956,768	7,342	29,230	2,146,421	75,223	30,477	2,346,573	102,120
26,138	1,335,045	106,331	28,448	1,410,943	804,789	28,772	1,424,772	0
78,830	3,057,800	144,079	86,242	3,343,174	1,368,687	86,024	3,655,460	895,513
69,954	5,489,950	55,134	78,226	6,133,325	2,241,926	81,675	6,933,744	1,408,744
174,922	9,882,795	305,544	192,916	10,887,442	4,415,402	196,471	12,013,976	2,304,257
2,344,754	82,032,774	4,391,659	2,440,003	85,798,709	17,293,106	2,461,025	89,646,578	19,386,921
	5.4			20.2			21.6	

対象野菜	年度 種別	昭和61年度			昭和62年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	91,526	2,708,771	136,076	92,726	2,707,624	411,137
	夏 秋	150,800	2,916,916	667,675	148,614	2,720,188	65,485
	冬	222,786	6,285,416	4,509,748	222,496	6,299,057	765,659
	計	465,112	11,911,103	5,313,499	463,836	11,726,869	1,242,281
きゅうり	夏 秋	116,550	6,204,126	518,434	116,250	6,184,367	763,952
	冬 春	78,118	4,828,473	1,052,767	79,952	4,971,752	635,892
	計	194,668	11,032,599	1,571,201	196,202	11,156,119	1,399,844
さといも	秋 冬	33,722	2,043,913	837,943	36,115	2,136,273	408,340
だいこん	春	30,209	771,789	69,110	29,309	750,589	28,270
	夏	46,770	1,451,766	324,277	45,858	1,410,391	175,001
	秋 冬	152,070	3,065,823	1,272,682	147,855	2,986,619	61,155
	計	229,049	5,289,378	1,666,069	223,022	5,147,599	264,426
たまねぎ		426,774	11,578,761	1,820,167	428,777	10,524,568	3,210,842
トマト	夏 秋	79,463	4,054,483	350,659	79,255	4,044,974	131,855
	冬 春	44,907	2,579,721	114,295	44,824	2,594,330	258,998
	計	124,370	6,634,204	464,954	124,079	6,639,304	390,853
なす	夏 秋	32,276	1,719,427	253,218	31,947	1,688,228	234,380
	冬 春	40,913	2,704,855	330,986	41,129	2,713,222	254,021
	計	73,189	4,424,282	584,204	73,076	4,401,450	488,401
にんじん	春夏	41,201	2,260,304	23,594	44,981	2,196,707	541,611
	秋	11,038	366,116	58,164	10,647	353,901	27,578
	冬	74,378	2,424,455	1,451,389	75,278	2,457,237	160,703
	計	126,617	5,050,875	1,533,147	130,906	5,007,845	729,892
ねぎ	春	6,149	371,282	29,895	6,149	371,282	73,430
	夏 秋	35,602	1,987,203	1,101,875	35,797	1,989,444	77,102
	計	41,751	2,358,485	1,131,770	41,946	2,360,726	150,532
はくさい	春	31,414	625,558	220,096	33,464	626,151	4,405
	夏	72,340	1,603,741	377,838	75,350	1,675,209	204,487
	秋 冬	272,240	3,802,816	2,061,461	266,878	3,682,091	522,087
	計	375,994	6,032,115	2,659,395	375,692	5,983,451	730,979
ばれいしょ		112,043	3,615,531	167,992	110,093	3,560,951	0
ピーマン	夏 秋	20,305	1,363,578	396,846	20,314	1,357,908	169,859
	冬 春	28,583	2,734,268	63,135	44,385	3,999,926	587,541
	計	48,888	4,097,846	459,981	64,699	5,357,834	757,400
ほうれんそう	冬 春	30,785	2,358,320	744,958	30,642	2,335,281	36,634
レタス	春	29,272	1,451,728	372,720	30,096	1,425,453	4,248
	夏 秋	86,972	3,708,068	1,758,945	88,541	3,577,007	778,574
	冬	83,404	6,875,826	4,811,050	86,571	7,177,924	2,075,971
	計	199,648	12,035,622	6,942,715	205,208	12,180,384	2,858,793
合 計		2,482,610	88,464,034	25,897,995	2,504,293	88,518,654	12,669,217
交 付 率		29.3		14.3			

(単位:t、千円、%)

昭和63年度			平成元年度			平成2年度		
交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
91,691	2,606,238	685,708	92,224	2,625,508	487,334	94,505	2,703,418	776
147,454	2,692,551	2,873	149,248	2,700,427	90,451	151,083	2,740,061	0
221,061	5,277,132	567,431	219,823	5,249,584	240,585	225,601	5,371,810	1,427
460,206	10,575,921	1,256,012	461,295	10,575,519	818,370	471,189	10,815,289	2,203
113,030	5,716,061	47,521	109,724	5,536,683	423,239	109,378	5,480,130	99,440
80,330	4,704,819	396,457	81,243	4,774,737	3,990	82,867	4,906,235	428,434
193,360	10,420,880	443,978	190,967	10,311,420	427,229	192,245	10,386,365	527,874
35,457	1,956,091	736,293	33,633	1,846,892	4,556	31,492	1,726,834	0
27,044	690,356	176,356	27,351	703,539	18,290	25,853	667,067	39,584
44,193	1,266,058	47,622	45,778	1,286,782	154,801	49,245	1,371,027	10,139
160,037	3,003,236	19,071	156,580	2,941,376	24,175	154,640	2,896,369	0
231,274	4,959,650	243,049	229,709	4,931,697	197,266	229,738	4,934,463	49,723
420,143	10,399,283	0	415,338	10,260,997	193,173	404,383	9,959,746	11,683
77,229	3,934,239	101,932	75,676	3,864,221	26,908	74,559	3,809,118	0
44,682	2,530,514	22,370	42,323	2,416,956	10,552	41,760	2,381,935	116,766
121,911	6,464,753	124,302	117,999	6,281,177	37,460	116,319	6,191,053	116,766
31,692	1,675,563	19,137	32,228	1,710,783	32,997	34,914	1,841,997	35,529
41,501	2,724,780	195,604	42,333	2,788,487	264,700	43,563	2,880,715	55,776
73,193	4,400,343	214,741	74,561	4,499,270	297,697	78,477	4,722,712	91,305
49,294	2,366,368	356,622	52,632	2,507,356	129,611	52,951	2,512,001	64,134
11,222	353,081	9,915	11,417	360,439	31,712	12,492	395,409	4,775
81,166	2,337,792	155,100	83,163	2,403,125	24,411	82,690	2,390,990	0
141,682	5,057,241	521,637	147,212	5,270,920	185,734	148,133	5,298,400	68,909
6,219	377,069	0	6,299	388,823	0	6,499	409,749	59,127
36,206	1,899,612	9,054	38,537	2,020,588	38,157	38,820	2,025,565	5,027
42,425	2,276,681	9,054	44,836	2,409,411	38,157	45,319	2,435,514	64,154
33,954	652,018	158,483	33,985	649,516	89,280	33,539	638,244	55,499
76,750	1,678,182	3,441	79,240	1,736,895	15,146	79,240	1,736,895	99,745
262,838	3,386,892	78,447	251,013	3,213,648	117,647	244,888	3,100,881	0
373,542	5,717,092	240,371	364,238	5,600,059	222,073	357,667	5,476,020	155,244
108,330	3,321,750	47,165	103,225	3,161,782	273,806	103,040	3,160,478	0
20,571	1,342,518	67,628	20,977	1,365,100	175,419	21,177	1,379,652	10,790
43,382	3,749,951	1,155,089	43,975	3,803,576	1,612,374	44,697	3,864,783	456,139
63,953	5,092,469	1,222,717	64,952	5,168,676	1,787,793	65,874	5,244,435	466,929
29,647	2,212,094	197,272	30,149	2,245,355	123,613	29,891	2,225,141	6,346
29,768	1,405,472	22,455	30,561	1,445,272	7,004	31,247	1,480,685	231,836
88,687	3,568,475	329,290	89,870	3,631,164	274,331	92,717	3,753,544	768,196
87,806	5,928,244	2,386,839	92,225	6,195,796	887,822	98,835	6,639,321	0
206,261	10,902,191	2,738,584	212,656	11,272,232	1,169,157	222,799	11,873,550	1,000,032
2,501,384	83,756,439	7,995,175	2,490,770	83,835,407	5,776,084	2,496,566	84,449,800	2,561,168
9.5			6.9			3.0		

対象野菜	年度 種別	平成3年度			平成4年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	93,800	2,503,032	64,126	94,703	2,521,532	108,783
	夏	152,957	3,045,527	622	153,492	3,032,496	659,278
	冬	222,526	5,365,594	6,550	217,994	5,255,793	1,040,687
	計	469,283	10,914,153	71,298	466,189	10,809,821	1,808,748
きゅうり	夏	104,090	5,267,207	36	103,194	5,249,334	244,977
	冬	84,598	5,061,062	196,895	86,597	5,195,963	447,695
	計	188,688	10,328,269	196,931	189,791	10,445,297	692,672
さといも	秋	26,349	1,374,605	149,175	22,841	1,207,613	0
だいこん	春	24,013	631,444	51,061	22,402	589,537	0
	夏	49,010	1,368,067	115	51,055	1,412,709	96,924
	秋	149,012	2,989,978	38,734	147,518	2,949,284	22,628
	計	222,035	4,989,489	89,910	220,975	4,951,530	119,552
たまねぎ		400,708	10,375,748	1,037,707	389,989	10,070,176	6,205,491
トマト	夏	73,940	3,870,143	0	76,214	4,119,225	58,019
	冬	40,962	2,407,617	251	41,965	2,588,971	174,218
	計	114,902	6,277,760	251	118,179	6,708,196	232,237
なす	夏	35,004	1,983,842	345	32,814	1,857,887	33,806
	冬	43,953	2,954,311	68,140	45,841	3,077,325	16,076
	計	78,957	4,938,153	68,485	78,655	4,935,212	49,882
にんじん	春	53,733	2,352,112	24,323	55,778	2,439,418	423,770
	夏	12,892	409,718	36,256	13,537	429,855	6,253
	秋	82,096	2,395,943	1,379	81,148	2,366,407	74,257
	計	148,721	5,157,773	61,958	150,463	5,235,680	504,280
ねぎ	春	6,540	426,242	0	6,870	447,488	4,226
	夏	40,023	2,352,455	0	40,819	2,393,327	233,462
	計	46,563	2,778,697	0	47,689	2,840,815	237,688
はくさい	春	33,186	636,706	63,205	34,486	657,363	100,877
	夏	79,240	1,804,714	8,496	80,850	1,843,818	290,930
	秋	230,282	3,086,749	139,939	199,693	2,725,691	18,433
	計	342,708	5,528,169	211,640	315,029	5,226,872	410,240
ばれいしょ		94,185	2,794,998	0	91,680	2,717,787	51,506
ピーマン	夏	22,420	1,448,255	0	21,572	1,401,174	161,397
	冬	44,827	3,837,854	209,406	43,817	3,767,242	931,767
	計	67,247	5,286,109	209,406	65,389	5,168,416	1,093,164
ほうれんそう	夏				※ 527	87,681	6
	冬	30,471	2,412,476	23,294	30,185	2,388,865	11,561
	計	30,471	2,412,476	23,294	30,712	2,476,546	11,567
レタス	春	34,562	1,677,220	331,696	36,018	1,733,469	0
	夏	98,233	4,048,877	312,114	98,124	4,030,435	1,997,611
	秋	103,903	7,053,536	934,312	103,857	7,047,220	1,485,813
	計	236,698	12,779,633	1,578,122	237,999	12,811,124	3,483,424
合 計		2,467,515	85,936,032	3,698,177	2,425,580	85,605,085	14,900,451
交 付 率		4.3			17.4		

(単位:t、千円、%)

平成5年度			平成6年度			平成7年度		
交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
95,112	2,535,526	0	93,772	2,537,915	392,346	94,333	2,552,677	167
158,567	3,134,275	19	161,787	3,474,032	71,982	163,262	3,485,280	576,316
218,702	5,269,817	384,952	215,724	5,411,944	2,072	213,667	5,361,569	133,587
472,381	10,939,618	384,971	471,283	11,423,891	466,400	471,262	11,399,526	710,070
101,675	5,192,450	22,152	101,132	5,260,887	56,848	100,127	5,215,767	355,443
91,315	5,533,290	595,403	93,173	5,786,639	301,485	95,106	5,909,275	832,681
192,990	10,725,740	617,555	194,305	11,047,526	358,333	195,233	11,125,042	1,188,124
22,474	1,189,206	0	22,040	1,170,687	0	20,338	1,078,291	0
22,378	589,460	191	22,304	552,790	113,226	22,313	552,723	624
52,200	1,423,233	0	48,260	1,323,579	43,397	46,305	1,260,223	15,021
145,713	2,910,845	104,993	143,225	3,098,554	0	140,873	3,055,271	19,489
220,291	4,923,538	105,184	213,789	4,974,923	156,623	209,491	4,868,217	35,134
387,933	9,973,869	1,313,305	388,362	8,991,407	0	386,516	8,902,369	0
77,091	4,200,035	5,661	78,328	4,376,081	35,175	77,534	4,378,324	138,252
43,993	2,887,295	256,168	47,043	3,411,334	193,862	50,387	3,730,482	344,736
121,084	7,087,330	261,829	125,371	7,787,415	229,037	127,921	8,108,806	482,988
31,454	1,784,102	73	31,304	1,728,449	165,035	31,598	1,746,453	171,064
45,891	3,079,890	119,622	48,139	3,380,769	39,860	51,401	3,595,941	399,530
77,345	4,863,992	119,695	79,443	5,109,218	204,895	82,999	5,342,394	570,594
58,032	2,526,670	48,416	58,540	2,368,683	6,860	62,564	2,506,762	17,241
14,225	452,881	111,333	15,645	498,099	608	17,145	551,852	80,130
78,923	2,301,489	37,794	78,572	2,147,503	0	81,802	2,230,961	48,978
151,180	5,281,040	197,543	152,757	5,014,285	7,468	161,511	5,289,575	146,349
7,288	486,973	0	7,757	496,864	32,160	8,994	617,049	9,987
41,810	2,451,331	0	40,893	2,431,170	1,053	41,181	2,449,196	5,245
49,098	2,938,304	0	48,650	2,928,034	33,213	50,175	3,066,245	15,232
35,953	679,891	35,787	33,141	639,408	162,385	32,838	636,217	4
80,450	1,836,142	0	81,650	1,953,687	318,099	81,650	1,933,514	190,880
181,575	2,547,226	16,989	159,578	2,321,557	182	142,033	2,139,199	30,536
297,978	5,063,259	52,776	274,369	4,914,652	480,666	256,521	4,708,930	221,420
90,050	2,663,641	0	90,390	2,717,974	4,036	89,860	2,687,954	0
22,433	1,446,235	0	22,024	1,334,870	22,761	21,660	1,322,161	185,459
42,485	3,623,983	647,718	41,430	3,662,210	1,072,947	43,465	3,917,591	378,538
64,918	5,070,218	647,718	63,454	4,997,080	1,095,708	65,125	5,239,752	563,997
808	130,956	0						
29,811	2,362,643	60,231						
30,619	2,493,599	60,231	31,265	2,590,028	65,012	33,001	2,779,435	59,821
34,751	1,669,422	0	35,670	1,665,114	889,863	38,389	1,793,990	12,241
99,180	4,076,279	175,842	103,293	4,303,983	490,565	105,249	4,381,356	1,237,719
108,541	7,400,072	1,372,714	106,487	6,826,047	778,049	109,245	6,978,795	1,191,982
242,472	13,145,773	1,548,556	245,450	12,795,144	2,158,477	252,883	13,154,141	2,441,942
2,420,813	86,359,127	5,309,363	2,400,928	86,462,264	5,259,868	2,402,836	87,750,677	6,435,671
	6.1			6.1			7.3	

対象野菜	年度 種別	平成8年度			平成9年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	92,119	2,619,072	63,080	91,198	2,583,809	0
	夏 秋	165,392	4,103,647	1,024,933	170,992	4,236,201	0
	冬	209,330	5,888,609	898,668	206,098	5,787,904	694,475
	計	466,841	12,611,328	1,986,681	468,288	12,607,914	694,475
きゅうり	夏 秋	95,946	5,679,374	861,061	93,714	5,530,435	417,358
	冬 春	95,273	6,066,681	769,109	94,500	6,053,483	296,539
	計	191,219	11,746,055	1,630,170	188,214	11,583,918	713,897
さといも	秋 冬	19,135	1,123,769	22,224	16,300	946,285	241,950
だいこん	春	22,155	603,601	13,311	21,573	586,316	45,207
	夏	44,018	1,302,267	157,058	46,120	1,361,610	85,335
	秋 冬	141,101	3,286,847	918,486	143,230	3,292,026	153,875
	計	207,274	5,192,715	1,088,855	210,923	5,239,952	284,417
たまねぎ		394,270	9,412,190	0	391,527	9,292,778	883,632
トマト	夏 秋	77,314	4,966,619	888,905	78,908	5,096,737	74,522
	冬 春	48,070	3,768,144	523,667	48,577	3,849,518	258,891
	計	125,384	8,734,763	1,412,572	127,485	8,946,255	333,413
なす	夏 秋	29,698	1,839,965	106,801	29,416	1,824,672	151,661
	冬 春	52,166	3,721,308	70,004	52,158	3,718,375	168,450
	計	81,864	5,561,273	176,805	81,574	5,543,047	320,111
にんじん	春夏	63,107	2,567,767	5,146	63,504	2,581,661	1,055,761
	秋	19,590	684,831	327,691	23,840	838,607	245,156
	冬	83,158	2,559,737	1,172,374	83,283	2,567,771	1,156,917
	計	165,855	5,812,335	1,505,211	170,627	5,988,039	2,457,834
ねぎ	春				※ 0	0	0
	夏	9,401	768,476	34,477	9,329	761,293	7,826
	秋 冬	40,714	2,870,256	207,590	40,254	2,867,757	3,113
	計	50,115	3,638,732	242,067	49,583	3,629,050	10,939
はくさい	春	31,903	654,529	172,442	33,318	689,263	9,156
	夏	82,550	1,755,632	597,089	82,651	1,755,613	593,012
	秋 冬	136,891	2,444,800	111,534	131,032	2,321,292	111,789
	計	251,344	4,854,961	881,065	247,001	4,766,168	713,957
ばれいしょ		87,955	2,708,365	0	93,240	2,816,202	612,256
ピーマン	夏 秋	21,959	1,483,463	86,107	22,538	1,532,202	424,609
	冬 春	43,510	4,014,694	604,189	43,405	4,017,034	334,670
	計	65,469	5,498,157	690,296	65,943	5,549,236	759,279
ほうれんそう		32,259	2,977,766	114,411	32,591	3,009,738	161,382
レタス	春	39,040	1,953,269	115,116	42,352	2,126,035	293,544
	夏 秋	106,247	4,186,152	2,256,068	104,576	4,157,333	837,789
	冬	110,922	7,189,366	2,333,363	113,352	7,391,199	1,995,564
	計	256,209	13,328,787	4,704,547	260,280	13,674,567	3,126,897
合 計		2,395,193	93,201,196	14,454,904	2,403,576	93,593,149	11,314,439
交 付 率		15.5		12.1			

(単位:t、千円、%)									
平成10年度			平成11年度			平成12年度			
交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 金 交 付 額
89,257	2,523,141	23	89,509	2,648,595	436,142	90,811	2,695,646		808,840
174,698	4,327,052	514,891	177,646	4,441,152	14,969	179,871	4,496,982		1,268,383
201,485	5,667,791	674	199,001	5,739,384	1,080,178	192,178	5,543,436		676
465,440	12,517,984	515,588	466,156	12,829,131	1,531,289	462,860	12,736,064		2,077,899
91,543	5,395,477	205,545	89,920	5,529,001	513,423	89,225	5,497,941		660,104
99,815	6,361,230	1,587,249	100,110	6,455,610	1,411,344	99,362	6,527,830		951,341
191,358	11,756,707	1,792,794	190,030	11,984,611	1,924,767	188,587	12,025,771		1,611,445
15,526	901,581	132,443	14,825	926,318	209,268	13,671	854,066		49,923
20,796	561,313	26,009	22,829	626,654	11,924	22,634	621,446		291,523
46,818	1,376,502	223,232	46,607	1,342,127	192,067	47,080	1,345,220		143,627
148,479	3,421,675	0	151,734	3,597,318	992,561	145,104	3,458,885		1,513
216,093	5,359,490	249,241	221,170	5,566,099	1,196,552	214,818	5,425,551		436,663
408,845	9,626,073	64,013	445,919	9,528,890	238,739	450,364	9,557,031		3,288,072
79,179	5,143,480	289,695	80,492	5,497,292	214,286	79,923	5,452,206		82,069
51,195	4,173,537	344,485	56,566	4,466,418	689,636	60,437	4,764,632		813,003
131,174	9,317,017	634,180	137,058	9,963,710	903,922	140,360	10,216,838		895,072
29,204	1,817,374	241,023	30,498	1,954,407	201,485	30,898	1,969,930		620,753
52,834	3,770,807	802,704	52,505	3,783,303	342,112	54,822	3,981,798		711,403
82,038	5,588,181	1,043,727	83,003	5,737,710	543,597	85,720	5,951,728		1,332,156
67,114	2,725,619	96,482	67,492	2,769,044	160,066	64,460	2,653,059		1,149,859
28,170	993,090	15,932	31,710	971,703	146,200	37,155	1,129,854		309,888
83,853	2,584,703	0	81,903	2,540,495	472,954	84,929	2,625,755		33,057
179,137	6,303,412	112,414	181,105	6,281,242	779,220	186,544	6,408,668		1,492,804
5,555	454,324	0	5,785	473,152	0	6,165	500,964		50,397
9,802	797,971	59,123	10,671	920,816	131,762	10,729	899,614		219,216
39,991	2,890,058	6,443	39,932	3,007,834	186,929	40,336	3,017,377		548,662
55,348	4,142,353	65,566	56,388	4,401,802	318,691	57,230	4,417,955		818,275
32,595	675,270	19,212	32,138	690,295	251,184	33,579	725,571		491,974
82,636	1,754,182	461,041	82,651	1,707,398	250,678	82,347	1,699,140		245,670
123,982	2,228,116	117	119,713	2,274,812	1,068,077	118,612	2,254,826		49,679
239,213	4,657,568	480,370	234,502	4,672,505	1,569,939	234,538	4,679,537		787,323
104,465	3,075,631	0	139,390	3,338,177	15,943	142,020	3,376,017		138,364
23,634	1,600,174	430,230	23,702	1,670,820	135,127	23,044	1,621,050		524,117
45,115	4,158,768	1,083,755	45,219	4,197,817	1,701,597	45,320	4,284,689		1,037,529
68,749	5,758,942	1,513,985	68,921	5,868,637	1,836,724	68,364	5,905,739		1,561,646
32,119	2,970,035	120,278	32,443	3,084,588	341,420	30,893	2,962,217		129,458
43,325	2,171,370	13,804	43,850	2,199,755	964,381	44,049	2,205,192		880,278
104,125	4,132,841	483,909	105,150	4,182,637	931,474	105,841	4,208,278		590,983
116,040	7,558,867	3,146,877	117,475	7,772,018	1,540,869	115,957	7,687,421		549,578
263,490	13,863,078	3,644,590	266,475	14,154,410	3,436,724	265,847	14,100,891		2,020,839
2,452,995	95,838,052	10,369,189	2,537,385	98,337,830	14,846,795	2,541,816	98,618,073		16,639,939
		10.8		15.1		16.9			

対象野菜	年度 種別	平成13年度			平成14年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	90,913	2,694,597	341,059	90,533	2,686,626	785,826
	夏	177,344	4,440,676	670,310	176,089	4,409,334	628,863
	冬	184,210	5,333,503	2,114,199	184,828	5,351,999	31,320
	計	452,467	12,468,776	3,125,568	451,450	12,447,959	1,446,009
きゅうり	夏	84,785	5,207,603	456,020	81,926	5,044,469	621,132
	冬	99,616	6,584,188	2,087,850	102,170	7,020,235	1,056,590
	計	184,401	11,791,791	2,543,870	184,096	12,064,704	1,677,722
さといも	秋	12,366	775,987	96,471	10,988	691,523	21,402
だいこん	春	23,744	662,802	146,978	24,872	697,362	155,429
	夏	46,763	1,314,386	172,915	48,203	1,337,965	60,865
	秋	142,119	3,415,664	1,914,399	143,633	3,455,452	76,991
	計	212,626	5,392,852	2,234,292	216,708	5,490,779	293,285
たまねぎ		472,957	9,848,104	1,737,283	492,295	10,083,505	3,462,447
トマト	夏	77,504	5,311,114	327,515	80,937	5,523,702	337,898
	冬	70,572	5,479,888	1,427,207	74,618	5,826,774	416,861
	計	148,076	10,791,002	1,754,722	155,555	11,350,476	754,759
なす	夏	30,845	1,959,640	406,072	29,727	1,878,101	333,822
	冬	56,173	4,223,934	392,126	55,375	4,232,870	143,781
	計	87,018	6,183,574	798,198	85,102	6,110,971	477,603
にんじん	春	65,241	2,684,481	856,333	66,153	2,959,371	1,406,811
	夏	37,600	1,134,549	801,019	39,440	1,185,250	252,606
	秋	84,810	2,613,505	1,636,414	85,919	2,649,688	15,988
	計	187,651	6,432,535	3,293,766	191,512	6,794,309	1,675,405
ねぎ	春	6,585	526,376	61,708	6,865	553,945	20,418
	夏	11,368	951,394	59,121	12,538	1,033,417	133,110
	秋	41,842	3,115,968	243,392	43,781	3,216,220	21,491
	計	59,795	4,593,738	364,221	63,184	4,803,582	175,019
はくさい	春	31,883	690,672	61,525	29,459	634,670	123,315
	夏	81,520	1,678,852	392,572	81,450	1,677,055	738,753
	秋	112,948	2,151,650	1,178,826	113,369	2,181,292	263,055
	計	226,351	4,521,174	1,632,923	224,278	4,493,017	1,125,123
ばれいしょ		143,087	3,386,255	425,293	142,580	3,369,324	1,004,376
ピーマン	夏	21,616	1,516,135	252,088	21,065	1,473,960	99,033
	冬	43,979	4,222,077	1,593,565	42,526	4,288,957	383,044
	計	65,595	5,738,212	1,845,653	63,591	5,762,917	482,077
ほうれんそう		29,938	2,915,424	298,026	29,281	2,883,373	224,871
レタス	春	43,201	2,159,232	1,155,661	42,996	2,147,618	322,509
	夏	106,685	4,243,255	1,089,716	106,658	4,243,628	1,216,637
	冬	111,796	7,409,882	4,198,719	111,466	7,427,931	433,163
	計	261,682	13,812,369	6,444,096	261,120	13,819,177	1,972,309
合 計		2,544,010	98,651,793	26,594,382	2,571,740	100,165,616	14,792,407
交 付 率		27.0		14.8			

(単位:t、千円、%)										
対象野菜	年度 種別	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額	交 付 予約数量	資 金 造成額	交 付 金 交 付 額
キャベツ	春	91,047	2,719,690	222,442	94,318	2,807,707	426,960	94,125	2,845,636	227,735
	夏	165,082	4,111,619	541,065	163,785	4,071,921	514,185	162,798	4,024,614	1,794,456
	冬	184,170	5,328,768	903,142	182,050	5,274,747	0	179,699	5,412,844	354,895
	計	440,299	12,160,077	1,666,649	440,153	12,154,375	941,145	436,622	12,283,094	2,377,086
きゅうり	夏	80,644	4,969,950	546,772	78,920	4,878,435	468,071	78,354	4,972,386	1,005,121
	冬	107,541	7,740,132	2,586,892	107,854	7,764,306	1,910,355	108,785	7,801,062	1,257,083
	計	188,185	12,710,082	3,133,664	186,774	12,642,741	2,378,426	187,139	12,773,448	2,262,204
さといも	秋	10,337	659,874	132,878	9,267	593,671	58,909	8,621	551,683	40,381
だいこん	春	30,149	848,763	72,147	36,211	1,025,098	300,523	36,147	1,022,035	248,613
	夏	50,809	1,398,331	487,949	51,021	1,397,481	339,037	50,371	1,362,139	358,679
	秋	146,189	3,515,920	365,216	160,521	3,895,887	128,682	161,341	4,064,387	205,285
	計	227,147	5,763,014	925,312	247,753	6,318,466	768,242	247,859	6,448,561	812,577
たまねぎ		518,103	11,032,940	98,600	562,355	11,634,752	22,872	586,903	11,736,761	46,975
トマト	夏	86,280	5,936,306	1,116,111	87,265	6,017,174	613,999	91,173	6,489,232	582,020
	冬	80,818	6,487,840	1,168,733	82,185	6,638,122	369,819	83,747	6,909,420	1,203,459
	計	167,098	12,424,146	2,284,844	169,450	12,655,296	983,818	174,920	13,398,652	1,785,479
なす	夏	31,460	1,974,610	193,488	31,422	1,982,142	214,653	31,617	2,005,148	650,826
	冬	56,299	4,433,538	549,024	56,819	4,644,719	462,799	55,132	4,576,035	852,983
	計	87,759	6,408,148	742,512	88,241	6,626,861	677,452	86,749	6,581,183	1,503,809
にんじん	春	71,069	3,185,395	53,071	71,002	3,183,416	888,764	70,173	3,150,244	806,027
	夏	45,265	1,366,184	1,211,229	52,475	1,574,724	864,807	60,151	1,774,033	689,862
	秋	87,868	2,713,245	1,795,409	89,190	2,755,415	0	90,416	2,807,691	128,728
	計	204,202	7,264,824	3,059,709	212,667	7,513,555	1,753,571	220,740	7,731,968	1,624,617
ねぎ	春	6,885	555,900	5,899	7,685	603,552	18,115	7,690	604,388	25,669
	夏	12,818	1,049,654	351,429	12,501	1,026,651	90,748	12,843	1,050,548	155,327
	秋	41,340	3,052,311	158,839	38,233	2,857,287	24,850	38,555	2,989,929	141,439
	計	61,043	4,657,865	516,167	58,419	4,487,490	133,713	59,088	4,644,865	322,435
はくさい	春	32,859	701,916	201,830	29,285	632,900	118,689	28,935	612,893	358,310
	夏	85,525	1,757,230	617,326	84,625	1,738,831	736,441	84,385	1,734,152	1,515,920
	秋	114,224	2,242,692	280,224	107,919	2,138,963	60,171	106,947	2,192,423	151,661
	計	232,608	4,701,838	1,099,380	221,829	4,510,694	915,301	220,267	4,539,468	2,025,891
ばれいしょ		155,440	3,545,642	14,665	163,555	3,669,162	100,383	164,142	3,776,276	121
ピーマン	夏	20,110	1,403,801	260,925	18,945	1,310,700	418,468	18,875	1,302,749	531,270
	冬	41,962	4,218,103	1,013,830	41,480	4,175,813	836,115	39,545	4,033,144	505,779
	計	62,072	5,621,904	1,274,755	60,425	5,486,513	1,254,583	58,420	5,335,893	1,037,049
ほうれんそう		29,100	2,883,177	225,059	28,275	2,809,959	131,705	27,687	2,886,673	240,619
レタス	春	43,938	2,189,927	601,931	44,823	2,236,166	605,955	44,612	2,293,678	815,510
	夏	110,685	4,392,463	2,115,818	109,737	4,347,071	1,342,412	109,910	4,331,554	2,926,277
	冬	114,332	8,142,010	1,402,845	114,878	8,179,351	1,133,912	113,585	8,379,370	2,508,581
	計	268,955	14,724,400	4,120,594	269,438	14,762,588	3,082,279	268,107	15,004,602	6,250,368
合 計		2,652,348	104,557,931	19,294,788	2,718,601	105,866,123	13,202,399	2,747,264	107,693,127	20,329,611
交 付 率		18.5		12.5		18.9				

対象野菜	年度 種別	平成18年度			平成19年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	96,042	2,897,662	7,191	96,926	2,909,196	22,699
	夏 秋	165,912	4,082,987	351,599	170,286	4,189,417	147,966
	冬	177,825	5,363,627	2,830,631	176,543	5,032,447	616,359
	計	439,779	12,344,276	3,189,421	443,755	12,131,060	787,024
きゅうり	夏 秋	76,942	4,872,488	921,450	74,111	4,704,688	10,348
	冬 春	110,212	7,875,305	442,183	108,493	7,713,578	273,663
	計	187,154	12,747,793	1,363,633	182,604	12,418,266	284,011
さいとうもろこし	秋 冬	8,278	532,238	492	7,776	408,969	3,488
だいこん	春	36,603	1,036,864	81,167	35,857	1,018,466	211,648
	夏	49,637	1,335,604	246,776	48,176	1,293,251	308,045
	秋 冬	163,623	4,117,349	2,098,536	164,382	3,963,210	1,016,105
	計	249,863	6,489,817	2,426,479	248,415	6,274,927	1,535,798
たまねぎ		583,924	11,626,519	0	577,283	11,336,458	2,299,630
トマト	夏 秋	91,208	6,468,269	191,237	89,201	6,342,641	22,531
	冬 春	83,331	6,929,309	932,584	83,346	7,295,731	709,161
	計	174,539	13,397,578	1,123,821	172,547	13,638,372	731,692
なす	夏 秋	30,955	1,965,659	261,720	28,869	1,830,627	319,396
	冬 春	57,425	4,765,492	182,937	54,694	4,778,550	357,429
	計	88,380	6,731,151	444,657	83,563	6,609,177	676,825
にんじん	春夏	69,821	3,132,530	1,126	68,553	3,079,805	1,183,954
	秋	58,415	1,711,316	145,775	58,470	1,711,907	735,952
	冬	97,318	3,013,557	1,740,578	95,773	2,595,723	151,889
	計	225,554	7,857,403	1,887,479	222,796	7,387,435	2,071,795
ねぎ	春	7,670	602,334	7,804	7,550	590,295	27,560
	夏	13,169	1,084,939	64,785	11,849	970,980	51,733
	秋 冬	35,811	2,803,575	522,526	34,086	2,262,752	34,332
	計	56,650	4,490,848	595,115	53,485	3,824,027	113,625
はくさい	春	28,760	609,972	34,404	27,880	589,589	156,714
	夏	84,985	1,745,582	664,315	86,015	1,766,170	864,132
	秋 冬	105,438	2,172,229	1,366,927	104,087	1,903,893	575,290
	計	219,183	4,527,783	2,065,646	217,982	4,259,652	1,596,136
ばれいしょ		160,234	3,642,988	9,384	159,365	3,604,473	960,612
ピーマン	夏 秋	19,033	1,309,652	96,134	18,492	1,266,414	42,167
	冬 春	38,646	3,933,042	394,243	36,373	3,686,443	240,418
	計	57,679	5,242,694	490,377	54,865	4,952,857	282,585
ほうれんそう		27,630	2,894,420	185,064	26,945	2,732,504	163,451
レタス	春	44,197	2,275,325	489,324	43,400	2,231,867	37,902
	夏 秋	110,160	4,339,426	2,523,128	111,068	4,385,904	812,595
	冬	112,168	8,323,572	3,789,117	109,771	7,956,845	3,770,783
	計	266,525	14,938,323	6,801,569	264,239	14,574,616	4,621,280
合 計		2,745,372	107,463,831	20,583,137	2,715,620	104,152,793	16,127,952
交 付 率		19.2			15.5		

(単位:t,千円,%)										
対象野菜	年度 種別	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額	交 付 予約数量	資金造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	95,185	2,512,295	100,907	96,353	2,537,989	23,892	95,992	2,534,585	44,332
	夏 秋	170,674	4,112,693	1,221,855	174,497	4,221,241	814,431	179,586	4,340,515	24,120
	冬	169,568	4,786,691	1,156	169,338	4,789,489	677,556	171,794	4,887,598	178
	計	435,427	11,411,679	1,323,918	440,188	11,548,719	1,515,879	447,372	11,762,698	68,630
きゅうり	夏 秋	71,797	4,289,642	593,544	70,760	4,251,813	495,954	71,353	4,290,364	117,169
	冬 春	107,253	7,829,682	574,643	105,521	7,714,117	277,721	106,241	7,713,267	1,301,036
	計	179,050	12,119,324	1,168,187	176,281	11,965,930	773,675	177,594	12,003,631	1,418,205
さいとうもろこし	秋 冬	7,161	362,181	13,889	7,023	355,702	37,302	7,197	410,200	6,156
だいこん	春	37,672	977,285	295,672	38,971	1,016,558	151,823	38,984	1,019,121	116,278
	夏	46,976	1,220,344	394,051	46,409	1,195,579	179,439	46,804	1,195,610	52,343
	秋 冬	166,395	4,013,363	621,516	162,690	3,944,688	557,297	163,415	3,987,820	798,510
	計	251,043	6,210,992	1,311,239	248,070	6,156,825	888,559	249,203	6,202,551	967,131
たまねぎ		564,274	10,253,460	553,865	565,824	10,304,532	0	561,741	10,207,496	0
トマト	夏 秋	85,223	6,053,528	811,451	85,304	6,049,154	1,057,064	85,789	6,132,952	614
	冬 春	81,981	7,374,198	221,919	82,555	7,514,789	404,530	84,589	7,816,340	1,051,263
	計	167,204	13,427,726	1,033,370	167,859	13,563,943	1,461,594	170,378	13,949,292	1,051,877
なす	夏 秋	28,699	1,626,888	315,870	28,132	1,593,751	212,053	27,978	1,584,605	155,767
	冬 春	52,536	4,725,969	66,398	51,063	4,614,459	145,899	49,886	4,552,708	328,659
	計	81,235	6,352,857	382,268	79,195	6,208,210	357,952	77,864	6,137,313	484,426
にんじん	春夏	67,549	2,926,213	172,555	68,210	2,960,745	720,534	69,636	3,025,703	501,859
	秋	57,970	1,620,047	171,378	58,450	1,630,351	61,126	58,130	1,621,422	0
	冬	95,115	2,576,053	53,941	94,144	2,550,006	841,071	94,913	2,609,030	22,899
	計	220,634	7,122,313	397,874	220,804	7,141,102	1,622,731	222,679	7,256,155	524,758
ねぎ	春	7,240	480,684	0	8,220	554,373	29,378	8,235	555,875	0
	夏	11,632	900,506	133,578	11,937	919,199	259,735	11,988	920,634	50,101
	秋 冬	34,411	2,319,966	253,323	34,535	2,344,551	78,732	34,185	2,550,092	44,871
	計	53,283	3,701,156	386,901	54,692	3,818,123	367,845	54,408	4,026,601	94,972
はくさい	春	26,770	563,382	58,772	26,140	548,551	121,073	25,603	536,371	104,439
	夏	87,820	1,785,620	704,279	87,621	1,781,568	906,877	87,452	1,777,141	409,304
	秋 冬	104,501	1,917,239	207,010	103,330	1,878,774	657,740	102,734	1,884,604	276,129
	計	219,091	4,266,241	970,061	217,091	4,208,893	1,685,690	215,789	4,198,116	789,872
ばれいしょ		159,175	3,532,954	343	159,130	3,538,486	109	159,955	3,572,980	0
ピーマン	夏 秋	17,013	1,086,767	265,560	17,253	1,103,386	135,560	18,294	1,177,099	12,923
	冬 春	35,415	3,707,081	48,496	33,419	3,538,823	105,032	33,122	3,518,132	137,557
	計	52,428	4,793,848	314,056	50,672	4,642,209	240,592	51,416	4,695,231	150,480
ほうれんそう		26,622	2,634,000	122,362	26,453	2,635,090	121,243	25,577	2,677,845	35,463
レタス	春	42,137	2,172,838	970,150	41,306	2,173,764	329,524	41,660	2,194,308	203,032
	夏 秋	111,907	4,341,242	1,493,975	112,347	4,360,477	2,105,422	113,057	4,393,285	725,107
	冬	109,036	7,992,487	1,283,694	111,413	8,157,067	1,482,738	111,403	8,167,590	2,513,958
	計	263,080	14,506,567	3,747,819	265,066	14,691,308	3,917,684	266,120	14,755,183	3,442,097
合 計		2,679,707	100,695,298	11,726,152	2,678,348	100,779,072	12,990,855	2,687,293	101,855,292	9,034,067
交 付 率		11.6			12.9			8.9		



対象野菜	年度 種別	平成23年度			平成24年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額
キャベツ	春	94,443	2,516,357	851,210	94,958	2,590,215	151,229
	夏	198,807	4,831,688	802,550	213,699	5,122,249	3,074,270
	冬	179,099	5,208,637	86,197	177,386	5,151,783	374,331
	計	472,349	12,556,682	1,739,957	486,043	12,864,247	3,599,830
きゅうり	夏	68,035	4,459,566	157,825	65,752	4,321,105	426,609
	冬	106,282	7,612,024	40,294	105,837	7,554,700	936,286
	計	174,317	12,071,590	198,119	171,589	11,875,805	1,362,895
さといも	秋冬	7,308	430,916	4,143	6,780	397,895	58,217
だいこん	春	39,626	1,035,802	533,529	40,907	1,002,812	86,383
	夏	48,005	1,227,322	236,201	49,706	1,173,988	309,236
	秋	162,709	4,026,822	167,472	162,200	4,031,661	129,920
	計	250,340	6,289,946	937,202	252,813	6,208,461	525,539
たまねぎ		561,670	10,338,589	327,074	568,411	10,444,336	523,067
トマト	夏	84,042	6,154,304	2,083	87,989	6,672,516	85,863
	冬	89,975	8,567,660	303,164	100,081	9,576,154	186,976
	計	174,017	14,721,964	305,247	188,070	16,248,670	272,839
なす	夏	27,678	1,661,267	124,875	27,507	1,639,052	295,233
	冬	47,833	4,352,812	13,098	48,846	4,423,016	28,867
	計	75,511	6,014,079	137,973	76,353	6,062,068	324,100
にんじん	春	69,858	3,055,740	542,640	71,724	3,073,150	465,689
	夏	59,950	1,731,791	15,678	63,064	1,722,488	559,392
	秋	93,979	2,647,690	84,258	93,279	2,629,063	120,039
	計	223,787	7,435,221	642,576	228,067	7,424,701	1,145,120
ねぎ	春	8,250	595,574	38,850	8,914	689,788	12,321
	夏	12,835	1,009,674	104,365	12,837	997,373	285,632
	秋	36,124	2,716,885	375,951	37,958	2,895,517	147,864
	計	57,209	4,322,133	519,166	59,709	4,582,678	445,817
はくさい	春	25,590	537,149	175,098	25,656	519,105	167,005
	夏	88,442	1,795,535	784,401	88,550	1,664,328	1,502,041
	秋	106,479	1,870,011	137,011	106,598	1,869,656	69,325
	計	220,511	4,202,695	1,096,510	220,804	4,053,089	1,738,371
ばれいしょ		159,222	3,574,318	0	165,727	3,707,089	1,122,249
ピーマン	夏	18,096	1,302,328	182,931	19,764	1,438,325	660,223
	冬	33,298	3,596,689	305,903	33,346	3,565,421	555,213
	計	51,394	4,899,017	488,834	53,110	5,003,746	1,215,436
ほうれんそう		25,108	2,730,149	138,019	25,087	2,719,200	39,807
レタス	春	41,207	2,129,818	995,561	40,667	2,033,502	19,248
	夏	113,317	4,405,723	1,409,047	119,025	4,492,984	2,653,695
	冬	109,384	7,514,953	871,539	107,844	7,364,456	814,157
	計	263,908	14,050,494	3,276,147	267,536	13,890,942	3,487,100
合 計		2,716,651	103,637,793	9,810,967	2,770,099	105,482,927	15,860,387
交 付 率		9.5		15.0			

(単位:t、千円、%)

平成25年度			平成26年度			平成27年度		
交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額
97,568	2,660,462	451,968	98,236	2,683,650	57,172	101,410	2,773,697	43
212,986	5,100,924	64,707	216,871	5,191,092	530,606	218,394	5,223,356	7,344
175,306	5,094,076	0	177,181	5,140,903	521,745	183,754	5,841,973	2,400,081
485,860	12,855,462	516,675	492,288	13,015,645	1,109,523	503,558	13,839,026	2,407,468
66,114	4,331,335	28,502	65,265	4,277,397	166,124	65,457	4,279,075	95,560
103,979	7,425,995	572,913	105,720	7,517,330	30,215	108,917	7,911,766	31,372
170,093	11,757,330	601,415	170,985	11,794,727	196,339	174,374	12,190,841	126,932
6,646	387,558	3,201	6,491	378,309	2,033	6,465	398,564	0
41,597	1,017,872	430,060	43,060	1,051,681	315,562	44,688	1,090,534	90,255
50,183	1,169,296	73,293	50,589	1,172,558	123,343	50,945	1,176,615	0
159,540	3,965,052	79,903	160,597	3,995,034	370,923	160,546	4,046,287	1,110,469
251,320	6,152,220	583,256	254,246	6,219,273	809,828	256,179	6,313,436	1,200,724
569,271	10,435,716	540,474	570,437	10,449,959	0	571,261	10,480,387	1,176,180
90,009	6,880,115	349	89,713	6,917,427	444,420	89,469	6,952,803	547,085
103,354	10,026,150	610,598	109,197	10,665,073	110,183	116,117	11,580,987	567,605
193,363	16,906,265	610,947	198,910	17,582,500	554,603	205,586	18,533,790	1,114,690
27,325	1,657,213	151,665	27,300	1,658,336	173,288	27,757	1,701,541	76,510
47,569	4,322,970	123,528	47,604	4,312,441	6,760	47,742	4,319,493	9,663
74,894	5,980,183	275,193	74,904	5,970,777	180,048	75,499	6,021,034	86,173
73,634	3,129,415	580,137	75,103	3,178,208	978,760	76,079	3,228,020	289,128
64,167	1,755,852	0	64,147	1,755,034	431,690	63,447	1,734,801	45,881
93,586	2,637,078	4,058	90,799	2,565,318	817,786	90,153	2,710,852	829,386
231,387	7,522,345	584,195	230,049	7,498,560	2,228,236	229,679	7,673,673	1,164,395
8,952	698,448	46,484	10,138	788,772	15,264	10,420	831,576	684
12,813	1,028,502	45,152	12,815	1,056,556	191,566	12,822	1,076,722	45,729
38,369	2,901,425	36,230	38,519	2,948,309	202,530	38,827	3,157,054	103,652
60,134	4,628,375	127,866	61,472	4,793,637	409,360	62,069	5,065,352	150,065
22,779	459,087	231,183	24,509	497,004	148,560	24,109	489,098	0
88,838	1,493,057	237,188	89,145	1,499,906	125,922	89,200	1,499,694	0
103,956	1,830,764	62,288	105,595	1,843,010	555,731	106,783	1,909,596	431,457
215,573	3,782,908	530,659	219,249	3,839,920	830,213	220,092	3,898,388	431,457
165,939	3,755,677	829,902	169,202	3,900,936	5,002	167,624	4,046,236	0
19,863	1,445,374	60,520	20,510	1,483,115	51,462	18,080	1,328,241	10,886
33,651	3,595,581	404,632	33,698	3,609,137	300,579	35,941	4,011,653	418,630
53,514	5,040,955	465,152	54,208	5,092,252	352,041	54,021	5,339,894	429,516
24,979	2,716,865	17,479	25,161	2,736,230	19,281	24,425	2,811,836	104,345
39,306	2,013,629	343,128	37,937	1,966,675	389,919	37,952	1,974,165	15,102
122,399	4,619,468	1,119,296	122,251	4,629,331	928,618	122,068	4,612,134	36,461
107,183	7,317,566	620,326	105,757	7,189,006	797,770	106,070	7,254,555	1,159,187
268,888	13,950,663	2,082,750	265,945	13,785,012	2,116,307	266,090	13,840,854	1,210,750
2,771,861	105,872,522	7,769,164	2,793,547	107,057,737	8,812,814	2,816,922	110,453,311	9,602,695
7.3			8.2			8.7		

対象野菜	年度 種別	平成28年度			平成29年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額
キャベツ	春	101,983	2,875,248	19	100,434	2,835,870	641
	夏	223,823	5,350,554	294,102	224,341	5,358,670	1,476,346
	冬	180,775	5,753,867	0	179,800	5,728,781	2,640
	計	506,581	13,979,669	294,121	504,575	13,923,321	1,479,627
きゅうり	夏	64,665	4,517,015	249,975	66,734	4,664,060	218,048
	冬	110,303	8,059,614	276,338	113,022	8,270,357	888,752
	計	174,968	12,576,629	526,313	179,756	12,934,417	1,106,800
さといも	秋冬	6,319	391,682	10,425	4,662	293,635	39
だいこん	春	46,017	1,106,271	76,350	44,830	1,076,874	118,795
	夏	51,235	1,164,522	0	54,986	1,250,953	181,465
	秋	159,111	4,012,149	43,210	158,345	3,987,805	2,277
	計	256,363	6,282,942	119,560	258,161	6,315,632	302,537
たまねぎ		570,969	11,498,729	1,279,262	571,189	11,500,387	1,122,745
トマト	夏	90,841	7,773,637	165,113	91,029	7,854,959	384,246
	冬	117,377	11,992,005	551,141	116,642	12,001,642	997,478
	計	208,218	19,765,642	716,254	207,671	19,856,601	1,381,724
なす	夏	29,701	1,950,787	156,470	29,679	1,956,871	133,132
	冬	46,852	4,268,280	1,478	46,706	4,276,557	16,226
	計	76,553	6,219,067	157,948	76,385	6,233,428	149,358
にんじん	春	76,392	3,239,050	188,511	77,099	3,274,638	598,805
	夏	63,332	1,747,720	17,462	64,187	1,769,964	1,540,291
	秋	90,899	2,725,359	959	89,406	2,677,689	34
	計	230,623	7,712,129	206,932	230,692	7,722,291	2,139,130
ねぎ	春	10,248	843,990	0	10,186	836,155	4,450
	夏	13,296	1,152,959	45,727	14,039	1,225,577	75,577
	秋	39,886	3,201,408	9,773	39,851	3,208,023	43,335
	計	63,430	5,198,357	55,500	64,076	5,269,755	123,362
はくさい	春	23,954	476,682	57,656	24,066	478,494	39,124
	夏	89,645	1,538,517	365,182	89,810	1,547,401	489,987
	秋	105,564	1,885,687	4,802	104,079	1,828,387	9,342
	計	219,163	3,900,886	427,640	217,955	3,854,282	538,453
ばれいしょ		169,430	4,253,505	0	166,825	4,197,481	14,839
ピーマン	夏	17,753	1,367,527	156,573	17,991	1,384,663	22,700
	冬	35,461	4,071,244	506,791	35,712	4,103,943	281,920
	計	53,214	5,438,771	663,364	53,703	5,488,606	304,620
ほうれんそう		23,633	2,752,865	2,445	22,048	2,582,299	35,484
レタス	春	37,284	1,944,332	50,123	36,700	1,914,689	331,802
	夏	122,270	4,648,299	1,001,570	123,344	4,705,438	2,100,141
	冬	105,497	7,194,220	1,102,815	105,570	7,224,766	587,632
	計	265,051	13,786,851	2,154,508	265,614	13,844,893	3,019,575
合 計		2,824,515	113,757,724	6,614,272	2,823,312	114,017,028	11,718,293
交 付 率		5.8		10.3			

(単位:t、千円、%)										
対象野菜	年度 種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額	交 付 予約数量	資金造成額	交 付 金額
キャベツ	春	101,186	2,852,011	664,937	98,893	2,786,299	159,251	95,888	2,706,500	16
	夏	224,286	5,360,820	55,718	226,403	5,572,109	347,967	225,558	5,552,726	69,162
	冬	180,489	5,736,798	1,578,368	176,580	5,634,801	1,997,053	169,325	5,399,559	2,353,362
	計	505,955	13,949,629	2,299,023	501,876	13,993,209	2,504,271	490,765	13,658,785	2,422,540
	きゅうり	夏	64,510	4,497,488	25,316	61,360	4,439,273	159,094	60,039	4,355,881
きゅうり	冬	113,642	8,540,063	1,047,547	111,878	8,472,304	329,647	109,743	8,299,019	1,051,814
	計	178,152	13,037,551	1,072,863	173,238	12,911,577	488,741	169,782	12,654,900	1,078,380
	さといも	秋冬	4,353	280,940	558	4,101	264,453	3,072	3,877	249,590
だいこん	春	47,515	1,139,848	261,702	44,328	1,039,549	172,002	42,449	1,104,539	65,373
	夏	55,822	1,268,217	7,926	54,062	1,217,634	187,780	51,419	1,153,751	0
	秋	157,324	3,967,314	1,022,634	152,254	3,983,949	619,669	143,437	3,762,594	509,764
	計	260,661	6,375,379	1,292,262	250,644	6,241,132	979,451	237,305	6,020,884	575,137
たまねぎ		568,648	11,419,422	18,194	559,728	11,384,692	3,531,478	554,451	11,196,074	2,322,183
トマト	夏	89,403	7,712,386	42,750	82,976	7,483,901	779,844	79,255	7,166,097	214,846
	冬	117,103	12,634,714	2,197,264	116,860	12,850,790	2,373,280	124,083	13,997,388	4,395,915
	計	206,506	20,347,100	2,240,014	199,836	20,334,691	3,153,124	203,338	21,163,485	4,610,761
なす	夏	28,877	1,912,660	10,034	28,238	1,929,469	41,224	26,588	1,824,561	5,927
	冬	45,500	4,258,005	69,293	45,800	4,313,368	15,956	46,233	4,332,422	39,884
	計	74,377	6,170,665	79,327	74,038	6,242,837	57,180	72,821	6,156,983	45,811
にんじん	春	78,574	3,321,605	927,614	79,572	3,332,595	1,492,120	78,268	3,280,321	307,010
	夏	65,721	1,812,207	0	67,675	1,865,027	531,730	68,870	1,890,855	121,273
	秋	89,430	2,696,629	258,747	89,840	2,706,428	232,528	85,444	2,567,326	90,479
	計	233,725	7,830,441	1,186,361	237,087	7,904,050	2,256,378	232,582	7,738,502	518,762
ねぎ	春	10,093	828,614	24,837	9,943	842,702	40,020	10,003	839,868	8,305
	夏	13,847	1,204,327	19,746	13,967	1,239,521	131,431	14,055	1,230,969	37,274
	秋	39,493	3,220,844	236,007	37,843	3,043,487	296,939	35,945	2,904,133	105,563
	計	63,433	5,253,785	280,590	61,753	5,125,710	468,390	60,003	4,974,970	151,142
はくさい	春	24,026	451,350	130,349	23,503	438,059	98,203	23,411	435,982	20,551
	夏	90,210	1,555,052	370	90,120	1,597,828	446,019	90,070	1,596,030	104,901
	秋	103,854	1,863,769	860,061	98,167	1,754,682	396,368	85,170	1,544,482	746,081
	計	218,090	3,870,171	990,780	211,790	3,790,569	940,590	198,651	3,576,494	871,533
ばれいしょ		165,130	4,171,289	1,539,455	159,196	4,101,436	815,208	156,884	4,025,267	0
ピーマン	夏	18,089	1,379,578	0	17,844	1,422,085	3,875	17,484	1,385,275	961
	冬	36,098	4,148,382	291,301	36,051	4,170,259	241,031	36,192	4,187,248	147,139
	計	54,187	5,527,960	291,301	53,895	5,592,344	244,906	53,676	5,572,523	148,100
ほうれんそう		21,093	2,593,173	121,248	18,941	2,309,139	25,920	18,022	2,183,695	142,953
レタス	春	36,968	1,889,714	482,152	38,054	1,930,675	127,216	37,148	1,884,276	217,121
	夏	124,092	4,733,348	1,151,420	124,849	4,782,880	1,523,733	124,447	4,762,787	1,903,653
	冬	105,873	7,493,585	2,667,544	104,913	7,411,098	2,182,251	100,646	7,123,912	3,720,010
	計	266,933	14,116,647	4,301,116	267,816	14,124,653	3,833,200	262,241	13,770,975	5,840,784
合 計		2,821,243	114,944,152	15,713,092	2,773,939	114,320,492	19,301,909	2,714,398	112,943,127	18,728,846
交 付 率		13.7		16.9			16.6			

(単位:t、千円、%)

対象野菜	年度 種別	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		交付 予約数量	資金 造成額	交付金 交付額	交付 予約数量	資金 造成額	交付金 交付額	交付 予約数量	資金 造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	90,896	2,566,563	699,030	90,095	2,592,137	11,534	89,335	2,572,152	9,920
	夏秋	226,202	5,575,358	688,711	226,696	5,764,654	1,135,339	222,765	5,654,048	253,194
	冬	158,568	5,107,060	810,012	157,393	5,097,810	444,358	155,468	5,033,855	34,185
	計	475,666	13,248,981	2,197,753	474,184	13,454,601	1,591,231	467,568	13,260,055	297,299
きゅうり	夏秋	60,124	4,359,065	862,986	59,190	4,647,297	75,402	59,407	4,648,544	25,522
	冬春	107,447	8,210,756	1,288,359	106,674	8,267,532	469,145	102,765	8,091,754	549,076
	計	167,571	12,569,821	2,151,345	165,864	12,914,829	544,547	162,172	12,740,298	574,598
さといも	秋冬	3,656	254,341	613	3,188	222,289	10,480	4,529	321,451	1,052
だいこん	春	40,871	1,067,646	251,407	39,373	997,069	11,882	39,039	986,418	49,436
	夏	44,441	999,625	26,089	43,169	973,457	0	36,913	842,817	1,267
	秋冬	138,175	3,657,515	424,092	135,570	3,581,779	203,229	131,471	3,471,309	8,911
	計	223,487	5,724,786	701,588	218,112	5,552,305	215,111	207,423	5,300,544	59,614
たまねぎ		544,499	10,912,960	208,384	534,257	10,798,474	0	530,325	10,680,898	0
トマト	夏秋	74,956	6,823,228	522,342	70,733	6,711,355	184,437	67,584	6,440,688	48,021
	冬春	129,845	14,932,428	2,232,029	127,336	15,375,971	1,732,854	125,113	15,176,027	1,767,210
	計	204,801	21,755,656	2,754,371	198,069	22,087,326	1,917,291	192,697	21,616,715	1,815,231
なす	夏秋	25,230	1,708,136	153,073	22,403	1,637,633	43,230	21,524	1,580,370	47,100
	冬春	44,662	4,248,226	111,669	43,136	4,189,599	189,529	42,124	4,081,669	89,709
	計	69,892	5,956,362	264,742	65,539	5,827,232	232,759	63,648	5,662,039	136,809
にんじん	春夏	77,694	3,279,426	711,357	76,689	3,214,283	573,361	80,367	3,404,186	198,342
	秋	73,145	2,008,498	761,696	72,595	1,991,871	0	71,945	1,972,170	0
	冬	83,555	2,579,398	746,468	82,292	2,519,118	74,700	79,688	2,472,573	7,662
	計	234,394	7,867,322	2,219,521	231,576	7,725,272	648,061	232,000	7,848,929	206,004
ねぎ	春	9,396	773,159	12,629	9,185	784,372	13,157	9,169	773,720	10,154
	夏	14,416	1,233,191	106,481	14,099	1,235,872	50,314	13,067	1,148,035	27,460
	秋冬	35,436	2,995,126	290,367	33,783	2,856,197	178,590	32,432	2,722,403	4,877
	計	59,248	5,001,476	409,477	57,067	4,876,441	242,061	54,668	4,644,158	42,491
はくさい	春	22,861	451,632	191,943	22,843	452,157	34,882	23,050	457,186	8,900
	夏	89,820	1,587,979	153,201	87,510	1,593,376	361,928	87,930	1,591,038	113,017
	秋冬	80,320	1,550,021	646,941	78,881	1,512,397	264,231	75,859	1,446,781	62,004
	計	193,001	3,589,632	992,085	189,234	3,557,930	661,041	186,839	3,495,005	183,921
ばれいしょ		153,568	3,928,025	0	150,839	3,867,837	246,607	149,134	3,824,529	5,762
ピーマン	夏秋	16,890	1,343,101	183,622	18,134	1,569,177	13,487	17,801	1,494,645	0
	冬春	35,552	4,180,359	519,368	34,922	4,186,053	10,814	34,216	4,108,671	54,206
	計	52,442	5,523,460	702,990	53,056	5,755,230	24,301	52,017	5,603,316	54,206
ほうれんそう		16,612	2,124,314	152,226	15,688	2,051,325	159,218	14,907	1,943,455	89,211
レタス	春	33,796	1,789,398	491,381	30,889	1,639,295	196,142	30,139	1,597,119	201,803
	夏秋	123,224	4,709,461	1,483,722	120,927	4,647,458	1,295,214	119,884	4,620,715	1,190,643
	冬	96,795	6,877,616	1,257,950	92,845	6,609,257	1,306,373	87,822	6,124,654	1,150,181
	計	253,815	13,376,475	3,233,053	244,661	12,896,010	2,797,729	237,845	12,342,488	2,542,627
合計		2,652,652	111,833,611	15,988,148	2,601,334	111,587,101	9,290,437	2,555,772	109,283,880	6,008,825
交付率		14.3		8.3		5.5				

注3: 交付金交付額は、令和6年4月末現在のもの。

3. 契約野菜安定供給事業  
事業の推移  
ア 契約指定野菜安定供給事業

年度	タイプ	品目数	交付限度数量	平均価格等	負担割合	補てん方式	交付予約数量(トン)	交付金額(千円)
14	価格低落	指定野菜14品目	契約数量を上限	平成元～9年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格(以下、「平均価格」という。)の9/10を保証基準額とし、55/100を最低基準額とする。	国:1/2 県:1/4 生産者:1/4	・保証基準額>平均取引価額>最低基準額の場合 (保証基準額-平均取引価額)×0.9 ・最低基準額>平均取引価額の場合 (保証基準額-最低基準額)×0.9	1,419	5,512
	出荷調整		契約数量の30%を上限	平均価格の7/10を発動基準価額とし、平均価格の4/10を資金造成単価とする。		・市場価格変動契約及び定価格契約で、契約価額>平均価格の場合 資金造成単価 ・定価格契約で、契約価額<平均価格の場合 契約価額×0.4		
	数量確保		契約数量の30%を上限	平均価格の13/10を指標価額とする。		・市場出荷予定分を充当した場合 (平均取引価額-契約価額)×0.5 ・市場等から購入した場合 (購入価額-契約価額)×0.9		
15	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,374	10,435
16	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,531	11,173
17	同上	同上	同上	平成7～15年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格に「平均価格」とする見直し	同上	同上	8,870	6,125
18	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,873	3,158
19	価格低落							
	出荷調整							
	数量確保		契約数量の50%を上限			・市場出荷予定分を充当した場合 (平均取引価額-契約価額)×0.7 ・市場等から購入した場合 (購入価額-契約価額)×0.9	9,997	8,428
20	同上	同上	同上	同上	同上	同上	9,991	12,695
21	同上	同上	同上	同上	同上	同上	10,926	26,083

年度	タイプ	品目数	交付限度数量	平均価格等	負担割合	補てん方式	交付予約数量(トン)	交付金額(千円)
22	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11,289	21,715
23	同上	同上	同上	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	※	同上	11,147	21,909
<p>※ 六次産業化法に係る野菜法の特例措置として、産地連携野菜供給契約(複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約)を締結し、六次産業化法の認定を受けた生産者は、契約野菜事業(数量確保タイプ)で事業に参加する場合は、国1/2、県1/10、生産者2/5。(要件を満たした場合は、県負担は0となる)</p>								
24	同上	同上	同上	同上	同上	同上	12,146	71,844
25	同上	同上	同上	同上	同上	同上	10,760	48,318
26	同上	同上	同上	同上	同上	同上	17,850	65,868
27	同上	同上	同上	平成20～25年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	23,048	22,046
28	同上	同上	同上	同上	同上	同上	24,435	53,597
29	同上	同上	同上	同上	同上	同上	21,109	183,698
30	同上	同上	同上	平成23～28年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	23,468	122,348
元	同上	同上	同上	同上	同上	同上	15,653	153,501
2	同上	同上	同上	同上	同上	同上	17,613	271,786
3	同上	同上	同上	平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	20,916	120,577
4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	22,200	45,017
5	価格低落			同上	同上	同上	22,238	131,225
	出荷調整			平均価格の7/10を資金造成単価とする。		・定価格契約で、契約価額<平均価格の場合 契約価額×0.7		
	数量確保			同上		同上		

注:令和5年度交付金額は、令和6年3月末現在の額である。

イ 契約特定野菜等安定供給促進事業

年度	タイプ	品目数		交付限度数量	平均価格等	負担割合	補てん方式	交付予約数量(トン)	助成金額(千円)
		特定	指定						
14	価格低落	31品目(うち特認3品目)	指定野菜のうち、たまねぎ及びびれいしよを除く12品目	契約数量を上限	平成元～9年度の市場価格を卸売物価指数で修正した価格(以下、「平均価格」という。)の9/10を保証基準額とし、55/100を最低基準額とする。	国:1/3 県:1/3 生産者:1/3	・保証基準額>平均取引価額>最低基準額の場合 (保証基準額-平均取引価額)×0.9 ・最低基準額>平均取引価額の場合 (保証基準額-最低基準額)×0.9	-	-
	出荷調整		ただし、複合地区及び計画育成地区にあつては指定野菜14品目	契約数量の30%を上限	平均価格の7/10を発動基準価額とし、平均価格の4/10を資金造成単価とする。		・市場価格運動契約及び定価格契約で、契約価額>平均価格の場合 資金造成単価 ・定価格契約で、契約価額<平均価格の場合 契約価額×0.4		
	数量確保			契約数量の30%を上限	平均価格の13/10を指標価額とする。		・市場出荷予定分を充当した場合 (平均取引価額-契約価額)×0.5 ・市場等から購入した場合 (購入価額-契約価額)×0.9		
15	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11	0
16	同上	特認野菜としてにがうりを追加(計32品目)	同上	同上	同上	同上	同上	11	0
17	同上	同上	同上	同上	平成7～15年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格に「平均価格」とする見直し	同上	同上	11	0
18	同上	特認野菜としてオクラを追加(計33品目)	同上	同上	同上	同上	同上	-	-
19	価格低落	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-	-
	出荷調整 数量確保			契約数量の50%を上限			・市場出荷予定分を充当した場合 (平均取引価額-契約価額)×0.7 ・市場等から購入した場合 (購入価額-契約価額)×0.9		
20	同上	みずなを追加(計34品目)	同上	同上	同上	同上	同上	-	-
21	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	480	4,099

年度	タイプ	品目数		交付限度数量	平均価格等	負担割合	補てん方式	交付予約数量(トン)	助成金額(千円)
		特定	指定						
22	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	574	2,726
23	同上	同上	同上	同上	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	520	8
24	同上	特認野菜としてみょうがを追加(計35品目)	同上	同上	同上	同上	同上	526	99
25	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	509	212
26	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	626	0
27	同上	同上	同上	同上	平成20～25年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	587	0
28	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	553	0
29	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	450	0
30	同上	同上	同上	同上	平成23～28年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	450	0
元	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	568	1,551
2	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	368	2,821
3	同上	同上	同上	同上	平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した価格を「平均価格」とする見直し	同上	同上	585	2,398
4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	980	753
5	価格低落	同上	同上	同上	同上	同上	同上	1,114	6,192
	出荷調整				平均価格の7/10を資金造成単価とする。		・定価格契約で、契約価額<平均価格の場合 契約価額×0.7		
	数量確保				同上		同上		

4. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

(1) 対象野菜の指定経緯

	昭和51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57～59年度	60年度
特定野菜事業対象野菜	えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ(専ら加工用原料となる品種に属するものを除く)、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、セルリー、ふき、やまのいも、れんこんの14品目	いちご、すいか、メロン(ネットメロンを除く)の3品目追加。計17品目	スイートコーン及び生しいたけの2品目追加。計19品目	グリーンピース、しょうが、にら、にんにくの4品目追加。計23品目	そらまめ(乾燥したものを除く)、ブロッコリーの2品目追加。計25品目	(同左)計25品目	(同左)計25品目	アスパラガス、みつばの2品目追加。計27品目
	(特認野菜)ししとうがらし(高知県内産)、ブロッコリー(愛知県内産)の2品目	(同左)ブロッコリー(三重県及び鳥取県内産)追加、未成熟とうもろこし(岩手県及び山梨県内産)追加。計3品目	(同左)にら(福島県及び高知県内産)及びびわけぎ(広島県内産)の2品目追加、未成熟とうもろこしは削除。計4品目	(同左)らっきょう(鳥取県及び宮崎県内産)追加、にらは削除。計4品目	(同左)らっきょう(鹿児島県内産)追加、ブロッコリーは削除。計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目
指定野菜事業対象野菜	(供給確保特別事業)指定野菜14品目	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(都市近郊産地事業)指定野菜のうちたまねぎ及びびばれいしょを除く12品目	(同左)	(同左)
	新産地育成緊急対策価格差補給事業						59年廃止	

(注) 特定野菜中(特認野菜)に属する野菜にあっては、当該野菜ごとに記載される県以外の県は事業対象野菜として選定できません。

	61～平成4年度	5年度	6～7年度	8年度	9～10年度	11年度	12年度	13～15年度
特定野菜事業対象野菜	(同左)計27品目	(同左)メロン(ネットメロンを除く)をメロン(温室メロンを除く)に変更。計27品目	(同左)計27品目	(同左)計27品目	(同左)計27品目	ちんげんさいの品目追加。計28品目	(同左)計28品目	(同左)計28品目
	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目	(同左)計3品目
指定野菜事業対象野菜	(同左)	(指定野菜事業)指定野菜のうちたまねぎ及びびばれいしょを除く12品目(ただし、複合地区及び計画育成地区にあっては、指定野菜14品目)	(同左)	(指定野菜事業)指定野菜のうちたまねぎ及びびばれいしょを除く12品目(ただし、中山間地区、複合地区及び計画育成地区にあっては指定野菜14品目)	(同左)	(同左)	(指定野菜事業)指定野菜のうちたまねぎ及びびばれいしょを除く12品目(ただし、中山間地区、複合地区及び野菜指定産地育成計画を樹立した地区にあっては指定野菜14品目)	(同左)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21～23年度	24年度	25～令和3年度
特定野菜事業対象野菜	(同左) 計28品目	(同左) 計28品目	(同左) 計28品目	(同左) 計28品目	みずなの品 目追加。計 29品目	(同左) 計29品目	(同左) 計29品目	(同左) 計29品目
	(同左) にがうり(熊 本県産、宮崎 県産、鹿児島 県産及び沖縄 県産)追加。計4品目	(同左) 計4品目	(同左) オクラ (高知県産、 鹿児島県産 及び沖縄県 産)追加。計 5品目	(同左) 計5品目	(同左) 計5品目	(同左) 計5品目	(同左) みょうが (高知県産) 追加。計6品 目	(同左) 計6品目
指定野菜事業対象野菜	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

	令和4年度	令和5年度
特定野菜事業対象野菜	(同左) 計29品目	(同左) 計29品目
	(同左) にがうり (群馬県産) 追加。計6品 目	(同左) 計6品目
指定野菜事業対象野菜	(同左)	(同左)

(2) 事業の推移

	年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
特 定 野 菜	S51	えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、セルリー、ふき、やまのいも、れんこんの14品目の外、特認野菜としてブロッコリー(愛知)、ししとうがらし(高知)	昭和40～49年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による51年のすう勢値価格の8/10	同左の方式で算出したものの1/2	8/10	国：1/3 県、生産者：2/3	t 4,659	千円 10,747	千円 3,582
	52	いちご、すいか、メロン(ネットメロンを除く)追加(17品目)、特認野菜のブロッコリーに(三重、鳥取)を追加、未成熟とうもろこし(岩手、山梨)を追加	昭和40～50年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による52年のすう勢値価格の8/10	同上	同上	同上	74,089	275,677	86,223
	53	スイートコーン、生しいたけを追加(計19品目)、特認野菜のブロッコリーに(山口)を追加、にら(福島、高知)、わけぎ(広島)を追加、未成熟とうもろこしは削除	昭和41～51年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による53年のすう勢値価格の8/10	同上	同上	同上	139,866	927,827	284,704
	54	グリーンピース、しょうが、にら、にんにくを追加(計23品目)、特認野菜としてらっきょう(鳥取、宮崎)を追加(計4品目)	同上	同上	同上	同上	201,842	982,127	323,483
	55	そらまめ、ブロッコリーを追加(計25品目)、特認野菜のらっきょう(鹿児島)を追加、ブロッコリーは削除(計3品目)	同上	同上	同上	同上	234,388	798,885	263,709
	56	変更無し	同上	同上	同上	同上	267,745	896,438	297,504
	57	同上	同上	同上	同上	同上	288,794	1,361,865	453,263
	58	同上	同上	同上	同上	同上	311,485	496,133	165,378
	59	同上	同上	同上	同上	同上	331,055	1,495,649	498,550
	60	アスパラガス、みつばを追加(計27品目)	昭和51～58年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同左の方式で算出したものの1/2	8/10	国：1/3 県、生産者：2/3	341,188	2,142,995	714,331
	61	変更無し	同上	同上	同上	同上	356,186	3,184,292	1,061,429
	62	同上	同上	同上	同上	同上	368,247	2,158,111	719,411
	63	同上	同上	同上	同上	同上	361,150	1,509,958	503,319
	H元	同上	同上	同上	同上	同上	359,187	1,326,391	442,063
	2	同上	同上	同上	同上	同上	360,441	1,208,260	402,753
	事 業	3	同上	昭和56～平成元年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	352,952	1,003,887
4		同上	同上	同上	同上	同上	352,786	1,107,804	369,248
5		メロン(ネットメロンを除く)。をメロン(温室メロンを除く。)に変更	同上	同上	同上	同上	350,216	791,239	263,746
6		変更無し	昭和59～平成4年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	341,973	1,590,557	530,185

	年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
特 定 野 菜	7	アスパラガス、みつばを追加(計27品目)	昭和59～平成4年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同左の方式で算出したものの1/2	8/10	国：1/3 県、生産者：2/3	t 342,518	千円 604,971	千円 201,657
	8	変更無し	昭和61～平成6年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	335,613	826,429	275,491
	9	同上	同上	同上	同上	同上	333,671	1,489,507	496,502
	10	同上	同上	同上	同上	同上	334,784	1,336,174	445,391
	11	ちんげんさいを追加(計28品目)	平成元～9年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	328,036	1,704,422	568,140
	12	変更無し	同上	同上	同上	同上	325,929	2,145,023	715,007
	13	同上	同上	同上	同上	同上	321,563	2,704,894	901,631
	14	同上	同上	同上	同上	同上	323,053	1,825,967	608,655
	15	同上	同上	同上	同上	同上	325,964	2,270,049	756,683
	16	特認野菜としてにがうり(熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄)を追加(計4品目)	同上	同上	同上	同上	322,406	1,895,037	631,679
	17	変更無し	平成7～15年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	318,909	3,420,022	1,140,007
	18	特認野菜としてオクラ(高知県、鹿児島県及び沖縄県)を追加(計5品目)	同上	同上	同上	同上	314,887	2,530,538	843,512
	19	変更無し	同上	同左の方式で算出したものの55/100	同上	同上	305,350	1,463,024	487,674
	20	みずなを追加(計29品目)	同上	同上	同上	同上	302,340	1,424,482	474,827
	21	変更無し	同上	同上	同上	同上	300,533	1,923,598	641,199
	22	同上	同上	同上	同上	同上	298,673	1,047,642	349,214
	23	重要特定野菜としてアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーを区分	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の8/10	同上	同上	国：1/3 県、生産者：2/3 (重要特定野菜は 国：1/2 県、生産者：1/2)	296,294	953,298	336,514
	24	特認野菜としてみょうが(高知県)を追加(計6品目)	同上	同上	同上	同上	286,307	1,276,395	463,571
	25	変更無し	同上	同上	同上	同上	282,464	817,729	301,563
	26	同上	同上	同上	同上	同上	275,354	939,899	386,221
	27	同上	平成20～25年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	272,319	768,833	330,919
	28	同上	同上	同上	同上	同上	269,283	320,381	119,947
	29	同上	同上	同上	同上	同上	268,337	443,853	162,397
	30	同上	平成23～28年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	266,536	426,033	167,453
	R元	同上	同上	同上	同上	同上	248,962	1,005,361	386,077
	R2	同上	同上	同上	同上	同上	236,171	822,193	344,973



年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
R3	同上	平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した平均価格の8/10	同上	同上	同上	225,804	905,371	361,754
R4	同上	同上	同上	同上	同上	213,814	859,896	339,765
R5	同上	同上	同上	同上	同上	204,372		

年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
S51	指定野菜14品目	昭和40～49年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による51年のすう勢値価格の8/10	同上	8/10	国：6/10 県、生産者：4/10	t	千円 -	千円 -
52	変更無し	昭和40～50年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による52年のすう勢値価格の9/10	同上	同上	同上	23,548	229,128	128,353
53	同上	昭和41～51年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による53年のすう勢値価格の9/10	同上	同上	同上	45,172	391,528	178,425
54	同上	同上	同上	同上	同上	45,679	304,129	168,584
55	同上	昭和41～51年度の市場価格の3か年移動平均値から一次回帰式による53年のすう勢値価格の9/10 うち、キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、冬レタス、冬春ピーマン(11～12月)についてすう勢値価格を10%引下げ	同上	同上	同上	49,669	261,855	153,808
56	指定野菜のうち、たまねぎ及びはれいしょを除く12品目	同上	同上	同上	同上	58,262	358,436	207,135
57	変更無し	同上	同上	同上	同上	69,576	510,783	302,343
58	同上	同上	同上	同上	同上	72,445	209,507	125,704
59	同上	同上	同上	同上	同上	79,404	660,337	396,202
60	同上	昭和51～58年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同上	同上	国：55/100 県、生産者：45/100	84,100	300,491	173,274
61	同上	同上	同上	同上	国：50/100 県、生産者50/100	85,466	711,437	395,571
62	同上	うち、春キャベツ(5/16～6月)、夏秋キャベツ、秋冬さといも(8～9月)、春はくさい、春レタスについて5%、たまねぎ(周年)、夏秋なす(10～11月)、春夏にんじん、秋冬はくさい(10月)、冬春ピーマン(11～12月)、夏秋レタス(8～10月)について10%それぞれ引下げ	同上	同上	同上	82,791	341,004	182,530
63	同上	昭和56～61年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	82,484	247,348	128,404

	年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
							t	千円	千円
指定野菜事業	H元	指定野菜のうち、たまねぎ及びびばれいしょを除く12品目	昭和56～61年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同左の方式で算出したものの1/2	8/10	国：50/100 県、生産者：50/100	80,612	285,188	149,505
	2	変更無し	同上	同上	同上	同上	74,208	91,600	48,447
	3	同上	昭和56～平成元年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同左の方式で算出したものの1/2	同上	同上	71,650	156,691	80,859
	4	同上	同上	同上	同上	同上	74,005	345,134	179,068
	5	指定野菜のうち、たまねぎ及びびばれいしょを除く12品目 但し、複合地区及び計画育成地区にあつては指定野菜14品目	同上	同上	同上	同上	74,487	177,101	89,801
	6	変更無し	昭和59～平成4年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同左の方式で算出したものの55/100	同上	同上	82,288	184,521	94,965
	7	同上	同上	同上	同上	同上	84,044	240,281	121,919
	8	同上	昭和61～平成6年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	90,585	481,038	243,070
	9	同上	同上	同上	同上	同上	101,491	439,986	221,808
	10	同上	同上	同上	同上	同上	116,174	390,579	198,057
	11	同上	平成元～9年度の市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	115,830	853,512	430,829
	12	同上	同上	同上	同上	同上	120,886	1,089,527	548,315
	13	同上	同上	同上	同上	同上	128,721	1,414,421	709,454
	14	同上	秋冬ねぎ(1～3月)見直し	同上	同上	同上	130,894	804,629	403,416
	15	同上	同上	同上	同上	同上	128,447	1,164,693	583,546
	16	同上	同上	同上	同上	同上	111,203	732,892	367,797
	17	同上	平成7～15年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	104,168	1,139,166	571,265
	18	同上	同上	同上	同上	同上	102,749	902,632	451,898
	19	同上	同上	同左の方式で算出したものの60/100	同上	同上	103,071	622,992	311,792
	20	同上	同上	同上	同上	同上	103,955	792,339	396,729
	21	同上	同上	同上	同上	同上	101,539	806,394	403,556
	22	同上	同上	同上	同上	同上	101,510	406,503	203,319
	23	同上	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	101,657	636,340	318,440
	24	同上	同上	同上	同上	同上	103,464	688,255	344,345
	25	同上	同上	同上	同上	同上	104,673	411,388	205,873

	年度	対象野菜	保証基準額	最低基準額	補てん率	負担割合	交付予約数量	価格差補給金	左のうち助成金
							t	千円	千円
指定野菜事業	26	指定野菜のうち、たまねぎ及びびばれいしょを除く12品目 但し、複合産地及び計画育成地区にあつては指定野菜14品目	平成16～21年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の9/10	同左の方式で算出したものの60/100	8/10	国：50/100 県、生産者：50/100	103,086	634,495	317,326
	27	変更無し	平成20～25年度の市場価格を企業物価指数(農林水産物)で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	98,342	435,367	217,746
	28	同上	同上	同上	同上	同上	96,728	280,836	140,470
	29	同上	同上	同上	同上	同上	95,669	423,814	211,938
	30	同上	平成23～28年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	95,522	595,679	297,872
	R元	同上	同上	同上	同上	同上	94,595	566,276	283,166
	R2	同上	同上	同上	同上	同上	91,051	498,013	249,046
	R3	同上	平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数(総平均)で修正した平均価格の9/10	同上	同上	同上	86,273	755,089	377,578
	R4	同上	同上	同上	同上	同上	84,813	445,970	223,041
	R5	同上	同上	同上	同上	同上	81,084		

注1. 指定野菜事業欄中、55年度までは野菜供給確保特別事業、平成4年度までは都市近郊産地事業である。

2. 上記の事業の他に、野菜新産地育成緊急対策事業を昭和51年度から59年度まで実施した。





年度	27		28		29		30		元		2		
	数量	交付金	数量	交付金	数量	交付金	数量	交付金	数量	交付金	数量	交付金	
重	春	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
	計												
	夏	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
	計												
	冬	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他									5	282	
	計									5	282		
野	秋	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他									4,359	65,568	
	計									4,359	65,568		
	秋	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他									1,441	20,307	
	計									893	22,323		
	計									2,334	42,630		
	菜	た	産地調整[前]										
			産地調整[後]										
			市場隔離 その他										11,193
計											11,193	280,898	
調		春	産地調整[前]										
			産地調整[後]										
			市場隔離 その他										
		計											
		夏	産地調整[前]										
			産地調整[後]										
			市場隔離 その他										
		計											
	秋	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他										1,486	45,890
	計										1,486	45,890	
冬	産地調整[前]												
	産地調整[後]												
	市場隔離 その他												
計													
野	春	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
	計												
	夏	産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
	計												
	菜	春	産地調整[前]										
			産地調整[後]										
			市場隔離 その他										
		計											
夏		産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
計													
秋		産地調整[前]											
		産地調整[後]											
		市場隔離 その他											
計													
冬	産地調整[前]												
	産地調整[後]												
	市場隔離 その他												
計													
合	計	産地調整[前]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		産地調整[後]	0	0	0	0	0	0	0	0	16,993	366,773	
		市場隔離 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1,124	33,713	
	計	0	0	0	0	1,486	45,890	0	0	0	0	0	
	計	産地調整[前]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		産地調整[後]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		市場隔離 その他	0	0	0	0	1,486	45,890	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	1,486	45,890	0	0	0	18,117	400,486	

(単位：t、千円) (単位：t、千円)

年度	3		4		5		
	数量	交付金	数量	交付金	数量	交付金	
重	春	出荷促進					
		出荷抑制	1	29			
		市場隔離 その他					
	計	1	29				
	夏	出荷促進					
		出荷抑制	14,244	840,411	14,803	866,380	
		市場隔離 その他	1	30	2	112	
	計	14,245	840,440	14,804	866,492		
	冬	出荷促進					
		出荷抑制	240	2,400	50	2,650	
		市場隔離 その他			0	16	
	計	240	2,400	50	2,666		
野	秋	出荷促進					
		出荷抑制	3,209	164,946	2,460	120,900	
		市場隔離 その他	1	40	2	2,131	
	計	3,210	164,986	2,497	123,031		
	秋	出荷促進					
		出荷抑制	3,549	138,208	4,877	208,213	
		市場隔離 その他	5	235	47	701	
	計	3,554	138,443	4,923	208,914		
	菜	た	出荷促進				
			出荷抑制				
			市場隔離 その他				
		計					
春		出荷促進					
		出荷抑制					
		市場隔離 その他					
計							
夏		出荷促進					
		出荷抑制					
		市場隔離 その他					
計							
秋	出荷促進						
	出荷抑制						
	市場隔離 その他						
計							
冬	出荷促進	435	35,109	107	8,105		
	出荷抑制	1	49	48	1,718		
	市場隔離 その他						
計	436	35,158	155	9,822			
春	出荷促進						
	出荷抑制	2	113				
	市場隔離 その他						
計	2	113					
野	夏	出荷促進					
		出荷抑制	3,548	60,378	2,231	44,613	
		市場隔離 その他	59	1,976	0	63	
	計	3,606	62,354	2,231	44,676		
	春	出荷促進					
		出荷抑制	0	21			
		市場隔離 その他					
	計	0	21				
	夏	出荷促進	225	8,938	4,730	210,644	
		出荷抑制	1	115	0	387	
		市場隔離 その他					
	計	226	9,053	4,730	211,031		
冬	出荷促進	31	6,427	337	58,557		
	出荷抑制	4	735	4	871		
	市場隔離 その他						
計	34	7,163	341	59,428			
合	計	出荷促進	0	0	0	0	
		出荷抑制	25,240	1,254,416	29,605	1,520,062	
		市場隔離 その他	313	5,743	133	5,999	
	計	25,553	1,260,160	29,738	1,526,061		

(注) 令和3年度の制度見直しにより、「産地調整[前]」は「出荷促進」に、「産地調整[後]」は「出荷抑制」に変更。

6.対象市場群一覧表

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸 売 会 社	電 話	〒	所 在 地	コードNo.			
北海道	北海道	中央	札幌市中央卸売市場	札幌みらい中央青果株式会社	011-641-3165	060-0012	札幌市中央区北2条西20-2-2	010110			
		地方	函館市青果物地方卸売市場	丸果函館合同青果株式会社 函館青果株式会社	0138-49-5151 0138-49-3111	041-0824	函館市西栲町589-25	010310 010320			
			釧路市公設地方卸売市場	丸中釧路中央青果株式会社	0154-51-5111	084-0904	釧路市新富士町6-1-23	010520			
			旭一旭川地方卸売市場	旭一興キョウイチ	0166-48-3141	079-8650	旭川市流通団地1家2	012040			
			丸果旭川地方卸売市場	丸果旭川青果卸売市場株式会社	0166-48-3231	079-8651	旭川市流通団地1家3-14-3	012050			
			帯広地方卸売市場	帯広地方卸売市場株式会社	0155-37-3333	080-2461	帯広市西21条北1-5-1	012060			
			マルキタ北見地方卸売市場	興キョウイチ マルキタ事業部	0157-36-2111	099-0878	北見市東相内町39-1	012070			
			公設道央地方卸売市場	興岩 三	0126-23-1211	068-0854	岩見沢市大和4条7-22	012100			
			苫小牧市中央卸売市場	丸一苫小牧中央青果株式会社	0144-32-8151	053-0004	苫小牧市港町2-2-2	012140			
			東北	青森県	中央	青森市中央卸売市場	青森合同青果株式会社	0177-38-1111	030-0137	青森市卸町1-1	020120
					八戸市中央卸売市場	八戸中央青果株式会社	0178-28-8585	039-1161	八戸市大字河原木字神才7-4	020210	
					弘前総合地方卸売市場	弘果弘前中央青果株式会社	0172-27-5511	036-8601	弘前市大字末広1-2-1	022110	
				岩手県	中央	盛岡市中央卸売市場	丸毛盛岡中央青果株式会社	019-614-1200	020-0841	盛岡市羽場10地割100番地	030120
					地方	岩手県南青果地方卸売市場	興岩手県南青果市場株式会社	0197-41-9088	029-4501	胆沢郡金ヶ崎町六原下二の町215	032310
						花巻市公設地方卸売市場	興花 果	0198-24-8851	025-0024	花巻市山の神670	032510
宮城県	中央	仙台市中央卸売市場本場	仙台おおば青果株式会社	022-208-8700	984-0015	仙台市若林区卸町4-3-1	040120				
	地方	石巻青果花き地方卸売市場	興石巻青果株式会社	0225-83-6111	981-0501	東松島市赤井字南三242-1	042110				
	秋田県	地方	秋田市公設地方卸売市場	秋田秋田中央青果株式会社 丸果秋田県青果株式会社	018-869-7222 018-869-5511	010-0802	秋田市外旭川字待合28	050110 050120			
		能代青果地方卸売市場	興能代青果地方卸売市場株式会社	0185-52-5301	016-0864	能代市宇島小窪36-1	052110				
山形県	地方	山形市公設地方卸売市場	山形丸果中央青果株式会社	023-686-3520	990-2161	山形市大字漆山1420	060120				
		公設庄内青果物地方卸売市場	丸果庄内青果株式会社 興庄 果	0235-66-4122 0235-66-4133	997-1321	東田川郡三川町大字押切新田字茨谷地50番地	063910 063920				
		地方卸売市場興丸山形青果市場	興丸山形青果市場株式会社	023-686-6161	990-2211	山形市大字十文字2160	062010				
		いわき市中央卸売市場	興平 果	0246-29-6211	971-8139	いわき市鹿島町鹿島1	070220				
福島県	地方	福島市公設地方卸売市場	福島中央青果卸売株式会社	024-554-1265	960-0113	福島市北矢野目字越越1	070110				
		会津若松市公設地方卸売市場	丸果会津青果株式会社 山平会津若松青果株式会社	0242-25-1234 0242-25-2111	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森裏480	072110 072120				
		郡山市総合地方卸売市場	興マルケイ青果市場株式会社 興山一中央青果卸売市場株式会社 興郡山大新青果株式会社	024-966-0710 024-966-0808 024-966-0700	963-0201	郡山市大槻町字向原114	072200 072220 072230				
		地方卸売市場東郡山青果市場	興郡山青果市場株式会社	024-944-1570	963-8071	郡山市富久山町久保田字太郎殿前2	072210				
		関東	茨城県	地方	水戸市公設地方卸売市場	水戸中央青果株式会社 茨城県大同青果株式会社	029-225-5225 029-226-1521	310-0004	水戸市青柳町4566	082010 082020	
					土浦地方卸売市場	土浦中央青果株式会社 土浦大同青果株式会社	0298-43-0111 0298-42-3311	300-0847	土浦市卸町1-10-1	082240 082250	
				公設鹿島地方卸売市場	興鹿島中央青果株式会社	0299-92-8511	314-0141	神栖市居切660-3	084400		
				栃木県	中央	宇都宮市中央卸売市場	興一宇都宮青果株式会社	028-637-6100	321-0933	宇都宮市築瀬町1493	090120
					地方	栃木県南地方卸売市場	興井商事株式会社	0285-38-3110	323-0052	小山市大字下河原田954	092300
群馬県	地方	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	前橋青果株式会社	027-261-1111	371-0012	前橋市東片貝町394	102010				

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸 売 会 社	電 話	〒	所 在 地	コードNo.					
関東	群馬県	地方	館林市総合地方卸売市場	興館林中央青果株式会社	0276-75-3535	374-0008	館林市細内町615番地	102670					
			高崎市総合地方卸売市場	ぐんま県中央青果株式会社	027-353-0011	370-0034	高崎市下大須町1258	102150					
			桐生地方卸売市場	興桐生青果株式会社	0277-76-4221	379-2311	みどり市笠懸町阿左美2761-1	102210					
		埼玉県	地方	地方卸売市場熊谷青果市場	興熊谷青果市場株式会社	048-521-6511	360-0023	熊谷市佐谷田1422番地	112110				
				地方卸売市場川口中央青果市場	興川口中央青果市場株式会社	048-296-5751	334-0058	川口市行政領家840-1	112210				
				地方卸売市場浦和総合流通センター	興浦和中央青果市場株式会社	048-862-2045	338-0833	さいたま市桜区桜田3-3-1	112310				
				大宮総合食品地方卸売市場	興大宮中央青果市場株式会社	048-664-1004	331-0811	さいたま市北区吉野町2-224-1	112410				
				所沢総合食品地方卸売市場	興浦和中央青果市場株式会社所沢支社	04-2945-1000	359-0011	所沢市南永井867-1	112311				
				地方卸売市場さいたま春日部市場	さいたま春日部市場株式会社	048-761-1111	344-0007	春日部市小淵243	113310				
				埼玉県地方卸売市場上尾市場	興埼玉県中央青果市場株式会社	048-773-3321	362-0005	上尾市西門前286	113810				
				越谷総合食品地方卸売市場	興マルセフーズ株式会社	048-987-1610	343-0824	越谷市流通団地3-2-1	114120				
				埼玉川越総合地方卸売市場	興東京新宿ベジフル興川越支店	049-240-2000	350-1168	川越市大字大塚650番地	114720				
				(戸田市)	野菜販売施設	JA全農青果センター興東京センター	JA全農青果センター株式会社東京センター	048-424-1010	335-0038	戸田市美女木北2-11-12	117010		
						千葉県	地方	千葉市地方卸売市場	興千葉青果株式会社	043-248-3101	261-0003	千葉市美浜区高浜2-2-1	120110
								船橋市地方卸売市場	興長印船橋青果株式会社	047-423-0331	273-0001	船橋市西門外1-8-1	120210
	東京都	中央	柏市公設総合地方卸売市場	興東京シティ青果興千葉支社柏市市場	047-131-3251	277-0871	柏市若葉6-1	123040					
			地方卸売市場堀金飯青果	興堀金飯青果市場株式会社	0475-24-1961	297-0012	茂原市大つツ野1877-2	125010					
			松戸市公設地方卸売市場南部市場	興東京千住青果興東葛支店	047-361-0113	270-2241	松戸市松戸新田54	123030					
			市川地方卸売市場	興長印船橋青果市場市川支店	047-378-8111	272-0015	市川市丸高4-5-1	123110					
			成田市公設地方卸売市場	興シティ青果成田市場株式会社	0476-85-4037	286-0102	成田市天神峰80-1	125310					
			木更津市公設地方卸売市場	興大ー木更津青果株式会社	0438-25-6287	292-0832	木更津市新田3-3-12	124210					
			東京都	中央	東京都中央卸売市場豊洲市場	興東京シティ青果株式会社	03-6633-9115	135-0061	江東区豊洲6-3-1	130110			
					大田市場	興東京青果株式会社 興東一神田青果株式会社 興東京在原青果株式会社	03-5492-2025 03-5492-5001 03-5492-5515	143-0001	大田区東海3-2-1	130210 130230 130410			
					葛西市場	興東京千住青果興葛西支店	03-3878-2501	134-0086	江戸川区臨海町3-4-1	130310			
					豊島市場	興東京豊島青果株式会社	03-3940-9511	170-0002	豊島区巢鴨5-1-5	130510			
	澁橋市場	興東京新宿ベジフル株式会社			03-5925-5600	169-0074	新宿区大新橋4-2-1	130610					
	北足立市場	興東京千住青果株式会社			03-3857-7000	121-8588	足立区入谷6-3-1	130710					
	板橋市場	興東京豊島青果興板橋支店 興東京富士青果株式会社			03-3979-7511 03-3938-6111	175-0082	板橋区高島平6-1-5	130810 130820					
	世田谷市場	興東京新宿ベジフル世田谷支店			03-3415-6161	157-0074	世田谷区大蔵1-4-1	130910					
	多摩ニュータウン市場	興東京ニュータウン青果株式会社	042-374-1111	206-0025	多摩市永山7-4-1	131010							
	東京都	地方	東京都練馬青果地方卸売市場	興東京新宿ベジフル興練馬支店	03-3997-3111	177-0033	練馬区高野台2-1-18	130611					
			東京都八王子北野地方卸売市場	興東京八王子青果株式会社	042-645-1511	192-0906	八王子市北野町588-1	133030					
			東京都国立地方卸売市場	興東京多摩青果株式会社	042-506-1111	186-8680	国立市谷保6-2-1	133210					
			東京都東久留米地方卸売市場	興東京多摩青果興北部支店	042-473-2411	203-0043	東久留米市下里6-4-1	133212					
			神奈川県	中央	横浜市中央卸売市場本場	興横浜丸中青果株式会社 (本社扱いの南部支社分含む。)	045-461-6161	221-0054	横浜市神奈川区山内町1	140110			
	神奈川県	地方	川崎市中央卸売市場北部市場	興東一川崎中央青果株式会社	044-975-2251	216-0012	川崎市宮前区水沢1-1-1	140310					
			湘南藤沢地方卸売市場	興湘南青果株式会社 興横浜丸中青果興湘南支店	0466-82-1111 0466-82-1115	251-0862	藤沢市福荷520	140610 140620					
			地方卸売市場横浜須賀青果市場	興横浜須賀青果市場株式会社	0468-25-5111	238-0014	横浜須賀市三春町4-1-7	142410					

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸 売 会 社	電 話	〒	所 在 地	コードNo.	
関 東	神奈川県	地 方	平塚地方卸売市場	平塚中央青果卸売株式会社	0463-31-3131	254-0014	平塚市西之宮1-7-1	142550	
			小田原市公設青果地方卸売市場	小田原青果株式会社	0465-48-1221	256-0816	小田原市通句978	142810	
			地方卸売市場神奈川青果株式会社市場	神奈川青果株式会社	0465-48-1321	252-0302	相模原市南区上鶴間1-16-1	143710	
		(平塚市)	野菜販売施設 JA全農青果センター神奈川センター	J A全農青果センター株式会社神奈川センター	046-357-0001	254-8530	平塚市東八幡5-5-1	147010	
		山梨県	地 方	甲府市地方卸売市場	山梨中央青果株式会社	055-235-9621	400-0043	甲府市国母6-5-1	190110
				地方卸売市場	山梨中央青果株式会社	055-228-1791			190120
	長野県	地 方	佐久地方卸売市場	㈱R & Cながの青果佐久支社	0267-66-1300	385-0021	佐久市大字長土呂93-8	202513	
			上田地方卸売市場	㈱R & Cながの青果上田本社	0268-23-5525	386-0041	上田市秋和531-1	202510	
			松本市公設地方卸売市場	㈱R & Cながの青果松本支社	0263-57-6777	399-0033	松本市大字笹賀7600-41	202511	
			飯田地方卸売市場	㈱飯田青果	0265-23-3100	395-0811	飯田市松尾上溝2903-13	202110	
			諏訪市公設地方卸売市場	㈱R & Cながの青果諏訪支社	0266-53-5500	392-0131	諏訪市湖南3873	202512	
			長野地方卸売市場	㈱R & Cながの青果長野本社	026-285-3333	381-2202	長野市市場3-1	202710	
			飯山中央地方卸売市場	飯山中央青果株式会社	0269-62-3511	389-2234	飯山市大字木島531	202820	
			静岡県	中央	静岡市中央卸売市場	静岡V F ㈱	054-263-3021	420-0922	静岡市葵区流通センター1-1
	静岡県	中央	浜松市中央卸売市場	浜松青果株式会社	053-427-7000	435-0023	浜松市南区新貝町239-1	220210	
			地方卸売市場	㈱浜 中	053-427-7051			220220	
		地 方	地方卸売市場三島青果市場	三島青果株式会社	055-971-2500	411-0015	三島市山新田144-1	222410	
			地方卸売市場沼津中央青果	沼津中央青果株式会社	055-915-2323	410-0312	沼津市原2608-56	222610	
	北 陸	新潟県	中央	新潟市中央卸売市場	新潟中央青果株式会社	025-257-6800	950-0114	新潟市江南区茗荷谷711番地	150110
				地方卸売市場	長岡中央青果株式会社	0258-46-7317	940-2127	長岡市新産1-1-15	152110
地 方			地方卸売市場三条中央青果卸売市場	三条中央青果卸売市場	0256-34-5855	955-0091	三条市上須賀4840-17	152210	
			地方卸売市場柏印柏崎青果株式会社	柏印柏崎青果株式会社	0257-23-1241	945-0812	柏崎市半田1-1-2	152310	
			地方卸売市場新印新潟総合卸売市場	新潟中央青果株式会社 北部支社	0254-26-2666	957-0000	新潟市中曾根770番地	154010	
			地方卸売市場新津食品流通センター	地方卸売市場新津食品流通センター	0250-23-1111	956-0833	新潟市秋葉区草水町1-9-14	152510	
			地方卸売市場十日町生鮮食品市場	新潟中央青果(株) 南部支社	0257-57-1185	948-0055	十日町市大字高山3丁目745番地	152830	
			地方卸売市場新印上越青果(株)	新印上越青果株式会社	0255-25-8080	943-0817	上越市藤巻6番12号	153910	
			地方卸売市場新印新潟総合卸売市場(船内分店)	新潟中央青果株式会社 北部支社(船内営業所)	0254-26-2666	957-0000	新潟市中曾根770番地	154010	
			地方卸売市場新印青果西部卸売市場	新潟中央青果株式会社 西部支社	0256-93-3441	959-0214	燕市吉田法花堂4670番地	154210	
富山県			地 方	富山市公設地方卸売市場	富山中央青果株式会社	076-495-2111	939-8212	富山市掛尾町500	160110
				高岡市地方卸売市場	丸果高岡青果市場	0766-23-1447	933-0852	高岡市下黒田777-56	162110
石川県		中央	金沢市中央卸売市場	丸果石川中央青果株式会社	076-262-3151	920-0024	金沢市西念町4-7-1	170110	
			地方卸売市場	丸果小松青果株式会社	0761-24-6500	923-0841	小松市本江町水1番地	172250	
		地方	七尾市公設地方卸売市場	丸果七尾青果株式会社	0767-53-7575	926-0006	七尾市大字山111-25	172310	
福井県		中央	福井市中央卸売市場	福井青果株式会社	0776-53-2332	910-0836	福井市大和田町1-101	180110	
			地方卸売市場武生青果	武生青果株式会社	0778-24-2211	915-0057	越前市矢野町17号15番地	182210	
東 海		岐阜県	中央	岐阜市中央卸売市場	岐阜中央青果株式会社	058-272-3535	500-8607	岐阜市善部新所2-5	210120
				地方卸売市場	大垣水産青果株式会社	0584-89-5111	503-0848	大垣市古宮町161	212220
			地方	高山市公設地方卸売市場	㈱ひだ青果市場	0577-34-3111	506-0002	高山市問屋町6	212920
	高山水産青果市場			高山水産青果株式会社	0577-34-1313			212910	

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸 売 会 社	電 話	〒	所 在 地	コードNo.	
東 海	岐阜県	地 方	可茂公設地方卸売市場	可茂中央青果株式会社	0574-62-2111	509-0201	可茂市川合636番地	212510	
			地方卸売市場	名古屋中央青果市場本場	名古屋青果株式会社	052-681-8810	456-8688	名古屋市熱田区川並町2番22号	230110
		中央	地方卸売市場	セントライ青果本場支社	セントライ青果株式会社	052-682-3228	456-0072	名古屋市熱田区川並町2番22号	230120
				名古屋市中央卸売市場北部市場	セントライ青果株式会社	052-903-5000	480-0281	春日井市郡山町豊場八反107	230220
				地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	大協青果株式会社	0586-44-3311	491-0923	一宮市大和町氏永字仲林140-1	232130
				地方卸売市場名古屋西流通センター	名古屋西青果株式会社	0567-31-1100	496-0015	津島市高台寺町新開1	233110
			地方卸売市場知多南部総合卸売市場	㈱知多総合卸売市場	0569-27-5000	475-0946	半田市横山町200	233310	
			愛中岡崎地方卸売市場	愛知県中央青果株式会社	0564-54-1201	444-0204	岡崎市土井町地堂1番地1	233900	
			豊田市公設地方卸売市場	愛知県中央青果株式会社	0565-31-3366	471-0048	豊田市高崎町兼近70	233902	
			豊田青果市場	豊田青果株式会社	0565-31-3232			234520	
		三重県	地 方	衣浦総合地方卸売市場	㈱衣浦総合卸売市場	0566-48-5511	447-0844	碧南市港本町1番地15	234010
				大一青果豊橋地方卸売市場	大一青果株式会社	0532-53-1169	440-0077	豊橋市南島町2-9-1	234600
	地方卸売市場豊橋中央青果			㈱豊橋中央青果市場	0532-52-1271	440-0086	豊橋市下地町字門61-1	234610	
	豊川青果地方卸売市場			豊川青果市場株式会社	0533-85-3455	442-0005	豊川市木野ヶ原1-73	234710	
	近 畿	滋賀県	地 方	三重県地方卸売市場	㈱印三重中央青果株式会社	0598-56-8425	515-2114	松阪市小津町800番地	240110
				北勢地方卸売市場	㈱印三重中央青果株式会社	0598-20-8336			240130
			中央	伊勢志摩総合地方卸売市場	伊勢山田青果株式会社	0596-37-5115	510-0874	四日市市河原町宇伊倉712番地	242050
				地方卸売市場	伊勢志摩総合地方卸売市場	0596-37-5115	515-0505	伊勢市西原浜町宇出露141-1	242110
		京都府	中央	京都市中央卸売市場第一市場	京都青果同業株式会社	075-543-8200	520-2123	大津市瀬田大江町59-1	252000
				地方卸売市場	京都府南部総合地方卸売市場	京印京都南部青果株式会社	075-315-8212	600-8847	京都市下京区朱雀区分木町市有地京都市中央卸売市場第一市場内
大阪府			中央	大阪市中央卸売市場本場	大東大阪青果株式会社	06-6469-5030	553-0005	大阪市福島区野目1-1-86	270110
				大阪中央青果市場	大東大阪青果株式会社	06-6469-6070			270120
	大阪市中央卸売市場東部市場	大東大阪青果株式会社		06-6756-1111	546-0001	大阪市東住吉区今林町1-2-68	270210		
	大阪府中央卸売市場	大東大阪青果株式会社		072-636-2800	567-0853	茨木市宮高1-1-1	270310		
兵庫県	地方	地方卸売市場大阪促成青果	大阪促成青果株式会社	06-6443-8441	553-0004	大阪市福島区玉川3-2-4	272640		
		丸池地方卸売市場	丸池物産株式会社	072-762-5580	563-0033	池田市住吉2-13-27	272410		
		堺七道青果地方卸売市場	㈱堺七道青果地方卸売市場	072-228-0333	590-0982	堺市堺区福山町2-139	273210		
		堺市立青果地方卸売市場	堺大青果株式会社	072-233-1261	590-0048	堺市堺区一条通12-14	273220		
		堺中央青果市場	堺中央青果株式会社	072-232-3381			273230		
		大阪南部合同青果地方卸売市場	大阪南部合同青果株式会社	072-258-1800	591-8012	堺市北区中村町744-1	273260		
	中央	岸和田総合食品地方卸売市場	岸和田青果株式会社	072-444-6655	596-0044	岸和田市西之内町67-2	273710		
		野菜販売施設 JA全農青果センター大阪センター	J A全農青果センター株式会社大阪センター	072-661-2411	569-0044	高槻市番田1-50-1	277010		
		神戸市中央卸売市場本場	神戸青果株式会社	078-671-5512	652-0844	神戸市兵庫区中之島1-1-1	280110		
		神戸市中央卸売市場東部市場	神戸中央青果株式会社	078-413-7010	658-0023	神戸市東灘区深江浜町1-1	280210		
		姫路市中央卸売市場	姫路大同青果株式会社	079-245-1101	672-8023	姫路市白浜町甲1920番地54	280310		
		地方	尼崎市公設地方卸売市場	神果神戸青果(株)尼崎支社	06-4950-0692	661-0976	尼崎市湖江4-4-1	280510	
奈良県	中央	豊岡中央青果市場	豊岡中央青果株式会社	0796-23-1166	668-0084	豊岡市福田121-1	282510		
		明石市公設地方卸売市場	神果神戸青果株式会社	078-921-3211	673-0044	明石市藤江2029-1	284010		
		奈良県中央卸売市場	㈱奈良大東	0743-56-7131	639-1124	大和郡山市馬司町642-2	290110		
		和歌山青果市場	奈良中央青果株式会社	0743-56-7151	639-1124	大和郡山市馬司町642-2	290120		
和歌山県	中央	和歌山市中央卸売市場	和歌山青果株式会社	073-431-3281	641-0036	和歌山市西浜1660-401	300110		
		和歌山大同青果市場	和歌山大同青果株式会社	073-432-1161			300120		

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸売会社	電話	〒	所在地	コードNo.		
中国	近畿	和歌山県	地方	南紀田辺地方卸売市場	田辺中央青果株式会社	0739-22-2340	646-0051	田辺市福成町277番地の1	302710	
				鳥取市公設地方卸売市場	鳥取協同青果株式会社	0857-22-8247	680-0914	鳥取市南安長2-697	312010	
	鳥取県	地方	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取協同青果株式会社	0857-22-2178	680-0914	鳥取市南安長2-697	312020	
				地方卸売市場東亜青果株式会社	東亜青果株式会社	0859-33-3311	683-0804	米子市米原9-3-20	312110	
				地方卸売市場榊米子青果卸売市場	榊米子青果株式会社	0859-22-3245	683-0853	米子市南三柳193-1	312120	
				出雲総合地方卸売市場	出雲大同青果株式会社	0852-23-1351	690-0047	松江市塚島町5-39	322010	
	島根県	地方	松江合同青果地方卸売市場	松江合同青果地方卸売市場	松江合同青果株式会社	0852-24-3311	690-0047	松江市塚島町6-38	322020	
				出雲総合地方卸売市場	出雲大同青果株式会社	0853-28-1112	693-0053	出雲市高松町570	322210	
				岡山県	中央	岡山市中央卸売市場	榊岡山丸果株式会社	086-264-8211	702-8602	岡山市南区市場1-1
	岡山県	地方	倉敷地方卸売市場	倉敷地方卸売市場	倉敷青果株式会社	086-425-2100	710-0833	倉敷市中西新田525-21	332110	
				津山食品地方卸売市場	津山中央青果株式会社	0868-22-8141	708-0884	津山市津山口262-12	332310	
				備前地方卸売市場	備前市場株式会社	0869-66-8521	705-0012	備前市番登本454番地1	333010	
	広島県	中央	広島市中央卸売市場中央市場	広島市中央卸売市場中央市場	広島卸売青果株式会社	082-279-2111	733-0832	広島市西区草津港1-8-1	340120	
				広島市中央卸売市場東部市場	広島東部青果株式会社	082-822-9191	736-0082	広島市安芸区船越南5-1-1	340210	
				備前地方卸売市場	備前市場株式会社	082-822-6666	705-0012	備前市番登本454番地1	340220	
				呉市地方卸売市場	広島卸売青果株式会社	0823-24-2424	737-0831	呉市光町15-5	340370	
	山口県	地方	地方卸売市場丸果三原合同青果市場	地方卸売市場丸果三原合同青果市場	丸果三原合同青果株式会社	0848-62-3141	723-0013	三原市吉浜2-10-15	342310	
				備前地方卸売市場	備前市場株式会社	0849-41-3450	721-0942	福山市引野町1-1-1	342610	
				福山地方卸売市場	福山大協青果株式会社	0849-41-3520	721-0942	福山市引野町1-1-1	342620	
				福山地方卸売市場	福山青果株式会社	0849-41-3550	721-0942	福山市引野町1-1-1	342630	
	山口県	地方	岩国市地方卸売市場	岩国市地方卸売市場	広島卸売青果株式会社岩国支店	0827-32-7200	740-0032	岩国市尾津町5-11-1	352010	
				山口県農業協同組合	山口県農業協同組合	0827-31-4826	740-0032	岩国市尾津町5-11-1	352020	
	四国	徳島県	中央	徳島市中央卸売市場	徳島市中央卸売市場	徳島青果株式会社	088-628-2211	770-0872	徳島市北沖洲4-1-38	360110
					徳島大同青果株式会社	徳島大同青果株式会社	088-628-2233	770-0872	徳島市北沖洲4-1-38	360120
		香川県	中央	高松市中央卸売市場	高松市中央卸売市場	高松青果株式会社	087-862-6111	760-0012	高松市瀬戸内町40-12	370110
					高松大一青果株式会社	高松大一青果株式会社	087-862-6120	760-0012	高松市瀬戸内町40-12	370120
		香川県	地方	香川県中部地方卸売市場	香川県中部地方卸売市場	香川県中部青果株式会社	0877-22-8111	763-0083	丸亀市土器町北2-3	372110
					愛媛県	中央	松山市中央卸売市場	松山青果株式会社	089-924-1118	791-8686
		愛媛県	地方	今治地方卸売市場	今治地方卸売市場	丸温松山中央青果株式会社	089-924-2511	791-8677	松山市久万ノ台348-1	380120
					地方卸売市場愛媛青果	新居浜青果株式会社	0898-32-7777	794-0032	今治市天保山町4-3-1	382100
					地方卸売市場愛媛青果	西条青果株式会社	0897-53-3322	793-0005	西条市船屋乙110番地1	382040
					地方卸売市場愛媛青果	(協)愛媛青果食品流通センター	0897-55-2050	793-0005	西条市船屋乙110番地1	382080
		高知県	中央	高知市中央卸売市場	高知市中央卸売市場	榊高知青果市場株式会社	088-882-5533	780-0811	高知市弘化台12-12	390110
高知丸果中央青果株式会社					高知丸果中央青果株式会社	088-883-2236	780-0811	高知市弘化台12-12	390120	
高知県	地方	地方卸売市場高知中央青果市場	地方卸売市場高知中央青果市場	榊高知中央青果市場株式会社	088-840-1133	780-8052	高知市鞆町1丁目19-35	392170		
			九州	山口県	中央	宇部市中央卸売市場	宇部市中央卸売市場	榊西日本ベジタブル株式会社	0836-32-2112	755-0808
宇部大同青果株式会社	宇部大同青果株式会社	0836-32-1331	755-0808				宇部市西平原4-4-1	350120		
九州	福岡県	地方	下関市地方卸売市場新下関市場	下関市地方卸売市場新下関市場	新下関青果株式会社	083-256-1171	751-0805	下関市一の宮住吉3-2-1	350230	
				周南市地方卸売市場	徳山青果株式会社	0834-25-5501	745-0814	周南市鼓海1-324-18	352410	
				防府市公設青果物地方卸売市場	防府青果株式会社	0835-29-3111	747-0836	防府市大字福松1143	352610	
	福岡県	中央	福岡市中央卸売市場青果市場	福岡市中央卸売市場青果市場	福岡大同青果株式会社	092-235-8950	813-0019	福岡市東区みなと香椎3丁目1番204号	400110	
				福岡大同青果株式会社	福岡大同青果株式会社	092-235-8950	813-0019	福岡市東区みなと香椎3丁目1番204号	400110	
				北九州中央卸売市場	北九州青果株式会社	093-583-2161	803-0801	北九州市小倉北区西港町94-9	400510	

対象市場群 (ブロック)	都道府県等	市場区分	対象市場群に属する市場	卸売会社	電話	〒	所在地	コードNo.	
九州	福岡県	中央	久留米市中央卸売市場	久留米青果株式会社	0942-32-5321	830-0037	久留米市諏訪野町2631	400610	
				北九州青果株式会社西部支店	北九州青果株式会社西部支店	093-243-5550	809-0001	中間市大字壇生字東七反田1500番地	400512
	福岡県	地方	飯塚市地方卸売市場	飯塚市地方卸売市場	ファーマインド新筑豊青果株式会社	0948-52-3395	820-0111	飯塚市有安958番地18	402510
				佐賀県	地方	地方卸売市場佐賀青果市場	榊佐賀青果市場株式会社	0952-31-3111	849-0921
	佐賀県	地方	地方卸売市場佐賀中央青果市場	地方卸売市場佐賀中央青果市場	榊中央青果市場株式会社	0952-30-3151	849-0936	佐賀市鶴岡大字森田2721-1	412020
				地方卸売市場伊万里青果市場	榊伊万里青果市場株式会社	0955-23-3174	848-0035	伊万里市二里町大乙810番地	412610
				長崎県	中央	長崎市中央卸売市場	長崎でじ青果株式会社	095-839-5115	851-0134
	長崎県	地方	佐世保市地方卸売市場青果市場	佐世保市地方卸売市場青果市場	佐世保青果株式会社	0956-31-5161	857-0852	佐世保市干尽町1-20	420210
				島原青果地方卸売市場	島原青果卸販売株式会社	0957-62-2295	855-0012	島原市大手原町甲2130-14	422210
	熊本県	地方	大村市総合地方卸売市場	大村市総合地方卸売市場	県央大村青果株式会社	0957-53-1161	856-0828	大村市杭出津1丁目840-3	422410
				熊本地方卸売市場	熊本大同青果株式会社	096-323-2500	860-0058	熊本市西区田崎町484	432010
	熊本県	地方	地方卸売市場熊本東部青果	地方卸売市場熊本東部青果	熊本東部青果株式会社	096-369-6001	861-8043	熊本市東区戸島西1-5-21	432040
				地方卸売市場八代青果食品	八代青果食品株式会社	0965-32-1111	866-0031	八代市新浜町1-1	432210
				地方卸売市場中九州青果	中九州青果株式会社	0965-34-5155	866-0031	八代市新浜町1-1	432220
				大分県	地方	大分市公設地方卸売市場	丸果大分大同青果株式会社	097-533-3232	870-0018
	大分県	地方	別府市公設地方卸売市場	別府市公設地方卸売市場	別府青果株式会社	0977-66-5111	874-0013	別府市古市町881-81	442150
				地方卸売市場中津中央青果市場	地方卸売市場中津中央青果株式会社	0979-24-0001	871-0046	中津市古金谷2591-1	442210
				宮崎県	中央	宮崎市中央卸売市場	宮崎中央青果株式会社	0985-27-8000	880-0834
	宮崎県	地方	都城市公設地方卸売市場	都城市公設地方卸売市場	都城大同青果株式会社	0986-25-3388	885-0093	都城市志比田町5571番1	453220
				榊都城竹田青果株式会社	榊都城竹田青果株式会社	0986-46-3211	885-0093	都城市志比田町5571番1	453810
	鹿児島県	中央	鹿児島市中央卸売市場	鹿児島市中央卸売市場	鹿児島青果株式会社	099-267-3111	891-0115	鹿児島市東開町11-1	460110
鹿児島中央青果株式会社				鹿児島中央青果株式会社	099-267-3311	891-0115	鹿児島市東開町11-1	460120	
鹿児島県	地方	鹿屋青果地方卸売市場	鹿屋青果地方卸売市場	鹿児島中央青果株式会社鹿屋支店	0994-42-5131	893-0015	鹿屋市新川町601-1	462230	
			沖縄県	中央	沖縄県中央卸売市場	沖縄協同青果株式会社	098-865-2000	901-2128	浦添市伊弉武瀬1-11-1
合計			198市場	239社					

(注) 市場区分欄の中央は中央卸売市場、地方は地方卸売市場である。

内訳	市場区分	
	卸売市場数	卸売会社数
中央	50	68
地方	145	168
青果センター	3	3
合計	198	239



7. 独立行政法人農畜産業振興機構  
独立行政法人農畜産業振興機構の設立経過

(財) 青果物生産安定資金協会 (設立：昭和37年6月1日)	
事業内容	たまねぎの価格補てん事業
根拠要領	青果物生産安定事業実施要領 (昭和37年6月1日37振B第3267号)

(財) 野菜指定産地生産安定資金協会 (設立：昭和38年8月28日)	
事業内容	キャベツの価格補てん事業
根拠要領	野菜指定産地生産安定事業実施要領 (昭和38年8月28日38園第1752号)

野菜生産出荷安定資金協会 (設立：昭和41年10月1日)	
事業内容	指定野菜価格安定対策事業
根拠法	野菜生産出荷安定法 (昭和41年7月1日法律第103号)

(財) 野菜価格安定基金 (設立：昭和47年8月16日)	
主  な 事業内容	① 売買保管事業 ② 保管施設事業
根拠要領	野菜価格安定緊急対策事業及び大規模低温貯蔵庫設置事業実施要領 (昭和47年5月25日47蚕園第1241号)

野菜供給安定基金 (設立：昭和51年10月1日)	
主  な 事業内容	① 指定野菜価格安定対策事業 (指定野菜の価格補てん事業) ② 契約指定野菜安定供給事業 (平成14年度～) ③ 野菜売買保管等事業 ④ 保管施設事業 ⑤ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ⑥ 契約特定野菜等安定供給促進事業 (平成14年度～) ⑦ 情報提供事業 等
根拠法	野菜生産出荷安定法 (昭和41年7月1日法律第103号)

農畜産業振興事業団 (設立：平成8年10月1日)	
主  な 事業	① 畜産物価格安定対策事業等 ② 砂糖の価格調整事業 ③ 蚕糸の輸入調整 等
根拠法	農畜産業振興事業団法 (平成8年5月29日法律第53号)

独立行政法人農畜産業振興機構 (設立：平成15年10月1日)	
主  な 野菜 関係事 業内 容	① 指定野菜価格安定対策事業 (指定野菜価格補てん事業) ② 契約指定野菜安定供給事業 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ④ 契約特定野菜等安定供給促進事業 ⑤ 野菜農業振興事業 ⑥ 情報提供事業 等
根拠法	独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成14年12月4日法律第126号)

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書関係

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>第8章 野菜生産出荷安定業務 第1節 出荷団体及び生産者の登録 (登録を受ける資格を有する出荷団体及び生産者) 第86条 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という。) 第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)を出荷する次に掲げる法人その他の団体であって、少なくとも同一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。 (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 事業協同組合又は協同組合連合会(登録前3年間の各年において当該対象野菜(野菜指定産地の指定前)その野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種類に属するものを含む。以下この号において同じ。)をその生産者の委託(対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。以下同じ。)を受けて出荷したものに限る。 (4) 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体(当該対象野菜の出荷の事業を行うことを主目的とするものであって、次に掲げる要件を備えている規約を有するものに限る。) イ 委託を生産者に対する生産者補給金(第94条第1号又は第123条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の交付の方法が公平を欠くものでないこと。 ロ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。 ハ 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。</p>	<p>第1章 出荷団体及び生産者の登録</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>ニ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 2 野菜法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する個人又は法人その他の団体(法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定められているものに限る。以下同じ。)であって、当該対象野菜の作付面積が野菜生産出荷安定法施行規則(昭和41年農林省令第36号。以下「野菜法施行規則」という。)第6条に規定する面積に達しているものとする。 (登録手続) 第87条 登録を受けようとする出荷団体又は生産者(以下「出荷団体等」という。)の申請は、細則で定める書類を機構に提出しなければならない。登録を受けた生産者(以下「登録生産者」という。)が登録簿に記載された対象野菜の種類又は野菜指定産地を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(登録申請書等) 第1条 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書(平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。)第87条第1項の細則で定める書類は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定めるものとする。 (1) 出荷団体 別記様式第1-1号の登録申請書に、定款(業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあっては定款又は規約)、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに同項第3号に定める法人にあっては同号に規定する委託関係の存在等登録出荷団体の資格を有することを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの (2) 生産者のうち個人であるもの 別記様式第1-2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面及び対象野菜の出荷実績を示す書面を添付したもの (3) 生産者のうち前号以外のもの 別記様式第1-2号の登録申請書に、対象野菜の作付面積が業務方法書第86条第2項に規定する面積に達していることを証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに対象野菜の出荷実績を示す</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】</p> <p>[平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則</p> <p>[平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>2 機構は、前項の規定により提出した書類を受理した場合において、登録を申請した出荷団体等が次の各号の一に該当しないと認められるときは、あらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載することにより登録するものとする。</p> <p>(1) 第86条に規定する登録を受ける資格を有していない者であるとき。</p> <p>(2) 第90条の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。</p>	<p>書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合における業務方法書第87条第1項の細則で定める書類は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者が業務方法書第89条の登録出荷団体から野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第10条第1項に基づき生産者補給交付金の交付に係る権利及び義務を承継した場合 別記様式第1-3号に、承継の事実を証明する書面、定款(業務方法書第86条第1項第4号に定める団体にあつては定款又は規約)並びに事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面を添付したもの</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営(野菜作に限る。)の全部を承継した場合 別記様式第1-4号に、全部承継の事実を証明する書面を添付したもの</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者が業務方法書第87条第1項の登録生産者の農業経営(野菜作に限る。)の全部を承継した場合 別記様式第1-4号に、全部承継の事実を証明する書面、定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに法人格のない団体にあつては2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることを証明する書面を添付したもの</p> <p>(登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 業務方法書第87条第2項の規定による登録は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を記載して行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に掲げる者 別記様式第2-1号により、名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、地区、登録年月日並びに登録番号</p> <p>(2) 前条第1項第2号に掲げる者 別記様式第2-2号により、氏名、</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】</p> <p>[平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】</p> <p>[平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>3 機構は、前項の規定により登録したときは、登録を申請した出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内を含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人(野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。)その他の者(以下「野菜価格安定法人等」という。)であつて登録に関する業務の一部を委託した者に通知するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第88条 登録生産者は、細則で定める期限までに、登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積及び当該年の作付計画面積を機構に報告するものとする。ただし、次条の規定に基づき登録生産者の資格を喪失した旨の届出があつた場合は、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第89条 登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体等」という。)がその資格を失ひ、又は次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届けなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事務所の所在地</p> <p>ハ 代表者の役職及び氏名</p> <p>ニ 地区</p> <p>ホ 定款又は規約</p>	<p>住所、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日及び登録番号</p> <p>(3) 前条第1項第3号に掲げる者 別記様式第2-2号により、名称、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名、野菜指定産地名、対象野菜の種別、当該対象野菜の作付面積、登録年月日並びに登録番号</p> <p>第3条 削除</p> <p>(登録生産者の野菜作付面積等の報告)</p> <p>第4条 業務方法書第88条の細則で定める期限は、第15条又は第50条(第74条及び第88条において準用する場合を含む。)に規定する申込期限とする。ただし、登録された対象野菜が複数の種別に係る場合にあっては、これら対象野菜に係る業務区分の申込期限のうち最初に始まる業務区分の申込期限とする。</p> <p>2 業務方法書第88条の規定による登録生産者の農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への報告は、別記様式第4号により行うものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 業務方法書第89条の規定による登録出荷団体等の機構への届出は、別記様式第5号により行うものとする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(2) 個人である登録生産者</p> <p>イ 氏名 ロ 住所 (3) 前号以外の登録生産者</p> <p>イ 名称 ロ 事務所所在地 ハ 代表者の役職及び氏名 ニ 定款又は規約 (登録の取消し)</p> <p>第90条 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 登録出荷団体等たる資格の喪失 (2) 解散 (3) 死亡</p> <p>2 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 1年間生産者補給交付金等の交付に関する申込みを行わなかったとき。 (2) 負担金の納入、登録出荷団体にあっては生産者補給金の交付その他機構に対する義務の履行を怠ったとき。 (3) 機構の業務を妨げる行為をしたとき。 (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの業務方法書に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたとき。</p> <p>3 機構は、前項の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該登録出荷団体等に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>4 機構は、第2項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を明らかにした書面をもって、当該登録出荷団体等に通知しなければならない。こ</p>	

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>の場合において、機構は、登録簿に記載されていた当該登録出荷団体等の地区又は野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人その他の者であって登録に関する業務の一部を委託した者に当該登録出荷団体等の登録を取り消した旨を通知するものとする。</p> <p>(登録の取消しの申請)</p> <p>第91条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等に係る登録を機構の事業年度の終わりに取り取り消すべき旨の申出を機構に対して行うことができる。</p> <p>2 機構は、前項の申出があった場合には、当該事業年度の終わりの日に当該登録出荷団体等の登録を取り消すものとする。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、これと異なる日に取り消すことができる。</p> <p>3 前条第4項の規定は、前項の規定により取り消した場合について準用する。 (登録認定農業者等の記載等)</p> <p>第91条の2 機構は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号、以下「六次産業化法」という。）第5条第10項の規定により農林水産大臣から総合化事業計画に係る認定の通知があったときは、当該通知に係る認定農林漁業者等についてあらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の規定による記載を行ったときは、当該記載に係る認定農林漁業者等（以下「登録認定農業者等」という。）、当該指定野菜が生産される区域を管轄する都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人等に通知するものとする。</p> <p>3 機構は、登録認定農業者等が総合化事業計画の認定を取り消されたとき又は六次産業化法第6条第4項において準用する第5条第10項の規定により農林水産大臣の総合化事業計画の変更認定通知を受けたときは、登録簿の当該者に係る記</p>	<p>(登録の取消しの申請)</p> <p>第6条 業務方法書第91条第1項の規定による登録出荷団体等の機構への登録を取り消すべき旨の申出は、機構の事業年度の終わりの日の6月前までに別記様式第6号により行うものとする。</p> <p>(認定農林漁業者等の記載)</p> <p>第6条の2 業務方法書第91条の2第1項の認定農林漁業者等については登録簿に記載する細則で定める事項は、別記様式第2-3号により、氏名、住所（法人の場合には、名称、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名）、指定野菜の種別、当該指定野菜の作付面積、登録年月日、登録終了年月日及び登録番号並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第10項の規定による農林水産大臣（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）第17条に基づく委任を受けた地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）を含む。）の総合化事業計画の認定通知に係る認定日及び認定番号とする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令第15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>載事項を削除し、又は変更するものとする。 4 第2項の規定は、前項の規定により記載事項を削除し、又は変更した場合に準用する。 5 機構は、登録認定農業者等が第90条第2項各号の事由に該当するときは、速やかにその旨を農林水産大臣に通知するものとする。 (関係機関等との連携) 第92条 機構は、この節の出荷団体等及び登録認定農業者等の登録等に関する業務について、野菜価格安定法人等に細則で定めるところによりその業務の一部を委託すること等により、野菜価格安定法人等と十分連携しつつ行うものとする。</p>	<p>(野菜価格安定法人等への委託) 第7条 業務方法書第92条の野菜価格安定法人等へ委託する業務の内容は、登録を受けようとする生産者又は登録生産者の作付面積等の確認又はそのために必要な資料の整備とし、当該業務の委託を受けた野菜価格安定法人等は、別記様式第7号の例により、当該委託業務の結果について機構に報告するものとする。</p>
<p>第2節 指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1款 総則 (用語の定義) 第93条 この節において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象市場群 中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外の野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であって、地方公共団体又は法人が運営するものをいう。）で一の地方ごとに細則で定めるものをいう。 (2) 対象出荷期間 登録出荷団体にあっては次条の生産者補給交付金、登録生産者にあっては次条の生産者補給金（以下この節において「生産者補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として、対象野菜ごとに</p>	<p>第2章 指定野菜生産者補給交付金等の交付等 (対象市場群) 第8条 業務方法書第93条第1号の対象市場群は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。 (対象出荷期間) 第9条 業務方法書第93条第2号の対象出荷期間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令第15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>細則で定める出荷期間をいう。 (3) 業務対象年間 生産者補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第96条の規定による区分（以下この節において「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。 (4) 平均販売価額 登録出荷団体が生産者の直接又は間接の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（登録出荷団体から第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を賦課されていない当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託したものを含む。）の旬別（細則で定める対象野菜にあっては、細則で定める期間別）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。</p>	<p>(業務対象年間) 第10条 業務方法書第93条第3号の業務対象年間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均販売価額) 第11条 業務方法書第93条第4号の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びびびれいよとする。 2 業務方法書第93条第4号の細則で定める期間は、月とする。 3 業務方法書第93条第4号の平均販売価額の計算に当たって、旬別に計算することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬がある場合には、当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとし、月別に計算することとされている対象野菜の対象出荷期間に属する日の数が20日未満である月がある場合には、当該対象出荷期間に属する月は、当該対象出荷期間内のその月と接続している月に含めるものとする。</p>
<p>(5) 保証基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して生産者補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (6) 最低基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合にはその額を平均販売価額として、登録出荷団体にあっては第95条の一般補給交付金、登録生産者にあつては同条の一般補給金（以下「一般補給交付金等」という。）が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。</p>	<p>(保証基準額) 第12条 業務方法書第93条第5号の保証基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の保証基準額の欄に掲げる額とする。 (最低基準額) 第13条 業務方法書第93条第6号の最低基準額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の最低基準額の欄に掲げる額とする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(7) 特例申込み50 対象野菜について最低基準額の60分の50に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (8) 特例申込み55 対象野菜について最低基準額の60分の55に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (9) 特例申込み65 対象野菜について最低基準額の60分の65に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (10) 特例申込み70 対象野菜について最低基準額の60分の70に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。 (11) 資金造成単価 業務対象年間における生産者補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、一般補給資金にあっては業務区分ごと及び端脚で定める区分(以下「産地区分」という。)ごとに、特別補給資金にあっては業務区分ごとに細則で定める額をいう。 野菜生産出荷安定法施行令(昭和41年政令第224号)第1条に規定する指定野菜(次号において「指定野菜」という。)のうち春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬たいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。 指定野菜のうち重要野菜以外のものをいう。 (業務)</p> <p>第94条 機構は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、次の各号に定める業務を行う。 (1) その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4</p>	<p>(産地区分及び資金造成単価) 第14条 業務方法書第93条第11号の細則で定める区分は、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領(以下「指定事業実施要領」という。)第5の規定による区分を行った結果(以下「産地区分」という。)とする。 2 業務方法書第93条第11号の資金造成単価は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者(以下この節において「委託生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金(指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約に基づいて出荷する対象野菜(対象市場群を經由して出荷されるものを除く。)を対象として交付されるものを除く。以下この節において同じ。)を交付するための生産者補給交付金を交付すること。 (2) その低落が登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。 (生産者補給交付金及び生産者補給金の区分) 第95条 前条第1号の生産者補給交付金は、価格差補給交付金とし、一般補給交付金及び特別補給交付金とする。 2 前条第1号及び第2号の生産者補給金は、価格差補給金とし、一般補給金及び特別補給金とする。 (業務区分) 第96条 前条の価格差補給交付金又は価格差補給金(以下この節において「価格差補給交付金等」という。)の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群ごと及び対象出荷期間ごとに、区分して行うものとする。 第2款 価格差補給交付金等の交付(価格差補給交付金等の交付に関する申込み) 第97条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けようとする旨の申込みを行うものとする。 2 前項の申込みは、次の各号に掲げる内容を明示して行うものとする。 (1) 交付予約(価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。)に係る対象野菜の数量の産地区分ごとの内訳(以下「産地区分別交付予約数量」という。)</p>	<p>(申込期限) 第15条 業務方法書第97条第1項の規定による申込みは、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前のこれらの表の表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第8号により行わなければならない。ただし、業務方法書第97条第1項の申込みに係る野菜指定産地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>2 前項の規定は、業務方法書第101条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前項中「業務方法書第97条第1項」とあるのは「業務方法書第101条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。</p>
<p>3 業務方法書第102条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は第18条若しくは第19条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定は、業務方法書第101条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前項中「業務方法書第97条第1項」とあるのは「業務方法書第101条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>4 業務方法書第97条第1項の規定による申込みを行った場合、災害等理事長がやむを得ないと認めるときは、対象野菜の対象出荷期間の開始の日の前日の1月前の日まで変更の申出を行うことができるものとする。 (交付予約数量の減少に係る申込期限)</p> <p>第15条の2 業務方法書第101条の2第1項の規定による申込みは、別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあっては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行わなければならない。また、別表4から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分にあっては、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間の全期間が含まれる別表1から別表3までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る対象出荷期間が開始される月の前月の10日までを申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに当該申込期限までに行わなければならない。 (交付予約の解約に係る申込期限)</p>	<p>3 業務方法書第97条第2項第2号の申込みのうち特例申込み50又は特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行うとする全ての農業協同組合又は生産者の集団(事業協同組合である場合に限る。以下同じ。)並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)第2の産地強化計画(以下「産地強化計画」という。)を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。</p> <p>3 業務方法書第97条第2項第3号の細則で定めるものは、別表2、別表3、別表5及び別表6に掲げる業務区分とする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(2) 特例申込み50、特例申込み55、特例申込み65又は特例申込み70(第102条第1項において「特例申込み」と総称する。)をしようとする場合においては、その旨</p>	<p>第15条の3 前条の規定は、業務方法書第101条の3第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前条中「業務方法書第101条の2第1項」とあるのは「業務方法書第101条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の申込期限後においては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第114条に規定する交付申請後から行うことができる。 ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、業務方法書第111条第3項に規定する通知後から行うことができる。 (申込対象業務区分)</p> <p>第16条 登録出荷団体等は、業務方法書第97条第1項による申込みを、同一の対象野菜について、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分と別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の双方に対して行ってはならないものとする。ただし、同一の対象野菜に係る業務区分であっても、対象出荷期間が重複していないものにあつてはこの限りではない。</p> <p>2 業務方法書第97条第2項第2号の申込みのうち特例申込み50又は特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行うとする全ての農業協同組合又は生産者の集団(事業協同組合である場合に限る。以下同じ。)並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)第2の産地強化計画(以下「産地強化計画」という。)を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。</p> <p>3 業務方法書第97条第2項第3号の細則で定めるものは、別表2、別表3、別表5及び別表6に掲げる業務区分とする。</p>
<p>(3) 一般野菜に係る業務区分が細則に定めるものに該当する場合にあっては、第95条の特別補給交付金又は特別補給金(以下「特別補給交付金等」という。)を受けようとする旨の申込みの有無</p>	<p>第15条の3 前条の規定は、業務方法書第101条の3第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、前条中「業務方法書第101条の2第1項」とあるのは「業務方法書第101条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の申込期限後においては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業務方法書第114条に規定する交付申請後から行うことができる。 ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、業務方法書第111条第3項に規定する通知後から行うことができる。 (申込対象業務区分)</p> <p>第16条 登録出荷団体等は、業務方法書第97条第1項による申込みを、同一の対象野菜について、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分と別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の双方に対して行ってはならないものとする。ただし、同一の対象野菜に係る業務区分であっても、対象出荷期間が重複していないものにあつてはこの限りではない。</p> <p>2 業務方法書第97条第2項第2号の申込みのうち特例申込み50又は特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みは、登録出荷団体に対しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行うとする全ての農業協同組合又は生産者の集団(事業協同組合である場合に限る。以下同じ。)並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)第2の産地強化計画(以下「産地強化計画」という。)を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。</p> <p>3 業務方法書第97条第2項第3号の細則で定めるものは、別表2、別表3、別表5及び別表6に掲げる業務区分とする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(4) 第109条第3項に規定する生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分に該当する場合は、当該特例を受ける旨の申込みの有無</p> <p>(5) 特例申込み50又は特例申込み55(重要野菜を除く。)の申込みであって、かつ、細則に定める申込みに該当するものにあつては、その旨</p> <p>3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う前項の規定による申込みは、その申込み時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜(野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種類に属するものを含む。)の種類別に属するものに限り、行うことができる。</p> <p>4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であつて、当該記載された対象野菜の種類に属するものに限り、行うことができる。</p> <p>5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該登録出荷団体等の当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事(以下この款において「関係都道府県知事」という。)及び細則で定める指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人(以下この款において「事業実施野菜価格安定法人」という。)に通知するものとする。(広域的な登録出荷団体等の取扱い)</p> <p>第98条 2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務(以下この款において</p>	<p>4 業務方法書第97条第2項第4号の申込みは、登録出荷団体に對しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の産地強化計画(効率的な施肥体系への転換等を行い肥料、燃油その他資材の使用を抑制するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。)を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。</p> <p>5 業務方法書第97条第2項第5号の細則に定める申込みは、登録出荷団体に對しその申込みに係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての農業協同組合又は生産者の集団並びに登録生産者があらかじめ、その申込みに係る野菜の産地強化計画(加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。)を策定した登録出荷団体等からの申込みとする。</p> <p>(事業実施野菜価格安定法人の事業)</p> <p>第17条 業務方法書第97条第5項の事業は、指定事業実施要領第2の1の指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業をいう。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。)を各都道府県の区域ごと(当該登録出荷団体等の長(個人にあつては、その者。次条において同じ。))が当該一の都道府県の区域ごに価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあつては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと)に行うものとする。</p> <p>第99条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者がある場合であつて、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めるときは、当該認められた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の相手方とすることができる。</p> <p>(負担金)</p> <p>第100条 機構は、第97条第5項の規定により登録出荷団体等に通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。</p> <p>2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 重要野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額(特例申込み50に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額)(1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合(以下「負担軽減割合」という。)を乗じて得た額(特例申込み50に係るものにあつては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額)を合計した額</p> <p>(2) 一般野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価</p>	<p>1 8条 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。</p> <p>2 業務方法書第100条第2項第1号の登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。</p> <p>3 業務方法書第100条第2項第2号の登録出荷団体等が負担すべき割合</p>



<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(特例申込み65に係るものにおいてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにおいてはこの額の30分の20に相当する額) (1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗じて得た額 (特例申込み50に係るものにおいてはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るものにおいてはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額) を合計した額。ただし、一般補給資金造成単価については、特別補給交付金等を受けるときは、一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額とする (次項第2号及び第3号、第105条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号並びに第119条第4号から第8号までにおいても同様とする。)</p> <p>3 前項に規定する特例申込み50及び特例申込み55に係る加算額の計算方法、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号における特例申込み50に係るものにおいては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額 (1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。</p> <p>(2) 前項第2号における特例申込み50に係るものにおいては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額 (1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。</p>
<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。</p> <p>4 業務方法書第100条第2項第2号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。</p> <p>(負担金の加算額の割合)</p> <p>第19条 業務方法書第100条第3項第1号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、100分の175とする。</p> <p>2 業務方法書第100条第3項第1号の負担軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。</p> <p>3 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の登録出荷団体等が負担すべき割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。</p> <p>4 業務方法書第100条第3項第2号及び第3号の負担軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>2に掲げる種別の割合とする。</p> <p>(負担金の納入期限)</p> <p>第20条 業務方法書第100条第5項 (業務方法書第101条第2項において準用する場合を含む。) の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日 (その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日等」という。) に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日) までにしなければならない。</p> <p>2 第15条第3項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(3) 前項第2号における特例申込み55に係るものにおいては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額 (1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程に基づき定めた野菜勘定における資金の管理等に関する細則 (以下「資金管理細則」という。) に定めるところにより設置した資金 (登録出荷団体等が納入した負担金 (細則で定めるものを除く。) 及び第121条第1号イ又はロのいずれか) が該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金 (以下この節において「指定特別業務資金」という。) から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「指定業務資金」という。) に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額は、前二項の規定により算定される額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。</p> <p>5 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。</p>
<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>2に掲げる種別の割合とする。</p> <p>(負担金の納入期限)</p> <p>第20条 業務方法書第100条第5項 (業務方法書第101条第2項において準用する場合を含む。) の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日 (その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日等」という。) に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日) までにしなければならない。</p> <p>2 第15条第3項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>2に掲げる種別の割合とする。</p> <p>(負担金の納入期限)</p> <p>第20条 業務方法書第100条第5項 (業務方法書第101条第2項において準用する場合を含む。) の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日 (その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日等」という。) に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日) までにしなければならない。</p> <p>2 第15条第3項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>6 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減された業務区分の特例による交付を受ける場合は、当該登録出荷団体等に第2項に掲げる額の負担金のほか、別途追加の負担金を細則で定めるところにより負担させるものとする。</p> <p>7 機構は、第1項又は前項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。</p> <p>(交付予約数量の増加)</p> <p>第101条 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。</p> <p>2 第97条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」と、前条第4項中「第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。</p> <p>(交付予約数量の減少)</p> <p>第101条の2 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。</p> <p>2 第97条の規定は、前項の申込みについて準用する。</p> <p>(交付予約の解約)</p> <p>第101条の3 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。</p> <p>2 第97条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第97条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第101条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。</p> <p>(契約の更改)</p> <p>第102条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第100条第2項若しくは第3項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第97条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している交付予約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量、特例申込み、特別補給交付金等を受けるべき旨の申込み又は生産資材費高騰時の特例の変更を申し込むことはできないものとする。</p>	<p>変更があった日から1月後の日又は当該変更があった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。</p> <p>3 業務方法書第100条第6項の規定による負担金の納入は、同条第7項による納入通知をした日から1月後の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。</p> <p>第21条 削除</p> <p>第22条 削除 (交付予約数量の増加等に係る申込書)</p> <p>第23条 業務方法書第101条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第9-1号の申込書により行うものとする。</p> <p>2 業務方法書第101条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第9-2号の申込書により行うものとする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。</p> <p>2 第97条の規定は、前項の申込みについて準用する。</p> <p>(交付予約の解約)</p> <p>第101条の3 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。</p> <p>2 第97条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第97条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第101条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。</p> <p>(契約の更改)</p> <p>第102条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第100条第2項若しくは第3項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第97条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している交付予約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量、特例申込み、特別補給交付金等を受けるべき旨の申込み又は生産資材費高騰時の特例の変更を申し込むことはできないものとする。</p>	<p>3 業務方法書第101条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第9-3号の申込書により行うものとする。</p> <p>第24条 業務方法書第102条第1項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第10号の申込書により行うものとする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>2 第97条及び第100条の規定は、前項の申込みについて準用する。 3 第1項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第100条第2項及び第3項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定業務資金及び指定助成業務資金(第105条第4項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。)の残額並びに指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (延滞金) 第103条 機構は、登録出荷団体等が負担金(細則で定めるものを除く。)をその納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。 (負担金の相殺の禁止) 第104条 登録出荷団体等は、機構が納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。 (納付金) 第105条 機構は、第97条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めるとする。 2 前項の納付金の額は、次の各号に掲げる計算方法により業務区分ごとに算出された金額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。 (1) 重要野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額(特例申込み50に係るもの)にあってはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るもの)にあってはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るもの)にあってはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るもの)にあってはこの額の30分の20に相当する額(1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量(第101条</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(延滞金) 第25条 業務方法書第103条の機構が徴する延滞金は、第20条に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。 (納付金の納付割合) 第26条 業務方法書第105条第2項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、1000分の175とする。 2 業務方法書第105条第2項第1号の納付の軽減を図るための細則で定める割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。</p>	<p>の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量、以下次号及び次項において同じ。)を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための細則で定める割合(以下「納付軽減割合」という。)を乗じて得た額(特例申込み50に係るもの)にあっては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額)を合計した額 (2) 一般野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価(特例申込み65に係るもの)にあってはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るもの)にあってはこの額の30分の20に相当する額、未滿の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗じて得た額(特例申込み50に係るもの)にあってはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るもの)にあってはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額)を合計した額 3 前項に規定する特例申込み50及び特例申込み55に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号における特例申込み50に係るもの)にあっては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額(1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。 (2) 前項第2号における特例申込み50に係るもの)にあっては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額(1銭未満</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>
<p>(納付金の納付割合) 第26条 業務方法書第105条第2項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。 4 業務方法書第105条第2項第2号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第105条第2項第2号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分に応じ、5分の1とする。 4 業務方法書第105条第2項第2号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。 (納付金の加算額の割合) 第27条 業務方法書第105条第3項第1号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表1及び別表4に係る業務区分に応じ、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、1000分の175とする。 2 業務方法書第105条第3項第1号の納付軽減割合は、付録第1に掲げる種別の割合とする。 3 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分</p>	<p>の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量、以下次号及び次項において同じ。)を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための細則で定める割合(以下「納付軽減割合」という。)を乗じて得た額(特例申込み50に係るもの)にあっては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額)を合計した額 (2) 一般野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価(特例申込み65に係るもの)にあってはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るもの)にあってはこの額の30分の20に相当する額、未滿の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗じて得た額(特例申込み50に係るもの)にあってはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るもの)にあってはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額)を合計した額 3 前項に規定する特例申込み50及び特例申込み55に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号における特例申込み50に係るもの)にあっては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額(1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。 (2) 前項第2号における特例申込み50に係るもの)にあっては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額(1銭未満</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。</p> <p>(3) 前項第2号における特例申込み55に係るものにおいては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額(1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金(事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「指定助成業務資金」という。)に残額があった業務区分について納付金を納付した事業実施野菜価格安定法人又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、前二項の規定により算定される額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。</p>
<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>に及び、4分の1とする。ただし、業務方法書第97条第2項第5号の申込みに係る業務区分の負担割合は、5分の1とする。</p> <p>4 業務方法書第105条第3項第2号及び第3号の納付軽減割合は、付録第2に掲げる種別の割合とする。</p> <p>(納付金の納付期限)</p> <p>第28条 業務方法書第105条第1項(業務方法書第106条及び第107条第1項において準用する場合を含む。)の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、次の各号に掲げる場合に準じて、当該各号に掲げる日までにしなければならない。</p> <p>(1) 次の業務区分の対象野菜にあっては、登録出荷団体等が、当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の3月31日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)</p> <p>イ 別表4に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであって、別表1に係る業務区分の対象野菜(その対象出荷期間が1月1日から4月30日までのものに限る。)と同一であるもの</p> <p>ロ 別表6に係る業務区分の対象野菜で対象出荷期間が4月1日から4月30日までのものであって、別表3に係る業務区分の対象野菜(その対象出荷期間が3月1日から4月30日までのものに限る。)と同一であるもの</p> <p>(2) 前号以外の業務区分の対象野菜にあっては、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日(その日</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>5 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減した業務区分の交付金の特例による交付を受けた場合は、登録出荷団体等を管轄する都道府県の事業実施野菜価格安定法人に対し、第2項に掲げる額の納付金のほか、別途追加の納付金の納付を求めるものとする。</p> <p>なお、当該事業実施野菜価格安定法人に係る指定助成業務資金が不足する場合は、当該事業実施野菜価格安定法人に対し納付金の納付を求めるものとする。</p> <p>6 機構は、第1項又は前項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法を記載した納付通知書を送付するものとする。</p> <p>(交付予約数量の増加に係る納付金)</p> <p>第106条 前条の規定は、第101条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」とあるのは、「第106条において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の増加分」と、前条第4項中「第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは、「第106条において準用する第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増加額」と読み替えるものとする。</p> <p>(契約の更改に係る納付金)</p> <p>第107条 第105条の規定は、第102条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。</p> <p>2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第105条第2項及び第3項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定助成業</p>
<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)</p> <p>2 業務方法書第105条第5項の事業実施野菜価格安定法人の納付金の納付は、機構が別に通知する日までにしなければならない。</p> <p>3 野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産第4453号—1農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。)別記2の指定野菜価格安定対策事業第18の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となつた額の一部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要ときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものとする。</p>

独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】  
[平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]

務資金の残額及び指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。  
(一般補給交付金等を交付する場合)

第108条 一般補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第97条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（細則で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の平均販売価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。  
(一般補給交付金等の金額)

第109条 対象野菜についての一般補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、旬別（第83条第4号の細則で定める対象野菜にあっては、同号の細則で定める期間別、以下この節において同じ。）に算出する産地区区分ごとの一般補給交付金等単価、当該登録出荷団体がそれぞれの産地区区分に属する生産者の委託を受けて、又は当該登録生産者がそれぞれの産地区区分に属する産地から直接に当該産地区区分の一般補給交付金等単価に当該対象市場群に出荷した当該産地区区分の対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この款において「産地区別旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則  
[平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]

(規格)

第29条 業務方法書第108条の規格は、別表7に掲げるとおりとする。

(価格差補給交付金等の交付の対象としない数量)

第29条の2 業務方法書第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。

(1) 登録出荷団体にあっては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。

イ 登録出荷団体から業務方法書第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員（以下「登録出荷団体構成員」という。）に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量

ロ 委託生産者が登録出荷団体に對して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量（イの数量と重複するものを除く。）

(2) 登録生産者にあつては、当該登録生産者が機構に對して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（登録生産者が業務方法書第101条の2の特定登録生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）とする。

独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】  
[平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]

2 前項の一般補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が最低基準額（特例申込み50に係る場合にあつては最低基準額の60分の50に相当する額、特例申込み55に係る場合にあつては最低基準額の60分の55に相当する額、特例申込み65に係る場合にあつては最低基準額の60分の65に相当する額、特例申込み70に係る場合にあつては最低基準額の60分の70に相当する額、次項において同じ。）を下回つたときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に細則で定める産地区区分ごとの割合を乗じて得た額とする。

3 細則で定める生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分で、細則で定めるところにより生産資材費が高騰した場合の一般補給交付金等の単価は、前項の一般補給交付金等単価に細則で定める額を加えて得た額（この額が保証基準額から最低基準額を差し引いて得た額に細則で定める産地区区分ごとの割合を乗じて得た額（以下この項において「補填上限額」という。）を超える場合にあつては、補填上限額）とする。

4 業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区区分ごとの産地区別旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下この項において「産地区別旬別交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第97条第5項の規定による通知に係る産地区別旬別交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第101条の2第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別旬別交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第119条各号において同じ。）を上回る場合における第1項の一般補給交付金等単価に乘する数量は、同項の規定にかかわらず、産地区別旬別旬別交付対象出荷数量を産地区別旬別交付対象出荷合計数量で除して得た数値に

独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則  
[平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]

2 前項第2号において、登録生産者は機構に對して、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により当該申告を行うものとする。  
(一般補給交付金等の補填の割合)

第30条 業務方法書第109条第2項及び第3項の産地区区分ごとの割合は、第I区分は10分の9、第II区分は10分の8及び第III区分は10分の7とする。

(生産資材費高騰時の特例の対象)

第30条の2 業務方法書第109条第3項の細則で定める生産資材費高騰時の特例の対象は、別表3又は別表6の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマン並びに夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタスに係る業務区分とする。

2 業務方法書第109条第3項の生産資材費が高騰した場合とは、次の表1又は表2の対象野菜ごと、対象出荷期間ごと及び登録出荷団体等の属するブロックごとに、それぞれの加温期間等における次式で得られる月ごとの資材高騰指数の平均が次の表の発動率を超える場合とする。

対象野菜	資材高騰係数の算出式
冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$

(Aは肥料の月別指数、Bは肥料のウエイト、Cは光熱動力の月別指数、Dは光熱動力のウエイト、Eは諸材料の月別指数、Fは諸材料のウエイト)

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令第15生産第4153号 制定認可] 当該地区分別交付予約数量を乗じて得た数量とする。	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定] とし、AからFまでの数値は、農業物価指数（農林水産省大臣官房統計部作成）による。）
---	---

表1

対象野菜	対出荷期間	加温期間	発動率
冬春きゅうり	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	127
同上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春トマト	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	138
同上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令第15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
---	--

	2月29日まで		
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春なす	5月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	130
同上	5月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	11月21日から12月31日まで	11月1日から11月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	3月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春ピーマン	4月1日から6月15日まで	2月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	129
同上	4月1日から6月15日まで	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	10月21日から12月31日まで	10月1日から11月30日まで	同上
同上	1月1日から3月31日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
夏秋きゅうり	7月1日から9月30日まで	5月1日から5月31日まで	126

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定
--	--

同上	10月1日から11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上
夏秋トマト	7月1日から9月30日まで	4月1日から4月30日まで	143
同上	10月1日から11月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上
夏秋なす	7月1日から9月30日まで	5月1日から5月31日まで	117
同上	10月1日から11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上
春夏にんじん	3月16日から5月31日まで	11月1日から11月30日まで	152
同上	6月1日から7月31日まで	2月1日から2月28日又は2月29日まで	同上
夏秋ピーマン	5月16日から7月31日まで	3月1日から3月31日まで	124
同上	8月1日から10月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上
冬レタス	12月1日から12月31日まで	9月1日から9月30日まで	150
同上	1月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から11月30日まで	同上
同上	3月1日から3月31日まで	12月1日から12月31日まで	同上

注：(北海道・東北ブロック)は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県の登録出荷団体等であり、(北海道・東北ブロックを除く)は、上記7道県以外の登録出荷団体等である。

表2

対象野菜	対象出荷期間	加温期間	発動率
対象野菜	5月1日から5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	127
冬春きゅうり	5月1日から5月31日まで		

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定
--	--

同上	6月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	5月1日から5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	6月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	1月1日から1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	2月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	1月1日から1月31日まで	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	2月1日から2月28日又は2月29日まで	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	3月1日から3月31日まで	1月1日から2月28日又は2月29日まで	同上
同上	4月1日から4月30日まで	1月1日から3月31日まで	同上
冬春トマト	5月1日から5月31日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)	138
同上	6月1日から6月30日まで	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	5月1日から5月31日まで	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	6月1日から6月30日まで	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)	同上
同上	1月1日から1月31日まで	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上
同上	2月1日から2月28日又は2月29日まで	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)	同上

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]	
同上	1月1日から 1月31日まで	同上	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	同上	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	3月1日から 3月31日まで	同上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで
同上	4月1日から 4月30日まで	同上	1月1日から3月31日まで
冬春みず	5月1日から 5月31日まで	130	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)
同上	6月1日から 6月30日まで	同上	3月1日から5月31日まで (北海道・東北ブロック)
同上	5月1日から 5月31日まで	同上	3月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	6月1日から 6月30日まで	同上	3月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	1月1日から 1月31日まで	同上	10月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロック)
同上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	同上	10月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロック)
同上	1月1日から 1月31日まで	同上	11月1日から12月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	同上	11月1日から1月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	3月1日から 3月31日まで	同上	1月1日から2月28日 又は2月29日まで
同上	4月1日から 4月30日まで	同上	1月1日から3月31日
冬春ピーマン	4月1日から 4月30日まで	129	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロック)

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]		独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]	
同上	5月1日から 5月31日まで	同上	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)
同上	6月1日から 6月15日まで	同上	2月1日から4月30日まで (北海道・東北ブロック)
同上	4月1日から 4月30日まで	同上	2月1日から2月28日 又は2月29日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	5月1日から 5月31日まで	同上	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	6月1日から 6月15日まで	同上	2月1日から3月31日まで (北海道・東北ブロックを除く)
同上	10月21日から 11月30日まで	同上	10月1日から10月31日まで
同上	12月1日から 12月31日まで	同上	10月1日から11月30日まで
同上	1月1日から 1月31日まで	同上	11月1日から12月31日まで
同上	2月1日から 2月28日又は 2月29日まで	同上	11月1日から1月31日まで
同上	3月1日から 3月31日まで	同上	11月1日から2月28日 又は2月29日まで
夏秋きゅうり	7月1日から 7月31日まで	126	5月1日から5月31日まで
同上	8月1日から 8月31日まで	同上	6月1日から6月30日まで
同上	9月1日から 9月30日まで	同上	7月1日から7月31日まで
同上	10月1日から 10月31日まで	同上	8月1日から8月31日まで
同上	11月1日から 11月30日まで	同上	9月1日から9月30日まで



独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]																																																																
	<table border="1"> <tr><td>夏秋トマト</td><td>7月1日から 7月31日まで</td><td>4月1日から4月30日まで</td><td>143</td></tr> <tr><td>同上</td><td>8月1日から 8月31日まで</td><td>5月1日から5月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>9月1日から 9月30日まで</td><td>6月1日から6月30日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>10月1日から 10月31日まで</td><td>7月1日から7月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>11月1日から 11月30日まで</td><td>8月1日から8月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>夏秋なす</td><td>7月1日から 7月31日まで</td><td>5月1日から5月31日まで</td><td>117</td></tr> <tr><td>同上</td><td>8月1日から 8月31日まで</td><td>6月1日から6月30日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>9月1日から 9月30日まで</td><td>7月1日から7月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>10月1日から 10月31日まで</td><td>8月1日から8月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>11月1日から 11月30日まで</td><td>9月1日から9月30日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>春夏こんじん</td><td>3月16日から 4月30日まで</td><td>11月1日から11月30日まで</td><td>182</td></tr> <tr><td>同上</td><td>5月1日から 5月31日まで</td><td>1月1日から1月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>6月1日から 6月30日まで</td><td>2月1日から2月28日 又は2月29日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>同上</td><td>7月1日から 7月31日まで</td><td>3月1日から3月31日まで</td><td>同上</td></tr> <tr><td>夏秋ピーマン</td><td>5月16日から 6月30日まで</td><td>3月1日から3月31日まで</td><td>124</td></tr> <tr><td>同上</td><td>7月1日から 7月31日まで</td><td>5月1日から5月31日まで</td><td>同上</td></tr> </table>	夏秋トマト	7月1日から 7月31日まで	4月1日から4月30日まで	143	同上	8月1日から 8月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上	同上	9月1日から 9月30日まで	6月1日から6月30日まで	同上	同上	10月1日から 10月31日まで	7月1日から7月31日まで	同上	同上	11月1日から 11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上	夏秋なす	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	117	同上	8月1日から 8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上	同上	9月1日から 9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上	同上	10月1日から 10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上	同上	11月1日から 11月30日まで	9月1日から9月30日まで	同上	春夏こんじん	3月16日から 4月30日まで	11月1日から11月30日まで	182	同上	5月1日から 5月31日まで	1月1日から1月31日まで	同上	同上	6月1日から 6月30日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上	同上	7月1日から 7月31日まで	3月1日から3月31日まで	同上	夏秋ピーマン	5月16日から 6月30日まで	3月1日から3月31日まで	124	同上	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上
夏秋トマト	7月1日から 7月31日まで	4月1日から4月30日まで	143																																																														
同上	8月1日から 8月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上																																																														
同上	9月1日から 9月30日まで	6月1日から6月30日まで	同上																																																														
同上	10月1日から 10月31日まで	7月1日から7月31日まで	同上																																																														
同上	11月1日から 11月30日まで	8月1日から8月31日まで	同上																																																														
夏秋なす	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	117																																																														
同上	8月1日から 8月31日まで	6月1日から6月30日まで	同上																																																														
同上	9月1日から 9月30日まで	7月1日から7月31日まで	同上																																																														
同上	10月1日から 10月31日まで	8月1日から8月31日まで	同上																																																														
同上	11月1日から 11月30日まで	9月1日から9月30日まで	同上																																																														
春夏こんじん	3月16日から 4月30日まで	11月1日から11月30日まで	182																																																														
同上	5月1日から 5月31日まで	1月1日から1月31日まで	同上																																																														
同上	6月1日から 6月30日まで	2月1日から2月28日 又は2月29日まで	同上																																																														
同上	7月1日から 7月31日まで	3月1日から3月31日まで	同上																																																														
夏秋ピーマン	5月16日から 6月30日まで	3月1日から3月31日まで	124																																																														
同上	7月1日から 7月31日まで	5月1日から5月31日まで	同上																																																														

独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]	独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]
<p>(平均販売価額等の算定)</p> <p>第110条 第108条の平均販売価額及び前条の対象野菜の数量は、対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書その他細則で定めるものに基づいて機構が算定したところによるものとする。</p> <p>(出荷数量及び平均販売価額の通知)</p> <p>第111条 機構は、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、登録出荷団体等ごとに、業務区分ごと及び産地区分ごとの対象野菜の出荷数量（第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を含む。以下この款において同じ。）及び価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量（当該対象野菜の出荷数量から当該交付の対象としない数量を除いた数量をいう。以下この款において同じ。）</p>	<p>3 業務方法書第109条第3項の細則で定める額は、別表3又は別表6の資材高騰加算額の欄に掲げる額に、産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(磁気テープ等)</p> <p>第31条 業務方法書第110条の細則で定めるものは、対象市場群に属する市場の卸売業者が売戻仕切り又は買付けに関し作成した電子計算機用磁気テープ、フレキシブルディスク及び電気通信回線で送信する売戻仕切りは買付データとする。</p> <p>(業務区分の出荷数量及び販売価格の合算)</p> <p>第32条 業務方法書第111条第1項ただし書による複数の業務区分は、別表1、別表2又は別表3に係る業務区分及び別表4、別表5又は別表6に係る業務区分の対象野菜及び対象市場群がそれぞれ同一であつて、対象出荷期間が重複しているものとする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>を算定するとともに、業務区分ごとに当該対象野菜の出荷数量に係る平均販売価額を算定するものとする。ただし、細則で定める複数の業務区分に属する対象野菜の平均販売価額については、当該対象野菜の出荷数量及び販売価額を合算して算定するものとする。</p> <p>2 機構は、登録出荷団体等が出荷する対象野菜について、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等が作成した供給計画における出荷数量（供給計画が変更された場合にあつては、変更後の供給計画における出荷数量。以下「供給計画数量」という。）と前項の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量とを比較し、業務区分ごとに乖離の度合いの認定を行うものとする。</p> <p>3 機構は、登録出荷団体等に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量、価格差補給交付金等の交付の結果とする出荷数量及び平均販売価額並びに前項の規定により認定を行った結果を通知するものとする。なお、機構は、当該登録出荷団体等の事務所所在地（個人の場にあつては住所。以下この条において同じ。）を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）、関係都道府県知事及び事業実施野菜価格安定法人に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量及び前項の規定により認定を行った結果をそれぞれ通知するものとする。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>(供給計画数量)</p> <p>第33条 業務方法書第111条第2項に規定する供給計画数量（以下「供給計画数量」という。）は、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知）第1の2により作成した供給計画の数量とする。</p> <p>(供給計画数量と出荷数量との乖離の度合いの認定)</p> <p>第34条 機構は、次により、業務方法書第111条第2項に規定する認定を行うものとする。</p> <p>(1) 供給計画数量及び対象野菜の出荷数量の比較は、業務方法書第97条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区分に係る対象野菜ごとに、同一対象出荷期間内の数量をそれぞれ合算したものについて行う。</p> <p>(2) 供給計画数量と対象野菜の出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合（以下「乖離の度合い」という。）が、対象出荷期間全体でみて、次の表の左欄において該当する割合に対応する右欄の区分を認定する。</p> <table border="1" data-bbox="806 95 1028 758"> <thead> <tr> <th>乖離の度合い</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20パーセント未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>20パーセント以上30パーセント未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>30パーセント以上40パーセント未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>40パーセント以上50パーセント未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>50パーセント以上60パーセント未満</td> <td>E</td> </tr> </tbody> </table>	乖離の度合い	区 分	20パーセント未満	A	20パーセント以上30パーセント未満	B	30パーセント以上40パーセント未満	C	40パーセント以上50パーセント未満	D	50パーセント以上60パーセント未満	E
乖離の度合い	区 分												
20パーセント未満	A												
20パーセント以上30パーセント未満	B												
30パーセント以上40パーセント未満	C												
40パーセント以上50パーセント未満	D												
50パーセント以上60パーセント未満	E												

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>4 機構は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた場合には、細則で定めるところにより、速やかに当該内容の変更の通知を行うものとする。</p> <p>5 第3項の規定により認定に係る通知を受けた登録出荷団体等は、緊急的な需給調整を実施した場合、異常な気象条件による例年にならない収穫減若しくは出荷時期のずれが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等には、細則で定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更（以下「勘案認定」という。）を機構に対して申請することができる。</p> <p>6 機構は、前項の勘案認定の申請が行われた場合においては、当該登録出荷団体等の事務所の所在地を管轄する地方農政局長等の意見を聴くものとする。</p> <p>7 機構は、前項の意見を斟酌し適当と認めるときは、勘案認定を行うものとする。この場合において、第2項の規定に当たり用いた対象野菜の出荷数量が当該認定に当たり用いた供給計画数量を上回る場合にあつては、国が出荷要請を行う等特段の事情があるときを除き、勘案認定を行わないものとする。</p> <p>8 第3項の規定は、前項の規定により勘案認定を行った結果又は勘案認定を行わなかった結果を通知する場合について準用する。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>F</p> <p>(3) 乖離の度合いが、対象出荷期間全体でみて10パーセント未満であり、かつ、月別でみて20パーセント未満の月が3分の2以上を占めている場合にあつては「範囲内」、それ以外の場合にあつては「範囲外」と認定する。 (変更の不通知)</p> <p>第35条 業務方法書第111条第4項の規定による変更の通知は、平均販売価額に係る変更前と変更後の差が1円以上の旬（対象野菜がさといも、たまねぎ及びびれいしょにあつては、月）がない場合は、行わないことができる。 (勘案認定の申請)</p> <p>第35条の2 業務方法書第111条第5項に規定する緊急的な需給調整を実施した場合は、交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第2の1の(1)による生産出荷団体緊急需給調整事業を実施した場合をいう。</p> <p>2 登録出荷団体等は、業務方法書第111条第5項に規定する勘案認定（以下「勘案認定」という。）の申請を行う場合は、同条第3項の通知に記載された期日までに、別記様式第12号により行うものとする。</p> <p>3 登録出荷団体等は、勘案認定の申請を行う際、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づき政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域の大半が含まれる場合にあつては、別記様式第12号の4の添付資料のうち、やむを得ない事情があると認められるものについては簡素化することができるものとする。</p> <p>4 機構は、勘案認定を行う場合、当該登録出荷団体等その他の関係者に対して、関係資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。</p>
---	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>(特別補給交付金等を交付する場合)</p> <p>第112条 特別補給交付金等の交付は、登録出荷団体等の供給計画数量と対象野菜の出荷数量の乖離の度合いが一定の範囲内にあるものとして機構が前条第2項の規定による認定を行った場合に、当該登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付が加えて行われるものとする。</p> <p>(特別補給交付金等の金額)</p> <p>第113条 特別補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごと、産地区区分ごとの一般補給交付金等の金額を、細則で定める産地区区分ごとの特別補給加算率を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>(負担金を軽減された業務区分の交付金交付の特例)</p> <p>第113条の2 機構は、第100条第2項において負担金を軽減した業務区分において産地区区分ごとの第109条第1項の一般補給交付金等及び前条の特別補給交付金等の合計額（以下この条において「交付金額」という。）の負担金相当額が当該業務区分の産地区区分ごとの資金造成額の負担金相当額を超える場合で当該登録出荷団体等がその超える額を納入したときは、交付金額を交付するものとする。</p> <p>(価格差補給交付金等の交付申請)</p> <p>第114条 登録出荷団体等は、一般補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>2 登録出荷団体等は、第112条の規定する認定を受けた場合において特別補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>る。</p> <p>(特別補給交付金等に係る認定)</p> <p>第35条の3 業務方法書第112条の認定は、第34条第3号に定める「範囲内」の認定とする。</p> <p>(一般補給交付金等に乗ずる特別補給加算率)</p> <p>第35条の4 業務方法書第113条に規定する産地区区分ごとの特別補給加算率は、次のとおりとする。</p> <p>イ 第Ⅰ区分 9分の1</p> <p>ロ 第Ⅱ区分 8分の1</p> <p>ハ 第Ⅲ区分 7分の1</p> <p>(価格差補給交付金等の交付申請期限)</p> <p>第36条 業務方法書第114条第1項の規定による申請は、別記様式第13号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までに行われなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の一般補給交付金等の申請は、別記様式第13号により、負担金を追加納付後速やかに行われなければならない。</p> <p>2 業務方法書第114条第2項の規定による申請は、別記様式第14号により、業務方法書第111条第3項又は第8項による通知に記載された期日までにしなければならない。ただし、業務方法書第113条の2の特別補給交付金等の申請は、別記様式第14号により、負担金を追加納付後速やかに行われなければならない。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>(価格差補給交付金等の一部交付等)</p> <p>第115条 機構は、第111条第3項の規定により通知した当該登録出荷団体等に係る対象野菜の出荷数量が、供給計画数量に著しく相違する場合には、細則で定めるところにより、一般補給交付金等の一部を交付しないものとする。</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 登録出荷団体等が故意又は過失により第97条第1項、第101条第1項、第101条の2第1項若しくは第102条第1項の申込み又は前条第1項若しくは第2項の交付申請に係る書類に不実の記載をしたとき</p> <p>(2) 登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。</p> <p>(3) 登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。</p> <p>(4) 登録出荷団体等がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。</p> <p>(5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第120条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>ればならない。</p> <p>(一般補給交付金等の一部交付)</p> <p>第37条 業務方法書第115条第1項の規定による一般補給交付金等の一部交付は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 第34条第2号の規定による認定の区分が、次の表の左欄に掲げる場合には、当該対象野菜の業務区分に係る一般補給交付金等の金額は、業務方法書第109条の規定により算定される産地区区分ごとの一般補給交付金等の金額に、表において当該認定区分に対応する右欄の交付率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1635 159 1836 758"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 業務方法書第111条第3項の規定により通知した当該対象野菜の乖離の度合いが5分の1以上となった場合には、特例申込み50の申込み及び特例申込み55(別表2、別表3、別表5及び別表6の業務区分に限る。)の申込みに係る一般補給交付金単価は、業務方法書第109条第2項の規定にかかわらず、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が最低基準額(別表1及び別表4に係る業務区分の特例申込み50に係る場合にあっては最低基準額の60分の55に相当する額)を下回った</p>	認定区分	交付率	B	10分の8	C	10分の7	D	10分の6	E	10分の5	F	10分の4
認定区分	交付率												
B	10分の8												
C	10分の7												
D	10分の6												
E	10分の5												
F	10分の4												

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(加算金)</p> <p>第1116条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより、加算金を徴するものとする。</p> <p>(価格差補給金の交付)</p> <p>第1117条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第109条第1項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象野菜の数量(同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。)を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。</p> <p>(価格差補給金の交付の報告)</p> <p>第1118条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。</p> <p>(価格差補給交付金等の削減)</p> <p>第1119条 機構は、次の各号の価格差補給交付金等に応じ、当該価格差補給交付金等の額が各号に掲げる額を超えるときは、業務区分ごと、産地区分ごと、一般補給交付金等ごと及び特別補給交付金等ごとに当該価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。</p> <p>(1) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等(第100条第2項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(2) 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の35に相当する額(1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>ときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額とする。</p> <p>(加算金)</p> <p>第38条 業務方法書第116条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとす。</p> <p>(価格差補給金の交付の報告)</p> <p>第39条 業務方法書第118条の報告は、一般補給金にあっては別記様式第15号、特別補給金にあっては別記様式第16号により行うものとする。</p>
---	---

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(加算金)</p> <p>第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)</p> <p>(2) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等(第100条第3項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(3) 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額(1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)</p> <p>(4) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等(第100条第2項第2号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(5) 一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額(特例申込み55に係るもの)にあってはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額(1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>ときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額とする。</p> <p>(加算金)</p> <p>第38条 業務方法書第116条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日数に応じ、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとす。</p> <p>(価格差補給金の交付の報告)</p> <p>第39条 業務方法書第118条の報告は、一般補給金にあっては別記様式第15号、特別補給金にあっては別記様式第16号により行うものとする。</p>
---	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(5) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等(第100条第3項第2号の規定により算出された負担金に係る部分)に限る。以下この号において同じ。)  一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額(1銭未満ご端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)  (6) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み55に係る価格差補給交付金等(第100条第2項第2号の規定により算出された負担金に係る部分)に限る。以下この号において同じ。)  一般補給資金造成単価に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)  (7) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み65に係る価格差補給交付金等(第100条第3項第3号の規定により算出された負担金に係る部分)に限る。以下この号において同じ。)  一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額(1銭未満ご端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)  (8) 第4号から第7号までに掲げるもの以外の価格差補給交付金等であって、一般野菜に係る業務区分に係るもの  一般補給資金造成単価(特例申込み65に係るもの)にあっては、この額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るもの)にあっては、この額の30分の20に</p>	<p>(報告の徴収、調査の実施等)  第40条 業務方法書第120条第1項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、価格差補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、価格差補給金が確実に委託生産者(業務方法書第94条第1号に規定されるものをいう。)に交付されているかを確認する必要があると認められる場合とする。  第41条 業務方法書第121条第1号イの細則で定める割合は、第18条各項及び第19条各項を準用する。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>相当する額) (1銭未満ご端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)  (報告の徴収、調査の実施等)  第120条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第97条第1項、第101条第1項、第101条の2第1項又は第102条第1項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。  2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第115条第2項第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第90条第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。  (負担金等の返戻)  第121条 機構は、負担金(細則で定めるものを除く。)が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額(複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計額)を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。  (1) 業務方法書(この業務方法書に基づく細則を含む。以下本号及び第150条第1号において同じ。)の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額  イ 第97条第1項の規定による申込み(第102条第2項において準用する場合を含む。)をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額(第108条又は第112条の規定により価</p>	<p>(報告の徴収、調査の実施等)  第40条 業務方法書第120条第1項の報告の徴収、調査の実施等を求める場合とは、価格差補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、価格差補給金が確実に委託生産者(業務方法書第94条第1号に規定されるものをいう。)に交付されているかを確認する必要があると認められる場合とする。  第41条 業務方法書第121条第1号イの細則で定める割合は、第18条各項及び第19条各項を準用する。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第100条第2項各号に規定する割合（細則で定めるものに限る。）を乗じて得た額を合計した額を控除した金額、次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額</p> <p>ロ 第97条第1項の規定による申込み（第102条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額</p> <p>(2) 指定特別業務資金に積み立てられた金額（当該登録出荷団体等に係るものに限る、細則で定めるものを除く。）に相当する金額があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額</p> <p>(3) 第90条第1項若しくは第2項又は第91条第2項の規定により登録出荷団体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第100条第6項の規定により納入した負担金の額に相当する金額（第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第100条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額を合計した金額、以下この号及び次号において同じ。）があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額</p> <p>(4) 第101条の3第2項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額</p> <p>(端数処理)</p>	<p>(端数処理)</p> <p>第42条 業務方法書第122条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(1) 業務方法書第100条第2項の負担金の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額。）に、登録出荷団体等の負担の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額（付録第3及び付録第4において「負担軽減後資金造成計画額」という。））。に、登録出荷団体等が負担すべき割合として第18条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に次の業務区分ごと及び産地区分ごとに定める金額を加える。</p> <p>イ 同項第1号に規定する別表1及び別表4に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第3の算式により算出される値（次の表において「算出値」という。）が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額</p> <table border="1" data-bbox="1736 239 2136 758"> <thead> <tr> <th>算出値</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>575円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>625円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>675円</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>725円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>	算出値	金額	0	0円	17	525円	14	550円	11	575円	8	600円	5	625円	2	650円	19	675円	16	700円	13	725円	10	750円
算出値	金額																								
0	0円																								
17	525円																								
14	550円																								
11	575円																								
8	600円																								
5	625円																								
2	650円																								
19	675円																								
16	700円																								
13	725円																								
10	750円																								
<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>による一般補給交付金等の額の計算、第113条の規定による特別補給交付金等の額の計算又は第119条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果において生じた金額の端数等の処理については、この業務方法書によるほか細則で定める。</p>																									

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	
--	--

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<table border="1"> <tr><td>7</td><td>775円</td></tr> <tr><td>4</td><td>800円</td></tr> <tr><td>1</td><td>825円</td></tr> <tr><td>18</td><td>850円</td></tr> <tr><td>15</td><td>875円</td></tr> <tr><td>12</td><td>900円</td></tr> <tr><td>9</td><td>925円</td></tr> <tr><td>6</td><td>950円</td></tr> <tr><td>3</td><td>975円</td></tr> </table> <p>ロ 同項第2号に規定する別表2、別表3、別表5及び別表6に係る業務区分ごとの産地区分については、付録第4の算式により算出される値(次の表において「算出値」という。)が、次の表の左欄に掲げる値ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額</p> <table border="1"> <tr><th>算出値</th><th>金額</th></tr> <tr><td>0</td><td>0円</td></tr> <tr><td>2</td><td>600円</td></tr> <tr><td>4</td><td>700円</td></tr> <tr><td>1</td><td>800円</td></tr> <tr><td>3</td><td>900円</td></tr> </table> <p>(2) 業務方法書第100条第3項の負担金の加算額を計算する場合は、第16条第5項に係る申込みの業務区分については前項に準じ、それ以外の申込みの業務区分については業務方法書第100条第3項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に、登録出荷団体等の</p>	7	775円	4	800円	1	825円	18	850円	15	875円	12	900円	9	925円	6	950円	3	975円	算出値	金額	0	0円	2	600円	4	700円	1	800円	3	900円
7	775円																														
4	800円																														
1	825円																														
18	850円																														
15	875円																														
12	900円																														
9	925円																														
6	950円																														
3	975円																														
算出値	金額																														
0	0円																														
2	600円																														
4	700円																														
1	800円																														
3	900円																														

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第3節 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1款 総別 (業務) 第123条 機構は、指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ対象野</p>
--	---

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>負担の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を2,000で除して得た額が整数値でない場合は登録出荷団体等が負担すべき割合として第19条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に750円を加える。</p> <p>(3) 業務方法書第105条第2項及び第3項の納付金及び納付金の加算額の額を計算する場合は、同項各号に規定する産地区別交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に、事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための付録第1又は付録第2の割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として納付金は第26条第1項又は第3項、納付金の加算額は第27条第1項又は第3項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。</p> <p>(4) 業務方法書第109条第1項の一般補給交付金等の産地区分ごとの額、業務方法書第113条の特別補給交付金等の産地区分ごとの額又は業務方法書第119条の各号に規定する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。</p> <p>第3章 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等 第1節 価格差補給交付金等の交付 (品質) 第42条の2 業務方法書第123条の品質は、別表8に掲げるとおりとする。</p>
--	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>
<p>菜(細則)で定める品質に適合するものに限る。以下この節において同じ。)の供給に係る契約を締結した登録出荷団体等を対象として次の各号に定める業務を行う。</p> <p>(1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者(以下この節において「委託生産者」という。)及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。</p> <p>(2) 当該契約(天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別)に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。</p> <p>2 機構は、登録認定農業者等が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において締結した六次産業化法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約に基づきこれと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、当該登録認定農業者等に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を行う。</p> <p>(生産者補給交付金、生産者補給金及び交付金の区分)</p> <p>第124条 前条第1項第1号に規定する登録出荷団体に交付する生産者補給交付金は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。</p> <p>2 前条第1項第1号に規定する登録生産者に交付する生産者補給金は、第128条第1号に規定する価格差補給金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給金とする。</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>3 前条第1項第2号及び第2項の交付金は、第158条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。</p> <p>(業務の対象となる契約)</p> <p>第125条 機構が行う生産者補給交付金、生産者補給金又は交付金(以下この節において「生産者補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約(以下「個別契約」という。)は、次款及び第3款の交付の業務の対象となる契約(以下等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで、及び第6号に規定する事項について、第4款の交付の業務にあっては登録出荷団体等又は登録認定農業者等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条各号に規定する事項について締結したものである。)</p> <p>2 前項に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方(以下「実需者等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者</p> <p>(2) 指定野菜の小売を業とする者</p> <p>(3) 登録出荷団体等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者</p> <p>3 個別契約は、書面をもって取り交わされたものとする。</p> <p>(業務区分)</p> <p>第126条 第123条の業務は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金等、第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>3 前条第1項第2号及び第2項の交付金は、第158条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。</p> <p>(業務の対象となる契約)</p> <p>第125条 機構が行う生産者補給交付金、生産者補給金又は交付金(以下この節において「生産者補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約(以下「個別契約」という。)は、次款及び第3款の交付の業務の対象となる契約(以下等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで、及び第6号に規定する事項について、第4款の交付の業務にあっては登録出荷団体等又は登録認定農業者等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条各号に規定する事項について締結したものである。)</p> <p>2 前項に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方(以下「実需者等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者</p> <p>(2) 指定野菜の小売を業とする者</p> <p>(3) 登録出荷団体等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者</p> <p>3 個別契約は、書面をもって取り交わされたものとする。</p> <p>(業務区分)</p> <p>第126条 第123条の業務は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金等、第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>3 前条第1項第2号及び第2項の交付金は、第158条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。</p> <p>(業務の対象となる契約)</p> <p>第125条 機構が行う生産者補給交付金、生産者補給金又は交付金(以下この節において「生産者補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約(以下「個別契約」という。)は、次款及び第3款の交付の業務の対象となる契約(以下等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで、及び第6号に規定する事項について、第4款の交付の業務にあっては登録出荷団体等又は登録認定農業者等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条各号に規定する事項について締結したものである。)</p> <p>2 前項に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方(以下「実需者等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者</p> <p>(2) 指定野菜の小売を業とする者</p> <p>(3) 登録出荷団体等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者</p> <p>3 個別契約は、書面をもって取り交わされたものとする。</p> <p>(業務区分)</p> <p>第126条 第123条の業務は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金等、第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。</p> <p>(関係機関等との連携)</p>



<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>第127条 機構は、第123条の業務について、野菜価格安定法人等はその業務の一部を委託すること等により、野菜価格安定法人等と十分連携しつつ行うものとする。</p> <p>第2款 価格差補給交付金等の交付 (用語の定義)</p> <p>第128条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象出荷期間 登録出荷団体にあっては価格差補給交付金、登録生産者にあつては価格差補給金（この節において「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(2) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第126条の規定による区分（以下この節において「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の旬別（細則で定める指定野菜にあつては、細則で定める期間別。以下この款において同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(対象出荷期間)</p> <p>第43条 業務方法書第128条第1号の対象出荷期間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。</p> <p>(業務対象年間)</p> <p>第44条 業務方法書第128条第2号の業務対象年間は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。</p> <p>(平均取引価額)</p> <p>第45条 業務方法書第128条第3号の細則で定める卸売市場は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="779 108 1003 758"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>卸売市場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>札幌市中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県</td> <td>仙台市中央卸売市場本場</td> </tr> <tr> <td>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県</td> <td>東京都中央卸売市場大田市場</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	卸売市場	北海道	札幌市中央卸売市場	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	仙台市中央卸売市場本場	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都中央卸売市場大田市場
対象地域	卸売市場								
北海道	札幌市中央卸売市場								
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	仙台市中央卸売市場本場								
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	東京都中央卸売市場大田市場								

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(4) 保証基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。</p> <p>(5) 最低基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額がその額を下回った場合にはその額を平均取引価額として、価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。</p> <p>(6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充て</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <table border="1" data-bbox="1281 108 1579 758"> <tbody> <tr> <td>新潟県、富山県、石川県及び福井県</td> <td>金沢市中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>岐阜県、愛知県及び三重県</td> <td>名古屋中央卸売市場北部市場</td> </tr> <tr> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県</td> <td>大阪市中央卸売市場本場</td> </tr> <tr> <td>鳥取県、島根県、岡山県及び広島県</td> <td>広島市中央卸売市場中央市場</td> </tr> <tr> <td>徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</td> <td>高松市中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</td> <td>福岡市中央卸売市場青果市場</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>沖縄県中央卸売市場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 業務方法書第128条第3号の細則で定める指定野菜は、さといも、たまねぎ及びびれいしよとする。</p> <p>3 業務方法書第128条第3号の細則で定める期間は、月とする。</p> <p>(保証基準額)</p> <p>第46条 業務方法書第128条第4号の保証基準額は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の保証基準額の欄に掲げる額とする。</p> <p>(最低基準額)</p> <p>第47条 業務方法書第128条第5号の最低基準額は、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の最低基準額の欄に掲げる額とする。</p> <p>(資金造成単価)</p> <p>第48条 業務方法書第128条第6号の資金造成単価は、別表9の対象野菜</p>	新潟県、富山県、石川県及び福井県	金沢市中央卸売市場	岐阜県、愛知県及び三重県	名古屋中央卸売市場北部市場	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪市中央卸売市場本場	鳥取県、島根県、岡山県及び広島県	広島市中央卸売市場中央市場	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	高松市中央卸売市場	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡市中央卸売市場青果市場	沖縄県	沖縄県中央卸売市場
新潟県、富山県、石川県及び福井県	金沢市中央卸売市場														
岐阜県、愛知県及び三重県	名古屋中央卸売市場北部市場														
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪市中央卸売市場本場														
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県	広島市中央卸売市場中央市場														
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	高松市中央卸売市場														
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡市中央卸売市場青果市場														
沖縄県	沖縄県中央卸売市場														

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>るために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (価格差補給交付金等の交付)</p> <p>第129条 機構は、個別契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして細則で定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。</p> <p>(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)</p> <p>第130条 登録出荷団体等は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受け取るべき旨の申込みを細則で定めるところにより行うものとする。</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。 (業務の対象となる契約)</p> <p>第49条 業務方法書第129条の細則で定める個別契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、又は当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるか、その他これらの方法により算定される取引価格と実質的に同等の水準になるよう定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が10日以内(ただし、個別契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときには1か月以内)のものを用いる。 (申込期限)</p> <p>第50条 業務方法書第130条第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、その価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前の同表の申込期限の欄に掲げる期日までに別記様式第17-1-1号により行われなければならない。ただし、業務方法書第130条第1項の申込みに係る野菜指定産地の指定が当該期日後に行われた場合には、当該申込みの申込期限は、その指定が行われた日の15日後の日又はその指定に係る対象野菜の対象出荷期間の開始の前日の1月前の日のいずれか早い日とする。</p> <p>2 個別契約の内容のうち、契約数量について相手方との協議が前項の申込期限までに整わない場合において、当該申込期限までに別記様式第17-2号により機構に届け出た場合には、前項の申込みは、当該対象出荷期間又は当該対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日のいずれか遅い日の前日の日(その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日)までにすることができるとする。</p>
---	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>2 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに個別契約において締結した対象野菜の数量(以下「契約数量」という。)(細則で定める基準を満たすものを含む。)を上回ることはできない。</p> <p>3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う第1項の規定による申込みは、その申込時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜(野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種類に属するものを含む。)の種類に属するものに限り、行うことができる。</p> <p>4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であって、当該記載された対象野菜の種類に属するものに限り、行うことができる。</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>3 前2項の規定は、業務方法書第134条第1項の規定による申込みについて準用する。この場合において、第1項中「業務方法書第130条第1項」とあるのは「業務方法書第134条第1項」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 業務方法書第135条第1項の規定による契約の更改の申込みは、当該契約の更改に係る前条に規定する資金造成単価又は次条に規定する割合の変更があった日から15日後の日までにしなければならない。 (数量の基準等)</p> <p>第50条の2 業務方法書第130条第2項の細則で定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の140分の60以上のものとする。</p> <p>2 前項の場合において、交付予約数量は同項に規定する上限値を上回らないものとする。 (交付予約数量の減少に係る申込期限)</p> <p>第50条の3 業務方法書第134条の2第1項の規定による申込みは、別表9の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申込期限とし、業務区分ごとに当該申込期限までに行われなければならない。 (交付予約の解約に係る申込期限)</p> <p>第50条の4 前条の規定は、業務方法書第134条の3第1項の規定による申込について準用する。この場合において、前条中「業務方法書第134条の2第1項」とあるのは「業務方法書第134条の3第1項」と、「交付予約数量の減少をしようとする」とあるのは「交付予約の解約をしようとする」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の申込み期限後にあつては、交付予約の解約をしようとする年の前年の業</p>
--	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び細則で定める契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人（以下この節において「事業実施野菜価格安定法人」という。）に通知するものとする。（広域的な登録出荷団体等の扱い）</p> <p>第131条 2以上の都道府県の区域外において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務（以下この款において「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。）を各都道府県の区域ごと（当該登録出荷団体等の長が当該一の都道府県の区域に価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあっては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと。次条において同じ。）に行うものとする。</p> <p>第132条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者がある場合であって、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めたときは、当該認めた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の相手方とすることができる。（負担金）</p> <p>第133条 機構は、第130条第5項の規定により登録出荷団体等へ通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。</p>	<p>務方法書第143条に規定する交付申請後から行うことができる。</p> <p>ただし、当該交付申請を行わない場合に限り、対象出荷期間が終了する旨に係る業務方法書第141条第2項の規定する公表後から行うことができる。</p> <p>（事業実施野菜価格安定法人の事業）</p> <p>第51条 業務方法書第130条第5項の事業は、交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領（以下「契約事業実施要領」という。）第2の1の契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業をいう。</p> <p style="text-align: right;">（負担の割合）</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>2 前項の負担金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量を乗じて得た額と言語額と、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則で定めるところにより設置した資金（登録出荷団体等が納入した負担金（細則で定めるものを除く。）及び第150条第1号イ又はロのいずれかに該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金（以下この節において「契約指定特別業務資金」という。）から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「契約指定業務資金」という。）に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は契約指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額は、この額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。</p> <p>3 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。ただし、機構が特に必要があると認めたときは、細則で定めるところにより分割して納入することができる。</p> <p>4 機構は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。</p>	<p>第2条 業務方法書第133条第2項の登録出荷団体等が負担すべき割合は、4分の1とする。</p> <p style="text-align: right;">（負担金の納入期限）</p> <p>第53条 業務方法書第133条第3項（業務方法書第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による負担金の納入は、当該価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年又は当該交付予約数量の増加をしようとする年の対象出荷期間の開始の日又は対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日をいづれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までにしなければならない。</p> <p>2 第50条第4項に規定する申込みに係る負担金の納入は、同項に規定する変更のあった日から1月後の日又は当該変更のあった日後最初の対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までにしなければならない。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(負担金の分割納入手続)</p> <p>第54条 業務方法書第133条第3項ただし書(業務方法書第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。)の規定により負担金を分割して納入しよとする登録出荷団体等は、業務方法書第130条第1項、第134条第1項又は第135条第1項の規定による申込みの際に、別記様式第18号の申請書を機構に提出するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の申請があった場合において、当該登録出荷団体に負担金の全額を一時に納入させるとすれば当該登録出荷団体に係る事業の収支を悪化させることとなることにより当該事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該申請を承認することができる。</p> <p>3 機構は、前項の承認をするに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1) 登録出荷団体等が価格差補給交付金等の交付の対象となる場合において当該交付のときに当該交付の対象となる業務区分に係る負担金に未納額があるときは、適切な担保を提供させるとすること。</p> <p>(2) 前号による適切な担保を提供しないときは、登録出荷団体等は未納額の納入に係る期限の利益を喪失するものとし、当該喪失に係る未納額の納入期限は、当該価格差補給交付金等の交付の日から3月を経過した日とすること。</p> <p>4 機構は、第2項の承認をしたときは、遅滞なく、各年に納入すべき金額、その納入期限その他必要な事項を当該承認に係る登録出荷団体等に通知するものとする。</p> <p>(負担金の分割納入の方法)</p> <p>第55条 業務方法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、3年を超えない範囲の年賦によるものとする。</p> <p>2 業務方法書第134条第2項又は第135条第2項において準用する業務方</p>	<p>第134条 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。</p> <p>2 第130条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。</p> <p>(交付予約数量の増加)</p> <p>第134条の2 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者(登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。)の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。</p> <p>2 第130条の規定は、前項の申込みについて準用する。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>法書第133条第3項ただし書の規定による負担金の分割納入は、2年の年賦によるものとする。</p> <p>3 前二項の年賦により各年に納入すべき額は、次の年に納入すべき額を下回らない額でなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の年賦により納入すべき負担金の各年の納入期限は、対象出荷期間の開始の日の前日の10日前の日(その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日)とする。</p> <p>(交付予約数量の増加等に係る申込書)</p> <p>第56条 業務方法書第134条第1項に規定する交付予約数量の増加に係る申込みは、別記様式第18-1号及び第18-2号の申込書により行うものとする。</p> <p>2 業務方法書第134条の2第1項に規定する交付予約数量の減少に係る申込みは、別記様式第18-3号の申込書により行うものとする。</p>	<p>第134条の2 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者(登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。)の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。</p> <p>2 第130条の規定は、前項の申込みについて準用する。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(交付予約の解約) 第134条の3 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。 2 第130条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第130条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第134条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。 (契約の更改) 第135条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第133条第2項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込みを提出して、当該変更に係る業務区分につき第130条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している価格差補給交付金等の交付に関する契約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第130条第5項の通知に係る交付予約数量の変更を申し込むことはできないものとする。 2 第130条及び第133条の規定は、前項の申込みについて準用する。 3 第1項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第133条第2項の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定業務資金及び契約指定助成業務資金(第138条第2項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。)の残額並びに契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (延滞金) 第136条 機構は、登録出荷団体等が負担金(細則で定めるものを除く。)をそ</p>	<p>3 業務方法書第134条の3第1項に規定する交付予約の解約に係る申込みは、別記様式第18-4号の申込書により行うものとする。  第57条 業務方法書第135条第1項に規定する契約の更改に係る申込みは、別記様式第19-1号及び第19-2号の申込書により行うものとする。  (延滞金) 第58条 業務方法書第136条の機構が徴する延滞金は、第53条又は第54条</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第3項第2号若しくは第4項に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。  (納付金の納付割合) 第59条 業務方法書第138条第2項の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、4分の1とする。  第60条 業務方法書第138条第3項(業務方法書第139条及び第140条第1項において準用する場合を含む。)の事業実施野菜価格安定法人の納付金</p>
<p>の納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。 (負担金の相殺の禁止) 第137条 登録出荷団体等は、機構に納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。 (納付金) 第138条 機構は、第130条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めものとする。 2 前項の納付金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量(第134条の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量)を乗じて得た額の合計額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合を乗じて得た額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間に、資金管理細則に定めるところにより設置した資金(事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「契約指定助成業務資金」という。)に残額があった業務区分から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、この額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。 3 機構は、第1項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法</p>	<p>第3項第2号若しくは第4項に規定する納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、登録出荷団体等から当該負担金に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した延滞金を徴するものとする。ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。  (納付金の納付割合) 第59条 業務方法書第138条第2項の事業実施野菜価格安定法人が納付する割合は、4分の1とする。  第60条 業務方法書第138条第3項(業務方法書第139条及び第140条第1項において準用する場合を含む。)の事業実施野菜価格安定法人の納付金</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>を記載した納付通知書を送付するものとする。 (交付予約数量の増加に係る納付金) 第139条 前条の規定は、第134条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増加額」と読み替えるものとする。 (契約の更改に係る納付金) 第140条 第138条の規定は、第135条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。 2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第138条第2項本文の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定助成業務資金の残額及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。 (価格差補給交付金等を交付する場合) 第141条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第130条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により出荷した当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。 2 機構は、旬別Ⅱに当該旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にイ</p>	<p>の納付は、登録出荷団体等が当該価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年、当該交付予約数量の増加をしようとする年又は当該交付に関する契約の更改をしようとする年の対象出荷期間の開始の日後最初に到来する3月31日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）までに一括してしなければならない。 2 推進通知別記3の契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定事業運用通知」という。）の第7の2に基づく債務負担行為が導入されている場合には、納付金のうち当該債務負担行為の対象となった額の全部又は一部の納付については、前項の規定にかかわらず、当該債務負担行為の歳出化が必要なときに機構が別に通知する額を別に通知する日までに納付するものとする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>ンターネットを通じて公表するものとする。 (価格差補給交付金等の金額) 第142条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、当該登録出荷団体が生産者の委託を受け、又は当該登録生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に個別契約に基づき出荷した当該対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この条において「旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。 2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に細則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(価格差補給交付金等の交付の対象としない数量) 第60条の2 業務方法書第142条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。 (1) 登録出荷団体については、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。 イ 登録出荷団体から業務方法書第133条第1項の負担金相当額の全部又は一部を登録出荷団体構成員に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量 ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量（イの数量と重複するものを除く。） (2) 登録生産者にあつては、次のイ又はロの数量とする。 イ 業務方法書第134条の2の特定登録生産者にあつては、その一部の構成員が事業を利用しない期間がある場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量 ロ 当該特定登録生産者以外の登録生産者にあつては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量 2 前項第2号ロの申告は、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により行うものとする。 (価格差補給交付金等の補填の割合) 第61条 業務方法書第142条第2項の割合は、10分の9とする。 (価格差補給交付金等の交付申請期限)</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>3 業務区分ごと、登録出荷団体等ごとの旬別交付対象出荷数量の合計（以下この項において「交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量（第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第134条の2第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第148条において同じ。）を上回る場合における第1項の価格差補給交付金等単価に乘ずる数量は、同項の規定にかかわらず、旬別交付対象出荷数量を交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量とする。 （価格差補給交付金等の交付申請） 第143条 登録出荷団体等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。 2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。 （価格差補給交付金等の一部交付等） 第144条 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。 （1）登録出荷団体等が故意又は過失により第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項若しくは第135条第1項の申込み又は前条第1項の交付申請に係る書類に不実の記載をしたとき。 （2）登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。 （3）登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。 （4）登録出荷団体等がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>第62条 業務方法書第143条第1項の規定による申請は、別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号により、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内にしなければならない。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>（加算金） 第63条 業務方法書第145条の機構が徴する加算金は、登録出荷団体等がその請求に係る価格差補給交付金等を受領した日から納付の日までの日に数に及び、その返還を請求された当該価格差補給交付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算したものとす。</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>（5）第1号又は第3号に該当する場合のほか、第149条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。 （加算金） 第145条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより加算金を徴するものとす。 （価格差補給金の交付） 第146条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第142条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。 （価格差補給金の交付の報告） 第147条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。 （価格差補給交付金等の削減） 第148条 機構は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとす。 （報告の徴収、調査の実施等） 第149条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p>
<p>められる場合には、第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項又は第135条第1項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。</p> <p>2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると同断した場合には、第144条第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第90条第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。</p> <p>(負担金等の返戻)</p> <p>第150条 機構は、負担金（細則で定めるものを除く。）が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額（複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計）を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。</p> <p>(1) 業務方法書の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額</p> <p>イ 第130条第1項の規定による申込み（第135条第2項において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合（細則で定めるものに限る。）を乗じて得た額を控除した金額。次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額</p> <p>ロ 第130条第1項の規定による申込み（第135条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>場合とは、第40条に規定する場合とする。</p> <p>第66条 業務方法書第150条第1号イの細則で定める割合は、第52条を準用する。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p>
<p>分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額</p> <p>(2) 契約指定特別業務資金に積み立てられた金額に相当する金額（当該登録出荷団体等に係るものに限る、細則で定めるものを除く。）があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額</p> <p>(3) 第90条第1項若しくは第2項又は第91条第2項の規定により登録出荷団体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第133条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額（第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額を控除した金額。以下この号及び次号において同じ。）があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額</p> <p>(4) 第134条の3第2項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額</p> <p>(端数処理)</p> <p>第151条 第133条第2項の規定による負担金の額の計算、第138条第3項の規定による納付金の額の計算、第142条の規定による価格差補給交付金等の額の計算又は第148条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果において生じた金額の端数等の処理については、細則で定める。</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(端数処理)</p> <p>第67条 業務方法書第151条の細則で定める端数等の処理は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 業務方法書第133条第2項の負担金の額を計算する場合は、同項に規定する交付予約数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を2,000で除して得た額が整数値でない場合は、750円を加える。</p> <p>(2) 第83条第2項の規定により、業務方法書第133条第2項の登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の4」として計算する場合は、同項に規定する交付予約数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）について、付録第5の算式により算出</p>



<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第3款 出荷調整補給交付金等の交付 (用語の定義) 第152条 この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 対象出荷期間 登録出荷団体(以下この条において「出荷調整補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。 (2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。 (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の日別の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。)をいう。 (4) 発動基準価額 対象野菜の平均取引価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。 (5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、細則で定める額をいう。</p>
--	---

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>される値(次の表において「算出値」という。)が次の表の左欄に掲げる値ごとに、それぞれ右欄に掲げる金額を加える。また、第83条第2項のただし書により登録認定農業者等が負担すべき割合を「10分の5」として計算する場合は、交付予約数量を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を2,000で除して得た額が整数値でない場合は500円を加える。</p> <table border="1" data-bbox="353 290 721 756"> <thead> <tr> <th>算出値</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 業務方法書第138条第2項の納付金の額を計算する場合は、同項各号に規定する交付予約数量と資金造成単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として第59条又は第83条第2項の割合を乗じて得た額に、500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを500円とする。 (4) 業務方法書第142条の価格差補給交付金等の額又は業務方法書第148条の資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、又はその額が1,000円未満であるときは、これを切り捨て、</p>	算出値	金額	0	0円	6	100円	2	200円	8	300円	4	400円	5	500円	1	600円	7	700円	3	800円	9	900円
算出値	金額																						
0	0円																						
6	100円																						
2	200円																						
8	300円																						
4	400円																						
5	500円																						
1	600円																						
7	700円																						
3	800円																						
9	900円																						

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第2節 出荷調整補給交付金等の交付 (対象出荷期間) 第68条 業務方法書第152条第1号の対象出荷期間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第69条 業務方法書第152条第2号の業務対象年間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均取引価額) 第70条 業務方法書第152条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるところとする。 (発動基準価額) 第71条 業務方法書第152条第4号の発動基準価額は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げる額とする。 (資金造成単価) 第72条 業務方法書第152条第5号の資金造成単価は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。ただし、個別契約において固定された価額が設定されて</p>
--	---

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>てる。 第2節 出荷調整補給交付金等の交付 (対象出荷期間) 第68条 業務方法書第152条第1号の対象出荷期間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。 (業務対象年間) 第69条 業務方法書第152条第2号の業務対象年間は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。 (平均取引価額) 第70条 業務方法書第152条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるところとする。 (発動基準価額) 第71条 業務方法書第152条第4号の発動基準価額は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げる額とする。 (資金造成単価) 第72条 業務方法書第152条第5号の資金造成単価は、別表10の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の資金造成単価の欄に掲げる額とする。ただし、個別契約において固定された価額が設定されて</p>
--	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(出荷調整補給交付金等の交付) 第153条 機構は、個別契約を登録出荷団体等が履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量(次条及び第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに基づいて機構に提出された計画に記載されたものをいう。)(以下「旬別契約等数量」という。)を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象野菜の廃棄等(細則で定めるものに限る。)による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第154条 出荷調整補給交付金等の交付については、第130条から第140条まで及び第144条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは、「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは、「出荷調整補給交付金等の交付に関する事務」と、第144条第4号及び第146条及び第147条中「価格差補給金」とあるのは、「出荷調整補給金」と、第146条</p>	<p>おり、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額(この条において「契約価額」という。)が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、業務区分ごとに当該契約価額に10分の7を乗じて得た額(1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額)とする。 (出荷調整の態様) 第73条 業務方法書第153条の細則で定める対象野菜の廃棄等は、登録出荷団体等が、対象野菜のほ場又は集出荷場において当該対象野菜を廃棄すること又は家畜の飼料として当該対象野菜を供給することをいう。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第74条 業務方法書第152条第1号の出荷調整補給交付金等の交付については、第50条、第51条から第60条まで及び第62条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表10」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第157条第1項」と、同条中「別記様式第21-1号又は別記様式第21-4号」とあるのは「別記様式第20-2号、別記様式第20-4号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。 第75条 業務方法書第154条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、10分の3とする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>中「第142条第1項の委託に係る」とあるのは「当該登録出荷団体に出荷の委託をした」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第155条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第156条の規定による出荷調整補給交付金等」と読み替えるものとする。 (出荷調整補給交付金等を交付する場合) 第155条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する第130条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により対象野菜を出荷した場合であって、当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合(この条において「発動要件」という。))に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該登録出荷団体等に対して行うものとす。 2 登録出荷団体等は前項の出荷調整を行う前に、発動要件を満たす日から5日以内に、機構に対し当該出荷調整の実施を細則で定めるところによりあらかじめ申出を行うものとする。 3 機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かをその翌日にインターネットを通じて公表するものとする。 (出荷調整補給交付金等の金額) 第156条 対象野菜についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに資金造成単価に、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量のうち個別契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量(以下この条において「実需者等向け出荷調整相当数量」という。))の平均取引価額が発動基準価額を下回った旬(以下この項において「発動旬」という。))の実需者等向け出荷調整相当数量の合計(以下この条において「合計出荷調整相当数量」という。))が第154条において準用する第</p>	<p>(出荷調整の申出) 第76条 業務方法書第155条第2項の申出し、別記様式第22号により行うものとする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 〔平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定〕</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 〔平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可〕</p>
<p>130 条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動句の実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量) を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 実需者等向け出荷調整相当数量は、句ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量 (以下「出荷調整実績数量」という。) を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。</p> $(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$ <p>Aは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量 Bは、当該句に個別契約の実需者等が出荷した対象野菜の数量 Cは、当該句の出荷調整実績数量 Dは、当該句の旬別契約等数量 Eは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量 (第154条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出された計画に記載されたものをいう。)</p> <p>3 旬別契約等数量が登録出荷団体を構成する団体 (以下「構成団体」という。) ごとにあらかじめ明らかになっている場合は、前項に規定する実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。</p> <p>(出荷調整補給交付金等の交付申請)</p> <p>第157条 登録出荷団体等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>	<p>第4款 数量確保費用交付金の交付 (用語の定義)</p> <p>第158条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象野菜 (登録認定農業者等) については指定野菜。以下この款において同じ。) と同一の種別小に属する指定野菜の出荷期間の区分として、当該指定野菜ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等及び登録認定農業者等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別小に属する指定野菜の旬別の加重平均販売価額 (消費税に相当する額を除く。) をいう。</p> <p>(4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜ごとに細則で定める額をいう。</p> <p>(5) 契約価額 登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに指定野菜ごとに個別契約に定める句を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。</p> <p>(6) 購入限度価額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の購入価額 (消費税相当額を除く。第162条第1項第2号において同じ。) がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額とし</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 〔平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定〕</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 〔平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可〕</p>
<p>第3節 数量確保費用交付金の交付 (対象出荷期間)</p> <p>第77条 業務方法書第158条第1号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げる出荷期間とする。</p> <p>(業務対象年間)</p> <p>第78条 業務方法書第158条第2号の細則で定める期間は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げる期間とする。</p> <p>(平均取引価額)</p> <p>第79条 業務方法書第158条第3号の細則で定める卸売市場は、第45条第1項に定めるところとする。</p> <p>(指標価額)</p> <p>第80条 業務方法書第158条第4号の指標価額は、別表11の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額とする。</p> <p>第81条 業務方法書第158条第6号の細則で定める割合は、2分の3とする。ただし、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、その選択により、そ</p>	<p>第4款 数量確保費用交付金の交付 (用語の定義)</p> <p>第158条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象野菜 (登録認定農業者等) については指定野菜。以下この款において同じ。) と同一の種別小に属する指定野菜の出荷期間の区分として、当該指定野菜ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等及び登録認定農業者等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。</p> <p>(3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別小に属する指定野菜の旬別の加重平均販売価額 (消費税に相当する額を除く。) をいう。</p> <p>(4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜ごとに細則で定める額をいう。</p> <p>(5) 契約価額 登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに指定野菜ごとに個別契約に定める句を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。</p> <p>(6) 購入限度価額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の購入価額 (消費税相当額を除く。第162条第1項第2号において同じ。) がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額とし</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象野菜と同一の種別に属する指定野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに購入限度価額と旬別の契約価額を加重平均したものの差額に細則で定める割合を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）をいう。</p>	<p>それぞれ2分の4、2分の6、2分の8を購入限度価額の割合として、交付予約の申込みができるものとする。 (資金造成単価) 第82条 業務方法書第158条第7号の細則で定める割合は、10分の9（業務方法書第162条第1項第1号の仕向変更のみを行い、同条同項第2号の他の者からの購入を行わない場合においては、10分の7）とする。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第83条 登録出荷団体等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。 2 登録認定農業者等に対する業務方法書第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の交付については、第50条、第51条から第60条まで、第62条、第63条及び第65条から第67条までの規定を準用する。この場合において、第50条第1項中「別表9」とあるのは「別表11」と、同条同項中「別記様式第17-1-1号」とあるのは「別記様式第17-1-2号」と、第52条中「4分の1」とあるのは「10分の4」とする。ただし、契約事業実施要領第8の2の(2)により農産局長が別に定める場合に限り、10分の0とすることができる。」と、第62条中「業務方法書第143条第1項」とあるのは「業務方法書第163条第1項」と、同条中「別記様式第20-1号又は別記様式第20-4号」とあるのは「別記様式第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>(数量確保費用交付金の交付) 第159条 機構は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第160条 登録出荷団体等に対する数量確保費用交付金の交付については、第130条から第140条まで、第144条（第4号を除く。）、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第161条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。</p>	<p>第20-3号又は別記様式第20-5号」と読み替えるものとする。  (交付予約数量の上限の割合) 第84条 業務方法書第160条において準用する業務方法書第130条第2項の読み替えた後の細則で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>第159条 機構は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。 (価格差補給交付金等に係る規定の準用) 第160条 登録出荷団体等に対する数量確保費用交付金の交付については、第130条から第140条まで、第144条（第4号を除く。）、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第161条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。 2 登録認定農業者等に対する数量確保費用交付金については、第130条（第3項を除く。）から第140条まで、第144条（第4号を除く。）、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、同条第4項中「第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜」とあるのは「第91条の2第2項の登録簿に記載された産地で生産された野菜」と、同条第5項中「当該対象野菜が生産される区域を管轄する」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項」とあるのは「第141条第1項」とあるの</p>	

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>は「第161条第1項」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>(数量確保費用交付金を交付する場合)</p> <p>第161条 数量確保費用交付金の交付は、第123条第1項第2号及び第2項の規定する対象野菜と同一の種別小に属する指定野菜を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該契約により出荷した当該指定野菜を対象として当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して行うものとする。</p> <p>2 数量確保費用交付金は、前項の規定にかかわらず細則で定める特別の事由に該当するときは、細則で定める指定野菜を対象として交付することができる。</p> <p>3 機構は、旬別に当該旬が第1項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>2 数量確保費用交付金は、前項の規定にかかわらず細則で定める特別の事由に該当するときは、細則で定める指定野菜を対象として交付することができる。</p> <p>3 機構は、旬別に当該旬が第1項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。</p>	<p>(数量確保費用交付金を交付する場合の特例)</p> <p>第85条 業務方法書第161条第2項の細則で定める特別の事由は、次の各号に該当する場合とする。</p> <p>(1) 契約指定事業運用通知の第5の7に規定する、特定の地域での激甚災害(激甚災害法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)又は病害虫の著しい発生により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合であって、第45条第1項の表の左欄に掲げる対象地域ごとに算定されるそれぞれ右欄に掲げる第79条に規定する卸売市場の当該指定野菜の旬別の加重平均販売価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該指定野菜ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合。</p> <p>(2) 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合</p> <p>2 業務方法書第161条第2項の細則で定める指定野菜とは、前項の特別の事由に該当する旬に出荷されたものとする。</p> <p>3 第1項第1号の場合にあつては、登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、契約指定事業運用通知に規定する激甚災害又は病害虫の著しい発生により対象野菜の生育に重大な影響が生じたものとして当該対象地域をそ</p>

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>4 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一句(細則で定める対象野菜にあつては、細則で定める期間)以内に、第1項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を機構に通知するものとする。</p> <p>(数量確保費用交付金の金額)</p> <p>第162条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと並びに登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、旬別契約等数量の対象野菜を供給することを計画していた数量(第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たつて機構に提出されたものをいう。)の当該対象野菜を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき(次号において「仕向先変更」という。)は、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額(平均取引価額が購入限度価額を超える場合にあつては、購入限度価額)と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に、旬別の当該不足分の充当見込相当数量として次の算式により算出した数量(ただし、前条第1項又は第2項の規定に該当する旬(以下この項において「発動旬」という。)の充当見込相当数量の合計(以下この項において「合計充当見込相当数量」という。))</p>	<p>の区域内に含む都道府県知事により認定された日が対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月を超えていない場合は、第83条において準用する第62条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日以降遅滞なく別記様式第23号を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。</p> <p>4 第1項第2号の場合にあつては、数量確保費用交付金を受けようとするときは、第83条において準用する第62条の規定により、局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付して業務方法書第163条第1項の申請をするものとする。</p> <p>第85条の2 業務方法書第161条第4項の細則で定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びびばいしよとする。</p> <p>2 業務方法書第161条第4項の細則で定める期間は1月とする。</p> <p>(交付金単価を算定する際に乗ずる割合)</p> <p>第86条 業務方法書第162条第1項第1号の細則で定める割合は、10分の7とする。</p>

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p> <p>が第160条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動向の充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量) を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>A - (A+B) × C ÷ (C+D)</p> <p>Aは、当該句に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量 Bは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量Cは、当該句の旬別契約等数量</p> <p>Dは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量(第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出されたものをいう。)</p> <p>(2) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、個別契約によらないで卸売市場に対象野菜を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜(国産に限る。)を当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額(購入価額が購入限度価額を超える場合)にあっては、購入限度価額)と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量(ただし、充当数量の合計(以下この号において「合計充当数量」という。))が第160条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量から前号の交付金単価に乘ずる数量を控除して得た数量を上回る場合は、発動向の充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該控除して得た数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかとされている場合は、前項第1号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。</p>
---	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書 【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指合15生産第4153号 制定認可]</p> <p>(数量確保費用交付金の交付申請)</p> <p>第163条 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。</p> <p>2 前項の交付申請には、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第1項第2号に規定するところにより登録出荷団体等及び登録認定農業者等が当該指定野菜を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(資金造成の特例)</p> <p>第163条の2 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等の申請により、一の業務区分(以下「資金造成業務区分」という。)に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第154条において準用する第133条第2項本文又は第160条において準用する第133条第2項本文(第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。)に規定する合計額の多い方の業務区分とする。</p> <p>3 資金造成業務区分に係る負担金及び納付金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。</p> <p>第4節 野菜価格安定法人に対する補助 (業務)</p> <p>第164条 機構は、野菜価格安定法人が次の各号に掲げる事業に要する経費の全部又は一部につき補助する。</p> <p>(1) 特定野菜等(野菜法施行規則第8条に規定する特定野菜等をいう。以下同じ。)</p>
---	---

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>であって、当該野菜価格安定法人の事務所所在地の属する都道府県の区域内にある当該特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産されるもの（以下「対象特定野菜等」という。）の価格の著しい低落があった場合において行う、次に定める事業</p> <p>イ その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この条において「委託生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金（特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約（以下「取引契約」という。）に基づいて出荷する対象特定野菜等（細則で定める対象市場群を理由して出荷されるものを除く。）を対象として交付されるものを除く。ロにおいて同じ。）を交付するための補給金を交付する事業</p> <p>ロ その低落が対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者（細則で定めるものをいう。以下「相当規模生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その相当規模生産者に対して補給金を交付する事業</p> <p>(2) 取引契約に基づいて出荷する特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し委託生産者及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金を交付するための補給金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付する事業</p> <p>(3) 取引契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する事業</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(対象市場群)</p> <p>第87条 業務方法書第164条第1号イの細則で定める対象市場群とは、交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等実施要領」という。）第3の2の(3)に規定するものをいう。</p> <p>(相当規模生産者)</p> <p>第88条 業務方法書第164条第1号ロの相当規模生産者は、特定野菜等実施要領第3の3の(4)に規定する者とする。</p>
--	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p> <p>付金を交付する事業</p> <p>(実施計画の認定)</p> <p>第165条 野菜価格安定法人は、前条の補助を受けようとするときは、あらかじめ、細則で定めるところにより、それぞれ補給交付金、補給金若しくは交付金（以下「補給交付金等」という。）を交付する事業に関する実施計画を機構に提出してその認定を受けなければならない。これらを変更するときも同様とする。</p> <p>(補助対象補給交付金等)</p> <p>第166条 機構が前条の規定により認定した場合における当該認定に係る補助の対象とする補給交付金等は、細則で定める野菜価格安定法人が共同出荷組織等に対して交付する補給交付金等とする。</p> <p>(補助の金額)</p>	<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(実施計画)</p> <p>第89条 野菜価格安定法人は、業務方法書第165条の規定により実施計画につき認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務区分ごとにそれぞれ各号に掲げる様式により実施計画書を作成するものとする。</p> <p>(1) 特定野菜等実施要領に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象となる特定野菜等にあつては、特定野菜等実施要領第3の3の(5)のイに規定する業務区分 別記様式第24号</p> <p>(2) 交付等要綱別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定野菜等実施要領」という。）に規定する契約特定野菜等安定供給促進事業の対象となる契約特定野菜等にあつては契約特定野菜等実施要領第4の3の(2)に規定する業務区分 別記様式第25号</p> <p>2 野菜価格安定法人は、前項の実施計画について、当該業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は特定野菜等実施要領第3の3の(2)の価格差補給交付金等の交付に関する契約若しくは契約特定野菜等実施要領第4の2の補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出するものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。この場合において、前項中「当該業務対象年間の」とあるのは「当該実施計画の変更後」と読み替えるものとする。</p> <p>(補助対象補給交付金等)</p> <p>第90条 業務方法書第166条の細則で定める補給交付金等とは、特定野菜等実施要領第3の3の(7)のウ又は契約特定野菜等実施要領第4の7の(3)、第4の8の(3)若しくは第4の9の(6)に規定されるものとする。</p> <p>(補助の金額)</p>
--	--

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第167条 機構が野菜価格安定法人に対して交付する第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の額は、細則で定める計算手法により算出された額とする。</p> <p>(特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱等)</p> <p>第168条 機構は、第164条に規定する補助を行うに当たっては、あらかじめ、補助に必要な事項を定めた、同条第1号に規定する事業については特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱を、同条第2号及び第3号に規定する事業については契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱を定め、農林水産大臣に届け出るものとする。これらを変更したときも同様とする。</p> <p>(交付決定の取消)</p> <p>第169条 機構は、補助金適正(化)法第17条第1項及び第2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。</p> <p>(1) 野菜価格安定法人が故意又は過失によって実施計画又は交付申請書類に不実の記載をしたとき。</p> <p>(2) 野菜価格安定法人又は共同出荷組織等が仕切書等の改ざんを行い、又は行われたとき。</p> <p>(3) 野菜価格安定法人がその交付を受けた第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金を、補給交付金等の一部として共同出荷組織等に交付しなかったとき。</p> <p>(4) 野菜価格安定法人から補給交付金の交付を受けた共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について補給金の交付を怠ったとき。</p> <p>(5) 第1号又は第2号に該当する場合のほか、第171条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が当該補助に係る補給交付金を不正に受給していると機構が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同条に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>第91条 業務方法書第167条の細則で定める計算手法は、特定野菜等実施要領第4の2の(3)又は契約特定野菜等実施要領の第5の2の(3)に規定されるものとする。</p>	

<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>第170条 野菜価格安定法人は、機構からの第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の交付を受けたときは、速やかに、当該対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷に関し生産者から直接又は間接の委託を受けた共同出荷組織に対し補給交付金又は交付金を、相当規模生産者に対し補給金又は交付金を交付しなければならぬ。</p> <p>2 野菜価格安定法人は、共同出荷組織に対し補給交付金を交付するに当たって、当該共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について、速やかに、その金額に相当する金額をその委託に係る生産者に対して(生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の数量を基礎として補給金を交付すべき旨の条件を付さなければならぬ。</p> <p>(報告の徴収、調査の実施等)</p> <p>第171条 機構は、補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、野菜価格安定法人に対し、又は野菜価格安定法人を通じて共同出荷組織等に対し、それらの業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができ</p> <p>る。</p> <p>第5節 野菜農業の振興に資するための事業に対する補助等 (野菜農業振興事業に対する補助)</p> <p>第172条 機構は、機構法第10条第4号の規定に基づき、機構法施行規則第2条に規定する事業(以下「野菜農業振興事業」という。)を行う者に対し、当該事業に要する経費につき補助するものとする。</p> <p>2 機構は、野菜農業振興事業に対する補助を行うに当たっては、あらかじめ、当該事業の実施基準その他当該事業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、農林水産大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。</p>
<p>独立行政法人 農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p> <p>(報告の徴収、調査の実施等)</p> <p>第92条 業務方法書第171条の報告の徴収、調査の実施等を求める場合は、補給交付金等を交付する事業に関する交付申請書類が事実に基づき適切に記載されているか、又は補給交付金等の交付に関する申込み又は交付の申請が事実に基づき適切になされているか、若しくは補給交付金が確実に委託生産者(業務方法書第164条第1号イに規定するものをいう。)に交付されているか等を確認する必要があると認められる場合とする。</p>	



<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>3 理事長は、野菜農業振興事業に対する補助を行った場合には、当該事業ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を添えて農林水産大臣に報告するものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付の対象となった野菜農業振興事業（以下「野菜農業補助事業」という。）を行った者（以下「野菜農業補助事業者」という。）の名称及び住所</p> <p>(2) 野菜農業補助事業の目的及び内容</p> <p>(3) 野菜農業補助事業に要した経費の配分及び使用方法</p> <p>(4) 交付した補助金の額及びその算出基礎</p> <p>(5) 野菜農業補助事業に要した経費のうち補助金によって賚られた部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法</p> <p>(6) 野菜農業補助事業の効果</p> <p>(7) 野菜農業補助事業に関して生じた収入金に関する事項</p> <p>(8) 野菜農業補助事業者の営む主な事業</p> <p>(9) 野菜農業補助事業者の資産及び負債に関する事項</p> <p>4 前項の書面は、理事長の定めるところによりその一部を省略することができる。</p> <p>2 政府以外の者から拠出された資金については、第174条に規定する野菜生産出荷安定資金管理規程の定めるところにより、野菜生産出荷安定資金に属する他の資金と区別して管理し、前項の業務に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。</p> <p>3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の業務について準用する。</p> <p>(補助金の交付の条件等)</p> <p>第173条 理事長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。</p>	

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>
<p>2 補助金の交付の対象となる野菜農業補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>イ 野菜農業補助事業に要する経費の配分の変更（理事長が別記に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合</p> <p>ロ 野菜農業補助事業の内容の変更（理事長が別記に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合</p> <p>ハ 野菜農業補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合</p> <p>(2) 野菜農業補助事業者は、野菜農業補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は野菜農業補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。</p> <p>2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。</p> <p>(1) 補助金適正化法第10条第1項及び第17条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合</p> <p>(2) 補助金適正化法第12条又は第14条の報告を受けた場合</p> <p>(3) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を發した場合</p> <p>第6節 補則</p> <p>(野菜生産出荷安定資金管理規程)</p> <p>第174条 機構は、第2節から第5節までの業務に関する資金の管理に当たっては、あらかじめ、その運営に関する事項を定めた野菜生産出荷安定資金管理規程を定めるものとする。</p> <p>第9章～第14章 [略]</p> <p>第15章 畜産物、野菜、砂糖及びその原料(作物並びにでん粉及びその原料作物)の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供</p>	

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】  
 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]  
 (情報の収集、整理及び提供)  
 第245条 機構は、畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにこでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。  
 第16章～第20章【略】  
 第21章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項  
 (細則)  
 第263条 機構は、この業務方法書に定めるもの並びにこの業務方法書に基づく実施要綱、委託要綱及び売買要領のほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。  
 2 機構は、前項の規定により細則を定めるときは、農林水産大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則  
 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]  
 第5章 電子情報処理組織による申請等  
 (電子情報処理組織による申請等)  
 第93条 出荷団体等、登録出荷団体等及び野菜価格安定法人等(以下この条において「申請者」という。)は、第1章の出荷団体及び生産者の登録、第2章の指定野菜生産者補給交付金等の交付等、第3章の契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等及び第4章の野菜価格安定法人に対する補助に係る手続については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下この条において「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスが使用できる手続に限る他、共通申請サービスを使用する方法により手続を行う場合においては、各規定に基づき添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。  
 2 前項の規定により共通申請サービスを使用する方法により手続を行う場合は、当該各規定の様式に定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】  
 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]  
 第263条 機構は、この業務方法書に定めるもの並びにこの業務方法書に基づく実施要綱、委託要綱及び売買要領のほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。  
 2 機構は、前項の規定により細則を定めるときは、農林水産大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則  
 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]  
 3 機構は、第1項の規定により手続が行われた申請者に対する通知、承認等については、申請者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。  
 4 第1項の規定により共通申請サービスを使用する方法により手続を行う場合は、共通申請サービスのサービスマンが別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。  
 付録第1 (第18条第2項、第19条第2項、第26条第2項及び第27条第2項関係)  

種別	割合
春キャベツ	5/10
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ	7/10
秋冬はくさい	9/10

 付録第2 (第18条第4項、第19条第4項、第26条第4項及び第27条第4項関係)  

種別	割合
夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	5/10
冬春トマト	6/10
冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	7/10
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、はげいしよ	8/10
冬春ピーマン、夏秋レタス	9/10
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10/10

 付録第3 (第42条第1号イ関係)  
 A－B×20  
 Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除したものと  
 Bは、Aを20で除して得た額の整数の部分の値

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	
--	--

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>付録第4（第42条第1号口関係） A－B×5 Aは、負担軽減後資金造成計画額を1,000で除した もの Bは、Aを5で除して得た額の整数の部分の値</p> <p>付録第5（第67条第2号関係） A－B×10 Aは、資金造成計画額を1,000で除した もの Bは、Aを10で除して得た額の整数の部分の値</p> <p>附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号） [略]</p> <p>附 則（令和6年4月1日付け6農畜機第193号） 1 この実施細則の変更は、令和6年4月1日から施行し、対象出荷期間が令和6年3月16日以降開始される対象野菜から適用する。 2 次の各号に掲げる者については、この実施細則の変更前の当該各号に規定する規定は、なおその効力を有する。 (1) 第15条第1項及び第50条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月30日以前の業務区分に交付予約の申込みを行う登録生産者別記様式第8号、別記様式第17-1-1号及び別記様式第17-1-2号 (2) 第15条第1項及び第50条第1項に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月30日以前の業務区分に交付予約の申込みを行う登録出荷団体等別記様式第8号及び別表9から別表11までにおける資金造成単価、保証基準額、最低基準額、資材高騰加算額、発動基準価額及び指標価額 3 令和6年度にあっては、この実施細則の変更後の別記様式第8号、別記様式第17-1-1号及び別記様式第17-1-2号の規定にかかわらず、これら別記</p>
--	--

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書【抜粋】 [平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号 制定認可]</p>	
--	--

<p>独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則 [平成15年10月1日付け15農畜機第7号 制定]</p>	<p>様式に規定する環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートへの提出は、一の登録生産者が交付予約の申込みを行う対象野菜に係る業務区分のうち2月20日から12月20日までを申込期限とするもの全体について一括して行うものとする。 4 この実施細則の変更の施行の日において第15条第1項本文及び第50条第1項本文（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係る申込期限は、別表1から別表6まで及び別表9から別表11までの規定にかかわらず令和6年4月10日とする。 5 前項の場合において、指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和6年5月10日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とし、契約指定野菜生産者補給交付金等の申込みに係る負担金の納入期限は、第53条第1項（第74条及び第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和6年5月10日又は当該指定野菜生産者補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間内の個別契約における供給期間の開始の日の前日のいずれか遅い日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等以外の日）とする。</p>
--	---

## 野菜価格安定対策費補助金交付等要綱

令和4年4月1日付け3農産第3943号  
一部改正 令和5年4月1日付け4農産第4215号  
農林水産事務次官依命通知

(趣旨及び目的)

第1 本事業において、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、野菜の需給の調整及び価格の安定を図るための第4各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）に野菜価格安定対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(通則)

第2 補助金の交付に関しては、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3 本事業における用語については、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、法第2条で定義され、施行令第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び施行規則第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「特認野菜」とは、別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (5) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。

(事業の内容及び実施)

第4 本事業において実施する事業については、次の各事業とし、その具体的な内容及び実施については、別記1から別記5までに基づき実施するものとする。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業
- (2) 指定野菜価格安定対策事業
- (3) 契約指定野菜安定供給事業
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業

(交付の対象及び補助率)

第5 大臣は、農畜産業振興機構が第4各号に掲げる事業に要する経費に対して行う基金（適

正化法施行令第4条第2項の基金をいう。以下同じ。）を造成する事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費について、予算の範囲内において、農畜産業振興機構に補助金を交付するものとする。

2 これに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 農畜産業振興機構は、前項の申請書を大臣に提出しなければならない。
- 3 農畜産業振興機構は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 大臣は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、農畜産業振興機構に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(契約等)

第9 農畜産業振興機構は、本事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 農畜産業振興機構は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農畜産業振興機構が別に定める様式による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 農畜産業振興機構は民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、前2項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(計画変更の承認)

第10 農畜産業振興機構は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の変更承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第11 規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 農畜産業振興機構は、規則第3条第2号の規定に基づき大臣の指示を求める場合には、別記様式第3号による遅延届出書を大臣に提出しなければならない。

(概算払等の請求)

第13 農畜産業振興機構は、別表の1及び2の経費の支払を受けようとするときは、農産局長が別に定める支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第14 規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、農畜産業振興機構は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 農畜産業振興機構は、第6条第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合であつて、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 農畜産業振興機構は、第6条第3項ただし書の規定により交付の申請をした場合であつて、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15 大臣は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農畜産業振興機構に通知するものとする。

(財産の管理)

第16 基金の運営は、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な方法で行う。

(補助金の経理)

第17 農畜産業振興機構は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

2 前項及び第23条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

第18 大臣が、補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、農産局長が特に必要と認められたものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19 農畜産業振興機構は、第6条第2項の規定による交付の申請、第10条の規定による計画変

更の申請、第12条の規定による事業遅延の届出、第13条の規定による支払請求、第14条第1項の規定による実績報告、第14条第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第21条の規定による年度実施状況報告並びに別記第1条第3の1の規定による実施計画の協議、第3の2の規定による実施計画の変更の協議、第6の2の規定による造成計画の協議及び第6の6の規定による使用実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 農畜産業振興機構は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた農畜産業振興機構に対する通知、承認、指示及び命令については、農畜産業振興機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 農畜産業振興機構が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(基本的事項の公表)

第20 農畜産業振興機構は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了することとなった場合はその時期、基金事業等の目標、公募を行う場合にあっては給付対象となる事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金が造成されている間公表していなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第21 農畜産業振興機構は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(年度末残高及び国費相当額)、基金事業等(適正化法施行令第4条第2項の基金事業等をいう。以下同じ。)に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等基準」という。))中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか(別途指示がある場合はこれによること)に別記様式第6号により大臣に報告しなければならない。

(基金の返納等)

第22 農畜産業振興機構は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

2 国は、農畜産業振興機構が、本事業に基づく事業を行わなくなった場合、当該事業に係る助成額が確定した場合等において、本事業により造成した資金又は当該資金の運用から生じた果実に使用される見込みのない残額があるときは、大臣が別に定めるところにより、当該残額のうち国の補助に係るものを返還するよう命ずることができるものとする。

(区分経理等)

第23 第17条の規定にかかわらず、農畜産業振興機構は、基金事業等の経理について、基金事業等以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金

事業等の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- 2 農畜産業振興機構は民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、前項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(流用の禁止)

- 第24 基金は、第4第1項から第5項までの規定による事業以外の用途に使用してはならない。

(指導等)

- 第25 大臣は、基金等基準の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(関係法令の遵守)

- 第26 この事業の実施に当たって、別記2第2に規定する委託生産者及び登録生産者並びに別記1第2の1の(1)の共同出荷組織に出荷の委託をした生産者及び相当規模生産者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)その他の野菜生産に係る法令を順守すること。

(委任)

- 第27 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則(令和4年4月1日付け3農産第3943号)

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、以下の交付要綱及び実施要領は廃止する。
  - ア 野菜価格安定対策費補助金交付要綱(昭和47年8月10日付け47蚕園第2523号農林事務次官依命通知)
  - イ 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領(昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知)
  - ウ 指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)
  - エ 契約指定野菜安定供給事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)
  - オ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知)
  - カ 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領(平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知)
- 3 前項による廃止前の交付要綱及び実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 本事業に関連する文書のうち、第2項による廃止前の交付要綱及び実施要領の規定を引用している箇所については、この通知による制定後の野菜価格安定対策費補助金交付等要綱の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則(令和5年4月1日付け農産第4215号)

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表(第5、第11及び第13関係)

経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
		経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	
1 野菜需給均衡総合推進対策事業 緊急需給調整事業費 ア 生産出荷団体緊急需給調整事業費 別記1第2の1の(1)に基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整費用交付金の交付に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費 イ 緊急需給調整推進事業費 (ア) 別記1第2の1の(2)のイに基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整推進費の補助に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費 (イ) 別記1第2の1の(2)のイに基づき、農畜産業振興機構が行う緊急需給調整推進費の補助に要する経費の財源とするための資金の造成に要する経費 ウ 野菜需給均衡対策事業費 別記1第2の1の(3)に基づき、緊急的な措置として行われる事業に係る補助に要する経費	定 額	資金造成計画の変更 資金造成計画の変更 資金造成計画の変更	
2 野菜生産出荷安定資金造成事業  (1) 指定野菜価格安定対策事業費 ア 野菜生産出荷安定資金造成費 法第10条第1項の規定に基づき農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金又は生産者補助金の交付に充てるた	農畜産業振興機構が当該都道府県に所在する	経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の増減  経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における	資金造成計画の変更

めの財源として次の(ア)又は(イ)の場合に指定共通業務資金の造成に要する経費

(ア) 普通造成の場合

都道府県が、当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者）にあっては、登録出荷団体の長又は登録生産者が当該都道府県の区域ごとに生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下同じ。）又は指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の一般社団法人等（以下「指定資金円滑化事業実施法人」という。）に対し、農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を新たに造成する場合の当該都道府県に所在する登録出荷団体又は登録生産者に係る資金の1000分の200以内（重要野菜にあっては1000分の175以内。重要野菜にあっては特例申込み50、重要野菜以外の野菜にあっては特例申込み50又は特例申込み55（以下総称して「特例申込み50又は特例申込み55」という。）に係る加算額に相当する額にあっては1000分の250以内。ただし、産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限る。以下「加工・業務用推進タイプの産地強化計画」という。）を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあっては1000分の175以内、重要野菜以外の野菜にあっては1000分の200以内）に相当する額を補助する場合（当該額の一部の額を地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為（以下「債務負担行為」という。）として定め補助する場合を含む。）

登録出荷団体若しくは登録生産者又は指定資金円滑化事業実施法人から(ア)に係る負担金等を受けて指定野菜価格安定対策資金の造成を行う場合において、資金造成額（資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額をいう。）の1000分の600（重要野菜にあっては1000分の650。また、特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額にあっては1000分の500。ただし、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあっては1000

経費の増減

(イ) 特別造成の場合

都道府県が、当該都道府県に所在する登録出荷団体若しくは登録生産者又は指定資金円滑化事業実施法人に対し、農畜産業振興機構が当該都道府県に所在する登録出荷団体又は登録生産者に係る指定野菜価格安定対策資金について造成すべき資金の額から既に造成した資金の残存額を差し引いて得た額（以下「追加造成必要額」という。）を造成する場合に追加造成必要額の1000分の200以内（重要野菜にあっては1000分の175以内。また、特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額にあっては1000分の250以内。ただし、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定した場合の特例申込み50又は特例申込み55に係る加算額に相当する額は、重要野菜にあっては1000分の175以内、重要野菜以外の野菜にあっては1000分の200以内）に相当する額（当該資金の造成のため、指定特別業務資金から指定業務資金又は指定助成業務資金への繰入れを行う場合は、この額から当該繰入額を控除した額）を補助する場合（当該額の一部の額を債務負担行為として定め、補助する場合を含む。）等

イ 特別資金造成費

法第10条第1項の規定に基づき農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に充てる財源とするための指定特別資金の造成に要する経費

分の650。重要野菜以外の野菜にあっては1000分の600。）以内。その他の場合においては定額。

定額

(2) 契約指定野菜安定供給事業費  
 農畜産業振興機構が、指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ法第 10 条第 1 項に規定する対象野菜（以下「対象野菜」という。）の供給に係る契約を締結した登録出荷団体、登録生産者（同項に規定する登録を受けた生産者に限る。以下同じ。）又は登録認定農業者等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 10 項の規定による通知に係る認定総合化事業計画（同法第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画をいう。）に従って同法第 3 条第 6 項に規定する産地連携野菜供給契約（以下単に「産地連携野菜供給契約」という。）に基づく指定野菜の供給を行う認定農林漁業者等（同法第 6 条第 3 項に規定する認定農林漁業者等をいう。）をいう。以下同じ。）に対して行う、同項の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は法第 12 条の交付金の交付に充てるための契約指定共通業務資金及び契約指定特別資金の造成に要する経費

農畜産業振興機構が都道府県からの資金造成額の 4 分の 1 に相当する額（登録認定農業者等に交付を行うために造成する場合は、10 分の 1）の補助（当該資金造成のため、契約指定特別業務資金から契約指定業務資金又は契約指定助成業務資金への繰入れを行う場合及び当該額の 4 分の 1 以内の額を債務負担行為として定め、補助する場合は、この額を含む。）を受けた当該都道府県に所在する登録出荷団体、登録生産者、登録認定農業者等又は契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府

県の一般社団法人等から負担金等を受けて契約指定野菜安定供給資金の造成を行う場合又は農畜産業振興機構が登録認定農業者等に交付を行う場合であって都道府県からの補助（当該資金造成のため、契約指定特別業務資金への繰入れを行う場合及び当該額の 4 分の 1 以内の額を債務負担行為として定め、補助する場合は、この額を含む。）を受けていない当該登録認定農業者等から資金造成額の 10 分の 5 に相当する額の負担金を受けて契約野菜安定供給資金の造成を行う場合においては、資金造成額の 2 分の 1 以内。



別記1 野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領

第1 趣旨

最近における野菜の需給動向にかんがみ、需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組を助長することにより、野菜の需給均衡を総合的に推進するとともに、特に需給の安定を図る必要のある野菜について、価格変動に対処するための緊急需給調整を実施すること及び供給の確保を図ることにより、野菜全体にわたり需要に合った安定的な供給を確保し、もって価格の安定を図るものとする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 緊急需給調整事業

(1) 生産出荷団体緊急需給調整事業

ア 農畜産業振興機構の登録を受けた法第10条第1項に係る出荷団体又は生産者（以下「登録出荷団体等」という。）、別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織又は同実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者（同実施要領第3の2の(2)のイに規定する地区の共同出荷組織又は相当規模生産者に限る。以下「共同出荷組織等」という。）及びその他農産局長が必要と認める一定規模以上の出荷団体等（以下「特定出荷団体等」という。）が、重要野菜及び調整野菜についての供給計画を作成し、登録出荷団体等及び特定出荷団体等にあつては重要野菜又は調整野菜の卸売価格、共同出荷組織等にあつては重要野菜の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合には、相互に協議して、緊急需給調整（産地調整、加工用販売又は市場隔離を行うことをいう。以下同じ。）を実施する。

イ 農畜産業振興機構は、緊急需給調整費用交付金（緊急需給調整の実施に要する経費に充てるための補助金及び当該補助金に附帯して交付する登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等から拠出された資金を財源とした交付金をいう。以下同じ。）の交付及び当該資金の造成を行うものとする。

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が(1)により実施した緊急需給調整に係る推進及び確認を行い、農畜産業振興機構が緊急需給調整推進費の補助及び当該資金の造成を行う。

イ 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等（登録出荷団体等及び共同出荷組織等を構成員とする民間団体を含む。）が緊急需給調整を円滑に実施するため、以下の取組を実施し、農畜産業振興機構が緊急需給調整推進費の補助及びこれに要する資金の造成を行う。

(7) 都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置並びに野菜の供給過剰時における効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築等を行うための緊急需給調整連絡協議会の開催及び生産者に対する啓蒙活動

(4) 野菜の供給過剰時に行う消費促進活動

ウ 農畜産業振興機構は、野菜の需給情報の提供及び野菜の需給安定に向けた検討等を行うための野菜需給協議会を開催し、これに要する資金の造成を行う。

(3) その他農産局長が特に必要と認める場合には、緊急的な措置としての事業を行うことができるものとする。

<p>(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費 都道府県の一般社団法人等が行う特定野菜及び対象野菜以外の指定野菜（以下「特定野菜等」という。）に係る価格差補給事業について、法第14条の規定に基づき農畜産業振興機構が行う補助金の交付に充てる財源とするための資金の造成に要する経費</p>	<p>その他の場合においては定額。 定 額</p>	
<p>(4) 契約特定野菜等安定供給促進事業費 都道府県の一般社団法人等が、特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間において、あらかじめ対象特定野菜等の供給に係る契約を締結した共同出荷組織又は相当規模生産者に対して行う、補給交付金若しくは補給金又は交付金の交付事業について、法第14条の規定に基づき農畜産業振興機構が行う補助金の交付に充てる財源とするための資金の造成に要する経費</p>	<p>定 額</p>	

2 1に掲げる事業に附帯する事業

農畜産業振興機構は、緊急需給調整事業の効率的かつ円滑な実施を図るために、需給及び価格の予測情報等の入手及び提供、供給過剰時の消費拡大活動の推進等の必要な事務を行う。

5 農畜産業振興機構は、3又は4により造成した資金を財源とする経費と他の経費を区分して経理するものとする。

6 農畜産業振興機構は、年度末における造成資金の使用実績を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。

第3 事業の実施計画

- 1 農畜産業振興機構は、毎年度、当該年度の事業の実施計画を作成し、農産局長に協議するものとする。
- 2 農産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて協議するものとする。

第4 国の指導等

- 1 全国生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であって、全国の区域をその地区とするものをいう。以下同じ。）、県生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合若しくは農業協同組合連合会その他の団体又は生産者をいう。以下同じ。）、農畜産業振興機構、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、この事業の推進に当たり国及び都道府県と密接な連絡をとるものとする。
- 2 国及び都道府県は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう全国生産出荷団体、県生産出荷団体、農畜産業振興機構、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、実施の要請を含む必要な指導及び助言を行うものとする。

第5 交付金等の交付

農畜産業振興機構は、次に定めるところにより、交付金等を交付するものとする。

- 1 緊急需給調整費用交付金  
農畜産業振興機構は、緊急需給調整を行った登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、その内容が適当と認めるときは、緊急需給調整費用交付金を交付するものとする。
- 2 緊急需給調整推進費
  - (1) 農畜産業振興機構は、登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、第2の1の(2)のアに係る経費のうち、次に掲げる経費の1/2に相当する額を補助するものとする。  
ア 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認を行うのに要した経費  
イ 登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が緊急需給調整の実施確認を行うのに要した人件費
  - (2) 農畜産業振興機構は、登録出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、第2の1の(2)のイに要する経費の2分の1に相当する額（第2の1の(2)のイの（ア）の場合にあつては、定額）を補助するものとする。

第6 資金の管理等

- 1 農畜産業振興機構は、次に掲げる資金を造成するものとする。
  - (1) 緊急需給調整費用交付金の交付に要する経費の財源とする資金
  - (2) 第2の1の(2)のア及びイの緊急需給調整推進費の補助並びに同ウに掲げる事業に要する経費の財源とする資金
- 2 農畜産業振興機構は、交付準備財産の造成計画を作成し、農産局長に協議するものとする。
- 3 農畜産業振興機構は、第2の1の(3)により緊急的な措置として農産局長が特に必要と認める事業については、農産局長が別に定める経費の額を、4により造成した資金のうち農産局長が別に定めるものから補助するものとする。
- 4 農畜産業振興機構は、3による補助に要する経費の財源として資金を造成するものとする。

## 別記2 指定野菜価格安定対策事業実施要領

### 第1 趣旨

指定野菜価格安定対策事業は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に生産者補給金を交付することにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

### 第2 事業の内容

この事業は、農畜産業振興機構が行う次に掲げるものとする。

- 1 2の生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために、法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）から徴収した負担金、指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人（以下「指定資金円滑化事業実施法人」という。）から納付された納付金及び政府から交付された補助金をもって、指定野菜価格安定対策資金を造成する。
- 2 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に施行規則第4条で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下「委託生産者」という。）及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付する。
- 3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

### 第3 生産者補給交付金及び生産者補給金の区分

- 1 第2の2の生産者補給交付金は、価格差補給交付金とし、一般補給交付金及び特別補給交付金とする。
- 2 第2の2の生産者補給金は、価格差補給金とし、一般補給金及び特別補給金とする。

### 第4 業務区分

第3の価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）ごと及び対象出荷期間（価格差補給交付金等の交付の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として、対象野菜ごとに農産局長が別に定める出荷期間を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。）ごとに、区分して行うものとする。

### 第5 産地の区分

農産局長は、価格差補給交付金等の交付について、農産局長が別に定めるところにより、登録出荷団体に委託して又は直接に対象野菜の出荷を行う出荷団体等を将来におけ

る安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況並びに計画的な生産及び出荷の取組状況によって区分して行うものとする。

### 第6 価格差補給交付金等の交付

#### 1 交付予約

- (1) 価格差補給交付金等の交付は、農畜産業振興機構と登録出荷団体等があらかじめ締結する交付予約（価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。）に基づき行うものとする。
- (2) (1)の交付予約は、業務区分（第4の規定による区分をいう。以下同じ。）ごと及び業務対象年間（交付予約の対象期間として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、登録出荷団体等が申込期限（交付予約の申込期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期間をいう。以下同じ。）までに申込みをした上で、締結するものとする。  
この場合、登録出荷団体等は、交付予約に係る数量（以下「交付予約数量」という。）の第5の規定による区分を行った結果（以下「産地区分」という。）ごとの内訳（以下「産地区別別交付予約数量」という。）を明示して交付予約を行うものとする。

- (3) (1)の交付予約に当たって、重要野菜（野菜指定産地の区域内で生産される春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。以下同じ。）の交付予約を行う登録出荷団体等にあつては、第3の1の一般補給交付金及び特別補給交付金又は第3の2の一般補給金及び特別補給金の交付予約を行うものとし、調整野菜（野菜指定産地の区域内で生産される春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタスをいう。以下同じ。）又は一般指定野菜（野菜指定産地の区域内で生産される夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、冬春なす、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ばれいしょ、夏秋ピーマン、冬春ピーマン及びほうれんそうをいう。以下同じ。）の交付予約を行う登録出荷団体等にあつては、第3の1の一般補給交付金又は第3の2の一般補給金（以下「一般補給交付金等」という。）の交付予約を行うほか、第3の1の特別補給交付金又は第3の2の特別補給金（以下「特別補給交付金等」という。）の交付予約を行うことができるものとする。

- (4) 登録出荷団体等は、特定登録生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する登録生産者をいう。）の構成員、登録生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合には、農畜産業振興機構に対して、(1)に定めるところにより締結した交付予約について、交付予約数量の減少又は解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込みを行うことができるものとする。

- (5) 登録出荷団体等が、(4)に定めるところにより農畜産業振興機構に対して交付予

約数量の減少等を行う場合には、申込期限（交付予約数量の減少等の申込みを行うべき期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。）までに、交付予約数量の減少の申込みをした上で締結され、又は、交付予約の解約の申込みをした上で解約が成立するものとする。

(6) 農畜産業振興機構の一の事業年度において、農畜産業振興機構と登録出荷団体等が交付予約を締結することができる数量及び金額の合計の上限は、農産局長が別に定めるものとする。

## 2 負担金の徴収等

(1) 農畜産業振興機構は、交付予約を締結したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させ、及び指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めるものとする。

(2) (1)の負担金の額は、特別補給交付金等を含む交付予約を行う場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（業務対象年間における一般補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごと及び産地区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）と特別補給資金造成単価（業務対象年間における特別補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）の合計額（以下「資金造成単価」という。）にそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じた上で、対象野菜ごとに農産局長が別に定める負担率（以下単に「負担率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

また、特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価にそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

(3) (1)の納付金の額は、特別補給交付金等を含む交付予約を行う場合にあっては、業務区分ごとに、資金造成単価に指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、当該指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

また、特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあっては、業務区分ごとに、産地区分ごとの一般補給資金造成単価に指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るそれぞれの産地区分に対応する産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、当該指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じた上で、負担率を乗じて得た額の合計額とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、農畜産業振興機構は、業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとに生産者補給交付金等の額が当該業務区分ごと、当該登録出荷団体等ごと及び当該産地区分ごとの資金造成額を超えると見込まれる場合であつて、かつ、農畜産業振興機構が適当と認めたときは、当該登録出荷団体等に負担金

を負担させ、かつ、指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めることができるものとする。

(5) (4)の負担金又は納付金の額は、生産者補給交付金等の負担金又は納付金に相当する額から(2)又は(3)の額を減じて得た額とする。

## 3 一般補給交付金等を交付する場合

(1) 一般補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の平均販売価額（旬別（農産局長が別に定める対象野菜にあっては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。以下同じ。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を基準として農畜産業振興機構が定める保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

(2) 農畜産業振興機構は、業務区分ごとの対象野菜の出荷数量及び(1)の平均販売価額を登録出荷団体等に通知するものとし、登録出荷団体等は、当該旬が(1)に規定する場合に該当し、一般補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、農畜産業振興機構に対し、価格差補給交付金等の交付申請を行うものとする。

## 4 一般補給交付金等の金額

(1) 対象野菜についての一般補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、旬別に算出する産地区分ごとの一般補給交付金等単価に、当該登録出荷団体がそれぞれの産地区分に属する生産者の委託を受けて、又は当該登録生産者がそれぞれの産地区分に属する産地から直接に当該旬別の一般補給交付金等単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該産地区分ごとの対象野菜の数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量（4において「産地区別旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

(2) (1)の一般補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定める最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に産地区分ごとに農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める補填率を乗じて得た額とする。

(3) 登録出荷団体等ごと、業務区分ごと及び産地区分ごとの産地区別旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下(3)において「産地区別交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る産地区別交付予約数量を上回る場合における(1)の一般補給交付金等単価に乘ずる数量は、(1)の規定にかかわらず、産地区別旬別交付対象出荷数量を産地区別交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該産地区別交付予約数量を乗じて得た数量とする。

## 5 特別補給交付金等を交付する場合

特別補給交付金等の交付は、特別補給交付金等を含む交付予約を行い、かつ、農産

局長が別に定める認定を受けた登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付に加えて行うものとする。

#### 6 特別補給交付金等の金額

特別補給交付金等の金額は、一般補給交付金等の金額に産地区分ごとに農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める特別補給加算率を乗じて得た額とする。

### 第7 最低基準額等の特例等

#### 1 最低基準額等の特例

登録出荷団体等は、その選択により、最低基準額について、次の表の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の最低基準額の特例の欄に掲げる額を最低基準額とみなす旨の交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込むことができるものとする。この場合において、資金造成単価（特別補給交付金等を含む交付予約を行わない場合にあつては、一般補給資金造成単価。第7において同じ。）については、同表の区分欄に掲げる区分ごとに、資金造成単価の特例の欄に掲げる額とみなすものとする。

表1（重要野菜）

区 分	最低基準額の特例	資金造成単価の特例
特例申込み 50	最低基準額の60分の50に相当する額	資金造成単価の30分の35に相当する額に、加算額（資金造成単価の30分の5に相当する額）を加えた額
特例申込み 55	最低基準額の60分の55に相当する額	資金造成単価の30分の35に相当する額
特例申込み 65	最低基準額の60分の65に相当する額	資金造成単価の30分の25に相当する額
特例申込み 70	最低基準額の60分の70に相当する額	資金造成単価の30分の20に相当する額

表2（調整野菜及び一般指定野菜）

区 分	最低基準額の特例	資金造成単価の特例
特例申込み 50	最低基準額の60分の50に相当する額	資金造成単価に、加算額（資金造成単価の30分の10に相当する額）を加えた額
特例申込み 55	最低基準額の60分の55に	資金造成単価に、加算額（資金造成単価の

	相当する額	30分の5に相当する額）を加えた額
特例申込み 65	最低基準額の60分の65に相当する額	資金造成単価の30分の25に相当する額
特例申込み 70	最低基準額の60分の70に相当する額	資金造成単価の30分の20に相当する額

#### 2 資材高騰に係る最低基準額等の特例

- (1) 交付予約に係る対象野菜が、資材高騰対策対象野菜（資材の高騰が当該対象野菜の生産に与える影響が大きい野菜として農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合、登録出荷団体等は、資材高騰に係る交付予約（以下「資材高騰対応交付予約」という。）を農畜産業振興機構に対し申し込むことができるものとする。
- (2) 資材高騰対策対象野菜ごとに農産局長が別に定める式により農畜産業振興機構が算出する資材高騰係数が農産局長が別に定める発動基準を超える場合、当該資材高騰対応交付予約に基づく一般補給交付金等単価の算出については、第6の4の(2)の「農畜産業振興機構が定める最低基準額」とあるのは「農畜産業振興機構が定める最低基準額に資材高騰加算額（保証基準額の90分の5に相当する額として農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める額をいう。以下同じ。）を加えて得た額（以下「資材高騰加算最低基準額」という。）」と、「当該最低基準額」とあるのは「当該資材高騰加算最低基準額」と、「差し引いて得た額」とあるのは「差し引いて得た額に当該資材高騰加算額を加えて得た額」と読み替えるものとする。
- (3) 農畜産業振興機構は、(2)の資材高騰係数を算出した場合には、速やかにホームページで公表するものとする。
- (4) 登録出荷団体等が資材高騰対応交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込む場合は、その申込みまでに、当該資材高騰対応交付予約に係る対象野菜について、農産局長が別に定めるところにより資材の利用を削減する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けなければならない。

### 第8 一般補給交付金等の一部交付

農畜産業振興機構は、農産局長が別に定めるところを基準にして、登録出荷団体等に係る対象野菜の出荷数量が、農産局長が別に定めるところにより登録出荷団体等があらかじめ作成する供給計画に著しく相違した場合には、一般補給交付金等の一部を交付しないことができる。

### 第9 生産者補給交付金等の削減

農畜産業振興機構は、業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとに生産者補給交付金等の額が当該業務区分ごと、当該登録出荷団体等ごと及び当該産地区分ごと

の資金造成額（既に生産者補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した生産者補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、生産者補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

### 別記3 契約指定野菜安定供給事業実施要領

#### 第1 趣旨

契約指定野菜安定供給事業は、あらかじめ締結した対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜をいう。ただし、第2の2の(3)の場合にあっては、登録認定農業者等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第5条第10項の規定による通知に係る認定総合化事業計画（同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画をいう。）に従って同法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約（以下単に「産地連携野菜供給契約」という。）に基づく指定野菜の供給を行う認定農林漁業者等（法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等をいう。）をいう。以下同じ。）が生産する指定野菜をいう。以下同じ。）の供給に係る契約につき、指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付及びあらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付を行うことにより、指定野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

#### 第2 事業の内容

この事業は、農畜産業振興機構が行う次に掲げるものとする。

- 1 2の生産者補給交付金若しくは生産者補給金又は交付金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために、法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（同項に規定する登録を受けた生産者に限る。）（以下「登録出荷団体等」という。）及び登録認定農業者等から徴収した負担金、契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下「契約指定資金円滑化事業実施法人」という。）から納付された納付金並びに政府から交付された補助金をもって、契約指定野菜安定供給資金を造成する。
- 2 指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ対象野菜の供給に係る契約を締結した登録出荷団体等又は登録認定農業者等を対象とした次に掲げるもの
  - (1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に施行規則第4条で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下「委託生産者」という。）及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付する。
  - (2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに

限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等にその確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。

(3) 産地連携野菜供給契約に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録認定農業者等にその確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。

3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

### 第3 生産者補給交付金、生産者補給金及び交付金の区分

1 第2の2の(1)の生産者補給交付金は、第6の価格差補給交付金及び第7の出荷調整補給交付金とする。

2 第2の2の(1)の生産者補給金は、第6の価格差補給金及び第7の出荷調整補給金とする。

3 第2の2の(2)及び(3)の交付金は、第8の数量確保費用交付金とする。

### 第4 事業の対象となる契約

1 農畜産業振興機構が行う生産者補給交付金等の交付の事業の対象となる契約（以下「個別契約」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第6の価格差補給交付金等又は第7の出荷調整補給交付金等の交付の事業

登録出荷団体等が2に規定する者との間で規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで及び第6号に規定する事項について締結したものであって、第5の業務区分の対象野菜ごとの数量及び価格が確認出来るもの

(2) 第8の数量確保費用交付金の交付の事業

次に掲げる契約であって、第5の業務区分の対象野菜ごとの数量及び価格が確認出来るもの

ア 登録出荷団体等が2に規定する者との間で規則第7条各号に規定する事項について締結したもの

イ 登録認定農業者等が2に規定する者との間で地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）第2条各号に規定する事項について締結したもの

2 1に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方（以下「実需者等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

(2) 指定野菜の小売を業とする者

(3) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者

3 個別契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をもって取り交わされたものとする。

### 第5 業務区分

生産者補給交付金等の交付の業務は、第6の価格差補給交付金等、第7の出荷調整補給交付金等又は第8の数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び対象出荷期間（生産者補給交付金等の交付の対象となる対象野菜（第8の数量確保費用交付金の場合にあつては、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜。以下同じ。）の出荷期間の区分として対象野菜ごとに農産局長が別に定める出荷期間を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。）ごとに区分して行うものとする。

### 第6 価格差補給交付金等の交付

1 価格差補給交付金等の交付の対象となる契約

農畜産業振興機構は、個別契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして農産局長が別に定めるものである場合は、価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する。

2 交付予約

(1) 価格差補給交付金等の交付は、農畜産業振興機構と登録出荷団体等があらかじめ締結する交付予約（価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。）に基づき行うものとする。

(2) (1)の交付予約は、業務区分（第5の規定による区分をいう。以下同じ。）ごと及び業務対象年間（交付予約の対象期間として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、登録出荷団体等が申込期限（交付予約の申込期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。以下同じ。）までに申込をした上で、締結するものとする。

(3) (1)の交付予約に係る数量（以下「交付予約数量」という。）は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに個別契約において締結した対象野菜の数量（以下「契約数量」という。）（農産局長が別に定める基準を満たすものを含む。）を上回ることはできない。

(4) 登録出荷団体等は、特定登録生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する登録生産者をいう。）の構成員、登録生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合には、農畜産業振興機構に対して、(1)に定めるところにより締結した交付予約について、交付予約数量の減少又は交付予約の解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込みを行うことができるものとする。

(5) 登録出荷団体等が、(4)に定めるところにより農畜産業振興機構に対して交付予約数量の減少等を行う場合には、申込期限（交付予約数量の減少等の申込みを行うべき期限として、農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める期限をいう。）までに交付予約数量の減少の申込みをした上で締結され、又は、交付予約の解約の申込みをした上で解約が成立するものとする。

### 3 負担金の徴収等

- (1) 農畜産業振興機構は、交付予約を締結したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させ、及び契約指定資金円滑化事業実施法人に納付金の納付を求めるものとする。
- (2) (1)の負担金の額は、業務区分ごとに、旬ごとの資金造成単価（業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに農産局長が別に定める額を基準として農畜産業振興機構が定めるものをいう。以下同じ。）に交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合を乗じて得た額とする。
- (3) (1)の納付金の額は、業務区分ごとに、資金造成単価に契約指定資金円滑化事業実施法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係る交付予約数量を乗じて得た額に、当該契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を乗じて得た額の合計額とする。

### 4 価格差補給交付金等を交付する場合

- (1) 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により出荷した当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める卸売市場における旬別（農産局長が別に定める指定野菜にあっては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。5及び第8において同じ。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。
- (2) 農畜産業振興機構は、当該旬が(1)に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該旬が(1)に規定する場合に該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の旬に係る公表が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、価格差補給交付金等の交付申請を行うものとする。

### 5 価格差補給交付金等の金額

- (1) 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、旬別出荷数量（当該登録出荷団体が生産者の委託を受け、又は当該登録生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に個別契約に基づき出荷した当該対象野菜の数量をいう。ただし、当該業務区分における旬別出荷数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量（5において「旬別交付対象出荷数量」という。）の合計（5において「交付対象合計出荷数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、旬別交付対象出荷数量を交付対象合計出荷数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) (1)の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額

（平均取引価額が農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める価格差補給補填率を乗じて得た額とする。

### 6 価格差補給交付金等の削減

農畜産業振興機構は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに価格差補給交付金等の額が当該業務区分ごと及び当該登録出荷団体等ごとの資金造成額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

### 第7 出荷調整補給交付金等の交付

#### 1 出荷調整補給交付金等の交付の対象となる契約

農畜産業振興機構は、個別契約を登録出荷団体等が履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象野菜の廃棄等（廃棄すること又は家畜の飼料として提供することをいう。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

#### 2 価格差補給交付金等に係る規定の準用

出荷調整補給交付金等の交付については、第6の2の(1)から(3)まで、3及び6の規定を準用する。この場合において、第6の2の(3)中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは、「個別契約において締結した対象野菜の数量に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める出荷調整限度率を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

#### 3 出荷調整補給交付金等を交付する場合

- (1) 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、交付予約を締結した登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により対象野菜を出荷した場合であって、当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（農産局長が別に定める基準に基づき農畜産業振興機構が定める卸売市場における日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。）が、農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める発動基準額（消費税に相当する額を除く。）を下回った場合（以下「発動要件」という。）に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該登録出荷団体等に対して行うものとする。
- (2) 農畜産業振興機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かその翌日にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該日が(1)に規定する発動要件を満たし、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った場合に、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の日に係る公表



が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、出荷調整補給交付金等の交付申請を行うものとする。

#### 4 出荷調整補給交付金等の金額

(1) 対象野菜についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに資金造成単価に、実需者等向け出荷調整相当数量（当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量のうち個別契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量をいう。ただし、3の(1)により出荷調整を実施した句（4において「発動句」という。）に係る実需者等向け出荷調整相当数量の合計（4において「合計出荷調整相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動句に係る実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 実需者等向け出荷調整相当数量は、句ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$$

Aは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該句に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該句の出荷調整実績数量

Dは、当該句の句別契約等数量

Eは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出された計画に記載されたものをいう。）

(3) 句別契約等数量が登録出荷団体を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、(2)の実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該句別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

### 第8 数量確保費用交付金の交付

#### 1 数量確保費用交付金の交付の対象となる契約

(1) 農畜産業振興機構は、個別契約に定める取引価額が10日を超える期間において固定された価額であって、実需者等に対して個別契約に定める数量の指定野菜を供給したときは、登録出荷団体等に対して数量確保費用交付金を交付する。

(2) 農畜産業振興機構は、次に掲げる要件の全てに該当する産地連携野菜供給契約に基づき、実需者等に対して産地連携野菜供給契約に定める数量の指定野菜を供給したときは、登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。

ア 当該契約に係る当該指定野菜の供給の期間が連続（各登録認定農業者等ごとの当該指定野菜の供給の期間（以下「個別供給期間」という。）が重複することを含む。）し、複数の当該指定野菜の対象出荷期間にまたがること。

イ 当該契約に係る個別供給期間がそれぞれ30日を超え、かつ、個別供給期間における取引価額が10日を超える期間において固定された価額であること。

ウ 当該契約に係る全ての個別供給期間が重複する期間が、当該契約に係る当該指定野菜の供給の期間の5割を超えないこと。

#### 2 価格差補給交付金等に係る規定の準用

(1) 数量確保費用交付金の交付については、第6の2の(1)から(3)まで、3及び6の規定を準用する。この場合において、第6の2の(1)及び(2)、3並びに6中「登録出荷団体等」とあるのは、「登録出荷団体等又は登録認定農業者等」と読み替え、第6の2の(3)中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは、「個別契約において締結した対象野菜の数量に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める数量確保限度率を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

(2) (1)により読み替えて準用する第6の2の(2)の交付予約の申込みを登録認定農業者等がする場合にあっては、読み替えて準用する第6の3の(2)の登録認定農業者等が負担すべき割合は10分の4とし、読み替えて準用する第6の3の(3)の契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合は10分の1とする。ただし、登録認定農業者等は、農産局長が別に定める場合に限り、その選択により、(1)の規定により読み替えて準用する第6の3の(2)の登録認定農業者等が納付する割合を10分の5とし、(1)の規定により読み替えて準用する第6の3の(3)の契約指定資金円滑化事業実施法人が納付する割合を10分の0とする交付予約を農畜産業振興機構に対し申し込むことができる。

(3) 農畜産業振興機構と登録認定農業者等が(2)ただし書の交付予約を締結しようとする場合には、交付予約を締結するまでに、当該対象野菜について、農産局長が別に定めるところにより、契約取引の推進に関する計画に係る都道府県知事の認定を受けなければならない。

#### 3 数量確保費用交付金を交付する場合

(1) 数量確保費用交付金の交付は、第2の2の(2)に規定する対象野菜と同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合であって平均取引価額が農産局長が別に定める額（消費税に相当する額を除く。）を基準として農畜産業振興機構が定める指標価額（消費税に相当する額を除く。）を上回った場合に当該句に個別契約により出荷した当該指定野菜を対象として当該登録出荷団体等又は登録認定農業者等に対して行うものとする。

(2) 農畜産業振興機構は、(1)の規定にかかわらず農産局長が別に定める特別の事由に該当するときは、数量確保費用交付金を交付することができる。

(3) 農畜産業振興機構は、当該句が(1)に規定する場合に該当するか否かをその翌句にインターネットを通じて公表するものとし、登録出荷団体等は、当該句が(1)に規定する場合に該当し、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、当該対象出荷期間の最後の句に係る公表が行われた後に、農畜産業振興機構に対し、数量確保費用交付金の交付申請を行うものとする。

#### 4 数量確保費用交付金の金額

数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等又は登録認定農業者等ごとに次のとおりとする。

(1) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等が、旬別契約等数量の対象野菜を供給することが困難な場合において、個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出されたものをいう。）の当該対象野菜を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき（(3)において「仕向先変更」という。）は、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額と個別契約に定める取引価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した価額（以下(3)において「契約価額」という。）の差額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める仕向先変更補填率を乗じて得た旬別の交付金単価に、充当見込相当数量（旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量をいう。ただし、3の(1)又は(2)の規定に該当する旬（4において「発動旬」という。）に係る充当見込相当数量の合計（4において「合計充当見込相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（交付予約の申込みに当たって農畜産業振興機構に提出されたものをいう。）

(2) 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、(1)の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

(3) 登録出荷団体等又は登録認定農業者等が、個別契約によらないで卸売市場に対象野菜を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜（国産に限る。）を当該登録出荷団体等又は登録認定農業者等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）（購入価額が購入限度価額（契約価額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める購入限度率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に農産局長が別に定める率を基準として農畜産業振興機構が定める購入補填率を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量（ただし、業務区分における発動旬に係る当該充当数量の合計（4において「合計充当数量」という。）と(1)の交付金単価に乗ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該発動旬に係る充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該交付予約数量から(1)の交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

## 5 資金造成の特例

- (1) 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、登録出荷団体等又は登録認定農業者等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」という。）に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。
- (2) (1)の資金造成業務区分は、(1)に規定する申請のあった業務区分のうち第7の2において準用する第6の3の(2)又は第8の2において準用する第6の3の(2)の額の高い方の業務区分とする。
- (3) 資金造成業務区分に係る負担金の額は、資金造成業務区分に係る第6の3の(2)の額とする。
- (4) 資金造成業務区分に係る納付金の額は、資金造成業務区分に係る第6の3の(3)の額とする。

## 第9 交付予約の上限

農畜産業振興機構の一の事業年度において、農畜産業振興機構と登録出荷団体等又は登録認定農業者等がこの事業に係る交付予約を締結することができる数量及び金額の合計の上限は、農産局長が別に定めるものとする。

## 別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領

### 第1 趣旨

近年の野菜消費の多様化、野菜生産者の高齢化等の進展に伴い、野菜の需給及び価格の安定を図ることが重要な課題となっていることにかんがみ、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、一体的に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施することにより、安定的な供給を図り、もって、野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

### 第2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の内容

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、農畜産業振興機構が、野菜価格安定法人が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業(以下「価格差補給交付金等交付事業」という。)につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として法第14条の規定に基づき当該価格差補給交付金等交付事業につき補助金を交付する事業とし、指定野菜に準ずる野菜の需給及び価格の安定を図るための特定野菜供給産地育成価格差補給事業(以下「特定野菜事業」という。)、野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間地域の中規模の野菜産地を育成することにより指定野菜の需給及び価格の安定を図るための指定野菜供給産地育成価格差補給事業(以下「指定野菜事業」という。)並びに特定野菜事業及び指定野菜事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う事業からなるものとする。

### 第3 野菜価格安定法人の価格差補給交付金等交付事業

#### 1 事業実施主体

- (1) この事業は、野菜価格安定法人が都道府県の指導の下に実施するものとする。
- (2) 野菜価格安定法人の会員又は出えん者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。
  - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその地区とするもの
  - イ 森林組合又は森林組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその区域とするもの
  - ウ 3の(4)の相当規模生産者
  - エ 都道府県
  - オ 市町村
  - カ その他野菜価格安定法人の目的に賛同する者

#### 2 価格差補給交付金等交付事業の内容

この事業は、3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者が、野菜価格安定法人とあらかじめ締結する価格差補給交付金等の交付に関する契約に基づき、(2)の対象産地で生産される(1)の特定野菜等(以下「対象特定野菜等」という。)を(3)の対象市場群へ出荷した場合であって、当該対象特定野菜等の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金(以下「価格差補給交付金」という。)を、当該相当規模生産者に特定野菜等供給産地育成価格差補給金(以下「価格差補給金」という。)を交付する事業とする。

##### (1) 特定野菜等

この事業の対象とする野菜(以下「特定野菜等」という。)は、次に掲げる野菜のうち都道府県知事(以下「知事」という。)がこの事業の対象として選定した野菜とする。

ア 特定野菜事業にあつては、特定野菜。

イ 指定野菜事業にあつては、指定野菜のうちたまねぎ及びばれいしょを除いた野菜(2)のイの複合地区、ウの地区及びエの地区に係るものにあつては、指定野菜)

##### (2) 対象産地

この事業の対象とする産地(以下「対象産地」という。)は、申請に基づき、特定野菜事業にあつては次のアの地区から、指定野菜事業にあつては次のイ、ウ又はエの地区から知事が地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と協議して選定するものとする。

ア 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該特定野菜の作付面積がおおむね5ヘクタール(生しいたけにあつては、その生産規模がおおむねほだ木5万本相当)以上に達していること。ただし、こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつばその他知事が農産局長と協議して定める野菜については、地域の実情、栽培形態等に応じ、おおむね3ヘクタールを下限として、対象産地とすることができるものとする。

(イ) その区域内で生産される当該特定野菜のうち3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね3分の2(その地区が既に他の特定野菜等に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の特定野菜に係る対象産地としても選定しようとするものである場合(以下「複合地区の場合」という。))にあつては、おおむね2分の1。その区域内において、3の(4)の相当規模生産者、又は3の(4)のアの要件を満たす生産者を含む3の(3)の共同出荷組織が主体となって農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあつては、3分の1。)を超えているか、又は超える見込みが確実であること。

イ 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、果菜類を除く野菜についてはおおむね10ヘクタール(複合地区の場合にあつてはおおむね7ヘクタール)、果菜類についてはおおむね5ヘクタール(複合地区の場合にあつてはおおむね3ヘクタール)以上に達しており、かつ、今後とも重要な野菜産地として存続することが確実であると見込まれること。

(イ) 指定野菜のうち3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね2分の1(その区域内において、3の(4)の相当規模生産者、又は3の(4)のイの要件を満たす生産者を含む3の(3)の共同出荷組織が主体となって農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあつては、3分の1)を超えていること。

(ウ) 当該指定野菜がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、別記1第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地となること。

ウ 農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区

エ 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定による特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令

和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)のいずれかに該当し、かつ、林野率がおおむね2分の1以上である市町村の区域であること。

(イ) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、おおむね5ヘクタール(果菜類にあっては、おおむね3ヘクタール)以上に達していること。

(ウ) 区域内指定野菜のうち共同出荷組織又は相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね2分の1を超えていること。

### (3) 対象市場群

この事業の対象とする市場等(以下「対象市場群」という。)は、次に掲げる市場等(指定野菜事業に係る当該市場等はア及びイに掲げるものに限る。)であって、農産局長が別に定める区域に所在するものとする。

ア 法第10条第1項の生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に係る市場等であって、知事が定めるもの

イ 野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる中央卸売市場及び地方卸売市場(アに掲げるものを除く。)であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

ウ ア及びイに掲げるほか、対象産地の属する都道府県の区域内に存する野菜の取扱量が大きくこの事業の対象とすることが適当と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

## 3 価格差補給交付金等交付事業の実施

### (1) 業務方法書の制定

ア 野菜価格安定法人は、保証基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、最低基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、負担金、価格差補給交付金又は価格差補給金(以下「価格差補給交付金等」という。)の交付、資金の管理その他価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な事項について業務方法書を定め、知事の承認を受けるものとする。

イ 知事は、業務方法書の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 野菜価格安定法人は、業務方法書を制定したときは、その写しを農畜産業振興機構に提出するものとする。

エ アからウまでの規定は、業務方法書の変更について準用する。

### (2) 契約の締結

価格差補給交付金等交付に関する契約を締結する方法及びその内容は、次によるものとする。

ア (3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者は、価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、農産局長が別に定める様式により当該特定野菜等の供給計画(以下単に「供給計画」という。)を作成し、知事に提出す

るものとする。この場合、共同出荷組織にあっては、当該対象産地の生産者等と共同して当該供給計画を作成するものとする。

イ 知事は、供給計画が当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認するものとする。

ウ 地方農政局長は、イの協議があったときは、広域的見地から当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案し、所要の調整を行うものとする。

エ 供給計画は、次の事項について定めるものとする。

(ア) 月別生産計画に関する事項

(イ) 対象市場群別及び月別の出荷計画に関する事項

(ウ) 対象出荷期間別及び対象市場群別の交付予約計画数量に関する事項並びにキの特例45、特例50、特例55、特例60、特例65又は特例70を行う場合にあってはこれに関する事項

(エ) 共同販売の推進に関する事項((4)の相当規模生産者を除く。)

(オ) その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(カ) キの特例45、特例50又は特例55(2の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象とする場合を除く。)を行う場合にあっては、農産局長が別に定める計画

オ 知事は、イの承認をしたときは、当該共同出荷組織又は当該相当規模生産者及び野菜価格安定法人にその旨を通知するものとする。

カ アからオまでの規定は、供給計画の重要な変更について準用する。

キ 野菜価格安定法人は、オの通知があったときは、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前(これによることができない場合は、農産局長が別に定めるところによるものとする。以下ク、ケ及び(5)のアにおいて準用する。)で知事が別に定める期日までに、イの承認を受けた供給計画に即して、当該対象特定野菜等について、書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)により交付予約数量、負担金等に関する定めを含む契約を(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と締結するものとする。この場合において、野菜価格安定法人は、次の(ア)及び(イ)の契約の締結を行うことができるものとする。

(ア) 特定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例45」という。)、(7)のイの最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例50」という。)

又は(7)のイの最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例60」という。)

(イ) 指定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例50」という。)、(7)のイの最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例55」という。)、(7)のイの最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約(以下「特例65」という。)

ク 野菜価格安定法人は、特定相当規模生産者(構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する(4)の相当規模生産者をいう。以下同じ。)の構成員、(4)の相当規模生産者又は(3)の対象特定野菜等の生産者が農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び

業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日までに、(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者とキの契約の交付予約数量の減少による変更又は解約を行うことができるものとする。

ただし、契約の解約は、対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日から当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行う時(当該交付申請及び当該請求を行うことがない場合は、当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の旬別平均販売価額又は価格差補給交付金等の通知時)までは、行うことができないものとする。

ケ 野菜価格安定法人は、(7)のアの業務対象年間の開始後に交付予約数量の増加又はカにおいて準用するオの規定による通知によりキの契約の変更を必要とする場合には、対象出荷期間の開始前で知事が別に定める期日までに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を変更し、又は新たに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を締結することができるものとする。

### (3) 共同出荷組織

野菜価格安定法人と契約を締結する出荷団体(以下「共同出荷組織」という。)は、対象特定野菜等の生産者から当該対象特定野菜等の出荷の委託(生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。)を受けて、当該対象特定野菜等を対象市場群に出荷する次に掲げる団体(指定野菜事業に係る共同出荷組織はアからウ及びキに掲げる団体に限る。)とする。

#### ア 農業協同組合

#### イ 農業協同組合連合会

ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体(対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、次に掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するものうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。)

(ア) 価格差補給交付金の交付及び負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと。

(イ) 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。

(エ) 当該団体の意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

#### エ 森林組合

#### オ 森林組合連合会

カ 森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体(この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)までに掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するものうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。)

キ アからカまでに掲げるもののほか、対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体(この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)までに掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するものうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。)

### (4) 相当規模生産者

野菜価格安定法人と契約を締結する生産者(法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。以下「相当規模生産者」という。)は、対象特定野菜等の作付面積が次に掲げる規模に達している生産者であること。

なお、2の(2)のイの(ウ)に定める野菜が対象特定野菜等である場合のイにあっては、別記1第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象者であること。

#### ア 特定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね1.5ヘクタール(生しいたけにあつてはその生産規模がおおむねほだ木2.5万本相当)以上

#### イ 指定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね2ヘクタール以上

### (5) 負担金及び交付準備金の造成

ア 野菜価格安定法人は、共同出荷組織又は相当規模生産者(以下「共同出荷組織等」という。)と契約を締結し、又は変更したときは、業務方法書の定めるところにより、当該対象出荷期間の開始前に当該共同出荷組織等に負担金を拠出させるものとする。

イ 野菜価格安定法人は、アの負担金及び都道府県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、業務方法書で定める業務区分(対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間ごとに定められたものをいう。以下同じ。)ごとに価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金(以下「交付準備金」という。)として積み立てるものとする。

ウ 野菜価格安定法人がイの業務区分ごとに積み立てる交付準備金の額(以下「交付準備金額」という。)は、当該業務区分について価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額とする。

エ ウの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価(特例45に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の7に相当する額、特例50に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の6に相当する額、特例60に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の4に相当する額)に交付予約数量を乗じて得た額(以下「特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。)の3分の2(特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜については、農産局長が別に定める割合)に相当する額

(イ) 指定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価(特例50に係る資金造成単価にあってはこの額の3分の4に相当する額、特例55に係る資金造成単価にあってはこの額の6分の7に相当する額、特例65に係る資金造成単価にあってはこの額の6分の5に相当する額、特例70に係る資金造成単価にあってはこの額の3分の2に相当する額)に交付予約数量を乗じて得た額(以下「指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。)の2分の1に相当する額

オ エにかかわらず、当該業務区分が指定野菜事業に係るものであって当該業務区分において昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織の当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次の額とする。

(ア) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から当該直前の業務対象年間に当該共同出荷組織に対して交付された価格差補給交付金の額(以下「交付済額」という。)を差し引いて得た額(以下「指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額」という。)を上回る場合にあっては、次の額の合計額

① 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を差し引いて得た額に2分の1を乗じて得た額

② 直前の業務対象年間の共同出荷組織等別必要造成額からその額に交付済額を当該直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いて得た額(以下「指定野菜事業関係前期残存

共同出荷組織等別必要造成額」という。）

- (イ) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を下回る場合にあつては、指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額に指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別必要造成額を指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額

(6) 負担金の返戻

野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と交付予約数量の減少又は契約の解約を行ったときは、当該共同出荷組織等に対し、業務方法書に定めるところにより、当該業務区分で積み立てられている負担金を返戻するものとする。

(7) 野菜価格安定法人の業務の準則

ア 業務対象年間

野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の(2)のキの(7)及び(イ)の契約の締結の機会を与える必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

イ 資金造成単価、保証基準額及び最低基準額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価及び対象特定野菜等の対象市場群において価格差補給交付金等を交付する基準となる保証基準額並びに最低基準額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

ウ 価格差補給交付金等の交付

(7) 野菜価格安定法人は、対象特定野菜等の旬別平均販売価額（共同出荷組織が生産者の出荷の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）に相当する額。ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の販売価額を当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に加えるものとする。以下同じ。）が保証基準額を下回ったときに共同出荷組織に対し価格差補給交付金を、相当規模生産者に対し価格差補給金を交付するものとする。

(イ) 野菜価格安定法人は、(7)の対象特定野菜等の旬別平均販売価額又は(エ)の価格差補給交付金等の額を共同出荷組織等に通知するものとし、共同出荷組織等は、当該旬が(7)に規定するときに該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、野菜価格安定法人に対し、価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行うものとする。

(ウ) (7)の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに次に掲げるとおりとする。

- ① 特定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額（特例45にあつては最低基準額の11分の9に相当する額、特例50にあつては最低基準額の11分の10に相当する額、特例60にあつては最低基準額の11分の12に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額
- ② 指定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額（特例50にあつては最低基準額の6分の5に相当する額、特例55にあつては最低基準額の12分の11に相当する額、特例65にあつては最低基準額の12分の13に相当する額、特例70にあつては最低基準額の6分の7に相当す

る額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額（以下「交付金額」という。）は、業務区分ごとに、旬別の(ウ)の単価に、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、当該単価に対応する出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

(8) 価格差補給交付金等の削減

ア 野菜価格安定法人は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の額が特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額及び指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額（以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。）（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあつては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

イ 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と(2)のキの(7)又は(イ)に係る特例45、特例50又は特例55（(2)の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。）の契約の締結を行っている場合であつて、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、(2)のイの規定により知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、(7)のウの(ウ)の価格差補給交付金等の単価については、次の(7)又は(イ)の額を上回ることができない。

(7) 特定野菜事業において、特例45の締結を行っている場合にあつては(5)のエの(7)の資金造成単価の7分の5、特例50の締結を行っている場合にあつては(5)のエの(7)の資金造成単価の6分の5

(イ) 指定野菜事業において、特例50の締結を行っている場合にあつては、(5)のエの(イ)の資金造成単価の4分の3（(2)の(2)のイの(ウ)に定める野菜を特定野菜等とする場合にあつてはこの単価の8分の7）、特例55の締結を行っている場合（(2)の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。）にあつては(5)のエの(イ)の資金造成単価の7分の6

(9) 資金の管理

野菜価格安定法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。また、野菜価格安定法人は、この事業に係る交付準備金を業務区分ごとに区分して経理するものとする。

第4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の実施

1 実施計画の認定

- (1) 第3の価格差補給交付金等交付事業を実施しようとする野菜価格安定法人は、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、対象特定野菜等の業務区分ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該対象特定野菜等に関する第3の3の(2)のキ、ク又はケによる契約を締結又は解約していることを証する書面を添えて、農畜産業振興機構に提出するものとする。
- (2) (1)の場合において、実施計画が電磁的記録によって作成されたときは、書面に代え

て電磁的記録を添付することができる。

- (3) 農畜産業振興機構は、実施計画の内容がこの事業に定めるところに適合していると認められたときは、当該実施計画を認定し、その旨を野菜価格安定法人に通知するものとする。
  - (4) 実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。
    - ア 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の業務対象年間
    - イ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の交付予約数量
    - ウ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の準備金総額(特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額又は指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額をいう。)、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
    - エ 第3の3の(5)のオに係るものにあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織の共同出荷組織等別必要造成額及びその積算根拠
    - オ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金(2に規定するものをいう。)の交付限度額
    - カ その他事業の実施に必要な事項
  - (5) (1)から(3)までの規定は、実施計画の変更について準用する。
- 2 価格差補助助成金の交付
- (1) 野菜価格安定法人は、1の(2)による認定を受けた実施計画に基づき、第3の3の(7)のウの価格差補助交付金等を交付しようとするときは、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金交付申請書(以下「申請書」という。)を農畜産業振興機構に提出するものとする。
  - (2) 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
    - ア 価格差補助交付金等の交付の対象となる業務区分ごとに、旬別の出荷実績数量、販売金額、平均販売価額、価格差補助交付金等の単価、交付対象数量及び価格差補助交付金等の金額
    - イ アの業務区分に係る共同出荷組織等ごとの交付予約数量、出荷実績数量、価格差補助交付金等の金額及び特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金額
    - ウ アの業務区分に係る交付準備金額
    - エ 指定野菜事業に係るものにあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織ごとの共同出荷組織等別必要造成額及び共同出荷組織等別準備金総額
    - オ その他特定野菜等供給産地育成価格差補助助成金(以下「価格差補助助成金」という。)の交付に必要な事項
  - (3) 価格差補助助成金の額は、次によるものとする。
    - ア 特定野菜事業にあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき価格差補助交付金等の金額(以下「要交付価格差補助交付金等金額」という。)に3分の1(当該特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜については、農産局長が別に定める割合)を乗じて得た額の合計額を限度とする。
    - イ 指定野菜事業にあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、要交付価格差補助交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を当該要交付価格差補助交付金等金額から差し引いて得た額の合計額を限度とする。
  - (4) 農畜産業振興機構は、(1)の申請書の内容が適当と認められる場合には、速やかに、価格差補助助成金を野菜価格安定法人に対して交付するものとする。
  - (5) (4)による価格差補助助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、速やかに、価格差補助交付金等を共同出荷組織等に対して交付するものとする。

## 第5 業務の実施体制

特定野菜事業及び指定野菜事業の適正な実施を図るため、野菜価格安定法人又は共同出荷組織(共同出荷組織から事務の委託を受けた者を含む。)は、相当規模生産者又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に基づき農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

## 第6 農業経営収入保険事業に係る周知等

農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業に係る周知等について、次のとおり行うものとし、地方農政局長、知事又は野菜価格安定法人は、第3の3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に基づき農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

- 1 第3の3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者、特定相当規模生産者にあつてはその構成員に対し、農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第178条第1号に規定する事業を利用する者は、農業経営収入保険事業実施要領(平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知)第1章第4節の(1)の④に規定される野菜価格安定対策事業の同時利用の特例(以下「同時利用の特例」という。)を利用している者を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。
- 2 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある特定相当規模生産者の構成員又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者(同時利用の特例を利用している者を含む。)であつて、第3の3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者(同時利用の特例を利用している者を除く。)は、当該特定相当規模生産者又は当該共同出荷組織に対し、第3の3の(3)の事業を利用しない意思及び期間を、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該共同出荷組織又は当該特定相当規模生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある構成員から当該申告を受けた特定相当規模生産者又は相当規模生産者は、野菜価格安定法人に対し、同様の申告をすることとする。
- 3 共同出荷組織は、価格差補助交付金の交付を受け、当該第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に価格差補助金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間(2により、第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者が第3の3の(3)の事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間)について通知することとする。

## 第7 生産出荷の指導等

- 1 知事は、この事業の円滑な推進を図るため、特定野菜等の計画的かつ安定的な生産及び出荷その他必要な事項について生産者、共同出荷組織、市場関係者等の指導を行うものとする。
- 2 第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者及び相当規模生産者が園芸施設を設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、野菜価格安定法人にあつては相当規模生産者、共同出荷組織にあつては第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。
- 3 知事は、農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」(以下「働き方改革ガイド」という。)の趣旨を踏まえ、共同出荷組織等に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業

における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第8 報告

- 1 野菜価格安定法人は、事業の実施状況につき農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、関係者から報告を徴することができるものとする。
- 3 野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく農畜産業振興機構が別に定めるところにより、その交付の結果を農畜産業振興機構に報告しなければならない。
- 4 野菜価格安定法人は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 5 野菜価格安定法人は、4で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

## 別記5 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領

### 第1 趣旨

近年、野菜の輸入が増加し、自給率の低下、生産者の減少・高齢化等が進行する中で、国際競争に対応しつつ、消費者及び実需者に選好される品質・価格の野菜の供給を行うためには、生産・流通コストの削減、トレーサビリティの向上に資する野菜の契約取引を推進していく必要がある。

このため、契約取引に伴い生産者の負うリスクを軽減する事業を実施することとし、消費者及び実需者への野菜の安定的な供給を図り、もって野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

### 第2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 契約特定野菜等安定供給促進事業  
契約特定野菜等安定供給促進事業は、農畜産業振興機構が、野菜価格安定法人が行う第3の契約特定野菜等安定供給事業につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として法第14条の規定に基づき当該契約特定野菜等安定供給事業につき補助金を交付する事業とする。
- 2 その他緊急的な措置として農産局長が特に必要と認める場合に行う事業
- 3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

### 第3 野菜価格安定法人の契約特定野菜等安定供給事業

#### 1 事業実施主体

- (1) この事業は、野菜価格安定法人が都道府県の指導の下に実施するものとする。
- (2) 野菜価格安定法人の会員又は出えん者たる資格を有する者は、別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等事業実施要領」という）第3の1の(2)に定める者とする。

#### 2 契約特定野菜等安定供給事業の内容

- (1) この事業は、野菜価格安定法人が、(6)のイの実需者等との間において、(3)の対象産地の区域内で生産される(2)の特定野菜等の供給に係る(6)の取引契約を締結した(4)の共同出荷組織又は(5)の相当規模生産者を対象に行う、次のア又はイに掲げる事業とする。

##### ア 補給交付金等交付事業

補給交付金等交付事業は、(2)の特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が(3)の対象産地の区域内で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）の出荷に関し、(4)の共同出荷組織との間に委託関係のある生産者（以下「委託生産者」という。）及び(5)の相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付する事業であって、次の(7)又は(4)の事業とする。

##### (7) 価格差補給交付金等交付事業

##### (4) 出荷調整補給交付金等交付事業

##### イ 数量確保費用交付金交付事業

数量確保費用交付金交付事業は、(4)の共同出荷組織又は(5)の相当規模生産者が(6)のイの実需者等との間において、あらかじめ締結した契約（対象特定野菜等の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該対象特定



野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又はその相当規模生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する事業とする。

(2) 特定野菜等

この事業の対象とする野菜(以下「特定野菜等」という。)は、特定野菜等事業実施要領第3の2の(1)のア又はイに定める野菜(新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含む。)のうち都道府県知事(以下「知事」という。)がこの事業の対象として選定した野菜とする。

(3) 対象産地

この事業の対象とする産地(以下「対象産地」という。)は、申請に基づき、特定野菜(特定野菜等事業実施要領第3の2の(1)のアに規定するものをいう。以下同じ。)を生産する産地にあつては同実施要領第3の2の(2)のアに定める地区から、指定野菜(同実施要領第3の2の(1)のイに規定するものをいう。以下同じ。)を生産する産地にあつては同実施要領第3の2の(2)のイ、ウ又はエに定める地区から知事が地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と協議して選定する産地とする。ただし、既に同実施要領第3の2の(2)により地方農政局長と協議の上選定された産地については、この協議を要しないものとする。

(4) 共同出荷組織

野菜価格安定法人と、第4の2に定めるところにより価格差補給交付金等、出荷調整補給交付金等又は数量確保費用交付金(以下「補給交付金等」と総称する。)の交付に関する契約を締結する共同出荷組織は、特定野菜等事業実施要領第3の3の(3)に定めるものとする。

(5) 相当規模生産者

野菜価格安定法人と、第4の2に定めるところにより補給交付金等の交付に関する契約を締結する相当規模生産者は、特定野菜等事業実施要領第3の3の(4)に定める者とする。

(6) 事業の対象となる取引契約

ア 取引契約に定める事項

野菜価格安定法人が行う契約特定野菜等安定供給事業の対象となる共同出荷組織又は相当規模生産者(以下「共同出荷組織等」という。)とイの実需者等との契約(以下「取引契約」という。)は、書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)により行うものであつて、当該契約書には、価格差補給交付金等交付事業又は出荷調整補給交付金等交付事業にあつては次の(7)、(4)、(5)、(6)及び(8)に定める事項を、数量確保費用交付金交付事業にあつては次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

(7) 当該契約の対象となる特定野菜等の種類

(4) (7)の種類に属する特定野菜等の供給の期間

(5) (4)の期間内に共同出荷組織等が特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者に供給しようとする対象特定野菜等の数量

(6) (5)の対象特定野菜等の価格に関する事項

(4) (5)の対象特定野菜等の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種類に属する特定野菜等の供給に関する事項

(8) その他必要な事項

イ 契約の相手方

共同出荷組織等の取引契約の相手方(以下「実需者等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(7) 特定野菜等を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

(4) 特定野菜等の小売を業とする者

(5) 共同出荷組織等から買い受けた特定野菜等を他の事業者に販売することを業とする者

第4 契約特定野菜等安定供給事業の実施

1 業務方法書の制定

(1) 野菜価格安定法人は、契約特定野菜等安定供給事業の実施に必要な次の全ての事項について業務方法書を定め、知事の承認を受けるものとする。

ア 価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な保証基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、最低基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、負担金、価格差補給交付金又は価格差補給金(以下「価格差補給交付金等」という。)の交付その他の事項

イ 出荷調整補給交付金等交付事業の実施に必要な発動基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、負担金、出荷調整補給交付金又は出荷調整補給金(以下「出荷調整補給交付金等」という。)の交付その他の事項

ウ 数量確保費用交付金交付事業の実施に必要な指標額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、負担金、数量確保費用交付金の交付その他の事項

エ 資金の管理

(2) 知事は、業務方法書の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

(3) 野菜価格安定法人は、業務方法書を制定したときは、その写しを農畜産業振興機構に提出するものとする。

(4) (1)から(3)までの規定は、業務方法書の変更について準用する。

2 契約の締結

共同出荷組織等が、野菜価格安定法人と補給交付金等の交付に関する契約を締結する方法及びその内容は、次によるものとする。

(1) 共同出荷組織等は、補給交付金等の交付に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、農産局長が別に定める様式により当該特定野菜等の供給計画(以下単に「供給計画」という。)を作成し、知事に提出するものとする。この場合において、共同出荷組織にあつては、当該対象産地の生産者等と共同して当該計画を作成するものとする。

(2) 知事は、供給計画が当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)の協議があつたときは、広域的見地から当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案し、所要の調整を行うものとする。

(4) 供給計画は、次の事項について定めるものとする。

ア 月別生産計画に関する事項

イ 契約取引・非契約取引別及び旬別の出荷計画に関する事項

ウ 対象出荷期間別の交付予約計画数量に関する事項

エ 共同販売の推進に関する事項(相当規模生産者を除く。)

オ その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(5) 知事は、(2)の承認をしたときは、当該共同出荷組織等及び野菜価格安定法人にその

旨を通知するものとする。

- (6) (1)から(5)までの規定は、供給計画の重要な変更について準用する。
- (7) 野菜価格安定法人は、(5)の通知があったときは、当該特定野菜等の6、7又は8の業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前（これによることができない場合は、農産局長が別に定めるところによるものとする。以下(8)、(10)及び3の(1)において同じ。）で知事が別に定める期日までに、(2)の承認を受けた供給計画に即して書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により交付予約数量、負担金等について共同出荷組織等と契約を締結するものとする。この場合において、交付予約数量については、価格差補給交付金等の交付に関する契約にあっては業務区分ごと及び業務対象年間ごとに取引契約において締結した対象特定野菜等の数量（以下「契約数量」という。）（農産局長が別に定める基準を満たすものを含む。）を、出荷調整補給交付金等の交付に関する契約又は数量確保費用交付金の交付に関する契約にあっては契約数量の10分の3（数量確保費用交付金の交付に関する契約にあっては2分の1）を、それぞれ上回ることはできない。
- (8) 野菜価格安定法人は、特定相当規模生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者をいう。以下同じ。）の構成員、相当規模生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、7の業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日までに、共同出荷組織又は相当規模生産者と(7)の価格差補給交付金等の交付に関する契約の交付予約数量の減少による変更又は解約を行うことができるものとする。

ただし、当該契約の解約は、対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日から当該対象出荷期間に係る7の(4)の価格差補給交付金等の交付申請を行う時（当該交付申請を行うことがない場合は、当該対象出荷期間の最後の句の7の(3)のエの公表時）までは、行うことができないものとする。

- (9) 共同出荷組織等は、(7)の野菜価格安定法人との補給交付金等の交付に関する契約に当たって、実需者等の定款又は事業報告書等の実需者等の業務範囲がわかる資料、取引契約書の写しのほか、農産局長が別に定める様式により作成する次の資料を添付するものとする。

ア 契約取引、非契約取引別及び旬別の出荷計画

イ 契約取引に関与する生産者一覧（農業協同組合等一覧）

ウ 契約特定野菜等安定供給事業に係る調査等に関する協力文書

- (10) 野菜価格安定法人は、7、8又は9の業務対象年間の開始後に交付予約数量の増加又は(6)において準用する(5)の規定による通知により(7)の契約の変更を必要とする場合には、対象出荷期間の開始前で知事が別に定める期日までに共同出荷組織等と契約を変更し、又は新たに共同出荷組織等と契約を締結することができるものとする。

### 3 負担金及び交付準備金の造成

- (1) 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と補給交付金等の交付に関する契約を締結し、又は変更したときは、業務方法書の定めるところにより、当該対象出荷期間の開始前に当該共同出荷組織等に負担金を拠出させるものとする。
- (2) 野菜価格安定法人は、(1)の負担金及び都道府県その他の共同出荷組織等以外の者から補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、価格差補給交付金等交付事業、出荷調整補給交付金等交付事業又は数量確保費用交付金交付事業（以下「対象事業」と総称する。）ごとに、業務方法書で定める業務区分（対象特定野菜等及び対象出荷期間ごとに定められたものをいう。以下同じ。）ごとに対象事業を行うため

の準備金（以下「交付準備金」という。）として積み立てるものとする。

- (3) 野菜価格安定法人が(2)の業務区分ごとに積み立てる交付準備金の額（以下「交付準備金額」という。）は、当該業務区分について補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額とする。
- (4) (3)の当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、7の(2)、8の(2)又は9の(2)の資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額（以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。）の3分の2に相当する額とする。

### 4 負担金の返戻

野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と価格差補給交付金等交付事業に関する契約における交付予約数量の減少又は価格差補給交付金等交付事業に関する契約の解約を行ったときは、当該共同出荷組織等に対し、業務方法書に定めるところにより、当該業務区分で積み立てられている負担金を返戻するものとする。

### 5 補給交付金等の削減

野菜価格安定法人は、対象事業ごと、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに補給交付金等の額が共同出荷組織等別準備金総額（既に補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

### 6 資金の管理

野菜価格安定法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。また、野菜価格安定法人は、この事業に係る交付準備金を対象事業ごとに業務区分に応じて経理するものとする。

### 7 野菜価格安定法人の価格差補給交付金等交付事業に関する業務の準則

#### (1) 業務対象年間

野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間の短縮することができるものとする。

#### (2) 資金造成単価、保証基準額及び最低基準額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価、価格差補給交付金等を交付する基準となる保証基準額及び最低基準額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

#### (3) 価格差補給交付金等の交付

ア 野菜価格安定法人は、取引契約が卸売市場価格に連動して取引価格が設定されるものとして農産局長が別に定めるものである場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額（卸売市場であって農産局長が別に定めるもの（以下「指標市場」という。）における当該特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月別。以下7において同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）以下7において同じ。）が保証基準額を下回ったときに、共同出荷組織に対し価格差補給交付金を、相当規模生産者に対し価格差補給金を交付するものとする。

イ 価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに、保証基準額から平均取引価額（平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

- ウ 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額(以下「価格差補給交付金額」という。)は、業務区分ごとに、旬別の価格差補給交付金等の単価に、旬別出荷数量(共同出荷組織が生産者の委託(生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。))を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に出荷した当該対象特定野菜等の数量をいう。ただし、当該業務区分における旬別出荷数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量(7において「旬別交付対象出荷数量」という。)の合計(7において「交付対象合計出荷数量」という。)が交付予約数量を上回る場合は、旬別交付対象出荷数量を交付対象合計出荷数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。
- エ 農畜産業振興機構は、旬別に当該旬の一句前の旬が対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別平均取引価額が保証基準額を下回ったか否かをインターネットを通じて公表するものとする。
- (4) 価格差補給交付金等の交付申請
- ア 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。
- イ アの交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 8 出荷調整補給交付金等交付事業に関する業務の準則
- (1) 業務対象年間
- 野菜価格安定法人は、出荷調整補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年数を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、出荷調整補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年数を短縮することができるものとする。
- (2) 資金造成単価及び発動基準価額
- 共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価及び出荷調整補給交付金等を交付する基準となる発動基準価額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。
- (3) 出荷調整補給交付金等の交付
- ア 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等が取引契約を履行するために、当該取引契約に係る旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量(当該出荷調整補給交付金又は数量確保費用交付金の交付に関する契約に記載されたものをいう。以下「旬別契約等数量」という。)を上回る数量の対象特定野菜等の生産を行った場合において、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象特定野菜等の廃棄等(農産局長が別に定めるものに限る。)による出荷調整(以下単に「出荷調整」という。)を行った場合であって、次に掲げる条件を満たすときは、共同出荷組織に対し出荷調整補給交付金を、相当規模生産者に対し出荷調整補給金を交付するものとする。
- (7) 業務区分ごとに、共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象特定野菜等の出荷を行ったこと
- (8) 対象特定野菜事業と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額(指標市場における当該対象特定野菜等の日別の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。))。以下7において同じ。)がその発動基準価額を下回った場合(以下「発動要件」という。)に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行ったこと
- イ 共同出荷組織等は、出荷調整を行う前に、発動要件を満たす日から5日以内に、野

菜価格安定法人に対し当該出荷調整の実施を農産局長が別に定める様式によりあらかじめ申し出るものとする。

ウ 農畜産業振興機構は、毎日、その前日が発動要件を満たす日に該当するか否かをインターネットを通じて公表するものとする。

(4) 出荷調整補給交付金等の金額

ア 対象特定野菜等についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに資金造成単価に、実需者等向け出荷調整相当数量(当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量のうち取引契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量をいう。ただし、(3)のアの(7)及び(8)により出荷調整を実施した旬((4)において「発動旬」という。)に係る実需者等向け出荷調整相当数量の合計((4)において「合計出荷調整相当数量」という。))が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

イ 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量(以下「出荷調整実績数量」という。)を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

A：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

B：当該旬に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

C：当該旬の出荷調整実績数量

D：当該旬の旬別契約等数量

E：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量(2の(9)のアにより添付された計画に記載されたものをいう。)

ウ 旬別契約等数量が共同出荷組織を構成する団体(以下「構成団体」という。)ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、イの実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(5) 出荷調整補給交付金等の交付申請

ア 共同出荷組織等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。

イ アの交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。

9 数量確保費用交付金交付事業に関する業務の準則

(1) 業務対象年間

野菜価格安定法人は、数量確保費用交付金交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年数を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、数量確保費用交付金の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年数を短縮することができるものとする。

(2) 資金造成単価

業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに

(5)の購入限度価額と(4)の契約価額の差額に10分の9を乗じて得た額(1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額)とする。ただし、(7)のイの仕向先変更のみを行い、(7)のイの他の者からの購入を行わない場合においては、(5)の購入限度価額と(4)の契約価額との差額に10分の7を乗じて得た額(1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額)とする。

(3) 指標価額

数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額(以下「指標価額」という。)は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(4) 契約価額

共同出荷組織等ごと及び対象特定野菜等ごとに取引契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。

(5) 購入限度価額

対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の購入価額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に2分の3を乗じて得た価額をいう。

ただし、共同出荷組織等は、その選択により、契約価額に2分の4、2分の6又は2分の8を乗じて得た価額を購入限度価額とする補給交付金等の交付に関する契約を野菜価格安定法人と締結することができるものとする。

(6) 数量確保費用交付金の交付

ア 野菜価格安定法人は、2の数量確保費用交付金の交付に関する契約を締結した共同出荷組織等が第3の2の(1)のイに規定する対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合であって平均取引価額(指標市場における当該特定野菜等の旬別の加重平均販売価額。(消費税に相当する額を除く。))以下9において同じ。)が指標価額を上回った場合に当該旬に出荷した当該特定野菜等を対象として、当該共同出荷組織等に対し数量確保費用交付金を交付する。

イ 数量確保費用交付金の交付は、アの規定にかかわらず、農産局長が別に定める場合には、共同出荷組織等が出荷した特定野菜等を対象として当該共同出荷組織等に交付する。

ウ 農畜産業振興機構は、旬別に当該旬の一句前の旬がアに規定する場合に該当するか否かをインターネットを通じて公表するものとする。

エ 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、ウの公表後一句以内に、アに規定する場合に該当する旬の出荷数量を野菜価格安定法人に通知するものとする。

(7) 数量確保費用交付金の金額

数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに次のとおりとする。

ア 共同出荷組織等が、旬別契約等数量の対象特定野菜等を供給することが困難な場合において、取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量(2の(9)のイにより添付された出荷計画に記載されたものをいう。)の当該対象特定野菜等を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき(ウにおいて「仕向先変更」という。)は、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額と契約価額の差額に10分の7を乗じて得た旬別の交付金単価に、充当見込相当数量(旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量をいう。ただし、(6)のイ又はイの規定に該当する旬((7)において「発動旬」という。))に係る

充当見込相当数量の合計((7)において「合計充当見込相当数量」という。))が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

A：当該旬に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

B：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

C：当該旬の旬別契約等数量

D：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量(2の(9)のイにより添付された計画に記載されたものをいう。)

イ 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、アの充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

ウ 共同出荷組織等が、取引契約によらないで卸売市場に対象特定野菜等を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等(国産に限る。)を当該共同出荷組織等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額(購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価額)と契約価額の差額に10分の9を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量(ただし、業務区分における発動旬に係る当該充当数量の合計(9において「合計充当数量」という。))とアの交付金単価に乗ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該発動旬に係る充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該交付予約数量からアの交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

(8) 数量確保費用交付金の交付申請

ア 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。

イ アの交付申請書には、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、(7)のイに規定するところにより共同出荷組織等が当該特定野菜等を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。

(9) 交付準備金の造成の特例

ア 対象特定野菜等及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う交付準備金の造成は、共同出荷組織等の申請により、一の業務区分(以下「交付準備金造成業務区分」という。))に係る交付準備金の造成を他の業務区分に係る交付準備金の造成とみなすことができるものとする。

イ アの交付準備金造成業務区分は、アに規定する申請のあった業務区分のうち第4の3の(4)の額の多い方の業務区分とする。

第5 契約特定野菜等安定供給促進事業の実施

1 契約特定野菜等安定供給事業実施計画等の認定

(1) 第3の契約特定野菜等安定供給事業を実施しようとする野菜価格安定法人は、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごとに契約特定野菜等安定供給事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、当該対象特定野菜等に関する第4の2の(7)、(8)又は(10)による契約を締結又は解約してい

ることを証する資料を添えて、農畜産業振興機構に提出するものとする。

- (2) 農畜産業振興機構は、実施計画の内容がこの実施要領に定めるところに適合していると認めるときは、当該実施計画を認定し、その旨を野菜価格安定法人に通知するものとする。
- (3) 実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの業務対象年間
  - イ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの交付予約数量
  - ウ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
  - エ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの契約特定野菜等安定供給促進助成金(2に規定するものをいう。)の交付限度額
  - オ その他事業の実施に必要な事項

(4) (1)から(3)までの規定は、実施計画の変更について準用する。

## 2 契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付

- (1) 野菜価格安定法人は、1の(2)による認定を受けた実施計画に基づき補給交付金等を交付しようとするときは、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請書(以下「申請書」という。)を農畜産業振興機構に提出するものとする。
- (2) 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの契約特定野菜等安定供給促進助成金(以下「契約特定供給促進助成金」という。)交付申請金額及びその積算の基礎となる交付予約数量、補給交付金等の交付対象数量並びに補給交付金等の金額
  - イ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの交付準備金額及び必要造成額
  - ウ その他契約特定供給促進助成金の交付に必要な事項
- (3) 契約特定供給促進助成金の額は、当該対象事業ごと、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき補給交付金等の金額に3分の1を乗じて得た額の合計額を限度とする。
- (4) 農畜産業振興機構は、(1)の申請書の内容が適当と認められる場合には、速やかに、契約特定供給促進助成金を野菜価格安定法人に対して交付するものとする。
- (5) (4)による契約特定供給促進助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、速やかに、補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付するものとする。

## 第6 業務の実施体制

契約特定野菜等安定供給事業の適正な実施を図るため、野菜価格安定法人又は共同出荷組織(共同出荷組織から事務の委託を受けた者を含む。)は、相当規模生産者又は委託生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に規定される農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

## 第7 農業経営収入保険事業に係る周知等

野菜価格安定法人は、農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業に係る

周知等について、次のとおり行うものとし、地方農政局長、知事又は野菜価格安定法人は、契約特定野菜等安定供給事業(価格差補給交付金等の交付に関する契約に限る。第7において同じ。)の適正な実施を図るため、次について、共同出荷組織等の指導を行うものとする。

- 1 契約特定野菜等安定供給事業において、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織にあっては委託生産者、特定相当規模生産者にあってはその構成員に対し、農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第178条第1号に規定する事業を利用する者は、農業経営収入保険事業実施要領(平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知)第1章第4節の(1)の④に規定される野菜価格安定対策事業の同時利用の特例(以下「同時利用の特例」という。)を利用している者を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。
- 2 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある特定相当規模生産者の構成員又は委託生産者(同時利用の特例を利用している者を含む。)であって、契約特定野菜等安定供給事業において、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う者を除く。)は、当該特定相当規模生産者又は当該共同出荷組織に対し、契約特定野菜等安定供給事業を利用しない意思及び期間を、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該共同出荷組織又は当該特定相当規模生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある相当規模生産者は、野菜価格安定法人に対し、同様の申告をすることとする。
- 3 共同出荷組織は、補給交付金の交付を受け、当該委託生産者に補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間(2により、委託生産者が契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間)について通知することとする。

## 第8 生産出荷等の指導等

- 1 知事は、この事業の円滑な推進を図るため、特定野菜等の計画的かつ安定的な生産及び出荷その他必要な事項について、生産者、共同出荷組織等、市場関係者、実需者等の指導を行うものとする。
- 2 知事は、共同出荷組織等に対し、余裕を持った作付けを行う等により取引契約の遵守に努めるよう指導を行うものとする。
- 3 委託生産者及び相当規模生産者が園芸施設を設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、野菜価格安定法人にあっては相当規模生産者、共同出荷組織にあっては委託生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への積極的な加入を促すことにより、経営の安定を図られるよう努めるものとする。
- 4 知事は、農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」(以下「働き方改革ガイド」という。)の趣旨を踏まえ、共同出荷組織等に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第9 報告

- 1 野菜価格安定法人は、事業の実施状況につき農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、関係者から報告

## 野菜価格安定対策事業の推進について

令和5年4月25日付け4農産第4453号-1

農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年4月12日付け5農産第3967号-3

農林水産省農産局長通知

を徴することができるものとする。

- 3 野菜価格安定法人は、補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく農畜産業振興機構が別に定めるところにより、その交付の結果を農畜産業振興機構に報告しなければならない。
- 4 野菜価格安定法人は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 5 野菜価格安定法人は、4で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

### 第1 事業内容

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の第4各号に掲げる各事業の実施に当たっては、交付等要綱の別記に定めるもののほか、この通知に定めるところによる。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業  
別記1に定めるとおりとする。
- (2) 指定野菜価格安定対策事業  
別記2に定めるとおりとする。
- (3) 契約指定野菜安定供給事業  
別記3に定めるとおりとする。
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業  
別記4に定めるとおりとする。
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業  
別記5に定めるとおりとする。

### 第2 用語の定義

この通知において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条で定義され、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、交付等要綱別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「特認野菜」とは、交付等要綱別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (5) 「野菜指定産地」とは、法第4条で規定される産地をいう。
- (6) 「登録出荷団体」及び「登録生産者」とは、法第10条第1項に規定する登録出荷団体及び登録生産者をいう。
- (7) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。

### 第3 その他

- 1 登録生産者は、指定野菜価格安定対策事業又は契約指定野菜安定供給事業の交付予約の申込みを行う場合等には、別添様式第1号の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組を実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」

という。)に提出するものとする。

- 2 1のチェックシートの提出は、令和6年度にあつては交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の1(2)及び交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が8月31日以降である業務区分に交付予約の申込みを行う登録生産者に限るとともに、同一年度(2月20日を交付予約の申込期限とする業務区分から12月20日を申込期限とする業務区分までを一年度とする。)において一登録生産者につき一回とし、当該年度に交付予約の申込みを行う対象野菜全体について申告するものとする。

附 則(令和5年4月25日付け4農産4453号-1)

- 1 この通知は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について(昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知)、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について(昭和63年7月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知)、指定野菜における出荷数量の認定について(平成14年4月1日付け13生産第9961号農林水産省生産局長通知)、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知)、指定野菜価格安定対策事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約指定野菜安定供給事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)、契約野菜収入確保モデル事業実施要領(平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知)及び指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について(平成27年4月10日付け26生産第3255号農林水産省生産局長通知)は、廃止する。
- 3 前項による廃止の前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 交付等要綱別記3契約指定野菜価格安定供給事業実施要領第6の2に規定する交付予約の申込期限が令和5年8月31日より前である業務区分については、第2項による廃止前の契約指定野菜安定供給事業の推進について別表1を適用する。
- 5 交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第4の2(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和5年9月30日以前である業務区分については、第2項による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について別表1及び別表2を適用する。
- 6 本事業に関連する文書中「野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知)」とあるのは「野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知)」と読み替えるものとする。

附 則(令和6年4月12日付け5農産第3967号-3)

- 1 この改正は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 交付等要綱別記2第6の1(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記1別表2から別表6及び本通知別記2別表1から別表6を適用する。
- 3 交付等要綱別記3第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記3別表1を適用する。
- 4 交付等要綱別記4第3の3(2)キ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記4別表1及び別表2を適用する。
- 5 交付等要綱別記5第4の2の(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年

10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記5別表1及び別表2を適用する。

- 6 機構理事長が、令和6年4月1日より前に本通知別記5別添第9の2の交付決定を通知した事業実施主体については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。
- 7 本通知別記5別添における対象出荷期間の開始日が令和6年9月1日より前である申込区分については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (登録生産者向け)

申告年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

全ての項目にチェックを付けること(令和6年度においては前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要)。

	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】
<b>(1) 適正な施肥</b>			
① 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 適正な防除</b>			
⑤ 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(3) エネルギーの節減</b>			
⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】	前年度 実施状況報告時 【実施していない場合は〇】
<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>			
⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>			
⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>			
⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>			
⑯ みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ 新しい知識に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、農業取締法(昭和23年法律第82号)、植物防疫法(昭和26年法律第151号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)を遵守することを示す。

## 別記1 野菜需給均衡総合推進対策事業

### 第1 緊急需給調整事業(生産出荷団体緊急需給調整)

#### 1 緊急需給調整の実施等

(1) 交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領(以下「需給均衡要領」という。)第2の1(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業は、機構が提供する需給及び価格の予測情報等や卸売業者からの需要情報等を踏まえ、別表第1に掲げる各ブロックの指標市場における卸売価格が次の場合に該当するときは、実施することができるものとする。ただし、卸売価格の形成に影響を有する出荷団体等は、事業の実施に努めるものとする。

ア 低落時の産地調整(出荷の後送り等によって、その旬の出荷量を減少させることをいう。以下同じ。)、加工用販売(対象となるほ場及び作物を特定せず、加工用途に仕向けることをいう。以下同じ。)及び市場隔離(有効利用用途(フードバンク等へ無償提供することをいう。)又はその他市場隔離(貯蔵庫を利用した一時保管等により、出荷時期や出荷先を変えることをいう。)をいう。以下同じ。)にあっては、別表第2に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがある場合

イ 高騰時の産地調整(出荷の前倒し等によって、その旬の出荷量を増加させることをいう。以下同じ。)にあっては、別表第3に掲げる価格を上回る、又は上回るおそれがある場合

(2) 需給均衡要領第2の1(1)アの農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が必要と認める一定規模以上の出荷団体等は、対象出荷期間中の対象品目の出荷量が1,000t以上(レタスは500t以上)の出荷団体(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合又は農業組合連合会が主たる構成員となっている団体、対象品目の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体)又は生産者であって、機構において登録を受けた出荷団体等(以下「特定出荷団体等」という。)とする。

(3) 機構の登録を受けた全国生産出荷団体(野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であって、全国の区域をその地区とするものをいう。以下同じ。)又は系統外生産出荷団体等(全国生産出荷団体に属していない出荷団体又は生産者をいう。以下同じ。)並びに交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3(3)に規定する共同出荷組織又は同実施要領第3の3(4)に規定する相当規模生産者(同実施要領第3の2(2)イに規定する地区の共同出荷組織又は相当規模生産者に限る。以下「共同出荷組織等」という。)及び特定出荷団体等は、生産出荷団体緊急需給調整事業を実施する場合、緊急需給調整に関する実施計画(以下「緊急需給調整実施計画」という。)を対象野菜、実施者、実施期間、対象産地、実施方法(買取りの有無を含む。)、数量、当初出荷予定先、その他必要な事項等について作成するものとする。

なお、全国生産出荷団体が緊急需給調整実施計画を作成するに当たっては、県生産出荷団体又は産地農協(野菜需給調整関係事務処理要領(平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知)第1の2(1)の規定により指定野菜の供給計画を作成した農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)と協議するものとする。

(4) 緊急需給調整実施計画の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 実施者、対象産地、調整数量等が、当該ブロックへの出荷数量等の産地の実態からみて公平さを欠いていないこと。



- イ 有効利用用途の実施及び数量の拡大に努めること。
- ウ 産地調整にあつては、実施時期、調整数量等が重要野菜及び調整野菜（以下「重要野菜等」という。）の需給、価格の見通し等からみて適当であること。
- エ 産地調整にあつては、1旬を単位とし、連続する旬について実施する場合は、2旬を限度とすること。
- オ 加工用販売にあつては、販売数量、販売時期、加工原料の流通経路等からみて当該ブロックにおける重要野菜等の価格形成に悪影響を与えないこと。
- カ 市場隔離にあつては、実施時期、出荷停止数量等が重要野菜等の需給、価格の見通し等からみて適当であること。
- キ 市場隔離（貯蔵庫を利用した一時保管）にあつては、1旬を単位とし、連続する旬について実施する場合は、9旬を限度とすること。
- (5) 全国生産出荷団体及び系統外生産出荷団体等（以下「全国生産出荷団体等」という。）共同出荷組織等並びに特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画を作成したときは、その内容について農林水産省農産局（以下「農産局」という。）及び機構と必要な調整を行った上で、機構に届け出るものとする。
- また、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、供給計画及び直近5年間の出荷実績を基に、事業を実施する対象地域ごと等に旬別の出荷見込数量（異常な気象条件による例年にない収穫の増減又は出荷時期のズレが生じた場合にあっては、事業を実施する旬の直前までの出荷実績等）を踏まえて旬別の出荷見込数量を別記様式第1号において作成し、緊急需給調整実施計画を届け出る際に併せて、機構に届け出るものとする。機構は、当該実施計画等を受理した後、関係する都道府県知事に通知するものとする。
- (6) 緊急需給調整実施計画に従い、当初出荷予定先が属するブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標価格の欄に掲げる価格を下回る、若しくは下回るおそれがある場合、別表第3の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を上回る、若しくは上回るおそれがある場合又は重要野菜等の卸売価格がこれらの要件を満たすこととなることが確実であると見込まれる場合は、全国生産出荷団体は、実施者たる県生産出荷団体又は産地農協に対して緊急需給調整の具体的実施内容を通知し、緊急需給調整を実施させることができ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整を実施できるものとする。この場合において、全国生産出荷団体が緊急需給調整を実施させるときは、(5)の通知と併せて、機構に届け出るものとする。
- (7) 緊急需給調整の実施者は、実施手法ごとに適正に緊急需給調整を実施するものとし、緊急需給調整を適正に実施したことが明確に確認できる書類及び写真等を保管するものとする。
- (8) 緊急需給調整実施計画を機構に提出後、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）について出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがある場合には、原則として、施行令第1条に規定する当該重要野菜等ごとの主な出荷時期の範囲内で、全国生産出荷団体は、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）の実施者に対し引き続き緊急需給調整実施計画の延長を通知し、緊急需給調整の実施を延長させることができ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施を延長できるものとする。ただし、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が、重要野菜等の価格動向、今後の出荷見込み等からみて特に実施の必要があると判断したときは、

その内容について農産局及び機構と必要な調整を行い、機構に緊急需給調整実施計画書等を提出した上で、主な出荷時期を超えて実施することができるものとする。この場合において、当該実施数量は主な出荷時期内に実施したものとみなす。全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施の延長をしたときは、遅滞なく機構に届け出るものとする。

- (9) 当初出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、緊急需給調整により、又は降雨等による品質の低下若しくは端境期（野菜が季節の関係で市場に出回りにくくなる時期をいう。）の発生による出荷量の減少等により、別表第4の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格に回復し、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合には、全国生産出荷団体は、緊急需給調整の実施者に対し緊急需給調整の中止を通知し、緊急需給調整を中止させ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整を中止するものとする。
- (10) 農産局長は、重要野菜等の作柄の動向等からみて特に必要があると認めるときは、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、緊急需給調整の実施を検討する会議の開催を要請し、緊急需給調整実施計画を作成するよう求めることができるものとする。その際、農産局長は、必要に応じて、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）及び都道府県に対して、参加を要請するものとする。
- (11) 全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画の作成及びその実施に当たっては、関係行政機関と密接な連絡をとるものとする。
- 2 緊急需給調整の実施状況の確認等
- 全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施状況の確認を次により行うとともに、その結果を取りまとめの上、産地農協は県生産出荷団体に、県生産出荷団体は全国生産出荷団体に、全国生産出荷団体は機構に、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、機構にそれぞれ届け出るものとし、機構は、当該団体等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。
- なお、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、管轄区域において緊急需給調整が実施された場合には、必要に応じ、その実施状況に係る現地確認を行うものとする。
- (1) 産地調整に係る重要野菜等の数量の確認は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書等に基づいて、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等ごとの出荷実績数量を旬別に算定して行うものとする。
- (2) 加工用販売又は市場隔離（その他市場隔離）への仕向けに係る重要野菜等の数量、販売価格及び販売に要した諸経費の確認は、仕向先業者等の発行する仕切書、取引事例の調査等により行うものとする。
- (3) (1)及び(2)における重要野菜等の数量の確認において、全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等が委託関係にある生産者から買取りにより実施した場合（買取りにより実施した重要野菜等を緊急需給調整の実施後に対象市場に出荷した場合には、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象外となる。）、伝票等の数量により確認を行うものとする。
- (4) (1)及び(2)における重要野菜等の確認数量は、機構が定める規格に適合するものの数量とする。

## 3 緊急需給調整費用交付金の単価等

- (1) 需給均衡要領第5の1の緊急需給調整に係る緊急需給調整費用交付金（以下「交付金」という。）の単価は、次の額により定める。
- ア 産地調整（出荷抑制）、加工用販売及び市場隔離（有効利用用途、その他市場隔離）に係る交付金の単価は、別表第5に掲げる額とする。
- イ 産地調整（出荷促進）に係る交付金の単価は、別表第6に掲げる額とする。
- (2) 機構は、緊急需給調整の実施者が交付金の申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載する等、虚偽の申請をしていたことが判明した場合においては、交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しないものとする。特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付金を交付しない措置を講じるものとする。

## 第2 事業実施計画の作成

- 1 需給均衡要領第3の1の「事業の実施計画」は、別記様式第2号により作成する。
- 2 需給均衡要領第3の2の「重要な変更」は、事業の中止又は廃止とするほか、事業の種類ごとに交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

## 別表及び別記様式 【略】

## 第1 資金造成円滑化事業

交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領（本別記において「要領」という。）第2の1の指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業は、その業務の区域内に野菜指定産地を含む要領第2の1の野菜価格安定法人が行う対象野菜（野菜指定産地の区域内において生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の生産及び出荷の安定を図ることを目的とした次に掲げる内容の事業とする。

- 1 機構が造成する関係登録出荷団体等（当該野菜価格安定法人の業務の区域内に所在する登録出荷団体又は登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が当該一の都道府県の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る指定野菜価格安定対策資金に対して納付金を納付する。
- 2 関係登録出荷団体等が行う要領第6の1の交付予約数量が過去の実績等からみて適正な数量となるよう、必要に応じて、当該関係登録出荷団体等との確認及び調整を行う。

## 第2 対象市場群

- (1) 要領第4の対象市場群は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごと及び対象市場群の欄に掲げる区域ごとに、中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外の野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であつて、地方公共団体又は法人が運営をするものをいう。以下同じ。）であつて次のア及びイに掲げる条件を満たすものについて、機構が定めるものとする。
- ア 相当規模の野菜の取引（野菜の年間の卸売に係る取扱金額がおおむね20億円に達していることを判断の基準とする。）を行うこと及び野菜取扱市場等にあつては取引方法（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第5項第5号の表に掲げる売買取引の原則及び差別的取扱いの禁止が規定されたものに限る。）の策定を行うことにより、適正な価格の形成機能及び消費者に対する安定的な野菜の供給機能を有すること。
- イ 要領第6の3の平均販売価額の算定のための販売データの機構への迅速な提供が可能であること。
- (2) 対象市場群に属するものとなつた中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等の卸売業者は、要領第6の3の平均販売価額の算定のための販売データについて、適切な提供に努めるものとする。

## 第3 対象出荷期間

要領第4の農産局長が別に定める出荷期間は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間（基準）の欄に掲げる出荷期間とする。

## 第4 業務対象年間

要領第6の1(2)の業務対象年間は、3年間以上の期間として機構が定めるものとする。ただし、機構は、生産者補給交付金等の交付をしたことにより、指定野菜価格安定対策資金が著しく減少し、この事業を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、登録出荷団体等に要領第7の最低基準額等の特例等の申込みをす

る機会を与える必要がある場合、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

## 第 5 申込期限

### 1 交付予約の申込期限

要領第 6 の 1 (2) の農産局長が別に定める基準は、別表 1 から別表 6 までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の交付予約の申込期限（基準）の欄に掲げる期限とする。

### 2 交付予約数量の減少及び交付予約の解約の申込期限

要領第 6 の 1 (5) の交付予約数量の減少又は交付予約の解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込期限について農産局長が別に定める基準は、別表 1 から別表 3 までに掲げる業務区分（以下「複数月の業務区分」という。）にあつては、交付予約数量の減少等をしようとする事業年度の対象出荷期間が開始する月の前月の 10 日とし、別表 4 から別表 6 までに掲げる業務区分（以下「単月の業務区分」という。）にあつては、交付予約数量の減少等をしようとする事業年度の対象出荷期間の全期間が含まれる単月の業務区分と同じ対象野菜に係る複数月の業務区分の対象出荷期間が開始する月の前月の 10 日とする。

ただし、交付予約の解約の申込みは、解約をしようとする事業年度の前年度に、当該解約を予定する者が行う要領第 6 の 3 に基づく価格差補給交付金等の交付申請後（当該交付申請を行わない場合にあつては、要領第 6 の 3 に基づく当該業務区分の平均販売価額の通知後）でなければ、行うことができないものとする。

## 第 6 産地の区分

要領第 5 の産地の区分は、農産局長が次に掲げるところにより、毎年度行うものとする。

### 1 産地の区分は、次に掲げる出荷団体等を単位として行うものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 登録出荷団体に対し、当該登録出荷団体が行う交付予約に係る対象野菜の出荷の委託を行おうとする生産者の集団（登録出荷団体が事業協同組合である場合に限る。）
- (3) 登録生産者
- (4) その他野菜の産地強化計画の策定について（平成 13 年 11 月 16 日付け 13 生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）第 7 の 1 の規定に基づき都道府県知事が認定した産地強化計画（以下「産地強化計画」という。）の策定主体（営農集団を除く。）

### 2 1 の規定にかかわらず、その区域内に 2 以上の野菜指定産地がある出荷団体等にあつては、当該野菜指定産地の区域を単位として産地の区分を行うものとする。

### 3 産地の区分は、次の表により行うものとする。

第Ⅰ区分	次の(1)及び(2)の要件を満たす出荷団体等 (1) 次の①又は②に該当する場合 ① 産地強化計画（加工・業務用野菜を安定供給するための目標及び取組内容その他必要な事項を記載したものに限る。以下「加工・業務用推進タイプの産地強化計画」という。）を策定していること。 ② 次のア及びイの要件を満たす場合（直近 3 カ年に交付予約を行っているものに限る。） ア 交付予約を行う事業年度の前年度以前における直近 3 カ年の各年度ごとの計画的出荷割合が 100 分の 120 未満であり、かつ、当該 3 カ年の各年
------	---

	度ごとの計画的出荷割合の平均が 100 分の 110 未満であること。 イ 産地強化計画（加工・業務用推進タイプの産地強化計画を除く。）を策定していること。 (2) 前年度に緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ、緊急需給調整事業を実施していること。
第Ⅱ区分	次の(1)及び(2)又は(3)の要件を満たす出荷団体等 (1) 第Ⅰ区分の(1)②アに該当しないこと。 (2) 産地強化計画（加工・業務用推進タイプの産地強化計画を除く。）を策定していること。 (3) 前年度に第Ⅰ区分とされた出荷団体において、原則として、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ、緊急需給調整事業を実施していないこと。
第Ⅲ区分	次の(1)又は(2)の要件を満たす出荷団体等 (1) 産地強化計画を策定していないこと。 (2) 前年度に第Ⅱ区分とされた出荷団体において、原則として、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目の出荷があり、かつ、緊急需給調整事業を実施していないこと。

注 1： 計画的出荷割合とは、登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）ごとの対象野菜の出荷数量を登録出荷団体等ごとの供給計画数量（野菜需給調整関係事務処理要領第 1 の 2 の規定により登録出荷団体等が作成した供給計画の確定計画数量（変更計画を提出している場合はその数量））で除した割合をいう。

注 2： 計画的出荷割合が 100 分の 120 以上である年度について、供給の減少により価格が高騰した場合に行政機関から出荷の促進の要請を受けたとき等やむを得ない理由がある場合は、計画的出荷割合の対象年度から当該年度を除くこととし、第Ⅰ区分の(1)②アにおける計画的出荷割合を平均した値についても、対象年度から当該年度を除いて算出するものとする。

4 農産局長は、3 によって産地の区分を行った結果（以下「産地区分」という。）を登録出荷団体等、地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く登録出荷団体等にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く登録出荷団体等にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）及び機構の理事長に対して通知するものとする。

## 第 7 交付予約の上限

要領第 6 の 1 (6) の農産局長が別に定める上限は、次のとおりとする。

機構の一の事業年度における数量の上限： 3,431,046 トン  
機構の一の事業年度における金額の上限： 123,185,202 千円

## 第 8 資金造成単価

1 要領第 6 の 2 (2) の農産局長が別に定める額は、別表 1 から別表 6 までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごと及び産地区分ごとに、これらの表の資金造成単価（基準）の欄に掲げる額とする。

2 要領第6の2(2)の農産局長が別に定める負担率は、対象野菜ごとに、次の表に掲げるとおりとする。

対 象 野 菜	負担率
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10分の10
秋冬はくさい、冬春ピーマン、夏秋レタス	10分の9
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	10分の8
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	10分の7
冬春トマト	10分の6
春キャベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	10分の5

#### 第9 平均販売価額

要領第6の3(1)の農産局長が別に定める対象野菜は、さといも、たまねぎ及びばれいしょとする。

#### 第10 保証基準額

要領第6の3(1)の農産局長が別に定める額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の保証基準額（基準）の欄に掲げる額とする。

#### 第11 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第6の4(1)の農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 登録出荷団体にあつては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。
  - ア 登録出荷団体が要領第6の2(1)の負担金相当額を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量
  - イ 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「指定野菜事業等の実施について」という。）2(2)により、要領第2の2の委託生産者が登録出荷団体に対して申告する指定野菜価格安定対策事業（以下「指定野菜事業」という。）を利用しない期間に当該委託生産者が登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量
- (2) 登録生産者にあつては、「指定野菜事業等の実施について」2(2)により、登録生産者

が機構に申告する指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量（要領第6の1(4)の特定登録生産者の構成員において指定野菜事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量に限る。）とする。

#### 第12 最低基準額

要領第6の4(2)の農産局長が別に定める額は、別表1から別表6までの対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、これらの表の最低基準額（基準）の欄に掲げる額とする。

#### 第13 補填率

要領第6の4(2)の農産局長が別に定める率は、産地区分ごとに、別表8に掲げる補填率（基準）の欄に掲げる率とする。

#### 第14 出荷数量の認定

1 機構は、登録出荷団体等が対象野菜について、登録出荷団体等ごとが、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第97条に規定する価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行った業務区分における野菜需給調整関係事務処理要領第1の2により作成した供給計画数量と業務方法書第111条第1項前段の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量について、別表1から別表6までの業務区分の欄に掲げる対象野菜及び対象出荷期間ごとに、それぞれ合算したものとを比較し、次により業務区分ごとに認定するものとする。ただし、当該認定について2による通知を受けた登録出荷団体等においては、交付等要綱別記1の需給均衡要領第2の1の(1)による緊急需給調整事業を実施した場合のほか、異常な気象条件による例年になく収穫減若しくは出荷時期のズレが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等にあつては、機構が定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更（以下「勘案認定」という。）を機構に対して求めることができるものとする。この場合において、機構は、登録出荷団体等に対し必要な関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができるものとする。また、機構は、勘案認定を行う場合においては、当該登録出荷団体等の所在地を管轄区域とする地方農政局長の意見を聴くものとする。

なお、供給計画を定めた区域の大半に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づく政令によって激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定を受けた区域が含まれる場合にあつては、勘案認定に係る審査を簡素化して差し支えないものとする。

また、出荷数量が供給計画を上回った場合にあつては、異常な気象条件等により野菜の供給量が低減したため国が出荷要請を行った等の特段の事情があるときを除き、勘案認定は行わないものとする。

- (1) 供給計画数量と出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合が10パーセント未満の範囲内にあるか否か。その際に、月別でみても20パーセント未満の月が3分の2以上を占めているか否かも考慮する。
  - (2) 供給計画数量と出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合が別表7の区分のいずれに該当するか。
- 2 機構は、1により認定した結果を当該登録出荷団体等に通知するとともに、当該登録出荷団体等を管轄する地方農政局長及び都道府県知事にその写しを送付するものとする。

#### 第15 特別補給交付金等を交付する場合

要領第6の5の認定は、第14の1(1)に定める範囲内にある旨の認定とし、認定を受けた登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付に加えて行うものとする。

#### 第16 特別補給加算率

要領第6の6の農産局長が別に定める率は、産地区分ごとに、別表8に掲げる特別補給加算率(基準)の欄に掲げる率とする。

#### 第17 一般補給交付金等の一部交付

- 要領第8の一般補給交付金等の一部交付は、第14の1(2)の規定による認定の区分に応じ別表7に掲げる交付率を乗じて得た額を一般補給交付金等として交付することによって行うものとする。
- 要領第7の1の表1の特例申込み50に係る要領第8の一般補給交付金等の一部交付は、当該対象野菜の供給計画数量と出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合が5分の1以上となった場合に、要領第6の4(2)及び要領第7の1の規定にかかわらず、一般補給交付金等単価を保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額の60分の55に相当する額を下回ったときは、当該相当する額)を差し引いて得た額に要領第6の4(2)の補填率を乗じて得た額とすることによって行うものとする。
- 要領第7の1の表2の特例申込み50及び特例申込み55に係る要領第8の一般補給交付金等の一部交付は、当該対象野菜の供給計画数量と出荷数量との差の当該供給計画数量に対する割合が5分の1以上となった場合に、要領第6の4(2)及び第7の1の規定にかかわらず、一般補給交付金等単価を保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に要領第6の4(2)の補填率を乗じて得た額とすることによって行うものとする。
- 要領第7の2(1)の農産局長が別に定めるものは、冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマン並びに夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタスとする。
- 要領第7の2(2)の農産局長が別に定める式は、対象野菜ごと、対象出荷期間(基準)ごと及び登録出荷団体等の属するブロック(別表9で定める区域をいう。)ごとに、別表10又は別表11に掲げる加温期間等における次式で得られる月ごとの資材高騰係数の平均によるものとする。

冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9 / 10) / (B + D \times 9 / 10)$
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9 / 10) / (B + F \times 9 / 10)$

- Aは、肥料の月別指数  
 Bは、肥料のウエイト  
 Cは、光熱動力の月別指数  
 Dは、光熱動力のウエイト  
 Eは、諸材料の月別指数

Fは、諸材料のウエイト

なお、AからFまでの数値は、農作物価指数(農林水産省大臣官房統計部作成)による。

- 要領第7の2(2)の農産局長が別に定める発動基準は、別表10又は別表11に掲げるとおりとする。
- 要領第7の2(2)の農産局長が別に定める額は、別表1から別表6までの資材高騰加算額(基準)の欄に掲げるとおりとする。
- 要領第7の2(4)の資材の利用を削減する計画の作成は、産地強化計画(肥料、燃料その他の資材の利用を削減するための目標、取組内容その他必要な事項を記載したものに限り。)を作成するものとする。

#### 第18 都道府県の助成

この事業に関し、都道府県が補助を行うときは、登録出荷団体等又は要領第2の1の指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者として行うとともに、次の1から3までによるものとする。

##### 1 補助事業者の選定

都道府県が補助事業者を選定するときは、当該補助金の受領に係る事務が登録出荷団体等が本来行う野菜の出荷の事業に及ぼす影響に配慮し、原則として、指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とするものとする。ただし、特別の事情により、指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とすることが困難な場合においては、登録出荷団体等を補助事業者とするものとする。

##### 2 債務負担行為の導入

###### (1) 債務負担行為の導入の検討

都道府県は、当該補助の一部に債務負担行為の形式を導入しようとするときは、当該都道府県に係る生産者補給交付金等の交付率の推移、今後の見通し等からみて、将来、債務負担行為の歳出化の必要性が生ずるおそれがないかどうかを十分検討するものとする。

###### (2) 債務負担行為の導入方法

ア 債務負担行為の形式による補助の額は、都道府県ごとに、要領第6の2(3)の納付金の額から要領第6の2(3)において負担率を1とみなして算出される額に別表12を乗じて得た額を減じて得た額(当該額が0を下回る場合にあっては、0)を限度とする。

イ 債務負担行為の導入は、都道府県が補助事業者に対し新たに行う補助(再造成分を含む。)について、その年度の補助を限度に逐次行うものとする。

ウ 債務負担行為の限度額は、初めて債務負担行為を導入する場合にはその年度に導入する債務負担行為の限度額とし、前年度までに債務負担行為を導入している場合にはその年度に新たに導入する債務負担行為の限度額と前年度の債務負担行為の限度額との合計額(その年度に債務負担行為の形式による補助を減少するときは、前年度の債務負担行為の限度額からその年度に減少する額を差し引いて得た額)とする。

エ 債務負担行為の行為年度は、債務負担行為の形式による補助を行う年度であり、都道府県は補助事業者に対して債務負担行為の形式による補助について、現金による補助とともに、その年度において交付決定(債務を負担する行為をいう。以下同じ。)を行うものとする。

オ 都道府県の負担となる年度は、冬野菜等については、生産者補給交付金等の交付が翌年度となることを考慮し、債務負担行為の行為年度及びその翌年度の2年度とする。

カ 都道府県は、その年度に新たな債務負担行為を導入しない場合においても前年度までに導入した債務負担行為が残存するときは、残存額についてその年度に改めて交付決定を行うものとする。

キ 債務負担行為の形式による補助を受けた補助事業者は、機構に対して納付すべき負担金又は納付金（以下「負担金等」という。）の額から当該債務負担行為の額を控除した額を納付する際に、当該債務負担行為の額の全部又は一部を歳出化することが必要として機構から通知があった場合には、直ちに都道府県に対して歳出化の要請をすることにより機構から通知のあった期限までに機構から通知のあった額を納付する旨の契約を機構と取り交わすものとする。

### (3) 債務負担行為の歳出化

補助事業者から債務負担行為を歳出化する旨の要請を受けた都道府県は、生産者補給交付金等の交付事務の円滑な遂行に支障の生じないよう直ちに歳出化の手续をとり、補助事業者に対し補助金（現金）を交付し、当該補助金（現金）の交付を受けた補助事業者は、機構から通知のあった期限までに負担金等を機構に納付するものとする。

### 3 補助金の交付の条件

補助事業者が機構に納付した負担金等のうち当該都道府県の補助金に相当する部分（以下「補助金相当部分」という。）については、当該都道府県の補助金支出の効率化に資するよう、機構において当該都道府県に所在する全ての登録出荷団体等の共通のものとして管理することを可能とするため、当該補助に当たっては、機構における補助金相当部分の登録出荷団体等ごと及び業務区分ごとの管理を交付の条件としないものとする。

## 第19 事務の委託

1 登録出荷団体は、当該登録出荷団体に対象野菜の出荷を委託した者に対し、次の事務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 生産者からの負担金の徴収
- (2) 生産者に対する生産者補給金の交付

2 1の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び生産者補給金を管理することその他負担金及び生産者補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象野菜の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

## 別表 【略】

## 第1 資金造成円滑化事業

交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領（本別記において「要領」という。）第2の1の契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業は、その業務の区域内に野菜指定産地を含む野菜価格安定法人が行う対象野菜（野菜指定産地の区域内において生産される当該指定野菜をいう。ただし、要領第2の2(3)の場合にあつては、登録認定農業者等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第10項の規定による通知に係る認定総合化事業計画（同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画をいう。）に従って同法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給を行う認定農林漁業者等（同法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等をいう。）をいう。以下同じ。）が生産する指定野菜をいう。以下同じ。）の生産及び出荷の安定を図ることを目的とした次に掲げる内容の事業とする。

- (1) 機構が造成する関係登録出荷団体等（当該野菜価格安定法人の業務の区域内に所在する登録出荷団体又は登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が当該一の都道府県の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下同じ。）及び登録認定農業者等をいう。以下同じ。）に係る契約指定野菜安定供給資金に対して納付金を納付する。
- (2) 関係登録出荷団体等が行う要領第6の2（第7の2及び第8の2で準用する場合を含む。）の交付予約に係る数量が過去の実績等からみて適正な数量となるよう、必要に応じて、当該関係登録出荷団体等との確認及び調整を行う。

## 第2 対象出荷期間

要領第5の農産局長が別に定める出荷期間は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜（要領第8の数量確保費用交付金の場合にあつては、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜）ごとに、同表の対象出荷期間（基準）の欄に掲げる出荷期間とする。

## 第3 価格差補給交付金等の交付

### 1 価格差補給交付金等の交付の対象となる契約

要領第6の1の農産局長が別に定める個別契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるかその他これらに類する方法により定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が10日以内（個別契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であつて、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときは、1か月以内）のものをいう。

### 2 業務対象年間

要領第6の2(2)の業務対象年間は、3年間以上の期間として機構が定めるものとする。

ただし、機構は、生産者補給交付金等の交付をしたことにより、契約指定野菜安定供給資金が著しく減少し、この事業を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年を短縮することができるものとする。

### 3 申込期限

#### (1) 交付予約の申込期限

要領第 6 の 2 (2) の農産局長が別に定める基準は、別表 1 の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の交付予約の申込期限（基準）の欄に掲げる期限とする。

ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるものとする。

#### (2) 交付予約数量の減少及び交付予約の解約の申込期限

要領第 6 の 2 (5) の交付予約数量の減少又は交付予約の解約（以下「交付予約数量の減少等」という。）の申込期限について農産局長が定める基準は、別表 1 に掲げる業務区分について、交付予約数量の減少等をしようとする事業年度の対象出荷期間が開始する月の前月の 10 日とする。

ただし、交付予約の解約の申込みは、解約をしようとする事業年度の前年度に、当該解約を予定する者が行う要領第 6 の 4 (2) に基づく価格差補給交付金等の交付申請後（当該交付申請を行わない場合にあつては、当該対象出荷期間の最後の旬の要領第 6 の 4 (2) に基づく公表後）でなければ、行うことができないものとする。

### 4 数量の基準等

(1) 要領第 6 の 2 (3) の農産局長が別に定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の 140 分の 60 以上のものとする。

(2) (1) の場合において、交付予約数量は当該上限値を上回らないものとする。

### 5 資金造成単価

要領第 6 の 3 (2) の農産局長が別に定める額は、別表 1 に掲げる業務区分ごとに、同表の資金造成単価（基準）の欄に掲げる額とする。

### 6 平均取引価額

(1) 要領第 6 の 4 (1) の卸売市場は、全国の指定野菜の価格動向を計るものとして、次の表に掲げる地域ごとに機構が定めるものとする。

北海道
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
新潟県、富山県、石川県及び福井県
岐阜県、愛知県及び三重県
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄県

(2) 要領第 6 の 4 (1) の農産局長が別に定める指定野菜は、さといも、たまねぎ及びびれいしょとする。

### 7 保証基準額

要領第 6 の 4 (1) の農産局長が別に定める額は、別表 1 に掲げる業務区分ごとに、同表の保証基準額（基準）の欄に掲げる額とする。

### 8 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第 6 の 5 (1) の農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 登録出荷団体にあつては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 登録出荷団体が要領第 6 の 3 (1) の負担金相当額を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量

イ 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3628 号農林水産省生産局長通知。以下「指定野菜事業等の実施について」という。）2 (2) により、要領第 2 の 2 (1) の委託生産者が登録出荷団体に対して申告する契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定野菜事業」という。）を利用しない期間に当該委託生産者が登録出荷団体に出荷を委託した対象野菜の数量

(2) 登録生産者にあつては、「指定野菜事業等の実施について」2 (2) により、登録生産者が機構に申告する契約指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量（要領第 6 の 2 (4) の特定登録生産者の構成員において契約指定野菜事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が契約指定野菜事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量に限る。）とする。

### 9 最低基準額

要領第 6 の 5 (2) の農産局長が別に定める額は、別表 1 に掲げる業務区分ごとに、同表の最低基準額（基準）の欄に掲げる額とする。

### 10 価格差補給補填率

要領第 6 の 5 (2) の農産局長が別に定める率は、別表 2 の価格差補給補填率（基準）の欄に掲げる率とする。

### 第 4 出荷調整補給交付金等の交付

#### 1 出荷調整限度率

要領第 7 の 2 の規定により読み替えて準用する要領第 6 の 2 (3) の農産局長が別に定める率は、別表 2 の出荷調整限度率（基準）の欄に掲げる率とする。

#### 2 業務対象年

要領第 7 の 2 の規定により準用する要領第 6 の 2 (2) の業務対象年間は、第 3 の 2 の規定により機構が定めるものとする。

#### 3 申込期限

要領第7の2の規定により準用する要領第6の2(2)の交付予約の申込期限は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の申込期限(基準)の欄に掲げる期限とする。ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるものとする。

#### 4 資金造成単価

要領第7の2の規定により準用する要領第6の3(2)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の資金造成単価(基準)の欄に掲げる額とする。ただし、要領第4の1の個別契約において、旬別に、10日を超える期間において固定された価額が取引価額として設定されており、かつ、当該取引価額から運賃相当額を控除した額の加重平均価額(以下4において「契約価額」という。)が要領第7の3(1)の発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回るときは、当該契約価額に10分の7を乗じて得た額とする。

#### 5 平均取引価額

要領第7の3(1)の卸売市場は、第3の6(1)の規定により機構が定めるものとする。

#### 6 発動基準価額

要領第7の3(1)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の発動基準価額(基準)の欄に掲げる額とする。

### 第5 数量確保費用交付金の交付

#### 1 数量確保限度率

要領第8の2の規定により読み替えて準用する要領第6の2(3)の農産局長が別に定める率は、別表2の数量確保限度率(基準)の欄に掲げる率とする。

#### 2 業務対象年間

要領第8の2の規定により準用する要領第6の2(2)の業務対象年間は、第3の2の規定により機構が定めるものとする。

#### 3 申込期限

要領第8の2の規定により準用する要領第6の2(2)の交付予約の申込期限は、別表1の対象野菜の欄に掲げる対象野菜に係る業務区分ごとに、同表の申込期限(基準)の欄に掲げる期限とする。ただし、申込期限までに契約数量が定まらない場合であって、当該申込期限までに機構にその旨を届け出たときは、機構が別途定める申込期限とすることができるものとする。

#### 4 資金造成単価

要領第8の2の規定により準用する要領第6の3(2)の農産局長が別に定める額は、要領第8の4の契約価額と要領第8の4(3)の購入限度価額の差額に要領第8の4(3)の購入補填率を乗じて得た額とする。ただし、要領第8の4の仕向先変更のみを行い、要領第8の4(3)の他の者からの購入を行わない場合においては、要領第8の4の契約価額と要領第8の4(3)の購入限度価額の差額に要領第8の4(1)の仕向先変更補填率を乗じて得た額とする。

#### 5 登録認定農業者等の特例

(1) 要領第8の2(2)の農産局長が別に定める場合は、当該登録認定農業者等が、当該対象野菜を作付けしている土地(以下「対象作付地」という。)の面積のうち、当該対象作付

地の区域内で野菜指定産地又は交付等要綱別記4特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の2(2)の対象産地(以下「指定産地等」という。)である土地の面積の占める割合が50%未満である場合をいう。

(2) 要領第8の2(3)の契約取引の推進に関する計画に係る都道府県知事の認定は、野菜の産地強化計画の策定について(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知。以下「産地強化計画通知」という。)第2の産地強化計画(産地強化計画通知別記の2(2)イの契約取引推進タイプであって、当該対象作付地及び当該対象作付地の区域内で指定産地等である土地の面積を記載したものに限り。)について、当該登録認定農業者等が作成し、都道府県知事の認定を受けるものとする。

#### 6 指標価額

要領第8の3(1)の農産局長が別に定める額は、別表1に掲げる業務区分ごとに、同表の指標価額(基準)の欄に掲げる額とする。

#### 7 数量確保費用交付金を交付する場合の特例

(1) 要領第8の3(2)の農産局長が別に定める特別の事由は、次のア又はイに該当する場合とする。

ア 特定の地域での激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定するものをいう。)又は病害虫の著しい発生により供給すべき対象野菜に不足を生じたことについて都道府県知事の認定を受けた場合であって、当該特定の地域を含む第3の6(1)の表に掲げる対象地域ごとに当該対象地域に位置する同項の規定により機構が定める卸売市場の当該指定野菜の旬別の加重平均取引価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該指定野菜ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合

イ 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合

(2) 要領第8の3(2)の規定により交付する数量確保費用交付金の対象となる指定野菜は、(1)のア又はイの特別の事由に該当する旬に出荷されたものとする。

#### 8 仕向先変更補填率

要領第8の4(1)の農産局長が別に定める率は、別表2の仕向先変更補填率(基準)の欄に掲げる率とする。

#### 9 購入限度率

要領第8の4(3)の購入限度率の基準として農産局長が別に定める率は、別表2の購入限度率(基準)の欄に掲げる率とする。ただし、登録出荷団体等又は登録認定農業者等は、その選択により、それぞれ2分の4、2分の6又は2分の8を購入限度率とする交付予約を機構に対し申し込むことができるものとする。

#### 10 購入補填率

要領第8の4(3)の購入補填率の基準として農産局長が別に定める率は、別表2の購入補填率(基準)の欄に掲げる率とする。

### 第6 交付予約の上限

要領第9の農産局長が別に定める上限は、次のとおりとする。

機構の一の事業年度における数量の上限： 463,294トン



機構の一の事業年度における金額の上限：22,869,121千円

## 第7 都道府県の助成

この事業に関し、都道府県が補助を行うときは、次の1から3までにより、登録出荷団体等若しくは登録認定農業者等又は要領第2の1の契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者として行うものとする。

### 1 補助事業者の選定

都道府県が補助事業者を選定するときは、当該補助金の受領に係る事務が登録出荷団体等又は登録認定農業者等が本来行う野菜の出荷の事業に及ぼす影響に配慮し、原則として、契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とするものとする。ただし、特別の事情により、契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者とすることが困難な場合においては、登録出荷団体等又は登録認定農業者等を補助事業者とするものとする。

### 2 債務負担行為の導入

#### (1) 債務負担行為の導入の検討

都道府県は、当該補助の一部に債務負担行為の形式を導入しようとするときは、当該都道府県に係る生産者補給交付金等の交付率の推移、今後の見通し等からみて、将来、債務負担行為の歳出化の必要性が生ずるおそれがないかどうかを十分検討するものとする。

#### (2) 債務負担行為の導入方法

ア 債務負担行為の形式による補助は、都道府県の補助事業者に対する補助の4分の1を限度とする。

イ 債務負担行為の導入は、都道府県が補助事業者に対し新たに行う補助（再造成分を含む。）について、その年度の補助を限度に逐次行うものとする。

ウ 債務負担行為の限度額は、初めて債務負担行為を導入する場合においてはその年度に導入する債務負担行為の限度額とし、前年度までに債務負担行為を導入している場合においてはその年度に新たに導入する債務負担行為の限度額と前年度の債務負担行為の限度額との合計額（その年度に債務負担行為の形式による補助を減少するときは、前年度の債務負担行為の限度額からその年度に減少する額を差し引いて得た額）とする。

エ 債務負担行為の行為年度は、債務負担行為の形式による補助を行う年度であり、都道府県は補助事業者に対して債務負担行為の形式による補助について、現金による補助とともに、その年度において交付決定（債務を負担する行為をいう。以下同じ。）を行うものとする。

オ 都道府県の負担となる年度は、冬野菜等については、生産者補給交付金等の交付が翌年度となることを考慮し、債務負担行為の行為年度及びその翌年度の2年度とする。

カ 都道府県は、その年度に新たな債務負担行為を導入しない場合においても前年度までに導入した債務負担行為が残存するときは、残存額についてその年度に改めて交付決定を行うものとする。

キ 債務負担行為の形式による補助を受けた補助事業者は、機構に対して納付すべき負担金又は納付金（以下「負担金等」という。）の額から当該債務負担行為の額を控除した額を納付する際に、当該債務負担行為の額の全部又は一部を歳出化することが必要として機構から通知があった場合には、直ちに都道府県に対して歳出化の要請をすることに

より機構から通知のあった期限までに機構から通知のあった額を納付する旨の契約を機構と取り交わすものとする。

### (3) 債務負担行為の歳出化

補助事業者から債務負担行為を歳出化する旨の要請を受けた都道府県は、生産者補給交付金等の交付事務の円滑な遂行に支障の生じないよう直ちに歳出化の手続きをとり、補助事業者に対し補助金（現金）を交付し、当該補助金（現金）の交付を受けた補助事業者は、機構から通知のあった期限までに負担金等を機構に納付するものとする。

### 3 補助金の交付の条件

補助事業者が機構に納付した負担金等のうち当該都道府県の補助金に相当する部分（以下「補助金相当部分」という。）については、当該都道府県の補助金支出の効率化に資するよう、機構において当該都道府県に所在する全ての登録出荷団体等及び登録認定農業者等の共通のものとして管理することを可能とするため、当該補助に当たっては、機構における補助金相当部分の登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに業務区分ごとの管理を交付の条件としないものとする。

## 第8 事務の委託

1 登録出荷団体は、当該登録出荷団体に対象野菜の出荷を委託した者に対し、次の事務の全部又は一部を委託することができる。

(1) 生産者からの負担金の徴収

(2) 生産者に対する生産者補給金の交付

2 1の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び生産者補給金を管理することその他負担金及び生産者補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象野菜の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

別表 【略】

## 別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

### 1 特定野菜等について

#### (1) 特認野菜の取扱いについて

特認野菜については、施行規則第8条の規定に基づき、都道府県知事から、その消費量、生産事情、出荷事情等からみて特にその供給の安定を図る必要があると認めて特認野菜とすることにつき要請があった野菜のうちから都道府県の区域ごとに定めることとされるため、特認野菜として定めることを希望する都道府県は、別記様式第1号の特認野菜指定要請書により当該野菜についての価格差補給交付金等交付事業を開始しようとする事業年度の開始の日の2月前の日までに地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して農産局長に提出するものとする。

#### (2) 特定野菜等の規格の取扱いについて

価格差補給交付金等交付事業は、交付等要綱別記4 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（本別記において「要領」という。）第3の2(1)の特定野菜等について野菜価格安定法人が定める規格に適合する野菜を対象として実施するものとする。

### 2 対象産地の選定について

(1) 要領第3の2(2)による対象産地の選定については、原則として一の市町村の区域を単位として行うものとする。

(2) (1)によることが困難な場合であって、複数の市町村を一つの区域として設定するとき、その区域における当該特定野菜等の作付及び出荷が安定的かつ一体的に行われている区域をもって設定するものとする。

(3) 要領第3の2(2)ア(ア)の生しいたけの対象産地選定に係る生産規模がおおむねほだ木5万本相当とは、培地重量1キログラム相当の菌床おおむね15万個とする。

(4) 要領第3の2(2)ア(イ)及びイ(イ)の農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区とは、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）に定める産地強化計画（以下「産地強化計画」という。）を樹立した地区とする。

(5) 要領第3の2(2)ウの農産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区とは、以下の要件を満たす産地について、都道府県知事が別記様式第2号により野菜指定産地育成計画を作成し、地方農政局長と協議して選定した地区とする。

ア 計画樹立後おおむね5年以内に野菜指定産地としての要件を備える見込みがあること。

イ 規則第1条に掲げる指定野菜の種類ごとの作付面積基準のおおむね2分の1に達していること。

### 3 対象市場群について

要領第3の2(3)の市場等の選定に当たっては、本事業の円滑な推進に必要な近代的な取引条件が整備されており、かつ、相当量の取扱実績を有する卸売市場等を対象とするものとする。

### 4 地方農政局長の経由について

要領第3の2(2)ア(ア)並びに同(3)のイ及びウの協議をするに当たっては、地方農政局長を経由してするものとする。

### 5 供給計画について

- (1) 要領第3の3(2)アの農産局長が定める様式は、別記様式第3号とする。
- (2) 要領第3の3(2)エ(カ)の農産局長が定める計画は、産地強化計画とする。
- (3) 要領第3の3(2)カの供給計画の重要な変更とは、交付予約計画数量の増加及び特例45、特例50、特例55、特例60、特例65又は特例70に関する事項の変更並びに生産数量又は出荷数量の変更とする。

### 6 相当規模生産者について

- (1) 要領第3の3(4)の「2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行う」ことの基準は、「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「指定野菜事業等実施通知」という。）の1(2)のとおりとする。
- (2) 要領第3の3(4)アの「おおむね」については、指定野菜事業等実施通知の1(3)ア及びエにより運用することとする。
- (3) 要領第3の3(4)アの生しいたけの生産規模がおおむねほだ木2.5万本相当とは、培地重量1キログラム相当の菌床おおむね7.5万個とする。
- (4) 要領第3の3(4)イの「おおむね」については、指定野菜事業等実施通知の1(3)アからエまでにより運用することとする。

### 7 交付準備金の造成について

要領第3の3(5)イの交付準備金の造成に当たっては、共同出荷組織等の負担金額と都道府県の交付金額とが原則として均等となるようにするものとする。

### 8 業務区分について

野菜価格安定法人は、別表1及び別表2に基づき業務区分を定めるものとする。この場合において業務区分は、同一の対象特定野菜等及び対象市場群について、対象出荷期間を月ごとに分割して定めることができるものとする。

なお、冬春ピーマンの4月1日から6月15日まで及び冬レタスの10月16日から11月30日までに係る業務区分を除き、分割した月の日数が17日未満の月については、その月と接続している月に加えるものとする。

### 9 業務対象年間の始期について

要領第3の3(7)アの規定による業務対象年間の始期は、原則として対象特定野菜等ごとに当該対象特定野菜等について価格差補給交付金等交付事業を実施しようとする最初の年の対象出荷期間の開始日とする。ただし、野菜価格安定法人の設立、業務方法書の施行等に伴うやむを得ない事情があるときは、当該最初の年の対象出荷期間に属する日を業務対象年間の始期とすることができるものとする。

### 10 保証基準額等について

要領第3の3(7)イの農産局長が別に定める資金造成単価、保証基準額及び最低基準額は、別表1及び別表2に定めるところによるものとする。

- ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げるところによるものとする。
- (1) 8により対象出荷期間を月ごとに分割した業務区分を定める場合の資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、当該対象特定野菜等及び対象市場群が同一であつて、当該対象出荷期間をその対象出荷期間に含む別表1又は別表2に掲げるものを適用するものとする。
  - (2) 別表2に記す業務区分のうち次に掲げる期間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額について、冬春ピーマンにあつては対象出荷期間が4月1日から6月15

日までの業務区分のうち6月1日から6月15日までの間は、夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が5月16日から7月31日までの業務区分に係る額を、冬レタスにあっては対象出荷期間が10月16日から11月30日までの業務区分のうち10月16日から10月31日までの間は、夏秋レタスのうち対象出荷期間が8月1日から10月31日までの業務区分に係る額を、それぞれの対象市場群に応じて適用するものとする。

#### 10の2 共同出荷組織等別必要造成額及び価格差補給助成金の特例について

要領第3の3(5)エ(ア)及び要領第4の2(3)アの農産局長が別に定める野菜は、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーとし、農産局長が別に定める割合は、2分の1とする。

#### 11 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第3の3(7)ウ(エ)の農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 共同出荷組織にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織が要領第3の3(5)アの負担金相当額を当該共同出荷組織の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ 要領第6の2により、要領第3の3(3)の対象特定野菜等の生産者が共同出荷組織に対して申告する要領第3の事業を利用しない期間に当該対象特定野菜等の生産者が共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

(2) 相当規模生産者にあっては、要領第6の2により、相当規模生産者が野菜価格安定法人に申告する要領第3の事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量（要領第3の3(2)クの特定相当規模生産者の構成員において要領第3の事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が要領第3の事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量に限る。）とする。

#### 12 共同出荷組織等別必要造成額等の端数の処理について

(1) 要領第3の3(5)エ(ア)に定める特定野菜事業関係共同出荷組織等別必要造成額、要領第3の3(5)エ(イ)に定める指定野菜事業関係共同出荷組織等別必要造成額及び要領第3の3(5)オに定める共同出荷組織等別必要造成額の計算並びに第4の2(3)イの要交付価格差補給交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額の計算において得られた金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(2) 要領第4の2(3)アの要交付価格差補給交付金等金額に3分の1を乗じて得た額の計算において得られた金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) (1)及び(2)の計算は計算の結果得られる額の小数第1位の数字が有効数字となるように行うものとする。

#### 13 事業実施状況の報告について

(1) 要領第8の1による報告は、別記様式第4号により行うものとする。

(2) 要領第8の1による報告は、毎年9月末日及び3月末日現在の事業の実施状況を取りまとめて、それぞれ当該年の10月末日及び4月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

#### 14 事務の委託

(1) 共同出荷組織は、当該共同出荷組織に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、次

の事務の全部又は一部を委託することができる。

ア 生産者からの負担金の徴収

イ 生産者に対する補給金の交付

(2) (1)の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び補給金を管理することその他負担金及び補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

別表及び別記様式 【略】

## 別記5 契約特定野菜等安定供給促進事業

### 1 供給計画及び補給交付金等の交付に関する契約について

- (1) 交付等要綱別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（本別記において「要領」という。）第4の2(1)の農産局長が定める様式は、別記様式第1号とする。
- (2) 要領第4の2(6)の供給計画の重要な変更とは、交付予約計画数量の増加及び当初契約の100分の20を超える生産数量又は出荷数量の変更とする。
- (3) 要領第4の2(7)の農産局長が別に定める基準は、価格差補給交付金等の交付に係る個別契約において、数量に上限値と下限値を設けるものであって、下限値は上限値の140分の60以上のものとする。
- (4) (3)の場合において、交付予約数量は当該上限値を上回らないものとする。
- (5) 要領第4の2(9)の農産局長が定める様式は、別記様式第1号の1(2)及び別記様式第2-1号から別記様式第2-3号までとする。

### 2 交付準備金の造成について

要領第4の3(2)の交付準備金の造成に当たっては、共同出荷組織等の負担金額と都道府県の交付金額とが原則として均等となるようにするものとする。

### 3 共同出荷組織等別必要造成額等の端数の処理について

- (1) 要領第4の3(3)の共同出荷組織等別必要造成額の計算において得られた金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 要領第5の2(3)の補給交付金等の金額に3分の1を乗じて得た額の計算において得られた金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) (1)及び(2)の計算は、計算の結果得られる額の小数点第1位の数字が有効数字となるように行うものとする。

### 4 業務対象年間の始期について

要領第4の7(1)、第4の8(1)又は第4の9(1)の規定による業務対象年間の始期は、原則として要領第3の2(3)の対象産地の区域内で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）ごとに当該対象特定野菜等について対象事業を実施しようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日とする。ただし、業務方法書の施行等に伴うやむを得ない事情があるときは、当該最初の年の対象出荷期間に属する日を業務対象年間の始期とすることができるものとする。

### 5 保証基準額等について

要領第4の7(2)の農産局長が別に定める資金造成単価、保証基準額及び最低基準額は、別表に定めるところによるものとする。

### 6 価格差補給交付金等交付事業の対象となる取引契約について

要領第4の7(3)アの農産局長が別に定める取引契約は、その定める取引価格が、特定の卸売市場価格を用いるか、当該卸売市場価格に一定額を加減するか、当該卸売市場価格に一定の係数を乗ずるかその他これらに類する方法により定められるものであって、その定める取引価格の設定期間が10日以内（ただし、取引契約の期間中、3回以上取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときには1か月以内）のものをいう。

### 7 指標市場について

要領第4の7(3)アの農産局長が別に定める指標市場は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則第45条第1項の規定により定められた卸売市場とする。

### 8 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

要領第4の7(3)ウの農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の(1)又は(2)のとおりとする。

- (1) 共同出荷組織にあつては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織が要領第4の3(1)の負担金相当額を当該共同出荷組織の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ 要領第7の2により、要領第3の2(1)アの委託生産者が共同出荷組織に対して申告する契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間に当該委託生産者が共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

- (2) 相当規模生産者にあつては、要領第7の2により、相当規模生産者が野菜価格安定法人に申告する契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量（要領第4の2(8)の特定相当規模生産者の構成員において契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間がある場合は、当該構成員が契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量に限る。）とする。

### 9 価格差補給交付金等の交付申請書について

要領第4の7(4)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3-1号又は別記様式第3-4号とする。

### 10 出荷調整補給交付金等交付事業に係る資金造成単価及び発動基準価額について

要領第4の8(2)の農産局長が別に定める資金造成単価及び発動基準価額は、別表に定めるところによるものとする。ただし、取引契約において旬別に固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額の加重平均価額（以下10において「契約価額」という。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、資金造成単価は、業務区分ごとに旬別に当該契約価額に10分の7を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

### 11 出荷調整について

- (1) 要領第4の8(3)アの農産局長が別に定める対象特定野菜等の廃棄等は、共同出荷組織等が、対象特定野菜等のほ場において当該対象特定野菜等を廃棄すること又は家畜の飼料として当該対象特定野菜等を供給することをいう。
- (2) 要領第4の8(3)イの農産局長が別に定める様式は、別記様式第4号とする。

### 12 出荷調整補給交付金等の交付申請書について

要領第4の8(5)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3-2号、別記様式第3-4号又は別記様式第3-5号とする。

### 13 指標価額について

要領第4の9(3)の農産局長が別に定める指標価額は、別表に定めるところによるものとする。

### 14 数量確保費用交付金を交付する場合の特例

(1) 要領第4の9(6)イの農産局長が別に定める場合とは、次のア又はイに該当する場合とする。

ア 特定の地域での激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定するものをいう。）又は病虫害の著しい発生がある場合であって、当該特定の地域を含む次の表に掲げる対象地域ごとに当該対象地域に位置する7で定める卸売市場の当該対象特定野菜等の旬別の加重平均取引価額が、当該地域ごとに数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として当該対象特定野菜等ごとに機構が旬別に定める額を上回った場合

北海道
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
新潟県、富山県、石川県及び福井県
岐阜県、愛知県及び三重県
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
鳥取県、島根県、岡山県及び広島県
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄県

イ 局所的な気象災害その他の事情により、供給すべき対象特定野菜等に不足を生じた場合

- (2) (1)アの激甚災害又は病虫害発生により、供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を申請するに当たって、あらかじめ当該災害又は病虫害発生による当該対象特定野菜等の不足状況について、都道府県知事の認定を受けることとする。
- (3) 要領第4の9(6)イの共同出荷組織等が出荷した特定野菜等とは、(1)のア又はイの要件に該当する旬に出荷されたものとする。

15 数量確保費用交付金の交付申請書について

- (1) 要領第4の9(8)アの農産局長が別に定める様式は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号とする。
- (2) 13の(1)アで定める特例により数量確保費用交付金を受けようとするときは、共同出荷組織等は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号に別記様式第3-6号を添付して申請するものとする。
- (3) 13の(1)イで定める特例により数量確保費用交付金を受けようとするときは、共同出荷組織等は、別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号に局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付して申請するものとする。

16 事業実施状況の報告について

- (1) 要領第9の1による報告は、別記様式第5号により行うものとする。
- (2) 要領第9の1による報告は、毎年9月末日及び3月末日現在の事業の実施状況を取りまとめて、それぞれ当該年の10月末日及び4月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

17 事務の委託

- (1) 共同出荷組織は、当該共同出荷組織に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、次の事務の全部又は一部を委託することができる。
- ア 生産者からの負担金の徴収
- イ 生産者に対する補給金の交付
- (2) (1)の事務の委託（当該委託を受けた者からの再委託を含む。）を受けた者は、生産者ごとに負担金及び補給金を管理することその他負担金及び補給金を適切に管理するための方法を定めた規約を作成し、当該委託を受けた者に対象特定野菜等の出荷を委託した者に対し、当該規約を周知しなければならない。

18 農産局長が特に必要と認める場合に行う事業

要領第2の2の事業の実施については、別添の契約野菜収入確保モデル事業に定めるところによる。

別表及び別記様式 【略】

## 別記5 別添 契約野菜収入確保モデル事業

### 第1 趣旨

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。このため、交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定要領」という。）第2の2による事業として以下の支援措置をモデル事業として実施することとする。

### 第2 事業の内容等

#### 1 事業の内容

この通知に基づき機構が行う事業（以下「モデル事業」という。）は、次に掲げるものとする。

##### (1) 出荷調整タイプ

第4の1から3までの者が、実需者等（第5の1に規定する者をいう。以下同じ。）との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に天候その他やむを得ない事由で当該契約を履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量（第11の2（1）の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量のうち旬別の出荷計画数量（第8の1（1）の書類に記載された数量をいう。）をいう。以下同じ。）を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、かつ、旬別の出荷計画数量を超過した数量の対象野菜の廃棄等（廃棄すること又は家畜の飼料として提供することをいう。）による出荷調整を行った場合において、第7の5の積立金により収入の減少を補填するときに、当該者に機構が交付金を交付する。

##### (2) 数量確保タイプ

第4の4の者が、実需者等との間で、特定の対象品目の供給に係る契約の締結後に特定の生産者から仕入れる予定であった野菜について、当該生産者から仕入れる数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保する必要がある場合であって、かつ、当該同一の野菜を卸売市場等から購入して確保した場合において、第7の5の積立金によりその確保に要した費用の一部を補うときに、当該者に機構が交付金を交付する。

#### 2 交付金の区分

モデル事業の交付金は、タイプごとに、1（1）の出荷調整タイプの交付金は出荷調整交付金、1（2）の数量確保タイプの交付金は数量確保交付金とする。

### 第3 対象品目

モデル事業の対象となる野菜（新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含む。）の品目（以下「対象品目」という。）は、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスとする。

### 第4 事業実施主体

モデル事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、事業実施及び会計手続を

適切に行い得る体制を有し、出荷調整タイプにあつては1から3までの者、数量確保タイプにあつては4の者とする。

#### 1 対象品目を生産する者

2 1の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において直接的又は間接的に販売の委託を受ける農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会

3 その他1の者が構成員とし、対象野菜の契約取引において直接的又は間接的に販売の委託を受ける団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

4 中間事業者（1から3までの者から対象品目を買い受け、その原体若しくは対象品目を切断し、又は切断を行った上で1以上の野菜を詰め合わせるなどの加工（すり潰し、塩蔵、加熱及び冷凍等の加工の度合いの大きいものを除く。以下「カット等」という。）を行ったものを他の事業者へ販売することを業として行う者をいう。以下同じ。）

### 第5 モデル事業の対象となる契約等

#### 1 契約の相手方

モデル事業の対象となる実需者等は、次に掲げる者であつて、機構理事長が定める期間に事業実施主体と対象品目の取引があつた者とする。

(1) 対象品目（カット等を行ったものを含む。1において同じ。）を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

(2) 対象品目の小売を業とする者

(3) 対象品目を事業実施主体から買い受けて他の事業者へ販売することを業とする者

2 1にかかわらず、事業実施主体との関係が次の各号に掲げる者は、実需者等としないものとする。

(1) 事業実施主体の経営を実質的に支配している関係にある者

(2) 事業実施主体が、経営を実質的に支配している関係にある者

(3) その他前二号に掲げる場合に準ずるものとして、機構理事長が定める関係にある者

3 対象契約は、原則として書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

(1) 当該契約の対象となる対象品目の種類

(2) 当該対象品目の供給の期間（3月末日までに供給の期間が終了するものに限る。以下「契約期間」という。）

(3) 契約期間内に事業実施主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量（以下「契約数量」という。）

(4) 当該対象品目の価格（消費税に相当する額を除く。以下「契約価格」という。）

#### 4 数量確保タイプの仕入計画

数量確保タイプの事業実施主体は、第8の1（1）の事業実施計画の申込区分（第2の1のタイプごとに別表1-1から別表2-2までに定める申込区分をいう。以下同じ。）の対象出荷期間（別表1-1から別表2-2までの対象出荷期間の欄に掲げる期間をいう。以下同じ。）に係る対象品目を仕入れる仕入先の生産者（事業実施主体との関係が2の各号に掲げる者に該当

する者を除く。以下「仕入先生産者」という。)との間の仕入計画(以下「仕入計画」という。)を機構理事長が定めるところにより作成するものとする。

## 第6 事業実施期間

モデル事業の事業実施期間は、平成23年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 第7 採択要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす者の中から適当と認める者を採択するものとする。

- 1 対象契約の対象となる対象品目に関し、当該対象契約の相手方となる実需者等と過去1年間以上の契約取引の実績があること又はこれと同等の当該対象品目に係る安定的な供給体制が構築されていること。
- 2 対象契約の相手方となる実需者等と対象契約を締結していること又は当該実需者等への当該対象品目の供給を開始するまでに対象契約を締結することが確実であると見込まれること。
- 3 対象契約の内容が過去の取引状況及び当年の作付計画又は仕入計画等に照らして確実に履行されるものであると見込まれること。
- 4 金融機関にモデル事業に係る専用の口座等(これに準ずるものとして機構理事長が定めるものを含む。以下「専用口座」という。)を開設すること。
- 5 モデル事業の実施に必要な積立金(以下単に「積立金」という。)については、専用口座に積立てを行うこと。
- 6 対象契約に基づく対象品目の供給の日までに積立金を積み立てることが確実であると見込まれること。
- 7 機構が実施するモデル事業の検証等に必要な調査に協力すること。

## 第8 事業実施計画

### 1 事業実施計画の認定等

- (1) 事業実施主体は、申込区分ごとに機構理事長が定めるところにより作成した事業実施計画を、機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長が定める日までに、機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認める場合は、事業実施主体に認定の通知を行うものとする。

### 2 事業実施計画の変更

事業実施主体及び機構理事長は、事業実施計画の重要な変更を行う場合には、1に準じてその提出及び認定を行うものとする。

### 3 重複申請の取扱い

事業実施主体が、機構に提出した1(1)の事業実施計画に係る契約数量について、要綱別記2指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の1若しくは要綱別記3契約指定野菜安定供給事業実施要領第6の2(第7の2及び第8の2で準用する場合を含む。)に係る交付予約又は要綱別記4特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3(2)若しくは契約特定要領第4の2に係る契約の締結を重複して行うことはできない。

また、既に当該交付予約又は当該契約の締結を行っている対象品目の数量について、1(1)

の事業実施計画を機構に提出することはできない。

## 第9 交付金の交付

- 1 事業実施主体は、第8の1により認定された事業実施計画に基づき、交付金の交付を受けようとする場合は、申込区分ごとに機構理事長が定める日までに機構理事長が定める交付申請書(兼概算払請求書)に機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は1により提出された交付申請書(兼概算払請求書)が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、事業実施主体に通知するとともに、速やかに、交付金の概算払いを行うものとする。

## 第10 実績報告等

- 1 事業実施主体は、事業が終了した時は、機構理事長が定める期日までに交付決定のあった申込区分に係る実績報告書(兼精算払請求書)に機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構は、機構理事長が定めるところにより、事業実施主体が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、確定した交付金の額を通知するとともに、事業実施主体に対し交付金を交付するものとする。
- 3 機構理事長は、対象契約の内容に適合した履行がされなかったなど、精算払請求等に基づく交付金の交付が不適当と認める場合は、交付金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。この場合において、機構理事長はその旨を事業実施主体に通知するものとする。

## 第11 各タイプの交付対象となる数量及び価格

### 1 出荷調整タイプ

交付金の交付の対象となる申込数量(以下「申込数量」という。)は、第8の1(1)の事業実施計画の申込区分の対象出荷期間に係る契約数量又は当該対象契約の実需者との過去3年間における当該出荷期間に相当する期間の契約取引数量のうち最も大きい数量のいずれか少ない数量の10分の3を限度とする。

### 2 数量確保タイプ

申込数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量に2分の1を乗じて得た数量を限度とする。

- (1) 申込区分の対象出荷期間に係る契約数量(対象品目の重量が当該対象品目の原体となる野菜の重量(以下「原体重量」という。))と異なる場合にあっては、原体重量に換算した数量をいう。以下第13の2(4)アにおいて同じ。)
- (2) 仕入計画数量(事業実施主体が仕入先生産者から買い受けることを計画している対象品目の国産の数量として各仕入先生産者ごとに仕入計画に記載されている数量の合計又は過去3年間における申込区分に係る対象出荷期間に相当する期間の仕入先生産者から出荷された数量のうち最も大きい数量のうち、いずれか少ない数量をいう。以下同じ。)

## 第12 各タイプの積立金の額

各タイプの積立金の額については、次に掲げるものとする。

## 1 出荷調整タイプ

- (1) 積立金の額は、申込区分ごとに、出荷調整申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- (2) (1)において、出荷調整申込単価は、別表1-1及び1-2に定める積立単価又は契約価格に10分の7を乗じて得た額とする。
- (3) (1)において、負担割合は2分の1とする。
- (4) 事業実施主体が第8の1(2)の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額(第8の1(1)に定める事業実施計画に記載された事業実施主体者による積立金の額をいう。以下同じ。)を下回ってはならない。

## 2 数量確保タイプ

- (1) 積立金の額は、申込区分ごとに、数量確保申込単価に、申込数量及び負担割合を乗じて得た額とする。
- (2) (1)において、数量確保申込単価は、購入限度価額(仕入計画数量について加重平均した取引予定価格(消費税に相当する額を除く。以下「取引予定価格」という。)に限度率(100分の150、100分の200及び100分の300のうちから、事業実施主体が選択する率をいう。)を乗じて得た額をいう。第13の2(8)イにおいて同じ。)から取引予定価格を差し引いて得た額に0.9を乗じて得た額とする。
- (3) (1)において、負担割合は2分の1とする。
- (4) 事業実施主体が第8の1(2)の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日まで、専用口座の預金額が積立額を下回ってはならない。

## 第13 交付金の額等

### 1 出荷調整タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの出荷調整交付金の交付は、申込区分ごとに、対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、発動基準額を下回った場合において、当該句又は翌句に出荷調整を行った場合に行うものとする。
- (2) (1)の出荷調整交付金の額は、申込区分ごとに、句ごとの交付対象出荷調整数量に出荷調整交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と事業実施計画の認定額(ただし、事業実施主体が第8の1(2)の通知を受けた日から第9の2の通知を受けた日までの間において、8の1(2)で認定を受けた事業実施計画における積立額を下回ったと認められた場合には、当該積立金の額が最も少なかったときの額とする。以下同じ。)のいずれか低い額(当該額が0を下回る場合にあっては、0)とする。
- (3) (2)において、交付対象出荷調整数量は、次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、事業実施主体が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量(以下「出荷調整実績数量」という。)を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を交付対象出荷調整数量とする。

$$(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$$

Aは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該句に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該句の出荷調整実績数量

Dは、当該句の句別契約等数量

Eは、当該句に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量

- (4) (2)において、出荷調整交付金単価は、別表に定める積立単価又は契約価格の10分の7相当のいずれか低い額とする。

### 2 数量確保タイプ

- (1) 事業実施主体への機構からの数量確保交付金の交付は、申込区分ごとに、事業実施主体が対象出荷期間に対象契約により出荷した対象品目と同一の対象品目の当該期間における平均取引価額が、指標価額(別表2-1及び2-2に定める申込区分ごとに、同表の指標価額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。)を上回った場合であって、仕入先生産者からの供給量が不足し、当該平均取引価額に係る句に対象契約を履行するために卸売市場等から国産の野菜を充当した場合に行うものとする。
- (2) (1)の数量確保交付金の額は、申込区分ごとに、句ごとの交付対象取引数量に数量確保交付金単価及び負担割合を乗じて得た額の合計額と事業実施計画の認定額のいずれか低い額とする。
- (3) (2)において、交付対象取引数量は、(1)の平均取引価額が指標価額を上回った句(以下「発動句」という。)の契約出荷数量に調達割合を乗じて得た数量(以下「句別充当数量」という。)とする。ただし、句別充当数量の合計が申込数量を上回る場合の交付対象取引数量は、句別充当数量を句別充当数量の合計で除して得た割合に申込数量を乗じて得た数量とする。
- (4) (3)において、契約出荷数量は、発動句ごとの数量とし、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。
  - ア 句別出荷計画数量
  - イ 事業実施主体が申込区分に係る対象出荷期間に対象契約に基づき対象品目を出荷した数量(当該数量が原体重量と異なる場合にあっては、原体重量に換算した数量)
- (5) (3)において、調達割合は、調達数量を事業実施主体における対象品目の全ての仕入数量(仕入先生産者からの仕入数量(各仕入先生産者から各仕入計画数量以上の出荷があった場合であって、対象契約を履行するために各仕入計画数量を超えて購入した数量が各取引予定価格よりも高いときは、当該各仕入計画数量を超えて購入したもの(以下「計画超過分」という。)を除く。以下同じ。))と仕入先生産者以外からの国産仕入数量(計画超過分を含む。)の合計をいう。)で除して得た割合とする。
- (6) (5)において、調達数量は、次の各号に掲げる数量のうちいずれか少ない数量とする。
  - ア 句別仕入計画数量(仕入計画数量のうち句別の数量として第8の1(1)の書類に記載された数量をいう。)から仕入先生産者からの仕入数量を差し引いて得た数量
  - イ 仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目の数量(計画超過分を含む。))
- (7) (2)において、数量確保交付金単価は、申込区分ごとに発動句ごとの数量確保価格から取引予定価格を差し引いた額に0.9を乗じて得た額とする。
- (8) (7)において、数量確保価格は次の各号に掲げる額のうち最も低い額とする。
  - ア 調達価格(仕入先生産者以外から購入した国産の対象品目(計画超過分を含む。))の加重平均価格(消費税に相当する額を除く。)をいう。)
  - イ 購入限度価額



## 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について

### 第14 報告

- 1 機構理事長は、毎年度のモデル事業の実施状況、効果及び課題等について調査及び検証を行い、別紙様式により報告書を作成し、翌年度の6月末までに農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長及び事業実施主体から報告を徴することができるものとする。
- 3 機構理事長は、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、交付金の交付のための措置について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 4 機構理事長は、3で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が交付金を不正に受給していると判断した場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じることができる。

### 第15 交付の対象となる経費

- 1 本事業の対象となる経費は、モデル事業に要する経費とし、補助率は定額とする。
- 2 交付限度額は、1事業実施主体の申込区分ごとに第4の1の者にあつては、750万円、同2から4までの者にあつては、1,500万円とする。ただし、事業実施主体が複数のタイプについて交付申請した場合には、第2の1のタイプごとに交付限度額まで交付を受けることができる。

### 第16 その他

- 1 事業実施主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。
- 2 モデル事業の適正な実施を図るため、機構理事長又は第4の2に該当する事業実施主体は、第4の1に該当する事業実施主体又は第4の2に該当する事業実施主体の構成員の同意を得た上で、農業保険法（昭和22年法律第185号）第175条に規定する農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 第4の1及び3の事業実施主体及び第4の2の事業実施主体の構成員が園芸施設を設置した上で対象品目を生産する場合には、機構理事長にあつては第4の1及び3の事業実施主体、第4の2の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。
- 4 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（以下「働き方改革ガイド」という。）の趣旨を踏まえ、機構理事長にあつては第4の1及び3の事業実施主体、第4の2の事業実施主体にあつては当該構成員に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。
- 5 この通知に定めるもののほか、モデル事業の実施に必要な事項については、農産局長及び機構理事長が別に定めるところによるものとする。

別表及び別紙様式 【略】

	平成14年8月2日付け14生産第3628号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成15年9月29日付け15生産第4158号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成17年4月1日付け16生産第8257号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成19年3月30日付け18生産第9279号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成20年4月1日付け19生産第9602号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成20年11月28日付け20生産第4996号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成22年4月1日付け21生産第10472号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成23年3月31日付け22生産第10942号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成29年1月31日付け28生産第1786号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成30年3月29日付け29生産第2296号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成31年4月1日付け30生産第2389号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和2年4月6日付け元生産第1992号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和2年11月12日付け2生産第1311号 農林水産省生産局長通知
一部改正	令和4年4月1日付け3農産第3944号 農林水産省農産局長通知
一部改正	令和5年4月1日付け4農産第5279号 農林水産省農産局長通知
一部改正	令和6年4月12日付け5農産第3967号-3 農林水産省農産局長通知

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律（平成14年法律第58号）の施行等に伴い、指定野菜価格安定対策事業（以下「指定野菜事業」という。）について対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に関し登録出荷団体との間に委託関係のある生産者（以下「委託生産者」という。）に加え、出荷団体を介さずに対象野菜を出荷する登録生産者についても生産者補給金の交付の対象とする等の改正が行われるとともに、登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」という。）と指定野菜の実需者との契約取引を対象とする契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定野菜事業」という。）が創設されたところである。

については、指定野菜事業及び契約指定野菜事業（以下「指定野菜事業等」という。）の適正

な実施を期するため、下記について、登録出荷団体等の御指導等よろしく願います。  
 また、指定野菜価格安定対策事業の交付予約数量の適正化について(昭和 63 年 11 月 9 日付け 63 食流第 5199 号農林水産省食品流通局長通知)は廃止されたので、併せて御了知願いたい。

記

1 生産者の登録について

- (1) 野菜生産出荷安定法(昭和 41 年法律第 103 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の登録(以下「登録」という。)を受ける資格を有する生産者とは、対象野菜を生産して出荷する個人又は法人その他の団体(法人格のない団体である場合は、2 以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。)であって、少なくとも一の野菜指定産地の区域において当該生産者が生産する対象野菜(以下「生産対象野菜」という。)の作付面積が野菜生産出荷安定法施行規則(昭和 41 年農林省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 6 条に規定する面積に達している者とする。
- (2) (1)において「2 以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行う」ことの基準は次のとおりとする。

生産を共同して行う基準	2 以上の者が次に掲げる事項の全てを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産資材の共同購入及び機械若しくは施設等の共同購入又は共同利用</li> <li>品種及び作付体系の統一</li> <li>播種、防除及び収穫の基幹作業の共同実施</li> </ul>
出荷を共同して行う基準	2 以上の者が選別及び集荷を共同で行うこと。
収支決算を共同して行う基準	2 以上の者が共同で出荷した野菜の販売金額をプールして分配すること。

- (3) 施行規則第 6 条の「おおむね」については、次のとおり運用することとする。

ア 数値の 8 割とする。

イ 登録を受けようとする生産者のほ場が複数の野菜指定産地として重複して指定された区域にある場合には、それぞれの野菜指定産地に係る当該指定野菜の種別ごとの作付面積を合計したものを生産対象野菜の作付面積とする。

ウ イの場合において、作付面積を合計することのできる生産対象野菜は、次の表の類別及び季節区分ごとの対象野菜に限ることとする。

類別	季節区分	対象野菜
葉茎菜類 ・根菜類	春もの	春キャベツ、春だいこん、春夏にんじん、春ねぎ、春はくさい、春レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	夏秋もの	夏秋キャベツ、夏だいこん、秋にんじん、夏ねぎ、夏はくさい、夏秋レタス、秋冬さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	冬春もの	冬キャベツ、秋冬さといも、秋冬だいこん、冬にんじん、

		秋冬ねぎ、秋冬はくさい、冬レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
果菜類	夏秋もの	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン
	冬春もの	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン

エ 一の生産対象野菜について、1 年に複数回の作付けが行われる場合は、当該対象野菜の作付面積は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積とする。

2 交付予約の申込みについて

- (1) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年法律第 67 号)第 5 条第 10 項の規定による通知に係る認定総合化事業計画(同法第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画をいう。)に従って同法第 3 条第 6 項に規定する産地連携野菜供給契約(以下単に「産地連携野菜供給契約」という。)に基づく指定野菜の供給を行う認定農林漁業者等(法第 6 条第 3 項に規定する認定農林漁業者等をいう。)をいう。以下同じ。)は、指定野菜事業等における交付予約の申込みを行う場合には、あらかじめ、当該業務区分に対応する対象野菜について、野菜需給調整関係事務処理要領(平成 14 年 9 月 2 日付け 14 生産第 2795 号農林水産省生産局長通知)第 1 の 2 の(1)の供給計画(以下「供給計画」という。)を作成し、農林水産省農産局長に提出することとする。

- (2) 農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)第 175 条に規定する農業経営収入保険事業に係る周知等について、次のとおり行うこととする。

ア 指定野菜事業等(契約指定野菜事業にあつては、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3943 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別記 3 の契約指定野菜安定供給事業実施要領第 6 に規定する価格差補給交付金等の交付に関する契約に限る。以下(2)において同じ。)において、交付予約を行う場合には、あらかじめ、登録出荷団体にあつては委託生産者、特定登録生産者(構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する登録生産者をいう。以下同じ。)にあつてはその構成員に対し、農業保険法施行規則(平成 29 年農林水産省令第 63 号)第 178 条第 1 号に規定する事業を利用する者は、農業経営収入保険事業実施要領(平成 30 年 9 月 28 日付け 30 経営第 1431 号農林水産省経営局長通知)第 1 章第 4 節の(1)の④に規定される野菜価格安定対策事業の同時利用の特例(以下「同時利用の特例」という。)を利用している者を除き、同法第 176 条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。

イ 農業保険法第 177 条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みのある特定登録生産者の構成員又は委託生産者(同時利用の特例を利用している者を含み、指定野菜事業等において交付予約を行う者を除く。)は、当該特定登録生産者又は当該登録出荷団体に対し、指定野菜事業等を利用しない意思及び期間を当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該登録出荷団体又は当該特定登録生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した、又は成立する見込みのある構成員から当該申告を受けた特定登録生産者(指定野菜事業に交付予約した者に限る。)又は登録生産者は、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に対し、同様の申告をすることとする。

- (3) 登録出荷団体等は、指定野菜価格安定対策事業において要綱別記 2 の指定野菜価格安

定対策事業実施要領第6の1の(3)の重要野菜（以下単に「重要野菜」という。）又は調整野菜に関し交付予約の申込みを行う場合には、あらかじめ、要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業（以下「生産出荷団体緊急需給調整事業」という。）の対象となることとする。

(4) 登録出荷団体等は、指定野菜価格安定対策事業において特例申込み50又は特例申込み55（重要野菜に係るものを除く。）の交付予約の申込みを行う場合には、あらかじめ、当該交付予約に係る対象野菜について、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の産地強化計画（以下「産地強化計画」という。）を策定するものとする。

(5) 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、指定野菜事業等における交付予約の申込みを行う前に、あらかじめ、都道府県知事に連絡するものとする。

都道府県知事は、このことにより、登録出荷団体等及び登録認定農業者等の交付予約希望数量を把握し、予算措置並びに当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等が作成した供給計画及び産地強化計画との整合性に留意するとともに、地方農政局（北海道にあっては、北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）と十分に連携しつつ、過去の出荷実績、共同販売体制等の生産・出荷の動向、法第8条の生産出荷近代化計画、産地強化計画、その他産地育成方針等を十分考慮し、当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対し、交付予約の申込みが適正な数量等となるよう指導するとともに、当該数量等について、地方農政局を経由して、農林水産省農産局に報告するものとする。

(6) 農林水産省農産局は、(5)による報告があった場合には、当該報告に係る数量等を機構に通知するものとする。

(7) 機構は、交付予約の締結に当たっては、在庫補助金支出の効率化の観点から、事前に、(6)による通知の内容、過去の出荷実績等からみて、交付予約申込数量が妥当か否かを検討し、適正な数量となるよう登録出荷団体等及び登録認定農業者等を指導することとする。

(8) 登録出荷団体等は、交付予約数量の減少又は交付予約の解約について申込みを行う前に、あらかじめ都道府県知事に連絡するものとする。

### 3 委託生産者への価格差補給金及び出荷調整補給金の交付について

登録出荷団体は、指定野菜事業においては価格差補給交付金、契約指定野菜事業においては価格差補給交付金及び出荷調整補給交付金の交付を受け、委託生産者に価格差補給金及び出荷調整補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（2の(2)により、当該委託生産者が指定野菜事業等を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知するものとする。

### 4 登録生産者の対象化等について

(1) 指定野菜価格安定対策事業において、平均販売価額を機構が算定する場合には、登録出荷団体等が対象市場群に出荷した対象野菜の販売データを利用していることから、今般の改正により指定野菜価格安定対策事業に新たに直接加入することとなる登録生産者は、当該販売データに係る留意事項について機構から十分説明を受けることとする。

(2) また、生産者補給金の交付の対象となる対象市場群に出荷される対象野菜については、対象市場群に委託出荷されるものに加え、卸売業者の買付けによるものが新たに対象とされたところである。当該買付品に係る販売データについても機構が当該対象市場群の卸売業者から入手することとなることから、機構は、このことについて登録出荷団体等及び卸売業者に対して、十分説明することとする。

### 5 業務の実施体制

(1) 指定野菜事業等の適正な実施を図るため、都道府県、機構又は野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。）は、指定野菜事業等に係る業務については、相互に密接な連携の下に行うものとし、相互に必要な資料の提供等に努めるものとする。

(2) 指定野菜事業等の適正な実施を図るため、機構又は登録出荷団体（登録出荷団体から事務の委託を受けた者を含む。）は、登録生産者又は委託生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に基づき農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

(3) 指定野菜事業等の適正な実施を図るため、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）別記2第2の対象市場群に属することとなったものについて、農林水産省農産局は、中央卸売市場及び地方卸売市場の現況、機構は、野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外のものうち、野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であって、地方公共団体又は法人が運営をするものをいう。）の現況を年度ごとに確認する。

### 6 その他

(1) 委託生産者及び登録生産者が園芸施設を設置した上で対象野菜を生産する場合には、機構にあっては登録生産者、登録出荷団体にあっては委託生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。

(2) 農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた農業の「働き方改革」経営者向けガイド（以下「働き方改革ガイド」という。）の趣旨を踏まえ、機構にあっては登録生産者、登録出荷団体にあっては委託生産者に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

附 則（平成17年4月1日付け16生産第8257号）

- 1 この通知による改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年5月21日前に交付予約の申込み期限を設定している業務区分における特例申込み45又は特例申込み50（生産出荷団体緊急需給調整事業の対象野菜に係るものを除く。）の交付予約の申込みに係る記の2の(3)及び(4)の規定による取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日付け19生産第9279号）

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）第6の1の(2)に規定する交付予約の申込期限が平成19年8月30日以前である業務区分のうち平成20年3月31日までに出荷を行うもの（交付予約の申込期限が平成19年6月20日である業務区分にあっては、平成20年4月30日までに出荷を行うもの）については、この通知による改正前の指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）2の(3)の規定を適用する。
- 3 交付予約の申込期限が平成19年8月30日以前である業務区分については、この通知による改正前の実施通知2の(4)の規定は、この通知の施行後も平成20年4月30日までに

出荷を行うものに関し、なお効力を有する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生産第 9602 号）  
この通知による改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日付け 20 生産第 4996 号）  
この通知による改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 10472 号）  
1 この通知は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
2 要領第 6 の 1 の (2) に規定する交付予約の申込期限が平成 22 年 8 月 30 日以前である業務区分のうち平成 23 年 3 月 31 日までに出荷を行うもの（交付予約の申込期限が平成 22 年 6 月 20 日である業務区分にあつては、平成 23 年 4 月 30 日までに出荷を行うもの。以下この場合において同じ。）については、改正前の本通知（以下「改正前通知」という。）2 の (3) を適用する。なお、特例申込みを申し込む出荷団体等にあつては、担い手の育成・確保及び低コスト化・高付加価値化等を通じた産地の構造改革を引き続き推進するものとする。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 生産第 10942 号）  
この通知による改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 31 日付け 28 生産第 1786 号）  
この通知による改正は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生産第 2296 号）  
1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
2 指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3628 号農林水産省生産局長通知。以下「指定野菜事業等の実施について」という。）3 は、指定野菜事業にあつては、要領第 6 の 1 の (2) に規定する交付予約の申込期限が平成 30 年 8 月 31 日以後である業務区分のうち対象出荷期間が平成 31 年 1 月 1 日以後から開始するもの、また、契約指定野菜事業にあつては、契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4157 号農林水産事務次官依命通知。以下「契約指定野菜事業実施要領」という。）第 6 の 2 に規定する交付予約の申込期限が平成 30 年 11 月 20 日以後である業務区分から適用する。  
3 「指定野菜事業等の実施について」6 の (3) は、要領第 6 の 1 の (2) 及び契約指定野菜事業実施要領第 6 の 2 に規定する交付予約の申込期限が、働き方改革ガイドラインの策定より後である業務区分から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2389 号）  
この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日付け元生産第 1992 号）  
この通知による改正は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 12 日付け 2 生産第 1311 号）

この通知による改正は、令和 2 年 11 月 12 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3944 号）  
この通知による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 5279 号）  
この通知による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 12 日付け 5 農産第 3967 号-3）  
この通知による改正は、令和 6 年 4 月 12 日から施行する。

持続的生産強化対策事業実施要領の制定について（抄）

3 農 産 第 3 1 7 5 号  
3 畜 産 第 1 9 9 3 号  
令 和 4 年 4 月 1 日  
農 林 水 産 省 農 産 局 長  
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

最終改正 令和6年3月28日付け5農産第3945号  
5畜産第3016号

持続的生産強化対策事業推進費補助金及び持続的生産強化対策事業交付金については、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、この度、持続的生産強化対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本補助金及び交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

別紙2 時代を拓く園芸産地づくり支援

第1 事業の実施方針

園芸作物は、他の作物と比べて高収益が見込め、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な農産物であるものの、我が国の園芸作物の生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まってきているほか、近年の多発する気象災害により作柄が不安定となっていること等から、安定的な供給を求める外食産業、卸売業及び小売業等の実需者のニーズに対して十分な対応ができておらず、加工・業務用を中心に輸入品が一定の割合を占めている状況にある。本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定的な生産及び供給を実現するため、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入等を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図るものである。

第2 事業の内容

本事業の内容等はIに定めるとおりとする。

## I 大規模契約栽培産地育成強化事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の取組内容

(1) 本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号の規定に基づき実施する次のア及びイの事業により構成されるものとし、ア及びイの事業を相互に連携させながら実施するものとする。

ア 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

イ 大規模契約栽培産地育成強化支援事業

(2) (1)のア及びイの事業の内容等については、それぞれⅠ－Ⅰ及びⅠ－Ⅱによるものとする。

(3) 大規模契約栽培産地育成強化事業の実施手続等については、本要領本体第5から第8までの規定にかかわらず、本別紙に定めるものとする。

#### 2 事業実施期間

本事業の実施期間は1年間とする。

### 第2 事業実施計画等

#### 1 事業実施計画の作成

機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、事業実施計画を別添1により作成するものとする。

#### 2 事業実施計画の提出

機構理事長は、農産局長の求めがあった場合には、交付申請書の提出より前に、別添1により事業実施計画書を提出するものとする。

### 第3 点検評価等

#### 1 事業の実施状況の報告

(1) 機構理事長は、第1の1(1)ア及びイに定める事業の各年度の実施状況について、事業実施年度の翌年度中に農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長並びにⅠ－Ⅰ及びⅠ－Ⅱで定める取組主体から報告を受けることができるものとする。

### 第4 その他

#### 1 情報提供

本事業について、機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、当該取組主体が所在する都道府県に対し、取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

#### 2 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

なお、機構は大規模契約栽培産地育成強化事業に係る経費とほかの経費を区分し

て経理するものとする。

#### 3 資金の返還

機構理事長は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を含む。以下同じ。）に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業実施期間中であっても使用する見込みのない資金残額が生じたときは、機構理事長は、当該残額を国に返還するものとする。

4 本事業の実施に必要な事項については、本別紙に定めるもののほか、機構理事長が別に定めるものとする。

5 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じてその内容を公表することができるものとする。

6 国は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言を行うものとする。

#### 7 本事業の実施に当たっての留意事項

(1) 本事業の取組主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。

(2) 本事業の取組主体は、自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策（野菜価格安定制度、農業保険（収入保険、園芸施設共済等の農業共済）その他の農業関係の保険）に加入するよう努めるものとする。

## I-1 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

### 第1 事業の内容

大規模契約栽培産地育成強化推進事業（以下「推進事業」という。）は、加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業とする。

### 第2 取組主体

推進事業の取組主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であって、原則として一つの都道府県の区域を越えないものとする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- 6 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

### 第3 対象品目

推進事業の対象となる野菜の品目（以下「対象品目」という。）は以下のとおりとする。

なお、1及び2のうち国内における輸入量の多い時期（以下「対象出荷期間」という。）が特定された品目は、第9の1に掲げる目標年度において事業ほ場における年間の契約出荷量のうち2割以上を対象出荷期間に出荷することとする。

#### 1 加工・業務用

たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）とする。

ただし、ばれいしょ又はかんしょ以外の加工・業務用の品目であって、都道府県知事が特に必要と認めるものについては、上記以外の品目であっても対象品目とすることができる。

#### 2 生食用

かぼちゃ（11～6月出荷）及びトマト（8～10月出荷）とする。

### 第4 取組期間

推進事業の取組期間は、第11の2の規定により採択された年度から3年間とする。

### 第5 助成単価等

#### 1 助成単価

推進事業の助成単価は、対象品目について、第8の対象契約に基づく作付面積のうち推進事業の対象とする面積（以下「事業対象面積」という。）につき、10アール当たり15万円とする。なお、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合の助成単価は、当該実面積につき10アール当たり15万円とし、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとする。

#### 2 事業対象面積

事業対象面積は、加工・業務用については10ヘクタール以上50ヘクタール以下、生食用については5ヘクタール以上50ヘクタール以下とする。ただし、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合は、第6の3の補助要件を満たすこととなった実面積以上50ヘクタール（実面積）以下とする。なお、第8の対象契約が面積契約（契約の対象品目について、その作付面積が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該面積、数量契約（契約の対象品目について、その取引数量が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該契約数量を当該品目の10アール当たりの平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）で除して算出した面積又は第7に掲げる取組を実施する面積のいずれか低い方を上限とする。

### 第6 事業の補助要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、第10の事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業参加農家が5戸以上であること。
- 2 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ5から7までに掲げる要件を満たすことができる妥当な面積であること。
- 3 事業対象面積は、対象品目ごとに加工・業務用については10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。ただし、対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積で、加工・業務用については10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。
- 4 対象出荷期間が特定された品目は、第9の1に掲げる目標年度において事業ほ場における年間の契約出荷量のうち2割以上をその期間に出荷すること。
- 5 第7の1の実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組を、事業の取組期間中にわたり継続して実施することが確実であること。
- 6 第7の2の作柄安定技術の導入のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。
- 7 第8の対象契約に基づく取引が、第9の1に掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。
- 8 第9の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。

- 9 取組主体が、本別紙及び機構が別に定める規程並びに機構、都道府県法人（第10の1の（1）の都道府県法人をいう。）その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること。
- 10 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。
- 11 事業ほ場に対する同様の取組について、本事業又は国等のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。

## 第7 事業の実施基準

取組主体は、次に定める1及び2に掲げる取組を一体的に実施するものとする。その際、当該年度に出荷を予定している対象品目について、取組を前年度の3月以前に行うことが合理的と認められる場合には、前年度の3月以前に行った取組を、出荷を予定している年度に行ったものとみなすことができるものとする。

なお、取組主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して次に定める取組を一体的に実施するものとする。

また、取組主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

- 1 実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組  
取組主体は、取組期間中、事業ほ場の全域において、次に掲げる全ての対策を行うものとする。

### （1）事業ほ場の設定

事業実施計画に登録した対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（当該専用ほ場を特定し、当該専用ほ場において、住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示することをいう。）を行う。この際、取組主体又はその構成員は、保有するほ場全体について、事業実施年度の前年度において、事業実施計画に登録した対象品目を栽培した面積を確認できる書類を作成するものとする。

### （2）一定期間の事前契約の締結

実需者等（第8の1に定める契約の相手方をいう。）に対し出荷を開始するまでに、第8に定める対象契約を締結する。

### （3）新規作型の導入

実需者等のニーズに応じた品種の導入、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入等の、対象出荷期間への出荷に向けた取組を行う。

### （4）生産コストの低減

農業機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行う。

### （5）流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組を行う。

### （6）トレーサビリティシステム等の活用

第8の対象契約に基づき出荷する対象品目の生産者を明らかにして流通させる取組を行う。

### （7）出荷量の安定に向けた取組

貯蔵庫（予冷库・保冷库等）を利用することにより、出荷量の安定に向けた取組を行う。

## 2 作柄安定技術の導入のための取組

取組主体は、次に掲げる対策について、事業の取組期間の1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を事業ほ場の全域において取り組むものとする。

### （1）土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行う。

### （2）病害虫防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行う。

### （3）地温安定・保水・風害対策

不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行う。

### （4）土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行う。

## 第8 対象契約

取組主体は、対象品目について、以下に掲げる内容を満たす契約（以下「対象契約」という。）を出荷前までに締結しなければならない。

### 1 対象契約の相手方は、次に掲げる国内の実需者等とする。

#### （1）加工・業務用

ア 対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

イ 対象品目を調理して提供し、又は販売することを業とする者

ウ 対象品目を取組主体から買い受け、又は委託を受けてア又はイに定める者に販売する者

#### （2）生食用

ア 対象品目を生食用として一般消費者等に販売することを業とする者

イ 対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、アに定める者に販売する者

### 2 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、別添2により取組主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

（1）当該契約の対象品目（契約により品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）

（2）当該対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

（3）契約期間内に取組主体が実需者等に供給する品目の数量を契約の内容とする場合にあっては、当該数量（以下「契約数量」という。）

（4）取組主体が実需者等に供給する品目の作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積



ては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(5) 当該対象品目の用途

- 3 加工・業務用の場合にあつては、1の(1)のウに定める者を対象契約の相手方を含む場合（取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合を除く。）においては、取組主体、1の(1)のウに定める者に加え、1の(1)のア又はイに定める者の3者により行うものとする。
- 4 生食用の場合にあつては、実需者等が1の(2)のイの場合の対象契約は、取組主体、1の(2)のイに定める者及び1の(2)のアに定める者の3者により行うものとする。
- 5 2の(3)の契約数量又は(4)の契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を作成するものとする（契約内容確認書に当該内容を記載する場合を含む。）。

## 第9 成果目標

### 1 目標年度

本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して3年後とする。

なお、目標年度において第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、当該事業実施年度の取組とみなすことができる。

### 2 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げる(1)及び(2)を推進事業の成果目標として設定するものとする。

#### (1) 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業ほ場における契約取引の全体的出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。

#### (2) 対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加する目標を設定すること。

## 第10 事業実施計画

### 1 事業実施計画の内容及び提出手続

- (1) 取組主体は、別添3により事業実施計画を作成し、原則として野菜価格安定法人（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）第3第5号に定める野菜価格安定法人をいう。以下「都道府県法人」という。）を経由して機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第3の1のただし書の場合にあつては、取組主体は別添3の提出の事前に都道府県知事へ協議を行い、都道府県知事がこれを認めた場合は、別添3と併せて別添4により機構理事長に承認を得るものとする。

機構理事長は、別添4の承認に当たっては、農産局長へ協議を行うものとする。

ただし、都道府県法人の定款等の制約により推進事業の事務が実施できず、機構理

事長が推進事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあつては、当該都道府県法人の経由を要しない（以下第10から第16までに定める手続において同じ。）。

- (2) 機構理事長は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、原則として都道府県法人を経由して取組主体に承認の通知を行うものとする。
  - (3) 機構理事長は、(2)に基づき事業実施計画を承認したときには、これを取りまとめ、農産局長に報告するものとする。
- 2 1(1)により取組主体から事業実施計画の提出を受けた都道府県法人にあつては、その内容が第6に掲げる事業の補助要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認めた事業実施計画について、機構理事長に提出するものとする。  
なお、都道府県法人(1(1)のただし書により都道府県法人を経由しない場合は、機構)が事業実施計画の確認を行う場合は、あらかじめ、当該都道府県に対し、取組内容の妥当性、支援の必要性、政策上の優先度その他必要な事項について協議を行うものとする。
  - 3 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げ又は事業量（事業対象面積）の2割を超える引下げを伴うものについては、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
    - (1) 事業の中止又は廃止
    - (2) 成果目標の変更
    - (3) 取組主体の変更
    - (4) 事業費（補助金）又は事業量（事業対象面積）の変更

## 第11 事業実施計画の審査基準等

- 1 機構理事長は、公募要領を定めた上で、公募により取組主体の募集を行うものとする。
- 2 機構理事長は、本事業の公募に対し取組主体から提出のあった事業実施計画（第10の3事業実施計画の変更を含む。）を妥当と認め、取組主体を採択するに当たっては、第9に掲げる成果目標の水準及び現況、事業対象面積の規模並びに都道府県における支援の必要性及び政策上の優先度等を勘案して適当と認めるものについて、予算の範囲内で採択するものとする。
- 3 2により採択された取組主体については、第10の1(2)に基づく事業実施計画の承認を得たものとみなす。
- 4 機構理事長は、2の取組主体を採択するに当たって、次の(1)から(10)までに該当する場合には、ポイント加算等の優遇措置を行うものとする。
  - (1) 強い農業づくり総合支援交付金のうち、先駆的モデル支援タイプに基づき策定した協働事業計画と連携している場合
  - (2) 水田農業高収益化推進計画と連携している場合
  - (3) 取組主体又は事業参加農家の全員が、地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられている場合

- (4) 本要領本体第4の3に定める環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画、又は有機農業の取組が位置付けられた地域計画と連携している場合
- (5) 農福連携の推進に取り組んでいる場合
- (6) GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）を取得している場合
- (7) 対象品目が、国産への切替えを目指す上での重点品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）に該当する場合
- (8) 過去に、本事業、加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業又は端境期等対策産地育成強化推進事業において補助金の交付を受けていない場合
- (9) 実需者と連携した取組により、実需者名及び対象品目について実需者と契約に基づく生産をしている旨が記載された看板を設置し、又は設置することが決まっている場合
- (10) 生産・流通コスト削減のため、スマート農業機械等を所有し、応募品目の生産に活用する場合

## 第12 交付申請等

### 1 交付申請書の内容及び提出手続

- (1) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、第10に基づく事業実施計画、その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を經由して機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は、(1)により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、原則として都道府県法人を經由して取組主体に通知するものとする。
- 2 1の(1)により取組主体から交付申請書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、妥当と認められるものについて機構理事長に当該交付申請書を提出するものとする。
- 3 取組主体は、1(2)により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1及び2に準ずるものとする。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 取組主体の変更
  - (3) 事業費（補助金）の増額又は30パーセントを超える減額

## 第13 実績報告等

### 1 実績報告書等の内容及び提出手続

- (1) 取組主体は、1年目の事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書に、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を經由して機構理事長に提出するものとする。  
ただし、第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度

までに及ぶ場合は、事業実施年度の3月31日をもって事業が終了したものとみなすことができるものとする。

- (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、取組主体が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、原則として都道府県法人を經由して、確定した補助金の額を通知するとともに、当該取組主体に対し補助金を交付するものとする。  
なお、(1)のただし書による場合は、実績報告書に対象契約の履行が確定であることを証する書類を添付させ、これが妥当であると判断されるものについて補助金を交付することができるものとする。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を報告させるものとする。
- (3) 機構理事長は、次に掲げるところにより、精算払請求等に基づく補助金の交付が不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。この場合において、機構理事長は、原則として都道府県法人を經由してその旨を取組主体に通知するものとする。
  - ア 対象契約が履行されていない場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。
  - イ 第7の取組が実施されていない場合は、取組を実施しなかった面積に係る補助金を減額し、補助金の一部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。
  - ウ 第7の取組を実施した面積が加工・業務用の場合は10ヘクタール、生食用の場合は5ヘクタール（第6の3のただし書の場合は、要件を満たすこととなった面積の実面積）を下回った場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。
  - エ アからウまでに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しない。
- 2 1(1)により取組主体から実績報告書及び補助金の精算払請求書の提出を受けた都道府県法人にあっては、証拠書類等と照合してその実施内容を確認し、推進事業の要件等を満たすと認めた場合に、機構理事長に当該実績報告書及び補助金の精算払請求書を提出するものとする。
- 3 取組主体は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、取組期間の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

## 第14 事業実施状況の報告

### 1 事業実施状況報告書の内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の前年度までの間、毎年度、機構理事長が定める事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を經由して機構理事長に提出するものとする。なお、事業の取組期間の2年目においては、第13の1(1)に準じ、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて提出するものとする。  
ただし、第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年

度に及ぶ場合は、当該事業年度の取組とみなすことができる。なお、当該契約期間が報告に係る年度の翌年度の7月末日以降までに及ぶ場合は、契約期間の終了の日の属する月の翌月の末日までに再度事業実施状況報告書を提出するものとする。

- (2) 機構理事長は、事業実施状況報告に基づき補助金の交付が不相当と認めるときは、第13の1(3)に準じて補助金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (3) 機構理事長は、(1)の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断する等必要な場合には、原則として都道府県法人を經由して、取組主体に対し、改善の指導等必要な措置を講ずるものとする。
  - (4) 機構理事長は、(1)の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
  - (5) 機構理事長は、(4)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。
  - (6) 機構理事長は、(1)又は(4)の報告があったとき及び(5)の措置を講じたときは、これを取りまとめ、農産局長に報告するものとする。
- 2 1 (1)により取組主体から事業実施状況報告書の提出を受けた都道府県法人にあつては、その実施内容を確認した後、機構理事長に当該事業実施状況報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

## 第15 事業の評価

### 1 成果報告書の内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、機構理事長が定める成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を經由して、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。

なお、当該年度の対象契約の契約期間が報告に係る年度の翌年度の7月末日以降までに及ぶ場合は、契約期間の終了の日の属する月の翌月の末日までに再度提出するものとする。

- (2) 機構理事長は、(1)の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、その内容について検討し、成果目標の達成状況等について別添5により評価を行い、成果報告書とともに農産局長へ報告するものとする。
- (3) 機構理事長は、(1)の成果報告書の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- (4) 機構理事長は、(3)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。

- (5) 機構理事長は、(1)の成果報告書及び(2)に規定する評価結果並びに(4)の措置を講じたときは、これを取りまとめたものを、農産局長に提出するものとする。
  - (6) 農産局長は、(2)の機構理事長から報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
  - (7) 農産局長は、(6)によって取りまとめられた最終的な評価結果について、速やかに公表するものとする。
  - (8) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、機構理事長は原則として都道府県法人を經由して、当該取組主体に対し、別添6により改善計画を提出させるなどの適切な措置を講ずるものとする。  
ただし、以下に該当する場合において、取組主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、機構理事長がやむを得ないと認めるときは、(6)の委員会に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。  
ア 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合  
イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
  - (9) 機構理事長は、(8)の規定による改善計画の取組終了後、取組主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。
  - (10) (9)の成果報告にかかる再評価については、(2)から(7)に準じて行うものとする。
- 2 1 (1)により取組主体から成果報告書の提出を受けた都道府県法人にあつては、その内容を確認した後、機構理事長宛てに当該成果報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

## 第16 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、次に掲げるところにより、取組主体に既に交付した補助金の全部又は一部を返還させ、必要に応じ事業を中止させることができるものとする。この場合において、機構理事長は、その旨を原則として都道府県法人を經由して取組主体に通知するものとする。
  - (1) 事業の取組期間の各年度において、事業実施計画に位置付けた対象契約が履行されなかった場合（以下「契約不履行」という。）は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。また、取組期間の2年目までに契約不履行となった場合（第13の1の(3)により補助金の全部を交付しなかった場合を含む。）は、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。
  - (2) 事業の取組期間の2年目又は3年目において、事業対象面積が事業実施計画に記載する面積より減少した場合は、当該減少した面積に、2年目は、下表に掲げる2年目と3年目の助成単価相当額の和を、3年目は、3年目の助成単価相当額を、それぞれ乗じた額を返還させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

取組期間	各年度における助成単価相当額
2年目	10 アール当たり5万円
3年目	10 アール当たり3万円

(3) 取組期間の2年目以降に、第10の3の(1)により事業の中止又は廃止した場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

(4) (1)から(3)までに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。

また、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。

2 機構理事長は、1の(4)に基づき取組主体に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

## I-Ⅱ 大規模契約栽培産地育成強化支援事業

### 第1 事業の内容

大規模契約栽培産地育成強化支援事業（以下「支援事業」という。）は、I-Ⅰの推進事業等の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は第2に掲げる取組主体が必要な取組を実施するとともに、当該取組主体の取組に要する経費について機構が補助する事業とする。

### 第2 取組主体

支援事業の取組主体は、推進事業の取組主体（以下「推進事業主体」という。）、推進事業を実施しようとする団体又は過年度に加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業若しくは端境期等対策産地育成強化推進事業を実施した取組主体が所在する都道府県の都道府県法人（I-Ⅰの第10の1(1)に定めるものをいい、当該都道府県法人がその定款等の制約により支援事業の事務の実施ができない場合又は機構理事長が本事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては機構をいう。以下同じ。）とする。

### 第3 事業の実施基準

支援事業の取組主体である都道府県法人は、1から6までに掲げる取組を実施するものとする。

#### 1 事業実施計画の確認

都道府県法人は、I-Ⅰの第10の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の事業実施計画の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施計画の内容が、I-Ⅰの第6の事業の補助要件等を全て満たすものであるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) (1)において需給の均衡の観点から確認を行うときは、当該推進事業主体の過去の契約数量等を基本としつつ、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号生産局長通知）第1の1に規定する需給ガイドライン（当該需給ガイドラインを踏まえ都道府県等が作成する作付指標等がある場合は、当該作付指標等を含む。）との整合性を確認するものとする。
- (3) 都道府県法人は、(1)の確認に当たり、当該都道府県と取組の内容の妥当性、支援の必要性等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該都道府県において複数の事業実施計画の内容の協議を行うときは、当該都道府県における政策上の優先度に係る協議を併せて実施するものとする。
- (4) 都道府県法人は、(3)の協議を踏まえ、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でないとき又は不備が認められたときにあっては、当該事業実施計画の修正について推進事業主体に指示を行い、事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合にあっては、当該事業実施計画の取下げについて推進事業主体に助言する。

#### 2 交付申請書の確認

都道府県法人は、I-Ⅰの第12の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業

の交付申請書の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された交付申請書の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) 都道府県法人は、交付申請書の内容に不備が認められたときには、当該交付申請書の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

#### 3 実績報告等の確認

都道府県法人は、I-Iの第13の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実績報告書等の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された実績報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) (1)において、事業対象面積の確認に当たっては、I-Iの第8の対象契約の履行状況を確認するとともに、I-Iの第7の取組を実施した面積について、当該ほ場の所在地の地図や農地基本台帳その他これに準ずる書類から面積を算出するほか、必要に応じて実測を行い、面積の確認を行うものとする。
- (3) (1)において、I-Iの第7の取組が実施されたことの確認に当たっては、当該取組に係る作業日誌や写真等の証拠書類の確認等により行うものとする。
- (4) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、実績報告書等の内容に不備が認められたときには、当該実績報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

#### 4 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

都道府県法人は、I-Iの第14の2及び第15の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実施状況報告書及び成果報告書（以下「事業実施状況報告書等」という。）の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施状況報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業実施状況報告書等の内容に不備が認められたときには、事業実施状況報告書等の修正について取組主体に指示を行うものとする。
- (3) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断したとき又は目標年度において成果目標が未達成であったときには、都道府県と協議して、I-Iの取組主体に対し必要な指導を行う。この場合において都道府県法人（機構を除く。）は、必要に応じ、改善指導等必要な措置を講ずるべき旨及び改善指導等の措置の内容について機構理事長に意見具申を行うものとする。

#### 5 都道府県への情報提供

都道府県法人は、I-Iの規定に基づき機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について、都道府県に情報提供するものとする。

#### 6 その他必要な取組

1から5までに掲げるほか、都道府県法人は、推進事業等の効率的かつ円滑な実施に必要な書類の経由等に係る事務を行うものとする。

#### 第4 委託

支援事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- 3 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第5 事業の対象となる経費等

- 1 支援事業の対象となる経費は、本要領別表1の支援事業の補助対象経費の範囲とし、範囲となる補助対象経費の費目、細目、内容、注意点は本要領別表3のとおりとする。
- 2 補助金の限度額は、各年度につき、1都道府県法人当たり100万円とする。  
ただし、過年度に採択された加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業及び端境期等対策産地育成強化推進事業の取組主体が所在する都道府県の都道府県法人の場合には、当該事業が採択された年度ごとに100万円を加算できるものとする。その際に、第4四半期に当該事業が採択されていた場合には、当該事業は翌年度に採択されたものとみなす。

#### 第6 交付申請

- 1 都道府県法人（機構を除く。以下同じ。）は、第5の経費について補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、支援事業の実施計画その他機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は1により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、都道府県法人に通知するものとする。
- 3 都道府県法人は、2により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。  
なお、重要な変更に係る手続は1及び2に準ずるものとする。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業費の30パーセントを超える増額又は補助金の増額
  - (3) 事業費又は補助金の30パーセントを超える減額

#### 第7 実績報告等

- 1 実績報告書等の内容及び提出手続
  - (1) 都道府県法人は、各年度における事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書を機構理事長に提出するものとする。

- (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、都道府県法人が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、補助金を交付するものとする。
- (3) 機構理事長は、精算払請求等に基づく補助金の交付が不適当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。
- (4) 機構は、2の概算払をした場合であって、1の(2)により確定した額が当該概算払した額を下回る都道府県法人があるときは、その差額を当該都道府県法人に返還させるものとする。

## 2 概算払

- (1) 都道府県法人は、事業の円滑な推進上必要なときは、概算払を受けることができるものとし、概算払を受けようとするときは、機構理事長が定める日までに、第6の2により通知された額の70パーセントを超えない範囲において、機構理事長が定める概算払請求書を機構理事長に提出するものとする。
  - (2) 機構は、都道府県法人から提出された概算払請求書の内容が適正であると認めるときは、概算払を行うものとする。
- 3 都道府県法人は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、都道府県法人は、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

## 第8 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、都道府県法人は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、都道府県法人は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県法人は、機構理事長が定めるところにより、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、機構理事長に提出するものとする。
- 3 なお、都道府県法人は、交付決定前に着手した場合は、交付申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 4 機構は、都道府県法人が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、都道府県法人の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 機構理事長は、1に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金を

交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

## 野菜の産地強化計画の策定について

	平成 13 年 11 月 16 日付け 13 生産第 6379 号 農林水産省生産局長通知	
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8456 号	
一部改正	平成 17 年 6 月 22 日付け 17 生産第 1651 号	
一部改正	平成 18 年 11 月 14 日付け 18 生産第 3958 号	
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 9005 号	
一部改正	平成 20 年 3 月 21 日付け 19 生産第 8796 号	
一部改正	平成 22 年 1 月 28 日付け 21 生産第 7200 号	
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日付け 22 生産第 10947 号	
一部改正	平成 25 年 2 月 1 日付け 24 生産第 2659 号	
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日付け 24 生産第 3203 号	
一部改正	平成 27 年 10 月 15 日付け 27 生産第 1913 号	
一部改正	平成 30 年 11 月 9 日付け 30 生産第 1442 号	
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2389 号	
一部改正	令和 2 年 4 月 6 日付け 元生産第 1992 号	
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2576 号	
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3944 号	
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 5279 号	

### 第 1 産地強化計画の趣旨

野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。

一方で、国産野菜の産地では、高齢化、担い手の減少などが進行し、近年の猛暑や予測の困難な局地的豪雨等の異常気象の発生と相まって、産地基盤の脆弱化が進むとともに、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは依然高い傾向にある。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、多様な担い手を確保しつつ、産地基盤の強化を図り、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、競争力のある生産供給体制の確立等を図るための構造改革を引き続き推進することが重要である。

このため、各産地の特性や意向を踏まえ、加工・業務用の増加といった需要動向の変化に対応した産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を引き続き実施するための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。

### 第 2 産地強化計画の内容

- 1 産地強化計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を内容とする産地強化計画を、品目（産地強化計画の対象とする野菜が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条に規定する指定野菜（以下「指定野菜」という。）の場合にあっては、同条に定める種別。以下同じ。）を定めて別記様式第1号により策定するものとする。

(1) 産地の将来方向

(2) 別記の2の(2)の戦略タイプごとの具体的な数値目標

(3) (2)の数値目標を実現するための具体的な方策

(4) その他産地における留意事項及び方針

- 2 計画主体は、産地強化計画の内容が次に掲げる事項に適合するように、十分留意するものとする。

(1) 産地強化計画を実施することにより、目標年度までに産地として当該品目の安定的な生産供給体制の構築が図られるものであること。

(2) 設定した数値目標の達成が確実に図られるものであること。

(3) その他別記の「都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目」を満たすものであること。

- 3 計画主体は、産地強化計画を変更する必要がある場合には、1及び2を準用し変更するものとする。

### 第 3 対象となる野菜

指定野菜又は野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「規則」という。）第8条に規定する特定野菜を生産している産地は、可能な限り産地強化計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて策定するものとする。

### 第 4 産地の対象範囲

産地強化計画の策定に当たり、法第4条第1項に規定する野菜指定産地（以下「野菜指定産地」という。）又は野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の2の(2)に規定する対象産地（以下「指定産地等」という。）にあっては、原則として指定産地等とその範囲として策定するものとする。

ただし、交付等要綱別記3の契約指定野菜安定供給事業実施要領第1に規定する登録認定農業者等（以下「登録認定農業者等」という。）が策定する場合等にあっては、この限りでない。

### 第 5 計画主体

- 1 計画主体は、指定産地等の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、法第10条第1項に規定する登録生産者、規則第9条第1項第1号に規定する相当規模生産者、登録認定農業者等、3戸以上の営農集団等とする。

なお、交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領第6の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする法第10条第1項に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地にあっては、農業協同組合が計画主体となることを原則とする。

- 2 都道府県普及指導センター及び市町村（以下「都道府県普及指導センター等」という。）は、構造改革を推進し、競争力のある生産供給体制の確立等を図るため、計画主体に対し、低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた産地強化計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できるものとする。

なお、営農集団が計画主体となる場合にあっては、農業協同組合は必要に応じて、都道府県普及指導センター等に準じて指導・助言できるものとする。

### 第 6 産地強化計画の対策期間

産地の構造改革の進展を図るため、産地強化計画の策定は、可能な限り早期に行うこととする。同計画に基づく対策期間は、計画策定時から令和6年度までとする。

#### 第7 産地強化計画の認定等

- 1 計画主体は、別記様式第1号により策定した産地強化計画を別記様式第2号により都道府県知事に提出して、認定を受けるものとする。その際、都道府県知事は、別記の「都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目」に基づき審査することとする。
- 2 都道府県知事は、1の認定に当たり、あらかじめ別記様式第3号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議するものとする。
- 3 産地強化計画の変更のうち次に掲げる重要な変更については、1及び2を準用するものとする。
  - (1) 計画主体の変更（次項の軽微な変更を除く。）
  - (2) 計画策定対象品目の変更
  - (3) 産地の将来方向の変更
  - (4) 戦略タイプの変更
  - (5) 達成目標及び目標達成のための数値目標の変更
- 4 計画主体は、産地名、市町村名、計画主体名等の軽微な変更があった場合には、別記様式第2号の2により都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、別記様式第3号の2により地方農政局長等に届出を行うものとする。

#### 第8 産地強化計画の公表

都道府県知事は、産地強化計画の認定（変更する場合を含む。）を行った場合には、その概要の公表に努めるものとする。

#### 第9 産地強化計画の実績報告

- 1 計画主体は、毎年の実績報告を、別記様式第4号により都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けたときは、毎年1月末までに別記様式第5号により地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 計画主体は、第6の対策期間経過後において、産地強化計画達成状況報告を、別記様式第6号により速やかに都道府県知事に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、産地強化計画の目標年終了後の目標達成状況について、別記様式第1号の2の「達成目標」及び3により提出された産地強化計画達成状況報告により、計画策定時の目標値と目標年における実績値を比較して、確認するとともに、達成状況に応じ、都道府県において必要な指導等を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、3の報告のうち目標年における目標達成割合が80%未満の場合、目標年度の次年度の7月末までに別記様式第7号による報告を地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第10 国の支援

第7の1により産地強化計画の認定を受けた計画主体は、国の支援を受ける事業であって、産地強化計画の認定を受けることを採択の条件とするものを実施する場合には、当該産地強化計画の策定・実施と当該事業の実施とを極力一体的に推進するものとする。

#### 第11 他の計画等との関係

計画主体は、産地強化計画の策定に当たっては、野菜指定産地の「生産出荷近代化計画」、農業経営基盤強化促進基本構想等の他の計画との整合性に十分配慮することとする。

附 則（平成17年4月1日付け16生産第8456号）

- 1 この通知による改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に存する産地改革計画については、この通知による改正前の第10の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年6月22日付け17生産第1651号）

この通知による改正は、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成18年11月14日付け18生産第3958号）

- 1 この通知による改正は、平成18年11月14日から施行する。
- 2 この通知による改正前の野菜の産地強化計画の策定について（以下「旧通知」という。）の規定に基づき産地強化計画の認定を受けた産地に係る野菜の産地強化計画の策定について第10及び野菜構造改革促進特別対策事業の運用について（平成14年4月1日付け13生産第9957号農林水産省生産局長通知）第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に申請されている産地強化計画の認定については、旧通知の規定に基づき行うことができる。
- 4 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行うとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行うとする産地以外の産地に係る産地強化計画にあっては、野菜の産地強化計画の策定について第2及び第7の規定の適用については、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成19年3月30日付け18生産第9005号）

この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日付け19生産第8796号）

この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月28日付け21生産第7200号）

- 1 この通知による改正は、平成22年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に存する産地強化計画については、この通知による改正前の第9の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年3月31日付け22生産第10947号）

この通知による改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日付け24生産第2659号）

- 1 この通知による改正は平成25年2月1日から施行する。
- 2 第9の1及び2の規定は、この通知の施行後に策定された産地強化計画について適用する。
- 3 この通知の施行の際現に存する産地強化計画については、この通知による改正前の第9の1の規定は、なおその効力を有する。



- 4 第9の5の規定は、この通知の施行の際現に存する産地強化計画にも適用する。この場合において、第9の5中「3」とあるのは「平成25年2月1日付け24生産第2659号による改正前の第9の1」と、「目標年度の次年度の」とあるのは「平成25年」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年5月16日付け24生産第3203号）  
この通知による改正は平成25年5月16日から施行する。

- 附 則（平成27年10月15日付け27生産第1913号）  
1 この改正は、平成27年10月15日から施行する。  
2 この改正の施行の際現に存する産地強化計画に係る第9に基づく実績報告等については、改正前の別記様式4号、5号、6号及び7号により行うものとする。

- 附 則（平成30年11月9日付け30生産第1442号）  
1 この改正は、平成30年11月9日から施行する。  
2 この改正の施行の際現に存する産地強化計画に係る第9に基づく実績報告等については、改正前の別記様式4号、5号、6号及び7号により行うものとする。

附 則（平成31年4月1日付け30生産第2389号）  
この通知による改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月6日付け 元生産第1992号）  
この通知による改正は、令和2年4月6日から施行する。

- 附 則（令和3年4月1日付け2生産第2576号）  
1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。  
2 この改正の施行の際現に存する産地強化計画に係る第9に基づく実績報告等については、改正前の別記様式第4号、第5号、第6号及び第7号により行うものとする。

附 則（令和4年4月1日付け 3農産第3944号）  
この通知による改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付け 4農産第5279号）  
この通知は、令和5年4月1日から施行する。

## 別記

### 都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目

#### 1 全体検討項目

- (1) 目標の達成により、価格面又は品質面において、国際競争にも耐えうる産地体制・生産供給体制の推進につながるものであること。
- (2) 目標達成のための具体的な手段及び進め方が示されていること。
- (3) (2)の具体的な手段及び進め方は、実現可能と考えられるものであること（関係者の協力が得られること等）。

#### 2 産地強化計画様式の各項目別検討事項

##### (1) 産地の将来方向

- ア 作付面積が、産地の単収、出荷量等と整合性のとれた適切なものであること。また、戦略タイプごとに取り組む出荷量又は作付面積（以下「出荷量等」という。）が、現状の作付面積や目標とする作付面積等からみて適正であり、かつ、過大でないこと。
- イ 新規就農者等の育成を積極的に行うなど、産地として育成すべき経営体（担い手）の育成・確保を進めるものであること。

##### (2) 戦略タイプごとの取組内容

- i ア若しくはウの戦略タイプ単独で、又はア、イ、ウ若しくはオの戦略タイプを組み合わせて取り組む場合には、全出荷量又は全作付面積（以下「全出荷量等」という。）のうちこれらの戦略タイプで取り組む出荷量等の合計の占める割合が概ね30%以上であること（但し、オの戦略タイプを含む取組の場合には、これに併せて、全出荷量等のうちオの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね5%以上であること。）。
- ii イ又はオの戦略タイプ単独で取り組む場合には、全出荷量等のうちこれらの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね5%以上であること。
- iii エの戦略タイプ単独で、又はエを含む複数の戦略タイプで取り組む場合には、全出荷量等のうちアからオまでの戦略タイプで取り組む出荷量等の占める割合が概ね100%であること。

また、環境に配慮した生産・流通の取組を行っていること。

##### ア 低コスト化タイプ

輸入野菜にコスト面でも対抗しうる産地とするため、生産・流通コストの削減等为目标とする更なる低コスト化の取組

##### イ 契約取引推進タイプ

実需者のニーズに応えつつ、安定した経営を確保するため、定量、定価、定時、定質による契約取引の継続・拡大等の取組

##### ウ 高付加価値化タイプ

消費者・実需者ニーズに対応して、品質、機能性、安全・安心、鮮度などの観点から差別化・付加価値化した野菜を供給する取組

##### エ 資材低減タイプ

資源循環型の持続可能な産地とするため、効率的な施肥体系への転換等を行い肥料、燃油その他資材の使用を抑制する取組

##### オ 加工・業務用推進タイプ

加工・業務用需要に対応した生産の拡大を図るために、実需者ニーズを踏まえて、加工・業務用野菜を安定供給する取組

(3) 戦略タイプごとの具体的な数値目標

ア 低コスト化タイプの場合

① 露地野菜

は種、定植、収穫、調製のうち、少なくとも1以上の作業において、機械化の推進により現状よりコスト低減が図られるとともに、規模拡大又は他作物の導入が図られていること。また、試算が可能であれば、輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

② 施設野菜

低コスト耐候性ハウス（超低コストハウスを含む。）の導入、点滴かんがいの導入、高設栽培の導入、施設管理の自動化等により、現状よりコスト低減が図られるとともに、規模拡大又は他作物の導入が図られていること。また、試算が可能であれば、輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

イ 契約取引推進タイプの場合、量的又は質的に契約取引の改善が図られるようになっていること。また、通いコンテナの普及、規格の簡素化、新たな輸送システムの構築等の取組がなされていることが望ましい。

ウ 高付加価値化タイプの場合、他と差別化できる特徴をもっていること。既に取り組んでいる場合には、従来の取組と比較して量的な拡大又は質的な改善が図られること。

エ 資材低減タイプの場合

① 露地野菜

土壌診断の結果に基づく適正施肥の推進、効率的施肥技術の導入、単肥その他の低価格肥料の利用推進等を行うことにより、現状より肥料その他資材の使用の抑制が図られていること。

② 施設野菜

①に加え、循環扇の導入、省エネルギー効果の高い被覆材、加温設備の導入等を行うことにより、現状より燃油その他資材の使用の抑制が図られていること。

オ 加工・業務用推進タイプの場合、加工・業務用品種の導入、加工・業務用規格での生産・出荷、大型コンテナによる流通効率化等により加工・業務用野菜出荷の拡大が図られること。